昭和三十三年四月二十五日　参議院会議録追録（その一）　審査報告書（継続案件）

昭和三十三年四月二十五日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和三十三年四月二十五日

○第二十八回国会　参議院会議録追録（その一）

○審査報告書
〔継続案件〕
審査報告書
幼児誘拐等処罰法案（継続案件）
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十二年十二月十九日
法務委員長　青山　正一
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要
本委員会においては、この法案が刑法の刑罰体系並びに国民の基本的人権に影響を与える重要な問題を内蔵することにかんがみ、専ら調査室をして資料の収集等に当らしめたが、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書
刑法等の一部を改正する法律案（継続案件）
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十二年十二月十九日
法務委員長　青山　正一
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要
本委員会においては、この法律案が刑罰体系の根幹に影響する画期的重要な内容を有することにかんがみ、専ら調査室をして資料の収集に当らしめたが、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書
裁判所法等の一部を改正する法律案（予備審査）（継続案件）
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十二年十二月十九日
法務委員長　青山　正一
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要
本委員会においては、本法律案が最高裁判所の機構改革、刑事上告理由の範囲の拡張等の重大な内容を有することにかんがみ、今期国会閉会中に前国会に続き大阪及び名古屋において調査会を開き学界、法曹界、財界、言論界、労働界の代表から意見を聴取し、実情を調査するほか資料の収集を行う等慎重なる調査を行つたが審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書
恩赦法の一部を改正する法律案（継続案件）
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十二年十二月十九日
法務委員長　青山　正一
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要
本委員会においては、恩赦の及ぼす社会的影響の重大なる点にかんがみ、恩赦審議会委員の構成等について、なお、慎重に審査するため調査室をして関係資料の収集等に当らしめたが審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書
接収貴金属等の処理に関する法律案（継続案件）
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十二年十二月十九日
大蔵委員長　豊田　雅孝
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要
本法案は、終戦直後、連合国占領軍が国及び民間から接収し、平和条約の発効とともに日本政府に引渡された貴金属等について、この際返還等の処理をしようとするものであつて、第二十六回国会に衆議院より送付されて以来慎重に審査を行つて来たが、民間への返還、国に帰属すべきものの処理等極めて複雑な問題を含み、なお充分検討の必要があり、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書
入場税法の一部を改正する法律案（継続案件）
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十二年十二月十九日
大蔵委員長　豊田　雅孝
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要
本法案は、入場税の純演劇に関する税率を引下げようとするものであつて、第二十六回国会に衆議院より提出されて以来慎重に審査を行つて来たが、純演劇の解釈、一般演劇との区分、他の間接税との関係等なお検討の必要があり審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（継続案件）
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十二年十二月十九日
社会労働委員長　阿具根　登
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要
本法案は第二十二回国会に提出され第二十七回国会閉会中まで継続して審査を行つてきたのであるが、その間主として資料の収集に努め、充分審査をつくすことができなかつたので次期国会においても引続き審査を行う必要がある。

審査報告書
労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（継続案件）
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十二年十二月十九日
社会労働委員長　阿具根　登
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要
本法案は第二十四回国会に提出され第二十七回国会閉会中まで継続して審査を行つてきたのであるが、その間主として資料の収集に努め、充分審査をつくすことができなかつたので次期国会においても引続き審査を行う必要がある。

審査報告書
慰老年金法案（継続案件）
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十二年十二月十九日
社会労働委員長　阿具根　登
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要
本法案は第二十四回国会に提出され第二十七回国会閉会中まで継続して審査を行つてきたのであるが、その間主として資料の収集に努め、充分審査をつくすことができなかつたので次期国会においても引続き審査を行う必要がある。

審査報告書
最低賃金法案（予備審査）（継続案件）
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十二年十二月十九日
社会労働委員長　阿具根　登
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要
本法案は第二十四回国会に提出され第二十七回国会閉会中まで継続して審査を行つてきたのであるが、その間主として資料の収集に努め、充分審査をつくすことができなかつたので次期国会においても引続き審査を行う必要がある。

審査報告書
家内労働法案（予備審査）（継続案件）
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十二年十二月十九日
社会労働委員長　阿具根　登
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要
本法案は第二十六回国会に提出され、第二十七回国会閉会中まで継続して審査を行つてきたのであるが、その間主として資料の収集に努め充

分審査をつくすことができなかつたので次期国会においても引続き審査を行う必要がある。

審査報告書

公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律案（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十二年十二月十九日

社会労働委員長　阿具根　登

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本法案は第二十六回国会に提出され、第二十七回国会閉会中まで継続して審査を行つてきたのであるが、その間主として資料の収集に努め、充分審査をつくすことができなかつたので次期国会においても引続き審査を行う必要がある。

審査報告書

病理細菌検査技師法案（予備審査）（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十二年十二月十九日

社会労働委員長　阿具根　登

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本法案は第二十六回国会に提出され、第二十七回国会閉会中まで継続して審査を行つてきたのであるが、その間主として資料の収集に努め充分審査をつくすことができなかつたので次期国会においても引続き審査を行う必要がある。

審査報告書

角膜移植に関する法律案（予備審査）（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十二年十二月十九日

社会労働委員長　阿具根　登

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本法案は第二十六回国会に提出され、第二十七回国会閉会中まで継続して審査を行つてきたのであるが、その間主として資料の収集に努め充分審査をつくすことができなかつたので次期国会においても引続き審査を行う必要がある。

審査報告書

地区衛生組織の育成に関する法律案（予備審査）（継続審査）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十二年十二月十九日

社会労働委員長　阿具根　登

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本法案は第二十六回国会に提出され、第二十七回国会閉会中まで継続して審査を行つてきたのであるが、その間主として資料の収集に努め充分審査をつくすことができなかつたので次期国会においても引続き審査を行う必要がある。

審査報告書

駐留軍関係離職者等臨時措置法案（予備審査）（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十二年十二月十九日

社会労働委員長　阿具根　登

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本法案は第二十七回国会に提出され、同国会においては提案理由の説明を聴取したのみであつたため閉会中も継続して審査を行つてきたのであるが、閉会中は主として資料の収集に努め充分審査をつくすことができなかつたので、次期国会においても引続き審査を行う必要がある。

審査報告書

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案（予備審査）（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十二年十二月十九日

社会労働委員長　阿具根　登

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本法案は第二十七回国会に提出され、同国会においては審議に入らなかつたため閉会中も継続して審査を行つてきたのであるが、閉会中は主として資料の収集に努め充分審査をつくすことができなかつたので、次期国会においても引続き審査を行う必要がある。

審査報告書

地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案（予備審査）（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十二年十二月十九日

社会労働委員長　阿具根　登

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本法案は第二十七回国会に提出されたのであるが会期末に提出されたため同国会中には審査を行うことができず閉会中も継続して審査を行うこととしたのであるが、閉会中は主として資料の収集に努め充分審査をつくすことができなかつたので、次期国会においても引続き審査を行う必要がある。

審査報告書

建設業法の一部を改正する法律案（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十二年十二月十九日

建設委員長　森田　義衛

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本案は、第二十二回国会において、本院議員小澤久太郎君外二名の発議により昭和三十年七月二十日提出され、同日、本委員会に付託され、以来継続して審査を行つてきたものである。

その内容は、国又は日本国有鉄道等の公共企業体若しくは地方公共団体が、公共工事の請負を競争入札に付する場合に予定価格の十分の八以内の最低落札価格に満たない価格による入札を無効とし、もつて公共工事の適正な施工を図ろうとするものである。

一方本案の対案として政府から提出されている会計法の一部を改正する法律案が衆議院で継続審査されている関係もあるので本委員会としては、なお、慎重に審査の要あるものとして、閉会中も審査を行うこととしたが本閉会中は概ね資料の収集に止まり、結論を得るに至らなかつた。

審査報告書

公営住宅法の一部を改正する法律案（継続案件）

住宅公社法案（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十二年十二月十九日

建設委員長　森田　義衛

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本案二件は、第二十六回国会において、本院議員田中一君外二名の発議により本年五月十四日提出され、同日、本委員会に付託されたもので、その内容の中心点は、現下の住宅難にかんがみ、公営住宅の増加をはかり、且つ現行の住宅金融公庫及び日本住宅公団を一本に改組して新たに住宅公社を設立して、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を建設しようとするものである。

本委員会としては、なお、慎重に審査の要あるものとして閉会中も審査を行うこととしたが今閉会中は概ね資料の収集に止まり、結論を得るに至らなかつた。

審査報告書

昭和三十年度一般会計歳入歳出決算（継続案件）

昭和三十年度特別会計歳入歳出決算（継続案件）

昭和三十年度国税収納金整理資金受払計算書（継続案件）

昭和三十年度政府関係機関決算書（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十二年十二月十九日

決算委員長　高野　一夫

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

昭和三十年度決算に関しては第二十六回国会において鋭意審査を行つて来たが、第二十七回国会は会期が極めて短く、且つ、第二十七回国会終了後の閉会中の期間も比較的短期間であつたため、委員会を開き審議するに至らず、専ら審議資料の収集等の準備に終つた。

審査報告書

昭和三十年度国有財産増減及び現在額総計書算（継続案件）

昭和三十年度国有財産無償貸付状況総計算書（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十二年十二月十九日

決算委員長　高野　一夫

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

昭和三十年度国有財産増減及び現在額総計書算（継続案件）

昭和三十年度国有財産無償貸付状況総計算書（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十二年十二月二十日

決算委員長　高野　一夫

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本件に関しては、従来、昭和三十年度決算と併行して審議を行つて来たが、第二十七回国会は閉会中並びに閉会後の期間が短く昭和三十年度決算同様、審議するに至らなかつた。

審査報告書

恩給法第十一条第一項等の金融機関を定める法律案（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十二年十二月二十日

内閣委員長　藤田　進

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

内閣委員会は、第二十六回国会以来本案の審査を続けているが、第二十七回国会及びこれに続く閉会中は、その期間も極めて短く、且つ他の案件の審査に多数の日時を要したため、本案については、基礎的調査の程度にとどまり、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

電波法の一部を改正する法律案（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十二年十二月二十日

通信委員長　宮田　重文

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本法律案は、第二十六回国会に提出され、第二十七回国会閉会中並びに閉会中においては、主として基礎的資料の収集に努めたが、未だ結論を得るに至らなかつた。

審査報告書

郵政事業職員等共済組合法案（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十二年十二月二十日

通信委員長　宮田　重文

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本法律案は、第二十六回国会に提出され、第二十七回国会閉会中並びに閉会中においては、主として基礎的資料の収集に努めたが、未だ結論を得るに至らなかつた。

〔第十七号参照〕

審査報告書

昭和三十二年度一般会計予算補正（第3号）

昭和三十二年度特別会計予算補正（特第5号）

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月二十七日

予算委員長　泉山　三六

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

伊能　芳雄　　小幡　治和

剱木　亨弘　　大川　光三

石坂　豊一　　木島　虎蔵

古池　信三　　小山邦太郎

森　八三一　　高橋進太郎

迫水　久常　　一松　定吉

後藤　義隆　　苫米地英俊

加賀山之雄　　三浦　義男

佐藤清一郎　　塩見　俊二

下條　康麿　　館　哲二

鶴見　祐輔　　苫米地義三

田村　文吉　　本多　市郎

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和三十二年度一般会計予算補正（第3号）は、義務教育費国庫負担金、国民健康保険療養給付費補助金、旧軍人遺族等恩給費等義務的経費の不足額の追加及び東京国際空港敷地買収費その他の経費の追加を行い、これが財源として物品税、日本銀行納付金等の増収額を当てることを内容とし、昭和三十二年度特別会計予算補正（特第5号）は、中小企業信用保険特別会計における信用保証協会を相手方とする普通保険の契約限度額引上げのための特別会計予算総則の補正を内容とし、それぞれ当面必要とされる最小限度の措置を行つたものでありいずれもやむを得ない措置と認める。

二、費用

これらの予算補正により、一般会計予算の総額は、歳入歳出ともに、七十七億二千二百七十二万三千円を増加して、歳入歳出ともに、一兆一千八百四十六億一千三百六十万三千円となる。

なお、特別会計予算については、予算総則の一部を補正したのみで、歳入歳出とも、予算額に変更はない。

審査報告書

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月二十六日

大蔵委員長　河野　謙三

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

左藤　義詮　　木内　四郎

青木　一男　　山本　米治

大谷　瑩潤　　岡崎　眞一

木暮武太夫　　廣瀬　久忠

小林　孝平　　杉山　昌作

剛　　栗山　良夫

正　　天坊　裕彦

大矢

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、厚生保険特別会計の健康勘定の歳入不足をうめ、及び船員保険特別会計の療養給付等の部門における財源の一部に充てるために、昭和三十三年度以降、一定年度間、所定の金額を限り、これらの勘定又は会計に対し、一般会計から繰入ができる特例につき、別に借入金等によつてこれを処理することとしたのに伴い、これを昭和三十四年度以降に繰延べようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

昭和三十三年度において、資金運用部資金から六十億円の借入金をするのに伴い、同年度厚生保険特別会計の健康保険勘定に利子負担三千万円が計上されている。

審査報告書

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月二十七日

大蔵委員長　河野　謙三

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

木内　四郎　　左藤　義詮

山本　米治　　青木　一男

岡崎　眞一　　大谷　瑩潤

廣瀬　久忠　　木暮武太夫

杉山　昌作　　小林　孝平

栗山　良夫　　平林　剛

天坊　裕彦　　大矢　正

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、食糧管理特別会計の経理を明確にし、運営の健全化を図るため、この会計を国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定、業務及び調整の六勘定に区分し、これらの勘定の歳入及び歳出を規定するとともに、調整勘定に資金を設け、諸勘定の損益の処理等について所要の規定を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月二十七日

大蔵委員長　河野　謙三

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

木内　四郎　　左藤　義詮

山本　米治　　青木　一男

岡崎　眞一　　大谷　瑩潤

廣瀬　久忠　　木暮武太夫

杉山　昌作　　小林　孝平

栗山　良夫　　平林　剛

天坊　裕彦　　大矢　正

一、要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、食糧管理特別会計の運営の健全化に資するため、この会計に、一般会計からの繰入金をもつて充てる資金を設けることとし、損益計算上の損益は、この資金の増減することによつて処理できることにしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

昭和三十二年度一般会計予算補正（第二号）に、食糧管理特別会計の資金に充てるための一般会計からの繰入金百五十億円が計上されている。

審査報告書

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月二十七日

外務委員長　寺本　廣作

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

森　元治郎　羽生　三七
野村吉三郎　安部　清美
石黒　忠篤　井野　碩哉
永野　護　杉原　荒太
笹森　順造　鹿島守之助
井上　清一　鶴見　祐輔

一、要領書

委員会の決定の理由

この法律案は「在外公館の名称及び位置を定める法律」の一部を改正して、ガーナに大使館を新設し、在サウディ・アラビア、在ノールウェー、在デンマーク、在エティオピア、在ニュー・ジーランド及び在ヴァチカンの各公使館を大使館に昇格せしめるとともに、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤俸の額を設定するため、「在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」に所要の改正を加えるもので、わが国外交施策の推進上妥当な措置と認めた。

二、費用

在ガーナ大使館の新設及び在ノールウェー大使館の開設のための経費として、昭和三十三年度予算に五千七百六十九万円を計上済である。

その他の五公使館の大使館への昇格については別に費用を要しない。

審査報告書

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月二十七日

地方行政委員長　小林　武治

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

大沢　雄一　小柳　牧衛
西郷吉之助　成田　一郎
伊能　芳雄　本多　市郎
中田　吉雄　鈴木　壽
成瀬　幡治　加瀬　完

一、要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、公営企業金融公庫の基礎を強化し、公営企業の健全な運営に資するため、資本金を五億円から十億円に増加しようとする政府原案に対し、衆議院において、公庫が公営企業に係る一時借入金の資金の貸付を行い得るよう修正を加えたものであるが、その趣旨は概ね妥当と認められる。

なお、当委員会においては、別紙のような附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行に伴う経費の五億円は、昭和三十三年度特別会計予算の産業投資特別会計に計上されている。

附帯決議

本法の施行に当り、政府は左の諸点に留意してその適正かつ円滑な運営を図り、公営企業の発展と住民福祉の増進に資すべきである。

一、今後更に、公庫の出資金及び公庫債の発行限度額を増額し、公庫の機能を充実し、公営企業の発展を図ること。

一、地方団体の積立金、地方職員共済組合、市町村職員恩給組合等地方団体関係の積立金を公庫債の引受を通じて地方に還元し、地方住民の福祉を増進するために活用すること。

一、公庫の行う一時借入金の資金の貸付については、公営企業に係る長期資金の貸付に支障を及ぼさない等これが運用に慎重を期すること。

一、公営企業に係る一時借入金の資金につき政府資金の一層積極的な融通をはかるよう措置すること。

右決議する。

審査報告書

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月二十七日

地方行政委員長　小林　武治

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

小柳　牧衛　西郷吉之助
佐野　廣　館　哲二
成田　一郎　大沢　雄一
加瀬　完　成瀬　幡治
中田　吉雄　鈴木　壽
本多　市郎

一、要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、都道府県の境界にわたる市町村の廃置分合に関する規定の失効後においても、当該規定の失効前に新市町村建設促進中央審議会の意見をきく手続がとられているものについては、昭和三十三年九月三十日までの間は、なお、当該規定の例によることとするものであつて、妥当なものと認めた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

森林開発公団法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月二十七日

農林水産委員長　重政　庸徳

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

藤野　繁雄　東　隆
河合　義一　北村　暢
鈴木　一　北條　雋八
佐藤清一郎　千田　正
柴田　栄　堀　末治
関根　久蔵　雨森　常夫
秋山俊一郎　田中　啓一
田中　茂穂　上林　忠次

一、要領書

委員会の決定の理由

この法律案は、森林開発公団の業務の円滑な運営に資するため、同公団に森林開発債券を発行する能力を与えようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

審査報告書

海難審判法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月二十七日

運輸委員長　天田　勝正

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

成田　一郎　植竹　春彦
三木與吉郎　井村　徳二
平島　敏夫　柴谷　要
岩間　正男　市川　房枝
松浦　清一　高良　とみ
石原幹市郎

一、要領書

委員会の決定の理由

本法案は、（一）海難審判の促進をはかるため海難審判庁副理事官制を設け、（二）審判手続の適正化をはかるため所要の規定を整備し、（三）海難審判庁審判官、海難審判庁理事官及び海難審判庁副理事官の資格及び定数を政令で定めようとするものであつて、本委員会は適当な措置と認めた。

二、費用

本法施行に伴い差当り経費増をきたさない。

審査報告書

計量法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月二十七日

商工委員長　近藤　信一

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

青柳　秀夫　古池　信三
小西　英雄　小幡　治和
豊田　雅孝　高橋進太郎
小澤久太郎　大竹平八郎
阿部　竹松　椿　繁夫
加藤　正人　大谷　贇雄
海野　三朗　小瀧　彬

一、要領書

委員会の決定の理由

本改正案は、放射線関係の計量

の安全を確保するため、放射線関係の計量器の製造事業等の規制及び放射線関係の計量器の検定を行うとともに、計量器の普及を図るために店舗外販売を認め、更に都道府県知事にも一部の基準器検査を行うことができることとし、計量士が定期検査に代る検査を実施する制度を設ける等を規定したものであるが、本改正は、計量器の普及促進、安全の確保及び計量器の取締の円滑化という見地よりおおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本改正案施行のために別に費用は要しない。

審査報告書

計量単位の統一に伴う関係法律の整備に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月二十七日

商工委員長　近藤　信一

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

青柳　秀夫　古池　信三
小西　英雄　小幡　治和
豊田　雅孝　高橋進太郎
小澤久太郎　小瀧　彬
大竹平八郎　竹松
阿部　加藤　正人
椿　繁夫
大谷　贇雄　海野　三朗

要領書

一、委員会の決定の理由

計量法施行法第三条及び第六条の規定により、昭和三十三年十二月三十一日限り、尺貫法及びヤードポンド法による計量単位は、取引上又は証明上の計量に使用してはならないことになつているので、本法案は、尺貫法及びヤードポンド法の計量単位を使用している民法その他の法律を改正して計量単位をメートル法に統一すること等を内容とするもので、委員会としては、メートル法実施のために当然な措置と認める。

二、費用

本法施行のために特に費用は要しないが、メートル法実施のための費用として昭和三十三年度予算に約一千万円計上してある。

審査報告書

合成ゴム製造事業特別措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月二十七日

商工委員長　近藤　信一

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

青柳　秀夫　古池　信三
小西　英雄　小幡　治和
高橋進太郎　小澤久太郎
小瀧　彬　大竹平八郎
阿部　竹松　海野　三朗
椿　繁夫　加藤　正人
大谷　贇雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は昨年五月制定された「合成ゴム製造事業特別措置法」の附則第三項及び第四項の規定に基き、(一)日本開発銀行の出資による方式を政府出資による方式に切り替え、(二)当該会社に対する監督規定を強化し、(三)その経理的な基礎が確立した際は政府の所有株を処分するものとし、なお題名を「日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律」に改めようとするものであり、妥当な措置と認める。

二、費用

右の出資切り替えに要する経費として、昭和三十三年度特別会計予算中産業投資特別会計に十億円を計上している。

審査報告書

学校保健法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月二十七日

文教委員長　湯山　勇

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

野本　品吉　林屋亀次郎
下條　康麿　三浦　義男
川村　松助　加賀山之雄
常岡　一郎　大和　与一
秋山　長造　吉田　法晴
竹中　勝男

要領書

一、委員会の決定の理由

児童、生徒、学生及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資する目的をもつて、学校における保健管理に関し必要な事項を定める本法の内容は、極めて妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行に伴う経費として、二千九百万円が昭和三十三年度予算に計上されている。

附帯決議

政府は、本法制定の趣旨の徹底とその成果の高揚に努力し、特に次の諸点については、速かに適切な措置を講ずべきことを強く要望する。

一、高等学校以下の学校における養護教諭の必置制の促進。

二、結核に対する根本施策の一環としての学童対策の重視。

三、へき地学校の保健対策の確立。

審査報告書

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月二十七日

逓信委員長　宮田　重文

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

石坂　豊一　剱木　亨弘
久保　等　鈴木　強
横川　正市　光村　甚助
森中　守義　山田　節男
黒川　武雄　野田　俊作
長谷部ひろ　前田佳都男
新谷寅三郎　松平　勇雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第三十七条の規定に基いて昭和三十三年度における日本放送協会の収支予算、事業計画及び資金計画について承認を求めんとするものであるが、その内容は同協会の行うラジオ放送事業及びテレビジョン放送事業に必要なものであつて、いずれも妥当なものと認め、委員会は全会一致をもつて承認すべきものと決定した後、別紙の附帯決議を行つた。

なお、日本放送協会の昭和三十三年度収支予算はラジオについては、収入、支出おのおの百三十九億八千八百八十万円であり、テレビジョンについては、収入、支出おのおの七十五億七千四百九十四万円である。

附帯決議

一、政府ならびに日本放送協会は、速かに健全なる財政方針を樹立し、公共放送の使命達成上遺憾なきを期すべきである。

二、政府は、日本放送協会の昭和三十三年度収支予算の執行に当り、財政資金を融通する等の方法により、その所要の建設資金の確保に協力すべきである。

三、政府ならびに日本放送協会は、国際放送を拡充し、積極的にその内容充実を図るべきである。

四、日本放送協会は、放送界の事情一変したる今日、協会の気風を刷新し旧套を脱して極力事業経営の合理化、能率化を図り、もつて国民の期待に副うべきである。

〔第十八号参照〕

審査報告書

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月二十八日

大蔵委員長　河野　謙三

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

西川甚五郎　山本　米治
左藤　義詮　木暮武太夫
土田国太郎　廣瀬　久忠
杉山　昌作　天坊　裕彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、補助金等に関する昭和三十二年度までの特別措置を、昭和三十三年度においても、引続き講じようとするものであつて、この際適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月二十八日

大蔵委員長　河野　謙三

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

西川甚五郎　山本　米治
左藤　義詮　木暮武太夫
土田国太郎　塩見　俊二
廣瀬　久忠　前田　久吉

杉山　昌作　栗山　良夫
片岡　文重　平林　剛
小笠原二三男　天坊　裕彦
野溝　勝

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、糸価安定特別会計の運営を円滑にするため、同会計の負担に属する一時借入金等の限度額三十億円を七十億円に引上げようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

農業改良助長法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月二十八日

農林水産委員長　重政　庸徳

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

柴田　栄　堀　末治
関根　久蔵　仲原　善一
田中　啓一　秋山俊一郎
堀本　宜實　雨森　常夫
田中　茂穂　佐藤清一郎
上林　忠次　千田　正
藤野　繁雄　清澤　俊英
鈴木　一　河合　義一
東　隆　北條　雋八
大河原一次

要領書

一、委員会の決定の理由
この法律案は、都道府県に農業改良普及所を設けることとし、その機能、位置及び管轄区域並びに農業改良普及所の長等について規定するものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用
この法律施行のため、地区普及所運営費補助金一億三百二十四万八千円が昭和三十三年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

政府は、今回の法律改正に当り次の措置に遺憾なきを期すべきである。

一、農業改良普及所に対する国の補助は、農業改良助長法第十四条第一項第一号及び第二号並びに第十六条の三によつて交付されることを確認し、補助に必要にして充分な予算を確保し、その補助率は実質上三分の二を堅持し、普及所の機能の充実向上に努めること。

二、改良普及員の研修に努め、その素質技能の向上を図ると共に他団体の技術員との連繋を密にしその能率の増進を図ること。

審査報告書

農林漁業団体職員共済組合法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月二十八日

農林水産委員長　重政　庸徳

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

柴田　栄　堀　末治
関根　久蔵　仲原　善一
田中　啓一　秋山俊一郎
堀本　宜實　雨森　常夫
佐藤清一郎　上林　忠次
田中　茂穂　藤野　繁雄
清澤　俊英　鈴木　一
河合　義一　東　隆
北條　雋八　大河原一次
千田　正

要領書

一、委員会の決定の理由
この法律案は、農業協同組合その他の特別な法律によつて設立されている農林漁業関係の法人、すなわち農林漁業団体の役職員の相互扶助事業を行い、その福利厚生を図り、農林漁業団体の事業の円滑な運営に資するため、年金制度を中心とする農林漁業団体職員共済組合なる法人を設け、その設立、組織、業務及び運営等に関し規定しようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用
この法律施行のため、共済組合の事務費（初年度調弁費を含む。）に対する補助に要する費用として、昭和三十三年度一般会計予算に一千万円が計上されている。

附帯決議

一、政府は、速かに、農山漁民に対する年金制度等社会保障制度を確立するとともに、福祉厚生施設の拡充に努めること。

二、政府は、本農林漁業団体職員共済組合法の施行に当り、特に、次の措置に遺憾なきを期すること。

(一)　使用者団体及び組合員の掛金負担の軽減、給付内容の充実、福祉施設の整備、転職の場合の通算その他制度の改善に対して不断の努力を払うこと。

(二)　この制度をあまねく関係団体役職員に及ぼすため、掛金の負担を困難とするような不振団体に対しては、これが対策について、団体当事者の自発的努力と創意工夫とを促すとともに、政府亦適切な措置を考慮すること。

(三)　この制度に対する国の補助を拡充すること。

審査報告書

企業合理化促進法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月二十八日

商工委員長　近藤　信一

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

青柳　秀夫　豊田　雅孝
西川弥平治　古池　信三
高橋　衛　小瀧　彬
加藤　正人　小幡　治和
相馬　助治　阿部　竹松
大竹平八郎　海野　三朗
岡　三郎　大谷　贇雄
高橋進太郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、国民経済上重要な試験研究の成果である新技術の企業化を促進するため、その企業化に必要な機械設備等について、新たに特別償却を行うことができるようにするとともに、これに関する所要の手続を定めたもので、委員会としては、科学技術の振興と企業合理化促進の見地よりおおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用
本法施行のための費用は別に要しないが、本法施行による特別償却により初年度約十億円、平年度約十四億円の租税の減収となる見込。

附帯決議

政府が改正後の本法第五条第一項の規定による承認をするにあたつては、その承認が大企業偏重にわたらないよう充分に配慮すること。

審査報告書

地すべり等防止法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月二十八日

建設委員長　竹下　豐次

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

内村　清次　森田　義衛
武藤　常介　斎藤　昇
中野　文門　岩沢　忠恭
松岡　平市　西田　信一
稲浦　鹿藏　石井　桂
田中　一

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、地すべり及びぼた山の崩壊による災害を防止するため、(一)地すべり防止区域の指定、(二)防止区域の管理及び費用の負担区分、(三)防止を阻害する行為の制限、(四)被害の軽減及び除却のための関連事業計画と事業を実施した者に対する助成措置、(五)ぼた山の崩壊防止措置等について規定し、民生の安定と国土の保全を図ろうとするものであつて、概ね妥当なる立法と認める。

なお、別紙の如き附帯決議を行つた。

二、費用
本法施行のため、昭和三十三年度予算においては約四億一千万円が計上されている。

附帯決議

政府は本法の施行にあたり、左記各項の実現につき特に配慮すべきである。

記

一、緊急を要する地すべり等防止工事は、おおむね五カ年間に完成すること。

二、本法の対象とならないぼた山については、本法制定の主旨にかんがみ鉱山保安法による監督指導を厳重にし、鉱業権者等をしてその崩壊防止対策につき遺憾なからしめること。

審査報告書

議院法制局法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月三十一日

議院運営委員長　安井　謙

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

佐野　廣　斎藤　昇
田中　茂穂　江藤　智
柴田　栄　小酒井義男
小林　孝平　柴谷　要
椿　繁夫　光村　甚助
島村　軍次　杉山　昌作

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、立案審議の機能増進を図る等のため、あらたに各議院の法制局に法制次長を置こうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

審査報告書

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月三十一日

議院運営委員長　安井　謙

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

佐野　廣　斎藤　昇
田中　茂穂　江藤　智
柴田　栄　小酒井義男
小林　孝平　柴谷　要
椿　繁夫　光村　甚助
島村　軍次　杉山　昌作

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近時事件数が増加する傾向にあり、かつ、事案の内容も複雑化してきたことにかんがみ、裁判官訴追委員会事務局及び裁判官弾劾裁判所事務局の参事及び主事をそれぞれ一人ずつ増員しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

審査報告書

道路整備緊急措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月三十一日

建設委員長　竹下　豊次

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

斎藤　昇　戸叶　武
前田佳都男　内村　清次
村上　義一　岩沢　忠恭
森田　義衛　小酒井義男
中野　文門　武藤　常介
西田　信一　稲浦　鹿蔵
石井　桂　田中　一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、道路整備費の財源等に関する臨時措置法（昭和二十八年法律第七十三号）を廃止し、昭和三十三年度より新たに道路整備五箇年計画を定め、これに充てられるべき道路整備費の財源を確保するほか国の負担金の割合及び地方公共団体の負担金の額の特例、その他必要な措置を講じ、道路整備の緊急性に対応せんとするものであつて概ね妥当なる立法と認める。

なお、別紙の如き附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のためには、昭和三十三年度以降五箇年間に有料道路を含め事業費約七千百億円を要する見込みであり、昭和三十三年度においては、一般会計及び道路整備特別会計に約六百二十三億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本道路整備五ケ年計画の確実な実施を図るため、道路整備費の財源の確保に遺憾なきを期するとともに、地方財政の実情にかんがみ、将来、次の点を検討し善処すべきである。

一、国と地方公共団体の財政状況を充分勘案して都道府県の単独事業の遂行を可能ならしむるよう配慮すること。

二、昭和三十四年度以降の道路の改築及び修繕に関する国の負担金の割合及び補助金の率については、昭和三十三年度と同様の考慮を払い、地方負担の過重が道路整備の促進を阻害することのなきよう、措置すること。

右決議する。

審査報告書

道路法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月三十一日

建設委員長　竹下　豊次

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

斎藤　昇　戸叶　武
前田佳都男　内村　清次
村上　義一　岩沢　忠恭
森田　義衛　小酒井義男
中野　文門　武藤　常介
西田　信一　稲浦　鹿蔵
石井　桂　田中　一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一級国道の管理について、新設及び改築は原則として建設大臣が行うこととするとともに、保全の強化を図る必要がある指定区間については建設大臣が維持管理を行うこととし、これに伴い管理に要する費用の負担を改正し、一級国道の重点且つ効率的な整備を図ろうとするものであつて、概ね妥当なる措置と認める。

二、費用

本法施行のため、昭和三十三年度においては、道路整備特別会計に約六十四億円が計上されている。

審査報告書

日本道路公団法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月三十一日

建設委員長　竹下　豊次

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

斎藤　昇　戸叶　武
前田佳都男　内村　清次
村上　義一　岩沢　忠恭
森田　義衛　小酒井義男
中野　文門　武藤　常介
西田　信一　稲浦　鹿蔵
石井　桂　田中　一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、高速自動車国道の建設を促進するため、日本道路公団が国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基き外貨で支払わなければならない債務について、政府が保証することができることとするほか、外貨の受入れについて公団が発行する債券の利子に対する所得税を免除する等の改正を行わんとするものであつて、概ね妥当なる措置と認める。

二、費用

本法施行のためには、別に費用を要しない。

審査報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月三十一日

文教委員長　湯山　勇

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

竹中　勝男　常岡　一郎
吉田　法晴　秋山　長造
三浦　義男　大和　与一
松岡　平市　林屋亀次郎
林田　正治　川村　松助
松永　忠二
吉江　勝保　野本　品吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、昭和三十三年度において、国立大学の学部及び大学院、国立短期大学並びに大学附置の研究所の新設等について規定することを内容とするものであつて、科学技術振興のため妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に伴う費用として二千六百七十万円が昭和三十三年度予算に計上されている。

審査報告書

昭和三十三年度一般会計予算
昭和三十三年度特別会計予算

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月三十一日
予算委員長　泉山　三六
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
伊能　芳雄　　小幡　治和
剱木　亨弘　　石坂　豊一
大川　光三　　本多　市郎
田村　文吉　　木島　虎藏
古池　信三　　佐藤清一郎
塩見　俊二　　下條　康麿
館　　哲二　　鶴見　祐輔
苫米地義三　　大谷　贇雄
森　八三一　　高橋進太郎
迫水　久常　　一松　定吉
後藤　義隆　　苫米地英俊
加賀山之雄　　三浦　義男
豊田　雅孝

要領書

一、委員会の決定の理由
昭和三十三年度一般会計予算、昭和三十三年度特別会計予算及び昭和三十三年度政府関係機関予算は、最近における経済の実情にかんがみ、財政が景気に対して刺戟的要因となることを避けつつ、重点施策の推進をはかり、国民経済の安定的成長の基盤をつちかうことを基本方針とし、経済基盤強化資金等の保留、貿易の振興及び経済協力の推進、道路の近代化等産業基盤の整備、社会保障の充実、科学技術及び文教の振興、中小企業及び農林漁業対策の強化、自衛体制の整備及び地方財政の健全化等に重点をおいて編成されたものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用
一般会計予算の総額は、
歳入　一兆三千百二十一億三千百十六万四千円
歳出　一兆三千百二十一億三千百十六万四千円
特別会計予算の総額は、
歳入　三兆一千三百七十四億三千百六十四万円
歳出　二兆九千九百四十九億八千四百二十一万円
政府関係機関予算の総額は、
収入　一兆二千三百六十六億九千七百三十三万九千円
支出　一兆一千六十九億八千四百六万一千円
である。
なお、一般会計予算と特別会計予算との純計額は、
歳入　二兆八千七百二十一億八千七百八十四万六千円
歳出　二兆七千三百四億七千百五十八万円
となる。

審査報告書

関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十三年三月三十一日
大蔵委員長　河野　謙三
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
西川甚五郎　木内　四郎
左藤　義詮　青木　一男
土田国太郎　塩見　俊二
岡崎　眞一　木暮武太夫
酒井　利雄　廣瀬　久忠
天坊　裕彦　杉山　昌作
前田　久吉

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、最近における経済状況にかんがみ、昭和三十三年三月三十一日に期限が到来する関税の減免措置について、その期間を一年間延長しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用
本法施行に伴う租税の減収見込額は、本年度約三百九億円である。

審査報告書

所得税法等の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十三年三月三十一日
大蔵委員長　河野　謙三
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
西川甚五郎　木内　四郎
左藤　義詮　青木　一男
土田国太郎　塩見　俊二
岡崎　眞一　木暮武太夫
酒井　利雄　廣瀬　久忠
天坊　裕彦　杉山　昌作
前田　久吉

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、証券投資信託の収益の分配に対する課税方式を簡素化し、給与所得者が確定申告書の提出を要しない場合を拡張する等所要の改正を行おうとするものであつて、この際適当な措置と認めた。

二、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

法人税法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十三年三月三十一日
大蔵委員長　河野　謙三
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
西川甚五郎　木内　四郎
左藤　義詮　青木　一男
土田国太郎　塩見　俊二
岡崎　眞一　木暮武太夫
酒井　利雄　廣瀬　久忠
天坊　裕彦　杉山　昌作
前田　久吉

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、法人の税負担の軽減に資するため、法人税の税率を引き下げるとともに、証券投資信託の収益の分配に対する課税方式を簡素化し、中間納付額に係る還付加算金の規定の整備を図ろうとするものであつて、この際適当な措置と認めた。

二、費用
本法施行に伴う租税の減収見込額は、本年度約百二十四億六千七百万円である。

審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十三年三月三十一日
大蔵委員長　河野　謙三
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
西川甚五郎　木内　四郎
左藤　義詮　青木　一男
土田国太郎　塩見　俊二
岡崎　眞一　木暮武太夫
酒井　利雄　廣瀬　久忠
天坊　裕彦　杉山　昌作
前田　久吉

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、貯蓄の増強に資するため新たに貯蓄控除制度を創設し、科学技術の振興に資するため、試験研究用機械設備等の特別償却制度を拡充し、重要な新技術の企業化に必要な機械設備等の特別償却制度を新たに設けるとともに輸出の振興に資するため、輸出所得控除制度の整備等を行うほか、新築家屋の登録税の軽減等の特別措置の適用期限を延長する等の措置を講じようとするものであつて、この際適当な措置と認めた。

二、費用
本法施行に伴う租税の減収見込額は、本年度約八十六億五千万円である。

審査報告書

酒税法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十三年三月三十一日
大蔵委員長　河野　謙三
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
西川甚五郎　木内　四郎
左藤　義詮
山本　米治
青木　一男
塩見　俊二
木暮武太夫
廣瀬　久忠
杉山　昌作
土田国太郎
岡崎　眞一
酒井　利雄
天坊　裕彦
前田　久吉
小笠原二三男
大矢　正
平林　剛

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、最近における酒税負担の実情にかえりみ、清酒第二級、合成酒第二級、焼ちゅう、雑酒第二級等の下級酒類に対する酒税の税率を引き下げようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用
本法施行に伴う租税の減収見込額は、本年度約五十五億五千五百万円である。

審査報告書

入場税法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月三十一日

大蔵委員長　河野　謙三

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

西川甚五郎　木内　四郎
山本　米治　左藤　義詮
青木　一男　土田国太郎
塩見　俊二　岡崎　眞一
木暮武太夫　酒井　利雄
廣瀬　久忠　天坊　裕彦
杉山　昌作　前田　久吉
野溝　勝　小笠原二三男
大矢　正　平林　剛

第四条第二項の次に一項を加える改正規定を次のように改める。

第四条に次の一項を加える。

3　演劇をもつぱら催す場所への入場についてその入場料金が一人一回について八十円をこえるときは、第一項第一号の規定にかかわらず、左の税率により課する。ただし、前項の規定の適用を妨げない。

入場料金が一人一回について三百円以下であるとき
入場料金の百分の二十

入場料金が一人一回について三百円をこえるとき
入場料金の百分の三十

附則第一項中「昭和三十二年六月一日」を「昭和三十三年五月一日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、純演劇（歌舞き、新劇等）につき、その入場税の税率を軽減しようとするものであるが、純演劇と他の演劇との区分基準を設けることが困難である等の理由により、演劇全般についての軽減措置を図る修正を加え、別紙の附帯決議を行い、止むを得ないものと認めた。

二、費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は本年度約五億二千三百万円である。

三、国会法第五十七条の三に基く内閣の意見

委員会の趣旨は了承するが入場税収入は実質的には地方財源であるので、関係官庁とも協議の上善処したい。

附帯決議

政府は、すみやかに入場税を全般的に再検討し、適切なる改正案を提出すべきである。

審査報告書

道路整備特別会計法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月三十一日

大蔵委員長　河野　謙三

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

西川甚五郎　左藤　義詮
木内　四郎　山本　米治
青木　一男　土田国太郎
塩見　俊二　小笠原二三男
岡崎　眞一　木暮武太夫
酒井　利雄　廣瀬　久忠
天坊　裕彦　杉山　昌作
前田　久吉
大矢　正　平林　剛

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、道路整備緊急措置法に基く道路整備五箇年計画に係る道路整備事業等に関する経理を一般会計と区分して明確にするため、新たに特別会計を設置しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため別に費用を要しないが、昭和三十三年度特別会計予算に道路整備特別会計の歳入歳出として六百八十三億三千九百八十六万五千円が計上されている。

「第十九号参照」

審査報告書

日本国とインドネシア共和国との間の平和条約の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月三日

外務委員長　寺本　廣作

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

森　元治郎　野村吉三郎
井野　碩哉　安部　清美
佐藤　尚武　佐多　忠隆
石黒　忠篤　鶴見　祐輔
井上　清一　杉原　荒太
重宗　雄三　鹿島守之助
吉江　勝保　永野　護

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、わが国とインドネシア共和国との間の戦争状態を終結し、平和友好関係を樹立するため、両国間の戦争状態の終了、通商条約が締結されるまでの無差別待遇の相互許与、わが国が供与すべき賠償額、戦争に基くわが国の請求権の放棄等を規定したもので、この条約により、インドネシアとの間に正式に国交が開かれ、わが国の対東南アジア外交が一歩進められる見地から妥当な措置と認めた。

二、費用

この条約に規定された賠償を実施するために要する経費は十二年間に総額八百三億八百八十万円で、最初の十一年間は年平均額七十二億円を要し、残余の分は第十二年目に支払われる。初年度分は本年度賠償等特殊債務処理特別会計予算に計上されている。

審査報告書

日本国とインドネシア共和国との間の賠償協定の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月三日

外務委員長　寺本　廣作

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

森　元治郎　野村吉三郎
井野　碩哉　安部　清美
佐藤　尚武　佐多　忠隆
石黒　忠篤　鶴見　祐輔
井上　清一　杉原　荒太
重宗　雄三　鹿島守之助
吉江　勝保　永野　護

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は日本国とインドネシア共和国との間の平和条約の賠償条項を実施するため、同条項に定められた二億二千三百八万ドルに相当する日本国の生産物及び日本人の役務の供与につき、細目を定めたもので、対インドネシア賠償を円滑に実施するため妥当な措置と認めた。

二、費用

この協定の実施に要する経費は、十二年間に総額八百三億八百八十万円で、最初の十一年間は年平均額七十二億円を要し、残余の分は第十二年目に支払われる。初年度分は本年度賠償等特殊債務処理特別会計予算に計上されている。

審査報告書

旧清算勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の議定書の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月三日

外務委員長　寺本　廣作

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

森　元治郎　野村吉三郎
井野　碩哉　安部　清美
佐藤　尚武　佐多　忠隆
石黒　忠篤　鶴見　祐輔
井上　清一　杉原　荒太
重宗　雄三　鹿島守之助
吉江　勝保　永野　護

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、わが国とインドネシア共和国との間の支払取極その他の関係文書で定められた決済方式による支払をインドネシア側が一部を除いて履行しないために累積した日本政府の債権一億七千六百九十一万三千九百五十八ドル四十一セントを、平和条約及び賠償協定の締結により両国間の国交が正常化する機会に一括放棄しようとするもので、妥当な措置と認めた。

二、費用

別に費用を要しないが、一億七千六百九十一万三千九百五十八ドル四十一セントに相当する金額を、外国為替資金の金額から減額して整理する必要がある。

審査報告書

地方自治法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二日

地方行政委員長　小林　武治

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

大沢　雄一　　小柳　牧衛
伊能繁次郎　　西郷吉之助
成田　一郎　　館　哲二
白木義一郎　　鈴木　壽
加瀬　完　　佐野　廣
成瀬　幡治　　森　八三一
本多　市郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和三十一年以降の法令の制定改廃に伴い、地方自治法の別表について整備を図る等の政府原案に対し、衆議院の修正によって更に

（一）町村の議会についても、市と同様に事務局を置くことができるものとすること。

（二）市町村の廃置分合により市を設置する処分又は町村を市とする処分については、昭和三十三年九月三十日までにその申請がなされるものに限り、市の人口要件は、現行法の五万以上にかかわらず、三万以上とすること。

等の改正を加えたものを主たる内容とするもので妥当なものと認めた。

なお、当委員会において、別記附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、別に費用は要しない。

附帯決議

政府は、地方自治の実情にかんがみ、左の諸点につき、検討の上、すみやかに適当な措置を講ずべきである。

一、選挙管理委員会の適切かつ円滑な運営のため、事務局を置きうるものとすること。

二、全日制の市町村立高等学校の教職員については、その退職年金算定上の在職期間の通算につき、他の公立学校の教職員に対する場合とその取扱いを異にし、著しく均衡を失すると思われるので、これ等の教職員についても、同様の取扱いをすること。

三、知事及び市長等の兼職制限を強化すること。

右決議する。

審査報告書

地方税法の一部を改正する法律案右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月三日

地方行政委員長　小林　武治

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

佐野　廣　　大沢　雄一
小柳　牧衛　　西郷吉之助
森　八三一　　本多　市郎
館　哲二　　成田　一郎
伊能繁次郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方税制と国民負担の現況にかんがみ、（一）自転車荷車税を廃止し、これが減収を補てんするため、市町村たばこ消費税の税率を百分の九から百分の十一に引き上げるとともに、軽自動車及び二輪の小型自動車に対する自動車税を市町村に移し、原動機付自転車に対する課税とあわせて、市町村税として軽自動車税を創設することとし、（二）住民税の課税標準の算定に用いる所得税額については、貯蓄控除をしないものとし、（三）固定資産税について、今回の企業合理化促進法の改正によつて追加された新技術の企業化用機械設備等に対しても課税標準の特例を設けることとし、（四）電気ガス税について、新規に開始した重要産業で、且つ、電気使用量の比重の大きい製品の製造用電気を非課税範囲に追加することとし、（五）木材引取税の標準税率並びに制限税率をそれぞれ百分の四から百分の二に、百分の五から百分の三に引き下げ、（六）軽油引取税について、自動車の内燃機関の燃料の用に供する軽油及び揮発油以外の炭化水素油を課税対象に加えることとすること、等を改正の主な内容とする政府原案に対し、衆議院において法律の施行の期日について公布の日から施行することに修正したものであつて、その趣旨は概ね妥当と認められる。

なお、当委員会において別紙の通り附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

地方税制については、政府は至急左の諸点を検討の上、適当に措置すべきである。

一、飲食店等における遊興飲食税の免税点については現行三百円を五百円に引上げること。

二、旅館の宿泊等に対する免税点については、現行八百円を千円に引上げること。

三、自家用のトラック及び三輪の小型自動車に対する自動車税率は千円を引下げ、営業用と同額とすること。

四、木材引取税については税率引下げに伴う課税の実態、関係市町村の財政に対する影響等とにらみ合せ、適宜税率を調整すること。

右決議する。

審査報告書

分取造林特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二日

農林水産委員長　重政　庸徳

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

柴田　栄　　堀　末治
関根　久蔵　　仲原　善一
秋山俊一郎　　田中　茂穂
堀本　宜實　　佐藤清一郎
上林　忠次　　梶原　茂嘉
千田　正　　藤野　繁雄
清澤　俊英　　東　隆
河合　義一　　安部キミ子
大河原一次　　田中　啓一
北條　雋八

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、造林の促進に資するため、分収造林契約について、（一）都道府県知事は適正な契約締結のあつせんに努めるものとする、（二）契約にかかる共有樹木について、民法の共有物の分割請求に関する規定を適用しないこととする、（三）地方自治法で地方公共団体が特に重要財産として定めている土地について、住民投票によらないでその独占的使用を許す期間を延長する等を規定するものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用は要しない。

審査報告書

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月三日

内閣委員長　藤田　進

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

大谷藤之助　　近藤　鶴代
苫米地義三　　上原　正吉
島村　軍次　　大沢　雄一
松岡　平市　　野本　品吉
松村　秀逸　　佐野　廣
劔木　亨弘

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、通商振興に関する事務の増大に伴い、これに対する行政の体制を強化するため、通商局に振興部を、アルコール専売事業の運営の合理化を図るため、軽工業局にアルコール事業部をそれぞれ設置するほか、金沢繊維製品検査所高岡支所の検査高の増加に伴い、これを本所に昇格し、また、工業所有権に対する審査及び審判事務の促進を図るため、審査官及び審判官の研修を行う機関として特許庁に工業所有権研修所を設置する等の改正を行おうとするもので、その措置は妥当なものと認める。

二、費用

工業所有権研修所設置に伴い、昭和三十三年度予算に約八十五万円計上されている外は、別に費用を要しない。

〔第二十号参照〕

審査報告書

予防接種法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月八日

社会労働委員長　阿具根　登

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

勝俣　稔　　横山　フク
木島　虎藏　　西岡　ハル
寺本　廣作　　山下　義信
山本　經勝　　片岡　文重
木下　友敬　　松澤　靖介
中山　福藏

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、ジフテリアに対する免疫効果を高めるため、ジフテリアの定期予防接種の第一期を繰り上げるとともに、現行の第二期との間に新たに一期を設けようとするものであつて妥当な措置と認める。

二、費用
本法施行のため特に費用を要しない。

審査報告書

郵便為替法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月八日
逓信委員長　宮田　重文

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
新谷寅三郎　横川　正市
山田　節男　森中　守義
前田佳都男　長谷部ひろ
松平　勇雄　手島　栄
光村　甚助

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、電信為替の利用者の利便を図るため、差出人の指定により、郵便局において、為替金の額に相当する現金を受取人に送達する制度を設けようとするもの等であり、妥当な措置と認める。

二、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月八日
法務委員長　青山　正一

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
吉野　信次　亀田　得治
一松　定吉　棚橋　小虎
大川　光三　宮城タマヨ
小林　英三　秋山俊一郎
大谷　瑩潤

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における市町村の廃置分合等に伴つて、簡易裁判所の名称及び管轄区域を変更しようとするものであつて妥当な措置であると認める。

二、費用
本法律施行のため別に費用を要しない。

〔第二十一号参照〕

審査報告書

人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十日
外務委員長　寺本　広作

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
井上　清一　杉原　荒太
永野　護　笹森　順造
佐藤　尚武　石黒　忠篤
安部　清美　野村吉三郎
羽生　三七　森　元治郎
鹿島守之助

要領書

一、委員会の決定の理由
この条約は、一九〇四年の「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買取締ニ関スル国際協定」を始め、すでに存在する婦女売買禁止に関する四つの条約（わが国はそのうち三の条約の当事国）の内容を統一整理し、かつこれに所要の改正を加えたもので、締約国における人身売買及びこれを助長する行為を禁止し、あわせてその目的達成のため国際的に協力することを定めるほか、売春者の更生、社会的補導等についても規定している。わが国としては、すでに売春防止法が実施された今日、この条約に加入することは国際的にも極めて有意義であると考えられるので妥当な措置と認めた。

二、費用
別に費用を要しない。

審査報告書

酪農振興基金法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十日
農林水産委員長　重政　庸徳

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
植竹　春彦　堀　末治
田中　啓一　秋山俊一郎
堀本　宜實　千田　正
前田佳都男　仲原　善一
梶原　茂嘉　大河原一次
北條　雋八　藤野　繁雄
東　隆　河合　義一
北村　暢

要領書

一、委員会の決定の理由
この法律案は、乳業者と生乳生産者との間の生乳の取引関係の改善、生乳及び乳製品等の価格の安定並びに乳製品等の需給の調整に資するため、乳業者及び生乳生産者の経営の維持及び安定に要する資金の融通を円滑にする目的をもつて、これらの者が金融機関に対して負担する債務を保証する機関として酪農振興基金を設けることとし、その資本金、組織、業務、財務、会計及び監督等について規定しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用
本法施行のため、政府の出資に要する費用として五億円が、昭和三十三年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十日
地方行政委員長　小林　武治

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
佐野　廣　大沢　雄一
三木與吉郎　森　八三一
白木義一郎　土田国太郎
左藤　義詮　伊能繁次郎
伊能　芳雄

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、長期にわたる健全な地方財政運営の基盤を確立するため、地方財政法については、地方公共団体における年度間の財源調整に関する規定を強化すること、地方公共団体は法律又は政令で定める場合を除き、会社その他の法人に対する債務保証、損失補償、元利補給をしてはならないこと、地方公共団体相互間における財政秩序を確立するため、正常な負担関係の明確化をはかること等、同法の規定を整備するとともに、地方財政再建促進特別措置法については、地方公共団体が国に対すると同様、公社及び公庫に対しても寄附金等を支出してはならないものとする等の所要の改正を行うものであつて、その趣旨は妥当なものと認められる。

二、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

たばこ耕作組合法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十日
大蔵委員長　河野　謙三

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
西川甚五郎　木内　四郎
左藤　義詮　山本　米治
土田国太郎　青木　一男
廣瀬　久忠　天坊　裕彦
杉山　昌作　宮澤　喜一
大矢　正　小林　孝平
栗山　良夫　小笠原二三男
平林　剛

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、たばこ耕作者の経

済的社会的地位の向上を図るとともにたばこ専売事業の健全な発達に資するため、法人たるたばこ耕作組合を設けることができることとし、その組織、運営等について所要の規定を設けようとするもので、適当な措置と認める。

二、費用

この法律の施行に当り、別に費用を要しない。

審査報告書

たばこ専売法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十日

大蔵委員長　河野　謙三

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

西川甚五郎　木内　四郎
左藤　義詮　山本　米治
土田國太郎　青木　一男
宮澤　喜一　廣瀬　久忠
天坊　裕彦　杉山　昌作

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は市村町たばこ消費税の税率が引き上げられることとなるに伴い、日本専売公社の売り渡す製造たばこの小売定価中に含まれる市町村たばこ消費税の額を改定しようとするもので、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行に伴い、特に費用を要しない。

〔第二十二号参照〕

審査報告書

工業用水道事業法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十五日

商工委員長　近藤　信一

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

青柳　秀夫　高橋進太郎
小澤久太郎　加藤　正人
小瀧　彬　古池　信三
椿　繁夫　相馬　助治
阿部　竹松　島　清
大谷　贇雄　小西　英雄
小幡　治和

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は逐年需要が激増する工業用水を、豊富低廉に供給させることを目的として、(一)、工業用水道事業の経営につき、地方公共団体に対しては事前届出制、その他の者に対しては許可制とし、(二)、料金など供給規程につき、前者に対しては届出制、後者に対しては認可制とし、また(三)、給水の確保と施設の維持に所要の義務を課し、他方(四)、政府は当該水道の布設に対して資金の確保などの援助に努めること等を規定しようとするもので、主要工業地帯における用水不足の緩和に役立つ施策として妥当な措置と認める。

二、費用

昭和三十三年度の一般会計歳出予算に工業用水道事業費として、五億円を計上している。

審査報告書

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十五日

商工委員長　近藤　信一

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

青柳　秀夫　高橋進太郎
小澤久太郎　加藤　正人
小瀧　彬　古池　信三
相馬　助治　阿部　竹松
島　清　椿　繁夫
大谷　贇雄　小幡　治和
小西　英雄

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、わが国の石炭鉱業の現状及びエネルギー需要の増大傾向にかんがみ、未開発炭田の合理的開発を促進する等の措置により、豊富低廉な石炭供給の確保を図ることを目的として、現行法に所要の改正を加えようとするものである。

委員会は、右の措置を妥当なものと認めた。

二、費用

本法施行に伴う経費として、昭和三十三年度一般会計予算に炭田総合開発費三千七百万余円が計上されている。

審査報告書

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十五日

大蔵委員長　河野　謙三

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

西川甚五郎　木内　四郎
山本　米治　青木　一男
木暮武太夫　廣瀬　久忠
天坊　裕彦　杉山　昌作
大矢　正　栗山　良夫
平林　剛　宮澤　喜一
塩見　俊二

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、外国為替相場に関する規定を改めるとともに、外国為替及び外国貿易の適正な管理に資するため、貿問検査に関する規定を整備しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十五日

社会労働委員長　阿具根　登

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

高野　一夫　木島　虎藏
勝俣　稔　横山　フク
斎藤　昇　西岡　ハル
西田　信一　山下　義信
山本　經勝　片岡　文重
木下　友敬　坂本　昭
藤田藤太郎　竹中　恒夫
中山　福藏

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、あん摩、はり、きゆう及び柔道整復以外の医業類似行為を業とする者及びあん摩師免許を受けないで指圧を業とする者がその業務を行うことができる期間並びにこれらの者に対し特例によるあん摩師試験を行うことができる期間を延長しようとするものであつて妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十五日
社会労働委員長　阿具根　登
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
木島　虎蔵　勝俣　稔
寺本　廣作　横山　フク
西田　信一　谷口弥三郎
西岡　ハル　山下　義信
山本　經勝　藤田藤太郎
片岡　文重　松澤　靖介
竹中　恒夫　斎藤　昇
中山　福藏

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、生業資金の貸付金額の限度を引き上げるとともに、高等学校若しくは大学に就学中又は実地修練中の修学資金の償還金の支払猶予、児童が二十歳に達した後における修業資金の継続貸付等の措置を講じようとするものであつて妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用
本法施行のため別に費用を要しない。

附帯決議

母子家庭の福祉を増進するため、政府は此の際、母子福祉に関する綜合的施策を確立し、特に次の事項の実現に努力すべきである。
一、母子福祉資金貸付制度の運営を円滑ならしめるため、母子家庭に対する相談指導の機構及び職員の充実強化を図り、これに要する経費を確保すること。
二、母子年金制度を速急に実施すること。

審査報告書

台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十三年四月十五日
建設委員長　竹下　豐次
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
村上　義一　内村　清次
戸叶　武　森田　義衛
小山邦太郎　高野　一夫
坂本　昭　田中　一
岩沢　忠恭　稲浦　鹿藏
石井　桂　迫水　久常
平島　敏夫

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、台風常襲地帯における台風による災害を防除するため台風常襲地帯対策審議会を設け台風常襲地帯を指定し、災害防除事業五箇年計画を定めるとともに、災害防除の公共土木施設等に関する事業について特別措置を定め国土の保全と民生の安定を図ろうとするものであつて、概ね妥当なる立法と認める。

二、費用
本法施行に要する経費としては、本年度約五千万円の見込みである。

審査報告書

国会法等の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十三年四月十六日
議院運営委員長　安井　謙
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
佐野　廣　斎藤　昇
田中　茂穂　西田　信一
柴田　栄　杉山　昌作
島村　軍次　小酒井義男
小林　孝平　椿　繁夫
横川　正市　柴谷　要

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、国会運営の正常化を図り、且つ、その審議能率の増進に資するため、国会法の一部を改正するとともに、国会議員を特派大使、政府代表等に任命することに関する規定を改めるため、外務公務員法の一部を改正しようとするもので、適当な措置と認める。

二、費用
別に費用を要しない。

審査報告書

国会議員互助年金法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十三年四月十六日
議院運営委員長　安井　謙
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
佐野　廣　斎藤　昇
田中　茂穂　西田　信一
柴田　栄　森田　義衛
島村　軍次　杉山　昌作
小酒井義男　小林　孝平
椿　繁夫　横川　正市
柴谷　要

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、国会議員の互助の精神に則り、国会法第三十六条の規定に基き、普通退職年金、公務傷病年金及び遺族扶助年金の制度を創設しようとするもので、適当な措置と認める。

二、費用
本法施行に伴う昭和三十三年度の収入及び支出の概算は次の通りである。
（収入）
全議員納付金（3/100）　二三、二三〇、八〇〇円
過去の在職年数に応ずる納付金（2/100）　四、七五二、〇〇〇円
計　二七、九八二、八〇〇円
（支出）
元議員の普通退職年金（2/100の1/10額を差引いたもの）　一四、七三〇、四八〇円
元議員の遺族扶助年金　六、七〇七、六〇〇円
計　二一、四三八、〇八〇円
差引　六、五四四、七二〇円

〔第二十三号参照〕

審査報告書

千九百五十七年十月三日にオタワで作成された万国郵便条約及び関係諸約定の締結について承認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十三年四月十七日
外務委員長　寺本　廣作
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
鶴見　祐輔　井上　清一
鹿島守之助　笹森　順造
杉原　荒太　永野　護
石黒　忠篤　安部　清美
加藤シヅエ　森　元治郎

要領書

一、委員会の決定の理由
この条約及び関係諸約定は、わが国も当事国である現行の万国郵便条約及び関係諸約定に、今日の事態に適応した改正を加えたもの（但し、諸約定のうち、貯金の国際業務に関する約定のみは、今回新だに採択された制度で、内国の郵便貯金業務を国際的な分野にまで拡大することを目的としたもの）で、妥当な措置と認めた。

二、費用
この条約及び関係諸約定は昭和三十四年四月一日から効力を生ずることとなつており、その際分担金として年間約五百六十五万円の支出が見込まれる。
なお、本年度予算には、現行の条約に基く分担金として約四百五十万円を計上済である。

万国郵便条約

アフガニスタン、南アフリカ連邦、アルバニア人民共和国、ドイツ、アメリカ合衆国、信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含むアメリカ合衆国の領土全体、サウディ・アラビア王国、アルゼンティン共和国、オーストラリア連邦、オーストリア、ベルギー、ベルギー領コンゴー、白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国、ビルマ、ボリヴィア、ブラジル合衆国、ブルガリア人民共和国、カンボディア、カナダ、セイロン、チリ、中国、コロンビア共和国、大韓民国、コスタ・リカ共和国、キューバ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エジプト、サルヴァドル共和国、エクアドル、スペイン、アフリカにおけるスペインの領土、エティオピア、フィンランド、フランス、アルジェリア、フランスの海外郵便電気通信庁によつて代表される地域全体、ガーナ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む英国の海外領土全体、ギリシャ、グァテマラ、ハイティ共和国、ホンデュラス共和国、ハンガリー人民共和国、インド、インドネシア共和国、イラン、イラク、アイルランド、アイスランド共和国、イスラエル、イタリア、イタリアの統治下にあるソマリの地域、日本国、ジョルダン・ハシェミット王国、ラオス、レバノン、リベリア共和国、リビア、ルクセンブルグ、モロッコ、メキシコ、モナコ公国、ネパール、ニカラグァ、ノールウェー、ニュー・ジーランド、パキスタン、パナマ共和国、パラグァイ、オランダ、オランダ領アンティール及びスリナム、ペルー、フィリピン共和国、ポーランド人民共和国、ポルトガル、西部アフリカにおけるポルトガルの諸州、東部アフリカとアジアとオセアニアとにおけるポルトガルの諸州、ルーマニア人民共和国、サン・マリノ共和国、スーダン共和国、スウェーデン、スイス連邦、シリア、チェッコスロヴァキア、タイ、テュニジア、トルコ、ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国、ソヴィエト社会主義共和国連邦、ウルグァイ東方共和国、ヴァチカン市国、ヴェネズエラ共和国、ヴィエトナム、イエメン、ユーゴースラヴィア連邦人民共和国間に締結された万国郵便条約

前記の諸国の政府の全権委員たる下名は、千九百五十二年七月十一日にブラッセルで締結された万国郵便条約第十一条の規定によりオタワにおいて大会議を開催し、共通の合意によりかつ批准を条件として、この条約を次の規定のとおり改正した。

第一部　万国郵便連合に関する組織規定及び一般規定

第一編　組織規定

第一章　連合の構成

第一条　連合の構成及び目的

1　この条約を締結する諸国は、通常郵便物の相互交換のため、万国郵便連合の名称で、単一の郵便境域を形成する。

2　連合は、郵便業務の組織及び完成を保障し、かつ、この分野において国際協力の増進を助長することを目的とする。

第二条　連合の所在地

連合及びその常設機関の所在地は、ベルヌとする。

第三条　新加盟、手続

1　各主権国は、自国の万国郵便連合員としての加盟を請求することができる。

2　この請求は、外交上の手続により、スイス連邦政府に提出し、同政府が連合加盟国に提出する。

3　当該国は、その請求が連合加盟国の少くとも三分の二によつて承認されたときは、連合員として加盟したものとみなされる。

4　連合加盟国で四箇月の期間内に回答しないものは、棄権したものとみなされる。

5　連合員としての加盟は、スイス連邦政府がすべての連合加盟国の政府に通告する。

第四条　加盟国が国際関係を処理する地域

次に掲げるものは、条約及び約定の適用上、ことに大会議、小会議及び会議から会議までの間における投票権並びに連合の経費の分担に関しては、場合に応じ、連合の一加盟国又は加盟国の一郵政庁を形成するものとみなす。

一　信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含むアメリカ合衆国の領土全体

二　ベルギー領コンゴー

三　アフリカにおけるスペインの領土

四　アルジェリア

五　フランスの海外郵便電気通信庁によつて代表される地域全体

六　殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む英国の海外領土全体

七　イタリアの統治下にあるソマリの地域

八　オランダ領アンティール及びスリナム

九　西部アフリカにおけるポルトガルの諸州

十　東部アフリカとアジアとオセアニアとにおけるポルトガルの諸州

第五条　加盟国が国際関係を処理する地域に対する連合の文書の適用

1　各加盟国は、この条約及び必要があるときは約定の受諾が、自国が国際関係を処理するすべての地域又はそれらのうちのあるもののみを包含することを、署名、批准若しくは加盟請求の際に又はその後において、宣言することができる。この宣言は、条約の署名又は批准の際に行わない限り、スイス連邦政府にあてて行わなければならない。

2　この条約は、加盟国が国際関係を処理する地域でその地域のために1の規定により宣言が行われたものに対してのみ適用される。

3　各加盟国は、自国が国際関係を処理する地域でその地域のために1の規定により宣言を行つたものに対するこの条約の適用を廃棄する通告を、いつでも、スイス連邦政府にあてて行うことができる。この通告は、スイス連邦政府が受領した日の後一年で効力を生ずる。

4　スイス連邦政府は、1から3までの規定により受領した各宣言又は各通告の謄本をすべての加盟国に送付する。

5　この条の規定は、加盟国が国際関係を処理する地域で第四条に掲げるもののいずれにも適用しない。

第六条　連合の境域

次に掲げるものは、万国郵便連合に属するものとみなす。

(a)　連合内に包含されない地域に加盟国が設置した郵便局

(b)　連合員ではないが郵便上は加盟国に従属することによつて連合内に包含されるその他の地域

第七条　例外的関係

連合内に包含されない地域と業務連絡がある郵政庁は、他の郵政庁の仲介者となるものとする。この条約及びその施行規則の規定は、この例外的関係に適用する。

第八条　限定連合、特別取極

1　連合加盟国又は、その国の法制に反しない限り、その郵政庁は、限定連合を設立することができ、また、国際郵便業務に関する特別の取極を締結することができる。ただし、関係加盟国が加入している文書に規定されているところに比して公衆に不利な規定をこの取極に入れないことを条件とする。

2　限定連合は、連合の大会議、小会議その他の会議並びに実施連絡委員会及び郵便研究諮問委員会にオブザーヴァーを派遣することができる。

第九条　連合からの脱退

1　各加盟国は、外交上の手続により、スイス連邦政府に対して行い、次いで同政府が加盟国政府に対して行う通告によつて、連合から脱退する権能を有する。

2　連合からの脱退は、スイス連邦政府が通告を受領した日から一年の期間が満了した時に効力を生ずる。

第十条　用語

1　万国郵便連合の公用語は、フランス語とする。

2　大会議及び小会議並びにそれらの委員会の討議のためには、電気装置を用い又は用いない通訳施設により、フランス語、英語、スペイン語及びロシア語の使用を許し、通訳施設の選択は、会議の主催者が、国際事務局長及び関係加盟国と協議した後、裁量によつて行う。大会議から大会議までの間に開催される万国郵便連合の会議についても、同様とする。

3　他の言語も、また、2に掲げる討議及び会議のために使用を認められる。

4(a)　フランス語、英語、スペイン語及びロシア語の同時通訳施設の設置及び維持に関する費用は、連合の負担とする。

(b)　前記の言語の通訳業務に関する費用は、英語、スペイン語又はロシア語を使用する加盟国の負担とする。この費用は、三等分し、そのおのおのは、連合の一般経費の各加盟国の分担金に比例して、その国が属する組の国の間で分担する。

5　他の言語を使用する代表団は、2に掲げる施設に必要な技術上の変更を加えることができるときはこの施設により、又は特別の通訳者により、2に掲げる言語の一への同時通訳を保障する。

6　他の言語の使用に関する費用（2に規定する施設に加えられることがある5に掲げる技術上の変更の費用を含む。）は、その言語を使用する加盟国の間で、4(b)の条件と同一の条件で分担する。

7　郵政庁は、相互の間における業務上の通信のために使用する言語について合意することができる。このような合意がないときは、使用すべき言語は、フランス語とする。

第二章　連合の組織

第十一条　大会議

1　連合国の代表は、前回の大会議の文書の効力発生の日から五年以内に、この文書を、必要があるときは、改正し又は補足するため、大会議として会合する。

2　各国は、その政府が必要な権限を付与した一人又は二人以上の全権代表に大会議において自国を代表させる。各国は、必要があるときは、他国の代表団に自国を代表させることができる。ただし、一代表団は、自国のほか、二以上の国を代表することができない。

3　各国は、討議において、一個の投票権を有する。

4　各大会議は、次回の大会議の開催地を定める。大会議が開催される国の政府は、国際事務局と合意の上、直接に又は第三国の仲介により、連合国を招集する。この政府は、また、大会議の決定をすべての国の政府に通告するものとする。

第十二条　臨時大会議

1　臨時大会議は、少くとも三分の二の加盟国の請求により又はその同意を得て開催することができる。

2　開催地は、この大会議を発議した加盟国が国際事務局と合意の上で決定する。

3　第十一条2から4までに定める規則は、臨時大会議に準用する。

第十三条　大会議への議案の提出

加盟国の郵政庁は、自国が加入している連合の文書に関する議案を大会議に提出する権利を有する。

第十四条　事務小会議

1　純然たる事務上の問題を審議すべき小会議は、少くとも三分の二の郵政庁の請求により又はその同意を得て開催することができる。

2　開催地は、小会議を発議した郵政庁が国際事務局と合意の上で決定する。招集状は、小会議開催地の国の郵政庁が発送する。

第十五条　大会議及び小会議の内部規則

各大会議及び各小会議は、その活動に必要な内部規則を定める。この規則が採択されるまでは、討議に関する限り、前回の大会議で定めた内部規則の規定を適用する。

第十六条　実施連絡委員会

1　大会議から大会議までの間においては、実施連絡委員会が、条約及び約定の規定に従つて、万国郵便連合の事業の継続を確保する。

2　委員会は、二十人の委員で構成され、委員は、相次ぐ二回の大会議の間、連合の名において、かつ、連合のためにその職務を行う。

3　委員会の委員国は、衡平な地理的配分に基いて大会議が指定する。委員国の少くとも半数は、各大会議に際して更迭される。いかなる国も、三回の大会議で引き続き選定されることができない。

4　委員会の各委員国の代表者は、その国の郵政庁が指定する。この代表者は、郵政庁の資格のある職員でなければならない。

5　委員会の委員の職務は、無報酬とする。委員会の事務費は、連合の負担とする。

6　委員会の職権は、次のとおりとする。

(a)　国際郵便業務の完成のため、連合国の郵政庁と最も緊密な接触を維持すること。

(b)　国際郵便業務に関係がある行政上、立法上及び司法上の問題を研究し、かつ、この研究の結果を郵政庁に通知すること。

(c)　郵便研究諮問委員会が第十七条の規定に従つて研究し、かつ、意見を表明すべき問題を、同委員会の審査に付すること。

(d)　連合国の郵政庁の承認を得るために提出すべき報告書の研究及び作成のため、国際連合並びにその理事会及び委員会並びに専門機関その他の国際機関と有益な接触を保つこと。必要があるときは、これらの国際機関の会議に連合の名において参加するため、連合の代表者を派遣すること。

(e)　必要があるときは、第二十八条及び第二十九条の規定に従つて連合加盟国の郵政庁の承認を得るために提出する議案を作成し、又は、議案が大会議により委員会に付託された研究に関するとき若しくはこの条に定める委員会自体の活動の結果であるときは、大会議の承認を得るために提出する議案を作成すること。

(f)　第五章の規定に従つて一国の郵政庁が国際事務局に送付する議案を同郵政庁の請求により審査すること、この議案に関する意見書を作成すること及び、承認を得るため連合加盟国の郵政庁にこの議案を提出する前に、この意見書を当該議案に附属させるように国際事務局に委嘱すること。

(g) この条約及びその施行規則の範囲内において、

一　国際事務局の活動を監督し、及び、必要がありかつスイス連邦政府の提議があるときは、国際事務局の局長その他の高級職員を任命すること。

二　国際事務局長の提議により、連合の郵政庁が推薦した候補者の職務上の能力に関する資格を審査した後、大陸間の衡平な地理的配分、言語その他のすべての関係事項を考慮し、かつ、昇級に関する国際事務局の内部制度を尊重して、一級俸及び二級俸の職員の任命を承認すること。

三　連合の活動に関して国際事務局が作成する年報を承認し、かつ、必要があるときはこれに関する意見書を提出すること。

第十七条　郵便研究諮問委員会

1　郵便研究諮問委員会は、連合の常設機関であり、郵便業務に関する技術上、運用上及び経済上の問題について研究し、かつ、意見を表明することを任務とする。

2　連合のすべての加盟国は、権利として、委員会の構成員となる。

3　委員会は、その内部において、二十の構成員からなる運営理事会を選出する。理事会は、委員会の活動を指導し、促進し、かつ、調整することを任務とする。

4　理事会の構成員は、次の三専門分科会に配分される。

(a) 技術分科会
(b) 業務運用分科会
(c) 経済分科会

5　分科会は、特定の問題を研究することを任務とする作業部会を設置する。運営理事会に所属しない国は、請求の上、作業部会の活動に協力することができる。

6　大会議は、研究問題を委員会に付託する。実施連絡委員会も、同様に研究課題を郵便研究諮問委員会に付託することができる。大会議から大会議の間に特別の問題の研究を提議することを希望する国は、運営理事会の議長に対してその研究を要請するものとする。

7　運営理事会は、委員会の活動について、実施連絡委員会には毎年、また、大会議にはその開催をまつて報告する。運営理事会の大会議への報告書は、全体会議として会合する郵便研究諮問委員会にあらかじめ提出しなければならない。

8　委員会の事務費は、連合の負担とする。

第十八条　特別委員会

大会議又は小会議により特定の問題の研究を委嘱される委員会は、必要があるときは、この委員会が開催される国の郵政庁と合意の上、国際事務局が招集する。

第十九条　国際事務局

万国郵便連合国際事務局の名称で連合の所在地において任務を遂行し、かつ、スイス郵政庁の監督を受ける中央局は、郵政庁のための連絡、通報及び諮問の機関となる。

第二十条　連合の経費

1　各大会議は、実施連絡委員会及び郵便研究諮問委員会の事務費を含む連合の経常費の年額の最高限を定める。この経費並びに大会議、小会議又は特別委員会の開催に要する臨時の費用及び国際事務局に委託された特別の事業に伴う費用は、すべての連合国が共同に負担する。

2　このため、連合国は、七等級に分けられ、次の割合で連合の経費を分担する。

一等級　二十五単位
二等級　二十単位
三等級　十五単位
四等級　十単位
五等級　五単位
六等級　三単位
七等級　一単位

3　新加盟の場合には、スイス連邦政府は、当該国の政府と合意の上、経費の分担に関して同国が列すべき等級を決定する。

第三章　連合の国際連合との関係

第二十一条　国際連合との関係

万国郵便連合と国際連合との間の関係は、本文がこの条約に附属している次の二協定で規律する。

(a) 千九百四十七年七月四日にパリで署名された協定

(b) 千九百四十九年七月十三日にパリで、及び千九百四十九年七月二十七日にレーク・サクセスで署名された追加協定

第四章　連合の文書

第二十二条　連合の条約及び約定

1　この条約は、連合の基本的文書とする。

2　通常郵便の業務は、この条約の規定で規律する。

3　その他の業務は、次の約定で規律する。

価格表記の書状及び箱物に関する約定
小包郵便物に関する協定
郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定
郵便振替に関する約定
代金引換郵便物に関する約定
現金取立に関する約定
貯金の国際業務に関する約定
新聞紙及び定期刊行物の予約に関する約定

4　これらの約定は、それに加入した加盟国のみを拘束する。

5　加盟国のこれらの約定の一又は二以上への加入は、第三条2の規定に従つて通告する。

第二十三条　約定への参加の終止

各加盟国は、第九条に規定する条件に従つて、一又は二以上の約定への参加を終止する権能を有する。

第二十四条　施行規則

加盟国の郵政庁は、合意の上、条約及び約定を実施するために必要な細目手続を施行規則で定める。

第二十五条　批准

1　署名国は、大会議が採択した文書をできる限りすみやかに批准し、かつ、この批准を大会議開催地の国の政府に通知し、同政府は、これを署名国政府に通知する。

2　これらの文書は、同時に効力を生じ、かつ、同一の有効期間を有する。

3　前回の大会議のすべての文書は、大会議が採択した文書の効力発生の日に廃止する。

4　一又は二以上の国がその署名した文書のいずれかを批准しない場合においても、この文書は、これを批准した国に関しては、効力を害されることがない。

第二十六条　内国法制

連合の条約及び約定並びにそれらの最終議定書の規定は、これらの文書に明定していない事項については、各国の法制に影響を及ぼすものではない。

第五章　大会議から大会議までの間における連合の文書の修正又は解釈を目的とする議案

第二十七条　議案の提出

1　大会議から大会議までの間において、加盟国の郵政庁は、自国が加入している連合の文書についての議案を、国際事務局の仲介により、他の郵政庁にあてて提出する権利を有する。

2　一郵政庁が大会議から大会議までの間に提出したすべての議案は、討議に付されるためには、少くとも他の二の郵政庁の賛成を得なければならない。この議案は、国際事務局が同時に必要数の賛成宣言を受領しないときは、審査されない。

第二十八条　議案の審査

1　各議案は、次の手続に付される。加盟国の郵政庁は、国際事務局の回章によつて通告された議案を審査し、かつ、必要があるときは意見を同局に送付するため、二箇

月の期間を与えられる。修正は、認められない。国際事務局は、回答を取りまとめて、議案に対する可否の表明の勧誘とともに郵政庁に通告する。二箇月の期間内に投票を送付しなかつた郵政庁は、棄権したものとみなされる。これらの期間は、国際事務局の回章の日付の日から起算する。

2　議案が約定若しくはその施行規則又はそれらの最終議定書に関するときは、その約定に加入した国の郵政庁のみが、1に掲げる手続に参加することができる。

第二十九条　承認の条件

1　議案が実施力を生ずるためには、次の票数を得なければならない。

(a)　条約（第一部）第一条から第四十七条まで、（第二部）第四十八条、第四十九条、第五十二条、第五十五条、第六十八条、第六十九条、第七十一条から第七十四条まで、第七十六条から第八十三条まで及び（第三部）第八十四条、その最終議定書のすべての条並びにその施行規則の第百一条、第百二条、第百三条、第百六条2から5まで、第百十二条1、第百十六条、第百十七条、第百十九条、第百三十四条、第百六十九条、第百七十三条、第百八十四条及び第百九十一条の規定の修正に関する場合には、投票の全体

(b)　(a)に掲げる規定以外の規定の根本的修正に関する場合には、投票の三分の二

(c)　次の場合には、投票の過半数

一　この条約及びその施行規則の(a)に掲げる規定以外の規定の編集上の修正に関する場合

二　この条約並びにその最終議定書及び施行規則の規定の解釈に関する場合。ただし、第三十三条に規定する仲裁に付すべき意見の相違の場合を除く。

2　約定に関する議案の承認についての条件は、その約定で定める。

第三十条　決議の通告

1　条約及び約定並びにそれらの文書の最終議定書及び附属書に対する修正は、スイス連邦政府が国際事務局の請求により作成し、かつ、加盟国政府に送付すべき外交上の宣言によつて確定する。

2　施行規則及びその最終議定書に対する修正は、国際事務局が確認し、かつ、郵政庁に通告する。第二十九条1(c)に掲げる解釈についても、同様とする。

第三十一条　決議の実施

採択された修正は、その通告の日から少くとも三箇月の後でなければ、実施力を生じない。

第三十二条　国際連合との協定に関する議案

万国郵便連合と国際連合との間に締結された協定がその規定の修正の条件を規定していない限り、第二十九条1(a)に掲げる手続は、この協定の修正を目的とする議案にも適用する。

第六章　仲裁

第三十三条　仲裁

1　条約、約定及びそれらの最終議定書並びにそれらの施行規則及びその最終議定書の解釈又はこれらの文書の適用から生ずる郵政庁の責任に関し、二以上の加盟国の郵政庁の間に意見の相違が生じた場合には、係争問題は、仲裁により解決する。

2　このため、当該各郵政庁は、その係争に直接の利害関係を有しない連合の郵政庁を選定する。二以上の郵政庁が一方の当事者であるときは、これらの郵政庁は、この規定の適用上、単一の郵政庁とみなされる。

3　意見に相違がある郵政庁の一が仲裁の提議に対して六箇月の期間内に措置を執らない場合には、国際事務局は、請求があるときは、その措置を執らない郵政庁に対して仲裁者の指定を促し、又は職権をもつて自ら仲裁者を指定する。

4　係争当事者は、単一の仲裁者を指定するため合意することができる。この仲裁者は、国際事務局とすることができる。

5　仲裁者の判定は、投票の過半数で行う。

6　投票が同数である場合には、仲裁者は、紛議を解決するため、同様に係争に利害関係を有しない他の一郵政庁を選定する。選定に関して合意に至らないときは、国際事務局は、仲裁者からの申出がない連合員のうちから、その郵政庁を指定する。

7　約定の一についての紛議に関する場合には、その約定を実施する郵政庁以外の郵政庁のうちから仲裁者を指定することができない。

第二編　一般規定

第一章　国際郵便業務に関する規則

第三十四条　継越の自由

1　継越の自由は、連合の全境域において保障する。もつとも、死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料を包有する書状の交換に参加しない加盟国は、自国の領域を経由するこの郵便物の開袋継越を許さない権能を有する。

2　継越の自由は、仲介郵政庁が航空通常郵便物の継越に参加するとしないとにかかわらず、航空通常郵便物に及ぶ。

3　価格表記の書状及び箱物の業務を行わない加盟国又は自国の海路業務若しくは航空業務により行う運送に関して有価物につき責任を認めない加盟国であつても、当該郵便物の自国の領域を経由する閉袋継越又は自国の海路若しくは航空路による運送を拒むことができない。ただし、これらの国の責任は、書留郵便物について規定するところをもつて限度とする。

4　陸路及び海路により送達される小包郵便物の継越の自由は、この業務に参加する国の領域内に限定する。

5　航空小包の継越の自由は、連合の全境域において保障する。ただし、小包郵便物に関する約定に加入していない加盟国は、航空小包の平面路による送達に参加することを強制されない。

6　小包郵便物に関する約定に加入している加盟国は、自国が価格表記小包郵便物を許さないときにも、また、海路業務又は航空業務による運送につき当該郵便物に対する責任を認めないときにも、閉袋で発送する価格表記小包郵便物の継越を行うものとする。その国の責任は、価格表記としない同一重量の小包について規定するところをもつて限度とする。

第三十五条　継越の自由の不遵守

継越の自由に関する第三十四条の規定を遵守しない国があるときは、他の国の郵政庁は、この国との郵便業務を廃止する権利を有する。当該郵政庁は、この措置についてあらかじめ関係郵政庁に電報で通知しなければならない。

第三十六条　業務の一時停止

特別の事情により郵政庁が業務の実施の全部又は一部を一時停止しなければならなくなつたときは、この郵政庁は、直ちにその旨を関係郵政庁に通知しなければならない。この通知は、必要があるときは、電信によつて行う。

第三十七条　料金

1　各種類の国際郵便業務に関する諸料金は、条約及び約定で定める。

2　条約及び約定に規定する料金以外の郵便諸料金は、種類のいかんを問わず、徴収することを禁止する。

第三十八条　郵便料金の免除

1　郵便業務に関する通常郵便物で次の機関の間で交換するものにつ

いては、すべての郵便料金を免除する。

(a) 郵政庁と郵政庁
(b) 郵政庁と国際事務局
(c) 連合国の郵便局と郵便局
(d) 郵便局と郵政庁

2　条約及び約定並びにそれらの施行規則の規定が無料運送を明定している郵便物についても、同様にすべての郵便料金を免除する。

第三十九条　捕虜及び文民たる被抑留者に関する郵便物のための郵便料金の免除

1　通常郵便物、価格表記の書状及び箱物、小包郵便物並びに郵便為替であつて、直接に、又は捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第百二十二条に規定する情報局及び同条約第百二十三条に規定する中央捕虜情報局の仲介により、捕虜にあて又は捕虜から差し出すものについては、すべての郵便料金を免除する。中立国内に収容され、かつ、抑留された交戦者は、この規定の適用上、捕虜とみなす。

2　1の規定は、通常郵便物、価格表記の書状及び箱物、小包郵便物並びに郵便為替であつて、直接に、又は戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第百三十六条に規定する情報局及び同条約第百四十条に規定する中央情報局の仲介により、他国から到着しかつ同条約に規定する文民たる被抑留者にあてるもの又はこれらの者から差し出すものにも、同様に適用する。

3　前記の各国の情報局及び中央情報局は、1及び2に掲げる者に関する通常郵便物、価格表記の書状及び箱物、小包郵便物並びに郵便為替であつて、これらの局が前記の諸項に規定する条件で直接に又は仲介者として発受するものについても、同様に、郵便料金の免除を享有する。

4　小包は、郵便料金を免除して、重量五キログラムまで許される。この重量制限は、包有品を分割することができない郵便物及び捕虜に分配するために収容所又はその代表者にあてる郵便物については、十キログラムとする。

第四十条　盲人用点字印刷物のための郵便料金の免除

盲人用点字印刷物（開封で差し出す盲人用点字の書状を含む。）については、前納料金並びに書留、到達証、別配達、取調請求及び代金引換の取扱に関する特別料金を免除する。

第四十一条　基準貨幣

条約及び約定の規定において貨幣単位として採用するフランは、重量三十一分の十グラムであつて品位千分の九百である百サンチームの金フランとする。

第四十二条　勘定の決済

郵便業務から生ずる国際勘定の郵政庁間の決済は、取極があるときは、通常の取引とみなすことができ、かつ、関係国の通常の国際債務の例に従つて行うことができる。この種類の取極がないときは、勘定の決済は、施行規則の規定に従つて行う。

第四十三条　相当額

各加盟国は、その国の貨幣でフランの値にできる限り正確に相当する額により、諸料金を定める。

第四十四条　郵便切手

連合の郵政庁は、料金前納用の郵便切手を発行する。郵便切手の各新発行は、国際事務局の仲介により、連合の他のすべての郵政庁に必要な指示とともに通告される。

第四十五条　式紙

1　郵政庁がその相互の間において使用する式紙は、関係郵政庁が直接の合意により別段の取極をしない限り、他の言語による行間対訳を附して又は附さないで、フランス語で作成しなければならない。

2　公衆用の式紙は、フランス語で印刷しないときは、これにフランス語による行間対訳を附さなければならない。

3　1及び2に掲げる式紙の字句、色及び大きさは、条約及び約定の施行規則で定めるものでなければならない。

第四十六条　郵便本人票

1　各郵政庁は、郵便本人票を認めない旨の通告を行わない国の郵便局が行うすべての取扱について証拠書類としての効力を有する郵便本人票を、その請求者に交付することができる。

2　本人票を交付する郵政庁は、その交付のため、七十サンチームをこえない料金を徴収することができる。

3　郵便物の交付又は為替の支払が正規の本人票の提示の上で行われたことが立証されたときは、郵政庁は、すべての責任を免かれる。郵政庁は、また、正規の本人票の亡失、盗取又は詐欺使用によつて生ずる結果について責任を負わない。

4　本人票は、発行の日から起算して五年間有効とする。

第二章　処罰

第四十七条　処罰に関する約束

加盟国の政府は、次の目的のために必要な措置を執ること又は当該国の立法機関にその措置を提議することを約束する。

(a) 非現行になつた郵便切手を含む郵便切手、国際返信切手券及び郵便本人票の偽造を処罰すること。

(b) 次のものの使用又は流布を処罰すること。

一　偽造した郵便切手（非現行になつた郵便切手を含む。）又はすでに使用した郵便切手及び料金計器又は印刷機の偽造し又はすでに使用した印影

二　偽造した国際返信切手券

三　偽造した郵便本人票

(c) 正規の郵便本人票の詐欺使用を処罰すること。

(d) 一加盟国の郵政庁によつて発行される切手類と混同しやすいような偽造又は模造の郵便業務用の切手類を製造し及び流布する詐欺行為を禁止し、かつ、抑圧すること。

(e) あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬及び爆発性の又は発火しやすい性質の物質を郵便物に入れることを防止し、かつ、必要があるときはこれを処罰すること。ただし、それらを入れることが条約及び約定により明らかに許される場合を除く。

第二部　通常郵便に関する規定

第一章　一般規定

第四十八条　通常郵便物

通常郵便物という名称は、書状、通常郵便葉書、往復郵便葉書、業務用書類、印刷物、盲人用点字印刷物、商品見本及び小形包装物並びに「録音郵便」と称する郵便物に適用する。

第四十九条　料金及び一般条件

1　連合の全境域における通常郵便物の運送に対する前納料金並びに重量及び大きさの制限は、次の表に示すところに従つて定める。第五十条3に規定する例外を除き、この料金は、名あて国において配達業務が実施されている限り、郵便物の名あて人の住所への配達を包含する。

郵便物 1	重量の単位 2	料金 3	制限 重量 4	制限 大きさ 5
書状 最初の重量段階	グラム 二〇	サンチーム 二五	二キログラム	最大限長さ、幅及び厚さを合計して九〇センチメートル。ただし、長さは、六〇センチメートルをこえることができない。巻物については、長さと直径の二倍とで一〇〇センチメートル。ただし、長さは、八〇センチメートルをこえることができない。 最小限長さ一〇センチメートル、幅七センチメートルを下らない大きさの一面を有しなければならない。巻物については、長さと直径の二倍とで一七センチメートル。ただし、長さは、一〇センチメートルを下ることができない。
追加の各段階	一〇	一五		
郵便葉書 通常 往復	—	一五 三〇	—	—

2　1に定める重量及び大きさの制限は、第三十八条に掲げる郵便業務に関する通常郵便物には適用しない。

3　施行規則に規定する条件で包装され、かつ、票符を附された死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料は、書状の一般料金率に従うものとし、適格性のある公認の研究所の間に限つて交換することができる。この交換は、また、相互に又は一方的にこの郵便物を受領することに同意を表明した国の間の関係に限定される。

4　各郵政庁は、自国内で発行される新聞紙及び定期刊行物について、印刷物の一般料金の百分の五十の引下げを許容する権能を有する。ただし、各郵政庁は、新聞紙の料金で運送するために内国規則によつて必要とされる条件を満たす新聞紙及び定期刊行物にこの引下げを限定する権利を留保する。目録、目論見書、定価表等の商用印刷物は、その発行が定期的であるかどうかを問わず、引下げから除外する。新聞紙及び定期刊行物に添附する紙片に印刷した広告についても、同様とする。

5　郵政庁は、書籍、冊子、楽譜及び地図でその表紙又はとびらに掲げる広告類以外になんらの広告類をも有しないものに対しても、同一の引下げを許容することができる。

6　百分の五十の引下げを原則として許した差出郵政庁は、4及び5に掲げる郵便物について、百分の五十の引下げの限度内で、その内国業務において新聞紙及び定期刊行物に又は普通の印刷物に適用する料金を下らない最低徴収額を定める権能を留保する。

7　封かんした封筒による書留書状以外の郵便物は、硬貨、銀行券、紙幣、各種類の持参人払有価証券、加工した又は加工しない白金、金又は銀、宝石、珠玉その他の貴重品を包有することができない。

8　差出国及び名あて国の郵政庁は、名あて人と名あて人の同居者とを除く者にあてた現実的かつ対人的な通信の性質を有する書類を包有する書状を自国の内国法制に従つて取り扱う権能を有する。

9　施行規則に規定する例外を除き、業務用書類、印刷物、盲人用点字印刷物、商品見本及び小形包装物は、

(a)　容易に点検することができるように包装されなければならない。

(b)　現実的かつ対人的な通信の性質を有する記載を有し、又はこのような書類を包有することができない。

(c)　消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金前納用証票又は価格を表示する証券を包有することができない。

10　商品見本は、市価を有する物品を包有することができない。

11　小形包装物及び「録音郵便物」の業務は、相互に又は一方的にそれらの郵便物を受領することに同意を表明した国に限定される。

12　異なる種類の通常郵便物を単一の郵便物（合装郵便物）として合括することは、施行規則で定める条件に従つて許される。

13　この条約及びその施行規則に規定する例外を除き、この条の規定及びこの条約の施行規則によつて

業務用書類			
最初の重量段階	五〇	—	二キログラム
追加の各段階	—	—	
最低料金	—	一〇	
印刷物	五〇	五	三キログラム（書籍については、五キログラム。この制限は、関係郵政庁間の合意により、一キログラムに引き上げることができる。）
最初の重量段階	—	二五	
追加の各段階	—	一〇	
盲人用点字印刷物	第四十条参照		七キログラム
商品見本	五〇	—	五〇〇グラム
最初の重量段階	—	一〇	
追加の各段階	—	五	
最低料金	—	二五	
小型包装物	五〇	一〇	一キログラム
最低料金	—	五	
録音郵便物			書状に同じ。」
最初の重量段階	二〇	一八	三〇〇グラム
追加の各段階		一二	

最大限長さ、幅及び厚さを合計して六〇センチメートル。ただし、長さは、二六センチメートルをこえることができない。
最小限書状に同じ。

要求される条件を満たさない郵便物は、郵送しない。誤つて引き受けられた郵便物は、差出郵政庁に返送しなければならない。ただし、名あて郵政庁は、これを名あて人に配達することができる。この場合において、その郵便物には、必要があるときは、包有品、重量又は大きさに従つてその郵便物が属すべき種類の通常郵便物について規定する諸料金を適用する。1に定める重量の最大限をこえる郵便物に関しては、その実際重量に従つて料金を課することができる。

第五十条　特別料金

1　郵政庁は、締切時刻後にその差立業務に差し出される郵便物に対し、自国の内国法制の規定に従つて附加料金を課することができる。

2　名あて国の郵政庁は、留置郵便物に対し、内国制度の同種類の郵便物について自国の法制で規定することがある特別料金を課することができる。

3　名あて国の郵政庁は、名あて人に配達する各小形包装物について、最高四十サンチームの特別料金を徴収することができる。住所配達の場合には、この料金に最高二十サンチームを加えることができる。

第五十一条　保管料

名あて郵政庁は、重量五百グラムをこえる業務用書類、印刷物及び小形包装物であつて名あて人が無料で引き取ることができる期間内に引き取らなかつたものについて、内国業務の保管料を徴収することができる。

第五十二条　料金前納

1　盲人用点字印刷物を除き、第四十八条に掲げるすべての郵便物については、原則として、差出人が料金を完全に前納しなければならない。

2　書状及び通常郵便葉書以外の郵便物で料金の未納若しくは不足のもの又は往復郵便葉書で差出の際にその両部の料金を完全に前納しないものは、郵送しない。

3　料金の未納若しくは不足の書状又は通常郵便葉書が多数差し出されたときは、差出国の郵政庁は、これらを差出人に還付する権能を有する。

第五十三条　料金前納の方法

1　料金前納は、個人の通常郵便物については、郵便物に印刷し若しくははりつけた郵便切手であつて差出国において効力を有するものによつて、若しくは公に採用され、かつ、郵政庁の直接の監督の下に使用される料金計器による印影によつて行い、又は、差出郵政庁の内国規則が印刷機その他の方法による押印制度を認めるときは、この方法による印影によつて行う。

2　往復郵便葉書の返信部であつてその発行国の郵便切手を印刷し又ははりつけてあるもの、郵便物であつて最初の運送に対し正規に料金を前納し、かつ、補充料金が転送前に支払われたもの並びに新聞紙又は新聞紙の包装物及び定期刊行物であつて表面に「Abonnements-poste」又は「Abonnement direct」の記載を有し、かつ、新聞紙及び定期刊行物の予約に関する約定により発送するものは、正当に料金を前納したものとみなす。

第五十四条　船舶内における通常郵便物の料金前納

1　公海において船舶内で差し出される通常郵便物については、関係郵政庁の間に反対の取極がない限り、当該船舶の所属国又は維持国の郵便切手により同国の料金率に従つて料金を前納することができる。

2　航海の始点若しくは終点又は寄港地の一に停泊中船舶内において郵便物を差し出すときは、停泊国の郵便切手により同国の料金率に従つて料金を前納しない限り、料金前納の効力がない。

第五十五条　料金の未納又は不足の場合の料金

1　料金の未納又は不足の場合には、書留郵便物については第六十八条6に、また、ある種類の転送郵便物については施行規則第百五十三条3、4及び5に規定する例外を除き、書状及び通常郵便葉書について名あて人から不納額の二倍の料金を徴収する。ただし、この料金は、五サンチームを下ることができない。

2　名あて国に誤つて送達されたその他の通常郵便物についても、前記の場合には、同様の取扱を適用することができる。

第五十六条　国際返信切手券

1　国際返信切手券は、連合加盟国において売りさばく。

2　その売価は、当該郵政庁が決定する。ただし、四十サンチーム又は発売国の貨幣におけるその相当額を下ることができない。

3　各切手券は、各国において、その国から外国にあてて発する普通書状第一通分の料金前納を表示する一枚又は二枚以上の郵便切手と引き換えられる。十分な枚数の返信切手券が提出されたときは、郵政庁は、航空路により発送すべき二十グラムをこえない普通書状の料金前納に必要な郵便切手を提供しなければならない。

4　なお、各国は、切手券とその切手券の引換によつて料金を前納すべき通常郵便物とを同時に差し出すことを要求する権能を留保する。

第五十七条　別配達郵便物

1　郵政庁が同意する国においては、通常郵便物は、差出人の請求により、到着の後直ちに特使をもつて住所に配達する。

2　この郵便物は、「別配達郵便物」と称し、普通郵便料のほかに、最低を普通書状第一通分の前納料金額とし、かつ、最高を六十サンチーム又は差出国の内国業務において適用する料金額が六十サンチームより高額の場合にはその額とする特別料金をこれに課する。この料金は、完全に前納しなければならない。

3　2に掲げる特別料金は、住復郵便葉書の「返信」の部の別配達については、この部の差出人でなければ、有効に支払うことができない。

4　名あて人の住所が名あて局の配達区域外にある場合においては、名あて郵政庁は、別配達については、内国制度の同種類の郵便物について定める補充料に達するまで補充料を徴収することができる。ただし、この場合においては、別配達は、義務的でない。

5　前納すべき料金の全額を完全に前納しない別配達郵便物は、差出局が別配達として取り扱つたものでない限り、普通の方法によつて配達する。別配達として取り扱つた場合には、その郵便物には、第五十五条の規定に従つて料金を課する。

6　郵政庁は、別配達の試みを一回のみにとどめることができる。その試みが目的を達しなかつたときは、郵便物は、普通の郵便物として取り扱うことができる。

7　名あて国の規則によつて許されるときは、名あて人は、書留としたは又は書留としない自己あての郵便物が到着した後直ちに別配達によつて配達されるように配達局に請求することができる。この場合には、名あて郵政庁は、内国業務において適用する料金を配達に際して徴収することができる。

第五十八条　取りもどし、名あて変更

1　通常郵便物の差出人は、次の場合に限り、郵便物を取りもどし、又はその名あてを変更することができる。

(a)　郵便物が名あて人に配達されていない場合

(b)　郵便物が第六十条の規定に抵触したことに対する没収又は棄却が権限のある当局によつて行われていない場合

(c)　郵便物が名あて国の内国法制に基いて差し押えられていない場合

2　このために行う請求は、差出人の費用で、郵便又は電信により送達する。差出人は、各請求につき、最高四十サンチームの料金に書留料を加えたものを支払わなければならない。請求が航空路又は電信により送達されなければならないときは、差出人は、さらに、相当する航空増料金又は電報料金

を支払わなければならない。なお、差出人が取りもどし又は名あて変更の請求に対して名あて局が執つた措置について航空路又は電信により通知を受けることを希望するときは、差出人は、このために、所要の航空増料金及び電報料金を支払わなければならない。

3　同一差出人から同一名あて人にあてて同一郵便局に同時に差し出された二個以上の郵便物に関する取りもどし又は名あて変更の各請求については、2に規定する料金又は増料金は、一個分のみを徴収する。

4　単なる名あての訂正（名あて人の氏名又は身分の変更を伴わないもの）は、差出人から名あて局に直接に、すなわち、諸手続をふむことなく、かつ、2及び3に規定する料金を支払うことなく、請求することができる。

第五十九条　転送、配達不能

1　通常郵便物は、名あて人の居所変更の場合には、差出人が名あて国において通用する言語で表記面に行つた記載によつてその転送を禁止していない限り、直ちに名あて人に転送する。ただし、一国から他国への転送は、郵便物が新運送のために必要な条件を満たす場合に限り行う。差出人又は名あて人の請求によつて航空路により転送し又は返送すべき通常郵便物に関しては、航空郵便に関する規定第四条並びに第九条2及び3の規定を準用する。

2　配達不能となつた通常郵便物は、直ちに差出国に返送しなければならない。

3　名あて人のために保管する通常郵便物又は留置通常郵便物の保管期間は、名あて国の規則で定める。ただし、この期間は、名あて郵政庁が最長二箇月まで延長することを必要と認める特殊の場合を除き、原則として一箇月をこえることができない。差出国への返送は、差出人が名あて国において通用する言語で表記面に行つた記載によつて請求したときは、一層短い期間内に行わなければならない。

4　値のない印刷物は、差出人が名あて国において通用する言語で郵便物面に行つた記載によつて返送を請求した場合を除き、返送しない。書留印刷物は、必ず返送しなければならない。

5　通常郵便物の一国から他国への転送又は差出国への返送については、施行規則に規定する例外を除き、なんらの追加料金も徴収しない。

6　転送され又は配達不能となつた通常郵便物は、差立若しくは到着に際して又は最初の運送以後の転送のために途中で課された料金の支払と引換に、名あて人又は差出人に配達する。ただし、名あて国が取消を許さない関税その他の特別の費用は、償還しなければならない。

7　他国への転送又は配達不能の場合には、留置郵便の料金、通関料、保管料、手数料、別配達補充料及び小形包装物の名あて人への配達のための特別料金は、取り消す。

第六十条　禁制

1　次に掲げる物品の発送は、禁止する。

(a)　性質上又は包装上、取扱者に危害を及ぼし、又は通常郵便物を汚染し若しくは損傷することがある物品（(g)参照）

(b)　関税を課されることがある物品（第六十一条に規定する例外を除く。）及び関税の徴収を免かれる目的で多数発送する見本

(c)　あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬

(d)　名あて国において輸入又は流布を禁止する物品

(e)　次のものを除く生きた動物

一　みつばち、水ひる及び蚕

二　害虫の寄生虫及び捕食虫であつて害虫駆除の用に供し、かつ、公認の施設の間で交換するもの

(f)　爆発性又は発火性のある物質

(g)　危険性のある物質。ただし、第四十九条3に掲げる死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料は、危険性のある物質とはみなされない。

(h)　わいせつな又は不道徳な物品

2　1に掲げる物品を包有する郵便物であつて誤つて引き受け発送されたものは、これを発見した郵政庁の内国法制に従つて取り扱う。

3　もつとも、1(c)、(f)、(g)及び(h)に掲げる物品を包有する郵便物については、いかなる場合にも、名あて地への送達、名あて人への配達又は差出元への返送を行わない。

4　誤つて引き受け発送された郵便物が差出元へ返送されず、また、名あて人へも配達されない場合には、差出郵政庁は、その郵便物に適用された取扱について詳細に通報されるものとする。

5　なお、各国は、書状及び郵便葉書以外の通常郵便物であつて自国内における発行又は流布の条件を定める法規に抵触するものについては、自国の領域内において開袋継越の運送を行わない権利を留保する。この郵便物は、差出郵政庁に返送しなければならない。

第六十一条　関税を課されることがある物品

1　関税を課されることがある小形包装物及び印刷物は、許される。

2　名あて国が同意したときは、関税を課されることがある物品を包有する書状及び商品見本についても、同様とする。ただし、各郵政庁は、関税を課されることがある物品を包有する書状の業務を書留書状に限定する権利を有する。

3　血清、痘苗及び死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料の郵便物並びに緊急な必要性があり、かつ、入手が困難である薬品の郵便物は、すべての場合に許される。

第六十二条　税関検査

名あて国の郵政庁は、第六十一条に掲げる郵便物を税関検査に付し、また、必要があるときは、職権をもつて開くことができる。

第六十三条　通関料

名あて国において税関の検査に付される郵便物には、同郵便物が関税を課されるときは、このために郵便物一個につき最高四十サンチームの通関料を郵便の料金として課することができる。この料金の金額は、施行規則第百六十四条19に掲げる郵便物で第四十九条1に規定する重量制限をこえるものについては、一フランまで引き上げることができる。

第六十四条　関税及び他の郵便料金以外の課金

郵政庁は、課されることがある関税及び他の郵便料金以外のすべての課金を郵便物の名あて人から徴収することができる。

第六十五条　課金別納郵便物

1　同意を表明した加盟国間の関係においては、差出人は、差出局に予告した上、郵便物の配達に際して課される郵便料金及び郵便料金以外の課金の全部を負担することができる。郵便物が名あて人に配達されるまでの間は、差出人は、差出の後においても、最高四十サンチームの料金を支払つた上、郵便物が課金別納で配達されることを請求することができる。請求が航空路又は電信により送達されなければならないときは、差出人は、さらに、相当する航空増料金又は電報料金を支払わなければならない。

2　1に規定する場合には、差出人は、名あて局が請求することがある金額を支払うことを約束し、また、必要があるときは、十分な保証金を払い込まなければならない。

3　名あて郵政庁は、郵便物一個につき四十サンチームをこえない手数料を徴収することができる。この料金は、第六十三条に規定するものとは別個のものとする。

4　郵政庁は、課金別納郵便物の業務を書留郵便物に限定する権利を有する。

第六十六条　関税及び他の郵便料金以外の課金の取消

郵政庁は、差出元へ返送し、包有

品の完全な損壊により棄却し又は第三国に転送する郵便物について、関税及び他の郵便料金以外の課金が取り消されるように自国の関係機関に交渉することを約束する。

第六十七条　取調請求及び通報請求

1　取調請求は、郵便物の差出の日の翌日から起算して一年の期間内において許される。

2　郵政庁が行う通報請求は、それが当該郵便物の差出の日から起算して十八箇月の期間内に関係郵政庁に到着することを条件として、受領し、かつ、義務的に処理する。

3　各郵政庁は、他の郵政庁の業務において差し出された郵便物に関する取調請求及び通報請求を受理するものとする。

4　差出人が到達証についてすでに特別料金を支払つた場合を除き、各取調請求又は各通報請求については、最高六十サンチームの料金を徴収することができる。取調請求及び通報請求は、職権をもつて、かつ、常に最も速達の線路（航空路又は平面路）によつて送達する。これらの請求を電信によつて送達するように請求された場合には、取調請求の料金のほかに、電報の費用及び、必要があるときは、返信のための電報の費用を徴収する。

5　取調請求又は通報請求が同一差出人から同一名あて人にあてて同一郵便局に同時に差し出された二個以上の郵便物に関するときは、料金は、一個分のみを徴収する。もつとも、差出人の請求によつて異なつた線路により送達しなければならなかつた書留郵便物に関するときは、利用された線路のおのおのについて料金を徴収する。

6　取調請求又は通報請求が業務上の過失に基いて行われたものであるときは、そのために徴収した料金は、還付する。

第二章　書留郵便物

第六十八条　料金

1　第四十八条に掲げる通常郵便物は、書留として発送することができる。

2　書留郵便物の料金は、前納しなければならない。この料金は、次のものからなる。

(a)　郵便物の種類に従つて課される普通郵便料

(b)　最高四十サンチームの定額の書留料

3　往復郵便葉書の「返信」の部についての定額の書留料は、この部の差出人でなければ、有効に支払うことができない。

4　書留郵便物の差出人には、差出に際して無料で受領証を交付しなければならない。

5　不可抗力により生ずることがある危険を負担する国の郵政庁は、各書留郵便物につき最高四十サンチームの特別料金を徴収することができる。

6　名あて国に誤つて送達された料金の未納又は不足の書留郵便物については、名あて人から不納額に等しい料金を徴収する。

第六十九条　到達証

1　書留郵便物の差出人は、差出に際して最高四十サンチームの定額料金を支払つた上、到達証を請求することができる。この到達証は、差出人が前記の定額料金のほかにこの式紙の重量に対応する航空増料金をこえない追加料金を支払うときは、航空路によりその者に送達する。

2　到達証は、郵便物の差出の後においても、一年の期間内に、かつ、第六十七条に定める条件に従つて、請求することができる。

3　差出人が通例の期間内に自己に到着しない到達証を請求するときは、料金を新たに徴収せず、また、取調請求及び通報請求については第六十七条に規定する料金も徴収しない。

第七十条　名あて人本人への手交

1　同意した郵政庁間の関係においては、到達証を添附した書留通常郵便物は、差出人の請求により、名あて人本人に手交する。この場合には、差出人は、その請求について、二十サンチームの特別料金又は差出国で徴収される料金を支払う。

2　郵政庁は、この郵便物の手交を二回まで試みるものとする。

第七十一条　責任

1　郵政庁は、書留郵便物の亡失について責任を負う。

2　差出人は、このため、賠償金を請求する権利を有する。その額は、郵便物一個につき二十五フランとする。

第七十二条　免責

次の場合には、郵政庁は、責任を負わない。

一　書留郵便物の亡失については、

(a)　不可抗力による場合。自己の業務において亡失が生じた郵政庁は、その内国法制に従つて、亡失が不可抗力の場合を構成する事情によるものであるかどうかを決定しなければならない。この事情は、差出国の郵政庁に通知する。ただし、不可抗力の危険を負担することを受諾した差出国の郵政庁に関しては、責任は、存続する（第六十八条5）。

(b)　郵政庁の責任に関して別段の証拠がなく、かつ、不可抗力に基く業務書類の損傷によつて郵政庁が郵便物について調査することができない場合

(c)　包有品が第四十九条7及び9又は第五十条1に規定する禁制に抵触する物である郵便物に関する場合

(d)　差出人が第六十七条に規定する一年の期間内になんらの請求も行わなかつた場合

二　書留郵便物であつて、郵政庁が同種類の郵便物について自国の内国規則に規定する条件又は第四十六条3に規定する条件に従つて配達したものに関する場合

三　名あて国の内国法制に基いて差し押えられた郵便物に関する場合

第七十三条　郵政庁間の責任の決定

1　郵便物を異議なく受け取り、かつ、すべての所定の取調資料を受領した郵政庁は、名あて人に配達したこと又は他の郵政庁に運送した場合において正規に運送したことを立証することができないときは、反証があるまで、書留郵便物の亡失について責任を負う。

2　次の場合には、3の規定に従うことを条件として、仲介郵政庁又は名あて郵政庁は、反証があるまで、すべての責任を免かれる。

(a)　第三十六条並びに施行規則第百六十五条3及び第百六十六条4の規定を遵守した場合

(b)　施行規則第百二十一条に規定する保存期間が経過して取調請求郵便物に関する業務書類が棄却された後に取調請求に接したことを立証することができる場合。この留保は、請求者の権利に影響を及ぼさない。

3　もつとも、亡失が運送中に生じ、その事実がいずれの国の領域又は業務において生じたかを立証することができないときは、関係郵政庁は、平等に損害を負担する。

4　書留郵便物が不可抗力により亡失した場合においては、自国の領域又は業務において亡失が生じた郵政庁は、差出郵政庁に対し、双方の国が不可抗力によつて生ずる危険を負担するときに限り、責任を負う。

5　取り消されなかつた関税その他の課金は、亡失について責任がある郵政庁の負担とする。

6　賠償金を支払つた郵政庁は、あて人、差出人又は第三者に対して行うことがあるすべての請求の権利について、その賠償金額の限度において、賠償金を受け取つた者に代位する。

第七十四条　賠償金の支払

賠償金の支払の義務は、責任郵政庁に対する求償権を留保して、郵便物差出局が属する郵政庁が負う。

第七十五条　賠償金の支払期間

1　賠償金の支払は、できる限りすみやかに、かつ、おそくとも請求の日の翌日から起算して六箇月の期間内に行わなければならない。

2　不可抗力によつて生ずる危険を負担することを受諾しない郵便物差出郵政庁は、郵便物の亡失が不可抗力によるものであるかどうかが決定されないときは、1に規定する期間をこえて賠償金の決済を延期することができる。

3　差出郵政庁は、正規に照会を受け、かつ、事件を解決することなく五箇月を経過させた仲介郵政庁

又は名あて郵政庁のために、差出人に賠償することができる。亡失が不可抗力によるものであると認められるときは、一層長い期間が許される。いかなる場合にも、その事情は、差出郵政庁に通知しなければならない。

第七十六条　差出郵政庁に対する賠償金の償還

1　責任郵政庁又は第七十五条の規定に従つて自己のために支払が行われた郵政庁は、差出人に実際に支払われた賠償金額を、支払通告の発送の日から起算して四箇月の期間内に、差出郵政庁に償還するものとする。

2　第七十三条の規定に従つて賠償金が二以上の郵政庁により負担されるべきときは、支払うべき賠償金の金額は、請求を受けた郵便物を正当に受領したがこれを相手業務に正規に送達したことを立証することができない最初の郵政庁が、1に掲げる期間内に、差出郵政庁に払い込まなければならない。払込を行つた郵政庁は、権利者への損害賠償につき他の責任郵政庁の分担額があるときは、その郵政庁から当該分担金を回収する。

3　貸方郵政庁への償還は、第四十二条に定める支払の規則に従つて行う。

4　責任があると認められた場合及び第七十五条3に規定する場合には、賠償金額は、直接に、又は責任郵政庁と定期的に差引計算書を交換する郵政庁の仲介により、なんらかの差引計算の方法で、職権をもつて、責任国から回収することができる。

5　差出郵政庁は、差出人への支払通告の発送の日から起算して一年の期間内に限り、責任郵政庁に対して賠償金の償還を請求することができる。

6　責任があることが正当に立証された郵政庁で賠償金の支払を当初拒んだものは、支払の不当な遅延によるすべての附随の費用を負担しなければならない。

7　郵政庁は、差出人に支払つた賠償金で正当な理由があると認めたものについて定期的に清算するため、合意することができる。

第七十七条　亡失したものと認められた書留郵便物の後日の発見

1　亡失したものと認められた書留郵便物又はその一部が後日発見された場合には、その事実を差出人及び名あて人に通知する。

2　なお、差出人に対しては、受け取つた賠償金額の返付と引換に三箇月の期間内に前記の郵便物を受け取ることができる旨を通報する。この期間内にその差出人が郵便物を請求しないときは、名あて人に対し、差出人に支払われた金額の支払と引換に三箇月の期間内に当該郵便物を受け取ることができる旨を通報する。

3　差出人又は名あて人が賠償金額の返付と引換に郵便物を受け取つたときは、この金額は、損害を負担した一又は二以上の郵政庁に還付する。

4　差出人及び名あて人が郵便物を受け取ることを放棄したときは、その郵便物は、賠償金を支払つた一又は二以上の郵政庁の所有に帰する。

第三章　料金の帰属、継越料

第七十八条　料金の帰属

条約及び約定に明定する場合を除き、各郵政庁は、徴収した料金の全額を収得する。

第七十九条　継越料

1　第八十条の規定を留保して、二郵政庁間又は同一国の二郵便局間で他の郵政庁の業務（第三業務）により交換される閉袋については、各通過国のため又は運送に参加する業務が属する国のため、次の表に掲げる継越料を支払う。この継越料は、閉袋の差立国の郵政庁の負担とする。もつとも、名あて国の二郵便局間の運送の費用は、その国の負担とする。

一　キロメートルで表示された陸路	総重量一キログラムごとの継越料（サンチーム又はフラン）
三〇〇キロメートルまで	〇・〇七
三〇〇キロメートルをこえ六〇〇キロメートルまで	〇・一二
六〇〇キロメートルをこえ一、〇〇〇キロメートルまで	〇・一七
一、〇〇〇キロメートルをこえ一、五〇〇キロメートルまで	〇・二四
一、五〇〇キロメートルをこえ二、〇〇〇キロメートルまで	〇・三二
二、〇〇〇キロメートルをこえ二、五〇〇キロメートルまで	〇・三九
二、五〇〇キロメートルをこえ三、〇〇〇キロメートルまで	〇・四六
三、〇〇〇キロメートルをこえ四、六〇〇キロメートルまで	〇・五五
四、六〇〇キロメートルをこえ五、五〇〇キロメートルまで	〇・六六
五、五〇〇キロメートルをこえ六、五〇〇キロメートルまで	〇・七七
六、五〇〇キロメートルをこえ七、五〇〇キロメートルまで	〇・九〇
七、五〇〇キロメートルをこえる追加の一、〇〇〇キロメートルごとに	一・〇三
二　海路	
(a)　海里による表示	
三〇〇海里まで	〇・一五
(b)　キロメートルによる表示（一海里を一・八五二キロメートルとする換算による。）	
五五六キロメートルまで	〇・一二

一、	三〇〇海里をこえ六〇〇海里まで
二、	六〇〇海里をこえ一、〇〇〇海里まで
三、	一、〇〇〇海里をこえ一、五〇〇海里まで
四、	一、五〇〇海里をこえ二、〇〇〇海里まで
五、	二、〇〇〇海里をこえ二、五〇〇海里まで
六、	二、五〇〇海里をこえ三、〇〇〇海里まで
七、	三、〇〇〇海里をこえ四、〇〇〇海里まで
八、	四、〇〇〇海里をこえる時

一、	五五六キロメートルをこえ一一一キロメートルまで
二、	一一一キロメートルをこえ八五二キロメートルまで
三、	八五二キロメートルをこえ七七八キロメートルまで
四、	七七八キロメートルをこえ七〇四キロメートルまで
五、	七〇四キロメートルをこえ六三〇キロメートルまで
六、	六三〇キロメートルをこえ五五六キロメートルまで
七、	五五六キロメートルをこえ四八二キロメートルまで
八、	四八二キロメートルをこえ四〇八キロメートルまで
九、	四〇八キロメートルをこえ二六〇キロメートルまで
一、	二六〇キロメートルをこえ一一二キロメートルまで
一、	一一二キロメートルをこえ九六四キロメートルまで
一、	九六四キロメートルをこえ八一六キロメートルまで
一、	八一六キロメートルをこえるとき

一、	〇・一七
一、	〇・二一
二、	〇・二四
二、	〇・二七
三、	〇・三〇
四、	〇・三二
五、	〇・三四
六、	〇・三六
七、	〇・三八
九、	〇・四一
一、	〇・四四
一、	〇・四六
一、	〇・四八

2　二国間で直接に行われる海路運送でその一方の国の船舶によるものは、反対の取極がない限り、第三業務とみなす。

3　海路継越は、閉袋が差立港内の船舶に連絡した岸壁に置かれた時に始まり、名あて港の岸壁に置かれた時に終る。

4　誤送された閉袋は、継越料の支払に関しては、正常の線路を経由したものとみなす。誤送閉袋の運送に参加した郵政庁は、このため、割当金を差立郵政庁から徴収する権利を有しない。ただし、差立郵政庁は、通常その閉袋の仲介を行う国に対し、その閉袋に関する継越料を負担するものとする。

第八十条　継越料の免除

郵便料金の免除を受ける第三十八条から第四十条までに掲げる郵便物については、陸路又は海路のすべての継越料を免除する。

第八十一条　特殊業務

第七十九条に掲げる継越料は、郵政庁が他の郵政庁の依頼によつて特に開設し又は維持する特殊業務による運送には適用しない。この種類の運送に関する条件は、関係郵政庁間で協議して定める。

第八十二条　継越料の差引計算

1　継越料の総差引計算は、十四日の期間につき三年ごとに一回作成する統計資料に基いて行う。前記の期間は、いずれかの国の業務により一週六回未満交換される閉袋については、二十八日とする。統計の時期及び適用期間は、施行規則で定める。

2　二郵政庁間の年次差額が二十五フランをこえないときは、借方郵政庁は、すべての支払を免除される。

3　各郵政庁は、実際と著しく相違すると認める統計の結果を仲裁委員会の認定に付託することができる。その仲裁は、第三十三条に規定するところに従つて行われる。

4　仲裁者は、支払うべき継越料の金額を裁定する権利を有する。

第八十三条　軍艦又は軍用機との閉袋の交換

1　閉袋は、加盟国の郵便局とその国の外国にある艦隊、航空隊、軍艦若しくは軍用機の指揮官との間、又はその艦隊、航空隊、軍艦若しくは軍用機の指揮官とその国の他の艦隊、航空隊、軍艦若しくは軍用機の指揮官との間で、他国の陸路又は海路の業務の仲介により、交換することができる。

2　この閉袋に納める各種類の通常郵便物は、閉袋の名あて艦若しくは名あて軍用機又は差立艦若しくは差立軍用機の将校及び乗組員が発受するものに限る。この郵便物に適用する料金率及び送達の条件は、軍艦又は軍用機の所属国の郵政庁がその内国規則に従つて定める。

3　反対の取極がない限り、軍艦又は軍用機の所属国の郵政庁は、仲介郵政庁に対し、第七十九条の規定に従つて算出する閉袋の継越料を負担する。

第三部　最終規定

第八十四条　条約の効力発生及び有効期間

この条約は、千九百五十九年四月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、前記の諸国の政府の全権委員は、カナダ政府の記録に寄託されるべきこの条約の一通に署名した。その謄本の一通は、各締約国に交付される。

千九百五十七年十月三日にオタワで作成した。

アフガニスタンのために
A・カユーム
モハメッド・カーセム・ファゼリ

南アフリカ連邦のために
L・C・パーク

アルバニア人民共和国のために
メルシニイ

ドイツのために
ドクトル　シュタインメッツ
ドクトル　シュスター
ドクトル　ゼーバス
ドクトル　ライス

アメリカ合衆国のために
ジョージ・シードル
グリーヴァー・アラン
フレデリック・E・バトラス
デイヴィッド・S・グードソン
レイモンド・K・ハンコック
A・J・リオー
E・J・マホーニイ

信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含むアメリカ合衆国の領土全体のために
ジョージ・シードル
グリーヴァー・アラン
フレデリック・E・バトラス
デイヴィッド・S・グードソン
レイモンド・K・ハンコック
A・J・リオー
E・J・マホーニイ

サウディ・アラビア王国のために
イブラヒム・シルセラー
A・H・ハジャジ

アルゼンティン共和国のために
シルヴァ・デルビル

オーストラリア連邦のために
B・F・ジョンズ
W・ライト

オーストリアのために
ドクトル　B・シャギンガー
ドクトル　P・マホルト
J・パロウベク
ヘルマニイ

ベルギーのために
ラマンス
ファッツイ
M・ロネイ
リシール
オノン

ベルギー領コンゴーのために
J・ファン・ステンフォルト

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために
クワーシャ

ビルマのために
パ・オウン
ラ・ジョウ・ブリュ
タン・オウン

ホリヴィアのために
エルネスト・カセレス

ブラジル合衆国のために
ジョゼ・アルベルト・ビッテンコールト
ジョゼ・ルイス・リベイロ・サミコ

オクタヴィオ・レオポルディノ・カヴァルカンテ・デ・モラエス

ハミルトン・ショル
ベティナ・カイセルマン

ブルガリア人民共和国のために
P・ベクシェフ
Y・ゴレマノフ

カンボディアのために
R・ロムット

カナダのために
W・J・ターンブル
G・A・ボイル
L・N・クレイグ
W・C・マッカーシェン
H・N・パール

セイロンのために
Y・ヨガスンドラム

チリのために
ルイス・カルヴァハル

中国のために
劉鍇
柳克述
千潤生

コロンビア共和国のために
ホアキン・ピニェロス・コルパス

ヴィクトール・グティエレス
J・メンデス・カルヴォ
グスターヴォ・エチェヴェリ

大韓民国のために
P・W・ハン
ジョン・チュ

スウク・フン・ユン

コスタ・リカ共和国のために
F・ヒメネス

キューバ共和国のために
F・ギゴー
O・S・グティエレス
E・ミランダ

デンマークのために
アルネ・クロッグ
J・M・S・アンデルセン

ドミニカ共和国のために
ハンス・コーン

エジプトのために
M・バクダディ
A・バキール

M・I・ソブヒ
サルヴァドル共和国のために
A・アントニオ・アンドラーデ
エクアドルのために
ルイス・カルヴァハル
スペインのために
E・プロペル・デ・カレホン
ニエヴェス
アニバール・マルティン
ホセ・ヴィラノーヴァ
アフリカにおけるスペインの領土のために
E・プロペル・デ・カレホン
ニエヴェス
アニバール・マルティン
ホセ・ヴィラノーヴァ
エティオピアのために
ベルハネ・ケブレッテ
ベルハヌ・ディンケ
フィンランドのために
S・J・アホーラ
ウルフォ・タルヴィチェ
フランスのために
M・フォコン
ラフェ
クロード・バトー
L・ラシェーズ
シャパール
P・ヴァネ
G・ブルトゥミユ
アルジェリアのために
M・フォコン
ラフェ
クロード・バトー
L・ラシェーズ
シャパール
P・ヴァネ
G・ブルトゥミユ
フランスの海外郵便電気通信庁によつて代表される地域全体のために
メイェール
スキナジー
ガーナのために
海峡諸島及びマン島を含むグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
R・H・ロック
ダドレー・ラムレー
A・H・リッジ
T・C・カーペンター
D・J・フォサギル
C・E・ヘインズ
殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む英国の海外領土全体のために
R・H・ロック
ダドレー・ラムレー
A・H・リッジ
T・C・カーペンター
D・J・フォサギル
C・E・ヘインズ
本代表団は、英領ホンデュラスに対する英国の主権について異議のあることを主張するグァテマラの留保を受諾しない。
ギリシャのために
ジャン・フランガキス
デモプーロス
グァテマラのために
ベリスの地域に対するグァテマラの権利を留保して
J・メンドーサ
アントニオ・アリス
ハイティ共和国のために
マルシアル・ペトゥルス
ホンデュラス共和国のために
フリオ・A・ボエゾオ
ハンガリー人民共和国のために
デディチ
G・レーヴェース
インドのために
マニー・フィリップ
S・N・ダス・グプタ
K・コパラクリシュナン
インドネシア共和国のために
A・バーサ
スムラ
A・M・ハルディガル
アヒルル・アニン
イランのために
A・モタメディ
イラクのために
S・A・A・ハフィダ
アイルランドのために
S・S・ピュイルセアル
オデュインアイン
アイスランド共和国のために
マグヌス・ヨクムスン
イスラエルのために
C・ベン・メナヘム
A・ラナン
Y・L・ランダウ
イタリアのために
レナート・リリーニ
アウレリオ・ポンシリオーネ
ブルネット・ブルネッティ
イタリアの統治下にあるソマリの地域のために
レナート・リリーニ
アウレリオ・ポンシリオーネ
ブルネット・ブルネッティ
日本国のために
萩原徹
松井一郎
ジョルダン・ハシェミット王国のために
M・ルーサン
ラオスのために
シタット
ヴィレホング
レバノンのために
ミシェル・オー
リベリア共和国のために
マッキンレイ
バッカス・ページ
リビアのために
ミサラティ
A・ホベイカ
ルクセンブルグのために
ロース
ブロンドゥロ
モロッコのために
ベナブド
メキシコのために
M・ヴィダル
ラウロ・F・ラミレス
モナコ公国のために
パスカン
ネパールのために
ゴビノラ・ラジ・パンディ
ニカラグァのために
アントニオ・アリス
ノールウェーのために
カール・ヨハネセン
インヴァル・リード
W・ショェレン
ニュー・ジーランドのために
C・A・マックファーレン
A・W・グリフィス
パキスタンのために
S・シディキ
S・M・A・ガーニ
M・アクバール
パナマ共和国のために
フランシスコ・ルイス
パラグァイのために
V・カタルディ
R・ドミンゲス
オランダのために
J・D・H・ファン・デル・トールン
ホフマン
P・ダイクウェル
ブルウワー
プッツ
オランダ領アンティール及びスリナムのために
P・H・J・ブルーセルス
ペルーのために
ホセ・V・ラブラーレ
フィリピン共和国のために
F・クアデルノ
ポーランド人民共和国のために
H・バチコ
J・クリメック
T・ヤルン
M・ピアンコ
ポルトガルのために
ジョルジ・ブラガ
ジョゼ・ルシアノ・ヴィエガス・デ・マトス
ジョゼ・デ・メデイロス・ラモス
A・ヌーネス・デ・フレイタス
西部アフリカにおけるポルトガルの諸州のために
テオドロ・デ・マスト・フェレイラ・デ・アギアル
東部アフリカとアジアとオセアニアとにおけるポルトガルの諸州のために
テオドロ・デ・マトス・フェレイラ・デ・アギアル
ルーマニア人民共和国のために
M・グリゴーレ
P・ポステルニク
サン・マリノ共和国のために
レイモン・レット
スーダン共和国のために
スレイマン・フセイン
H・ラシーク

スウェーデンのために
アラン・フルトマン
テュレ・ニールンド
カール・アクセル・リョフイレン

スイス連邦のために
トゥアゾン
シャプイ
E・ブッツィ

シリアのために
H・ラハーム
A・カダル・バグダディ

チェッコスロヴァキアのために
ユーライ・マニャーク

タイのために
スリン・ウィセトサコン
スワーング・サグワンオングテュニジアのために
アブデルセラム・トルコのために
A・C・ユスチュン
S・アイチュン
K・カンチュルク

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために
A・ソブコ

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために
K・J・セルゲイチュク

ウルグァイ東方共和国のために
W・ベナヴィーデス

ヴァチカン市国のために
ガストン・ヴィンチェント

エメット・P・ムルフィー

ヴェネズエラ共和国のために
ヴィクトール・ラヴィオーザ
ヴェレス・サラス
オスカール・ミスレ
ルイス・J・グェヴァラ

ヴィエトナムのために
グエン＝ズイ＝リエン
グエン＝バ＝バツ
イエメンのために

ユーゴースラヴィア連邦人民共和国のために
N・ミラノヴィッチ
ワジィリエ・コヴァチェヴィッチ
M・ミチッチに代つて
N・ミラノヴィッチ
J・ヤニヤトヴィッチに代つて
N・ミラノヴィッチ

万国郵便条約の最終議定書

全権委員たる下名は、本日付で締結された万国郵便条約に署名するに際し、次のとおり協定した。

第一条　盲人用点字印刷物の郵便料金の免除に対する例外

条約第四十条及び第四十九条の規定にかかわらず、自国の内国制度において盲人用点字印刷物（開封で差し出す盲人用点字の書状を含む。）の郵便料金の免除を認めない国は、自国の内国業務の料金をこえない料金を徴収する権能を有する。

第二条　相当額、最高限及び最低限

1　各国は、条約第四十九条1に規定する料金を次の表に示すところに従つて、百分の六十を限度として引き上げ、又は百分の二十を限度として引き下げる権能を有する。

郵便物		料金		
		1	最高限 2	最低限 3
書状	最初の重量段階	常	四〇（サンチーム）	二〇（サンチーム）
	追加の各段階	復	二四	一二
郵便葉書	通		四八	二四
業務用書類	最初の重量段階		一六	八
	追加の各段階		八	四
最低料金			四〇	二〇
盲人用点字印刷物			—	—
印刷物	最初の重量段階		一六	八
	追加の各段階		八	四
商品見本	最初の重量段階		一六	八
	追加の各段階		八	四
最低料金			四〇	二〇
小形包装物五〇グラムごとに			一六	八
最低料金			八〇	四〇
録音郵便物	最初の重量段階		二八・八	一四・四
	追加の各段階		一九・二	九・六

2　選定した諸料金は、それらの間に基本諸料金の間における割合と同一の割合をできる限り保持しなければならない。各郵政庁は、その料金を、場合に応じ、自国の貨幣制度の便宜に従つて増減して全数とする権能を有する。

3　一国が採用した料金率は、料金の未納又は不足のため到着の際に徴収する料金に適用する。

4　もつとも、1に規定する引上げを行う郵政庁は、料金の未納又は不足の場合に徴収する料金を、自国発の郵便物の引上料金に従うことなく、条約第四十九条1に掲げる基本料金の相当額に従つて定める権能を有する。

第三条　業務用書類、印刷物及び商品見本の料金率の適用に対する例外

1　条約第四十九条の規定にかかわらず、各国は、業務用書類、印刷物及び商品見本に対し、最初の重量段階につき定める料金を適用することなく、この段階について五サンチームの料金を適用する権利を有し、また、商品見本に対しては最低料金を十サンチームとすることができる。合装郵便物に関しては、その郵便物が印刷物と見本とからなるときは、支払われる料金は、見本の最低料金でなければならない。

2　例外として、各国は、業務用書類、印刷物及び商品見本に対する国際料金を内国業務の同種類の郵便物について自国の内国法制に規定する率まで引き上げることができる。

第四条　常衡オンス

内国制度によりメートル法重量制を採用することができない国は、例外の措置として、常衡オンス（二八・三四六五グラム）を代用し、書状及び「録音郵便」と称する郵便物については一オンスを二十グラム、また、業務用書類、印刷物、商品見本及び小形包装物については二オンスを五十グラムとみなす権能を有する。

第五条　貴重品の書留書状への封入に対する例外

条約第四十九条7の規定にかかわらず、ブラジル合衆国、チリ、フィリピン共和国及びスイス連邦の郵政庁は、同定規に掲げる貴重品の書留書状への封入を許さないことができる。

第六条　外国における通常郵便物の差出

いかなる国も、その領域内に居住する差出人が外国で定められた一層低い料金の利益を受けるためその外国において差し出し又は差し出させる郵便物を送達し、又は名あて人に配達する義務を有しない。一層低い料金の利益を受けるための差出であるかどうかを問わず、多量に差し出されるこのような郵便物についても、同様とする。この規則は、差出人が居住国において準備した上で国境を越え搬出した郵便物及び外国において作成した郵便物に対し、差別なく適用する。関係郵政庁は、当該郵便物を差出元へ返送し、又はこれに内国料金を課する権利を有する。料金徴収の方法は、関係郵政庁の選択にゆだねる。

第七条　国際返信切手券

郵政庁は、国際返信切手券を発売しないか、又はその売さばきを制限する権能を有する。

第八条　取りもどし、名あて変更

条約第五十八条の規定は、内国法

制が差出人の請求による通常郵便物の取りもどし又は名あて変更を許さない南アフリカ連邦、オーストラリア連邦、ビルマ、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、インド、ニュー・ジーランド、パキスタン、殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む英国の海外領土の一部並びにアイルランドには適用しない。

第九条　書留料及び到達証料

書留料及び到達証料を条約第六十八条2並びに第六十九条1及び2に規定する料金率に従つて定めることができない国は、自国の内国業務で定める料金を徴収することができる。

第十条　シベリア横断鉄道及びアンデス横断鉄道経由の特別継越料

1　ソヴィエト社会主義共和国連邦の郵政庁は、シベリア横断鉄道経由で継越運送される各種類の通常郵便物一キログラムごとに一フラン三十サンチームの補充料を、条約第七十九条1（一　陸路）に掲げる継越料に加えて、徴収することができる。

2　アルゼンティン共和国の郵政庁は、アンデス横断鉄道のアルゼンティンに属する区間を経由して継越運送される各種類の通常郵便物一キログラムごとに三十サンチームの補充料を、条約第七十九条1（一　陸路）に掲げる継越料に加えて、徴収することができる。

第十一条　アフガニスタンのための特別の継越条件

条約第七十九条1の規定にかかわらず、アフガニスタンの郵政庁は、運輸及び通信手段についての特別の困難により、暫定的に、自国を経由する閉袋及び開袋の郵便物の継越を同郵政庁と関係郵政庁との間で特別に合意する条件に従つて行うことができる。

第十二条　アデンにおける特別保管料

例外として、アデンの郵政庁は、アデンにおいて保管するすべての閉袋に対し、同郵政庁が当該閉袋につき陸路又は海路の継越料を受けないときは、郵袋一個につき四十サンチームの料金を徴収することができる。

第十三条　航空業務

航空郵便に関する規定は、万国郵便条約に附属し、かつ、同条約及びその施行規則の不可分の一部をなすものとみなす。

第十四条　加盟国に対し署名及び加入のために開放されている議定書

この議定書は、大会議で締結された条約のみに又は条約及び一若しくは二以上の約定のみに自国の代表者が本日署名した加盟国が、自国が署名しなかつた諸約定又はその一若しくは二以上に加入することができるように開放しておく。

第十五条　代表されない加盟国に対し開放されている議定書

この議定書は、大会議に代表されない加盟国が条約のみに、条約及び諸約定に又は条約及び諸約定のうちの一若しくは二以上の約定に加入することができるように開放しておく。

第十六条　加入通告の期間

この議定書の第十四条及び第十五条に規定する加入は、外交上の手続により、当該国の政府がカナダ政府に通告し、同政府が他の連合加盟国政府に通告しなければならない。この通告のために当該国の政府に与えられた期間は、千九百五十九年四月一日に満了する。

第十七条　実施連絡委員会

条約第八十四条の規定にかかわらず、実施連絡委員会は、条約第十六条3の規定に従つて大会議が指定した委員により、同大会議の諸文書の効力発生前にその業務を行うことができる。

第十八条　郵便研究諮問委員会

条約第二十条及び第八十四条の規定にかかわらず、郵便研究諮問委員会は、大会議の諸文書の効力発生前にその業務を行うことができる。国際事務局は、所要の経費を千九百五十八年度の特別会計から支弁することができる。

以上の証拠として、全権委員たる下名は、規定が条約の本文中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するこの議定書を作成し、カナダ政府の記録に寄託されるべき一通に署名した。その謄本の一通は、各締約国に交付される。

千九百五十七年十月三日にオタワで作成した。

アフガニスタンのために
A・カユーム
モハメッド・カーセム・ファゼリ

南アフリカ連邦のために
L・C・バーク

アルバニア人民共和国のために
メルシニイ

ドイツのために
ドクトル　シュタインメッツ
ドクトル　シュスター
ドクトル　ゼーバス
ドクトル　ライス

アメリカ合衆国のために
ジョージ・シードル
グリーヴァー・アラン
フレデリック・E・バトラス
デイヴィッド・S・グードソン
レイモンド・K・ハンコック
A・J・リオー
E・J・マホーニイ

信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含むアメリカ合衆国の領土全体のために
ジョージ・シードル
グリーヴァー・アラン
フレデリック・E・バトラス
デイヴィッド・S・グードソン
レイモンド・K・ハンコック
A・J・リオー
E・J・マホーニイ

サウディ・アラビア王国のために
イブラヒム・シルセラー
A・H・ハジャジ

アルゼンティン共和国のために
シルヴァ・デルビル

オーストラリア連邦のために
B・F・ジョンズ
W・ライト

オーストリアのために
ドクトル　B・シャギンガー
ドクトル　P・マホルト
J・パロウベク

ヘルマニイ

ベルギーのために
ラマンス
ファッツイ
M・ロネイ
リシール
オノン

ベルギー領コンゴーのために
J・ファン・ステンフォルト

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために
クワーシャ

ビルマのために
パ・オウン
ラ・ジョウ・ブリュ
タン・オウン

ボリヴィアのために
エルネスト・カセレス

ブラジル合衆国のために
ジョゼ・アルベルト・ビッテンコールト
ジョゼ・ルイス・リベイロ・サミコ

オクタヴィオ・レオポルディノ・カヴァルカンテ・デ・モラエス
ハミルトン・ショル
ベティナ・カイセルマン

ブルガリア人民共和国のために
P・ベクシェフ
Y・ゴレマノフ

カンボディアのために
R・ロムット

カナダのために
W・J・ターンブル
G・A・ボイル
J・N・クレイグ
W・C・マッカーシェン

H・N・パール
セイロンのために
Y・ヨガスンドラム
チリーのために
ルイス・カルヴァハル
中国のために
劉鍇
柳克述
千潤生
コロンビア共和国のために
ホアキン・ビニェロス・コルパス
ヴィクトール・グティエレス
J・メンデス・カルヴォ
グスターヴォ・エチェヴェリ
大韓民国のために
P・W・ハン
ジョン・チュ
スウク・フン・ユン
コスタ・リカ共和国のために
F・ヒメネス
キューバ共和国のために
F・ギゴウ
O・S・グティエレス
デンマークのために
E・ミランダ
アルネ・クロッグ
J・M・S・アンデルセン
ドミニカ共和国のために
ハンス・コーン
エジプトのために
M・バクダディ
A・バキール
サルヴァドル共和国のために
M・I・ソブヒ
エクアドルのために
A・アントニオ・アンドラーデ
ルイス・カルヴァハル
スペインのために
E・プロベル・デ・カレホン
ニエヴェス
アニバール・マルティン
ホセ・ヴィラノーヴァ
アフリカにおけるスペインの領土のために
E・プロベル・デ・カレホン
ニエヴェス
アニバール・マルティン
ホセ・ヴィラノーヴァ
エティオピアのために
ベルハネ・ケブレッテ
ベルハヌ・ディンケ
フィンランドのために
S・J・アホーラ
ウルフォ・タルヴィチェ
フランスのために
M・フォコン
ラフェ
クロード・バトー
L・ラシェーズ
シャパール
P・ヴァネ
G・ブルトゥミュ
フランスの海外郵便電気通信庁によつて代表される地域全体のために
メイェール
スキナジー
ガーナのために
海峡諸島及びマン島を含むグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
R・H・ロック
ダドレー・ラムレー
A・H・リッジ
T・C・カーペンター
D・J・フォサギル
C・E・ヘインズ
殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む英国の海外領土全体のために
R・H・ロック
ダドレー・ラムレー
A・H・リッジ
T・C・カーペンター
D・J・フォサギル
C・E・ヘインズ
本代表団は、英領ホンデュラスに対する英国の主権について異議のあることを主張するグァテマラの留保を受諾しない。
ギリシャのために
ジャン・フランガキス
デモプーロス
グァテマラのために
ベリスの地域に対するグァテマラの権利を留保して
J・メンドーサ
アントニオ・アリス
ハイティ共和国のために
マルシアル・ペトゥルス
ホンデュラス共和国のために
フリオ・A・ボエゾオ
ハンガリー人民共和国のために
デディチ
G・レーヴェース
インドのために
マニー・フィリップ
S・N・ダス・グプタ
K・ゴパラクリシュナン
インドネシア共和国のために
A・バーサ
スムラ
A・M・ハルディガル
アヒルル・アニン
イランのために
A・モタメディ
イラクのために
S・A・A・ハフィダ
アイルランドのために
S・S・ピュイルセアル
オデュインアイン
アイスランド共和国のために
マグヌス・ヨクムスン
イスラエルのために
C・ベン・メナヘム
A・ラナン
Y・L・ランダウ
イタリアのために
レナート・リリーニ
アウレリオ・ポンシリオーネ
ブルネット・ブルネッティ
イタリアの統治下にあるソマリの地域のために
レナート・リリーニ
アウレリオ・ポンシリオーネ
ブルネット・ブルネッティ
日本国のために
萩原徹
松井一郎
ジョルダン・ハシェミット王国のために
M・ルーサン
ラオスのために
シタット
ヴィレホング
レバノンのために
ミシェル・オー
リベリア共和国のために
マッキンレイ
バッカス・ページ
リビアのために
ミサラティ
A・ホベイカ
ルクセンブルグのために
ロース
ブロンドゥロ
モロッコのために
ベナブド
メキシコのために
M・ヴィダル
ラウロ・F・ラミレス
モナコ公国のために
パスカン
ネパールのために
ゴビノラ・ラジ・パンディ
ニカラグァのために
アントニオ・アリス
ノールウェーのために
カール・ヨハネセン
インヴァル・リード
W・ショェレン
ニュー・ジーランドのために
C・A・マックファーレン
A・W・グリフィス
パキスタンのために
S・シディキ
S・M・A・ガーニ
M・アクバール
パナマ共和国のために
フランシスコ・ルイス
パラグァイのために
V・カタルディ
R・ドミンゲス
オランダのために
J・D・H・ファン・デル・トールン
ホフマン
P・ダイクウェル
ブルウワー
ブッッ
オランダ領アンティール及びスリナムのために

P・H・J・ブルーセルス
ベルーのために
ホセ・V・ラブラレ
フィリピン共和国のために
F・クアデルノ
ポーランド人民共和国のために
H・バチコ
J・クリメック
T・ヤルン
M・ピアンコ
ポルトガルのために
ジョルジ・ブラガ
ジョゼ・ルシアノ・ヴィエガス・デ・マトス
ジョゼ・デ・メデイロス・ラモス
A・ヌーネス・デ・フレイタス
西部アフリカにおけるポルトガルの諸州のために
テオドロ・デ・マトス・フェレイラ・デ・アギアル
東部アフリカとアジアとオセアニアとにおけるポルトガルの諸州のために
テオドロ・デ・マトス・フェレイラ・デ・アギアル
ルーマニア人民共和国のために
M・グリゴーレ
P・ボステルニク
サン・マリノ共和国のために
レイモン・レット
スーダン共和国のために
スレイマン・フセイン
H・ラシーク
スウェーデンのために
アラン・フルトマン
テュレ・ニールンド
カール・アクセル・リョフイレン
スイス連邦のために
トゥアゾン
シャプイ
E・ブッツィ
シリアのために
H・ラハーム
A・カダル・バグダディ
チェッコスロヴァキアのために
ユーライ・マニャーク
タイのために
スリン・ウィセトサコン
スワーング・サグワンナング
テュニジアのために
アブデルセラム
トルコのために
A・C・ユスチュン
S・アイチュン
K・カンチュルク
ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために
A・ソブコ
ソヴィエト社会主義共和国連邦のために
K・J・セルゲイチュク
ウルグァイ東方共和国のために
W・ベナヴィーデス
ヴァチカン市国のために
ガストン・ヴィンチェント
エメット・P・ムルフィー
ヴェネズエラ共和国のために
ヴィクトール・ラヴィオーザ
ヴェレス・サラス
オスカール・ミスレ
ルイス・J・グェヴァラ
ヴィエトナムのために
グエン＝ズイ＝リエン
グエン＝バ＝バツ
イエメンのために
ユーゴースラヴィア連邦人民共和国のために
N・ミラノヴィッチ
ワジィリエ・コヴァチェヴィッチ
M・ミチッチに代つて
N・ミラノヴィッチ
J・ヤニヤトヴィッチに代つて
N・ミラノヴィッチ

附属書（注）

A　国際連合と万国郵便連合との間の協定

前文

国際連合憲章第五十七条の規定により国際連合に課される義務にかんがみ、国際連合及び万国郵便連合は、次のとおり協定する。

第一条

国際連合は、万国郵便連合（以下「連合」という。）がその基本的文書で定める目的を達成するためにその文書に基くすべての措置を執ることを任務とする専門機関であることを認める。

第二条　相互の代表

1　国際連合の代表者は、連合の大会議、事務小会議及び委員会に出席し、かつ、これらの会合の討議に投票権なしで参加するよう招請される。

2　国際連合の経済社会理事会（以下「理事会」という。）又はその委員会若しくは小委員会の会合において連合が関係を有し、かつ、議事日程に記載された問題が取り扱われる場合には、連合の代表者は、これらの会合に出席し、かつ、これらの諸機関の討議に投票権なしで参加するよう招請される。

3　連合の代表者は、連合の権限内にある問題が討議される総会の会合に諮問的資格で出席し、かつ、連合が関係を有する問題を取り扱う総会の主要な委員会の討議に投票権なしで参加するよう招請される。

4　国際連合事務局は、連合が提出するすべての文書による通知を、場合に応じ、総会、理事会及びその機関並びに信託統治理事会の構成員に配布する。同様に、連合は、国際連合が提出する文書による通知を連合員に配布する。

第三条　議事日程への問題の記載

必要とされることがある事前の協議を留保して、連合は、国際連合が連合に提起する問題を、連合の大会議、事務小会議若しくは委員会の議事日程に記載し、又は、必要があるときは、万国郵便条約に規定する手続に従つて連合員に提出する。相互的に、理事会並びにその委員会及び小委員会並びに信託統治理事会は、連合が付託する問題をそれぞれの議事日程に記載する。

第四条　国際連合の勧告

1　連合は、国際連合が連合にあてて行うすべての正式の勧告を、万国郵便条約に規定する手続に従つて、有用な目的のため、その大会議、事務小会議及び委員会又は連合員にできる限りすみやかに付託するために、すべての措置を執るものとする。その勧告は、連合にあてて行うものとし、直接に連合員にあてて行つてはならない。

2　連合は、前記の勧告に関し、国際連合の請求により国際連合と意見を交換し、また、連合又は連合員がその勧告について執つた措置又はその勧告を考慮したために生じた他のすべての結果について、適当な時に国際連合に報告する。

3　連合は、専門機関の活動と国際連合の活動との効果的な調整を確保するために必要な他のすべての措置に協力する。特に、連合は、理事会がこの調整を容易にし、かつ、この目的を達成するために必要な情報を提供するため設置するすべての機関と協力する。

第五条　情報及び書類の交換

1　ある種類の書類の秘密の保持に必要な措置を留保して、情報及び書類の最も完全で迅速な交換が国際連合と連合との間に行われなければならない。

2　1の規定の一般性に影響を及ぼすことなく、

(a)　連合は、業務年報を国際連合に提供する。

(b)　この協定の第十一条の規定を留保して、連合は、国際連合が連合に対して行うことがある特別報告、研究又は情報の請求にできる限り応ずる。

(c)　連合は、その権限内にある問題に関し、信託統治理事会が連合に求めることがある意見書を提出する。

(d) 国際連合事務総長は、連合の国際事務局長の請求により、連合に特別に関係がある情報を連合に提供するような意見の交換を連合の国際事務局長と行う。

第六条　国際連合に対する援助

1　連合は、国際連合並びにその主要機関及び補助機関と協力することと並びに万国郵便条約の規定に合致する範囲内でこれらに援助を提供することに同意する。

2　国際連合加盟国に関しては、連合は、憲章第百三条の規定に従い、万国郵便条約及びこれに附属する約定のいずれの規定も、国際連合に対する当該加盟国の義務の遵守を妨げ又は制限するものとして援用することができないことを承認する。

第七条　職員に関する取極

国際連合及び連合は、職員の雇用条件をできる限り統一するため及びその募集上の競争を避けるため、必要な範囲内で協力する。

第八条　統計業務

1　国際連合及び連合は、情報及び統計資料の最大の効果及び利用を確保するために協力することに同意する。

2　連合は、国際連合が諸国際機関の一般的目的に役立つ統計の収集、分析、発表、統一及び改良を行う中央機関であることを承認する。

3　国際連合は、連合がその固有の分野に属する統計の収集、分析、発表、統一及び改良を行う資格を有する機関であることを承認する。ただし、この統計が国際連合自体の目的の実現のため及び全世界にわたる統計の発達のために重要である限り、国際連合がこの統計に対して関心を有することを妨げるものではない。

第九条　事務上及び技術上の業務

1　国際連合及び連合は、その職員及び資源を最もよく利用するため、相互に競争する業務又は重複する業務の創設を避けることが望ましいことを承認する。

2　国際連合及び連合は、公文書の登録及び保管のためすべての有用な措置を執る。

第十条　予算規定

連合の年次予算は、国際連合に通知し、総会は、これに関して連合の大会議に勧告を行う権能を有する。

第十一条　特別業務費の支弁

国際連合がこの協定の第五条その他の規定により特別報告、研究又は情報を請求したために連合が多額の臨時費の支出を要するに至つた場合には、この費用の支弁の最も公正な方法を決定するため意見を交換する。

第十二条　機関間の協定

連合は、連合が他の専門機関又は他の政府間機関と締結するすべての協定の性質及び範囲について理事会に通報する。なお、連合は、この種類の協定の準備について理事会に通報する。

第十三条　連絡

1　前記の諸規定を協定する国際連合及び連合は、同規定がこれらの機関の間に有効な連絡を確保するために貢献することを希望する旨を表明し、また、合意によりこのために必要な措置を執る意思を確認する。

2　この協定に定める連絡に関する規定は、連合と附属業務及び地域的業務を含む国際連合との関係に対し、望ましい限り、適用する。

第十四条　協定の実施

国際連合事務総長及び連合の実施連絡委員会委員長は、この協定の適用のため、国際連合及び連合の経験にかんがみて望ましいと認められるすべての補足的取極を締結することができる。

第十五条　効力発生

この協定は、千九百四十七年にパリで締結された万国郵便条約に附属する。この協定は、国際連合の総会の承認を得た後、最も早い場合においても条約と同時に、効力を生ずる。

第十六条　改正

この協定は、国際連合及び連合のいずれかの一方による六箇月の予告の後に、これらの機関の間の合意により改正することができる。

千九百四十七年七月四日パリにおいて

万国郵便連合第十二回大会議議長　J・J・ル・ムエル

専門機関との交渉を委任された経済社会理事会の小委員会臨時議長　ヤン・パパネク

B　国際連合と万国郵便連合との間の協定の追加協定

経済社会理事会が千九百四十八年二月二十五日に採択した決議第百三十六(VI)により、国際連合事務総長が、国際連合の特権及び免除に関する条約第七条に規定する便宜を自己の職員に与える補足的協定の締結を請求するすべての専門機関との間にその協定を締結すること並びにこの種類のすべての補足的協定を承認のために総会に提出することを要請されているので、また、

万国郵便連合が、憲章第六十三条の規定に従つて国際連合と万国郵便連合との間に締結された協定を補足するためのこの種類の補足的協定を締結することを希望しているので、

ここに次のとおり協定される。

第一条

次の条項は、国際連合と万国郵便連合との間の協定に補足条文として追加する。

「万国郵便連合の職員は、第十四条の規定に基いて締結する特別取極に従つて国際連合通行証を利用する権利を有する。」

第二条

この協定は、国際連合総会及び万国郵便連合によつて承認された時から効力を生ずる。

万国郵便連合のために

千九百四十九年七月十三日パリにおいて

万国郵便連合実施連絡委員会委員長　J・J・ル・ムエル

国際連合のために

千九百四十九年七月二十七日ニュー・ヨーク州レーク・サクセスにおいて

事務総長代理　バイロン・プライス

（注）　ここに再録する二協定は、千九百五十七年のオタワの万国郵便条約第二十一条の規定により、同条約に附属する。

航空郵便に関する規定

第一編　総則

第一章　引受、料金

第一条　航空運送を許す郵便物

次に掲げる郵便物については、航空運送を許す。これらの郵便物は、この場合には、「航空通常郵便物」という。

(a) 条約第四十八条に掲げるすべての郵便物で代金引換とした又は代金引換としないもの

(b) 新聞紙及び定期刊行物の予約に関する約定に規定するすべての郵便物

(c) 郵便為替証書、代金引換為替証書、現金取立証券、到達証、払渡済通知書及び登記済通知書

(d) 差出郵政庁が引き受けるときは、第二条で定義する航空書簡

(e) 航空路による価格表記の書状及び箱物の交換を許す諸国の関係においては、代金引換としたかどうかを問わず、価格表記の書状及び箱物

第二条　航空書簡

1　航空書簡は、適宜に折りたたみ、

かつ、のりづけした一枚の紙からなり、その大きさは、この形態において郵便葉書の大きさと同一でなければならない。このように折りたたんだ紙片の表面となつた部分は、名あてにあて、かつ、必ず「Aerogramme」の印刷した記載がなければならない。差出国の言語による類似の記載は、任意とする。航空書簡は、いかなる物も包有してはならない。航空書簡は、差出国の規則が許すときは、書留として発送することができる。

2　各郵政庁は、航空書簡の発行、製造及び売りさばきの条件を定める。

3　航空書簡に関する規定は、航空書簡として差し出された航空通常郵便物であつても1に定める条件を満たさないものには適用しない。この郵便物は、第六条の規定に従つて取り扱う。もつとも、郵政庁は、すべての場合に、この郵便物を平面路で送達する権能を有する。「Aerogramme」の記載は、二条の太い横線で消さなければならない。

第三条　料金

1　航空通常郵便物は、料金上、三種類に分け、増料金のある航空通常郵便物、増料金のない航空通常郵便物及び航空書簡とする。

2　原則として、航空通常郵便物については、条約及び諸約定により許される郵便料金のほか、差出国の郵政庁が定める料金率の航空運送の増料金を支払う。条約第三十九条及び第四十条に掲げる郵便物についても、同一の増料金を課する。これらのすべての通常郵便物は、増料金のある航空通常郵便物という。

3　条約第三十八条に掲げる郵便業務に関する通常郵便物については、国際事務局が差し出すものを除き、航空増料金を支払わない。

4　郵政庁は、航空通常郵便物の料金前納のため、併合料金を定めることができる。

5　郵政庁は、名あて国の郵政庁に通報することを条件として、航空運送の増料金を徴収しない権能を有する。この条件で許す通常郵便物は、増料金のない航空通常郵便物という。

6　第二条に規定する航空書簡については、差出国において増料金のない書状の最初の重量段階に適用する料金と少くとも同額の料金を支払う。

7　増料金は、運送料と密接な関係を有するものとし、この増料金の総額は、原則として、当該運送につき支払うべき料金をこえてはならない。

8　増料金は、利用される送達線路のいかんを問わず、同一名あて国の全領域につき均一でなければならない。

9　増料金は、差出の際に支払わなければならない。

10　往復郵便葉書の「返信」の部の復路の運送に関する増料金は、この部の返送の際に支払わなければならない。

11　各郵政庁は、航空通常郵便物に適用する増料金の計算については、添附されることがある公衆用式紙の重量を算入することができる。

第四条　増料金のある航空通常郵便物の表示

増料金のある航空通常郵便物は、差出の際に、できれば表面の上部左すみに、「Par avion」の語を有し、かつ、差出国の言語による対訳を附した又は附さない青色の特別の票符又は同色の印影を有しなければならない。

第五条　料金前納の方法

1　航空通常郵便物については、原則として、条約第五十三条及び第五十四条に規定する条件に従つて料金を前納する。

2　もつとも、料金前納は、郵便物の種類のいかんを問わず、たとえば、「徴収済料金　ドル　セント」の形式により、差出国の貨幣で表わされた徴収金額を手書した数字で表示することができる。この記載は、特別の印章内若しくは特別の票符面に行い、又は、なんらかの方法により、単に郵便物の表記面に行うことができる。すべての場合において、この記載は、差出局の日附印によつて証明されなければならない。

第六条　増料金のある航空通常郵便物で料金の未納又は不足のもの

1　航空通常郵便物については、原則として、差出の際に料金を完全に前納しなければならない。

2　料金の未納又は不足の航空通常郵便物で差出人により補正されることができないものは、次のように取り扱う。

(a)　料金の未納の場合には、増料金のある航空通常郵便物は、条約第五十二条及び第五十五条の規定に従つて取り扱う。差出の際に料金前納を必要としない郵便物は、普通に利用される運送方法によつて送達する。

(b)　料金不足の場合には、増料金のある航空通常郵便物は、支払われた料金が少くとも航空増料金額を表示するときは、航空路により運送する。もつとも、差出郵政庁は、支払われた料金が少くとも増料金の百分の七十五又は併合料金の百分の七十五を表示するときにおいても、この郵便物を航空路により運送する権能を有する。航空通常郵便物で支払われた料金が、場合により、航空増料金又は航空増料金の百分の七十五若しくは併合料金の百分の七十五を表示しないときは、条約第五十二条及び第五十五条の規定に従つて取り扱う。

3　徴収すべき料金の額が差出郵政庁によつて指示されていない限り、名あて郵政庁は、料金不足の航空通常郵便物であつてもその前納料金が少くとも普通運送の料金を表示しているものを、料金を徴収することなく配達する権能を有する。

第二章　送達、配達、転送、差出元への返送

第七条　送達

1　自国の航空通常郵便物の運送のために航空交通機関を使用する郵政庁は、他の郵政庁から到着する増料金のある航空通常郵便物を同一交通機関により送達しなければならない。増料金のない航空通常郵便物についても、航空機の積載容積が許し、かつ、差出郵政庁が請求する限り、同様とする。

2　航空業務を実施しない国の郵政庁は、郵便に利用される最も速達の線路により航空通常郵便物を送達する。平面路による送達がなんらかの理由により航空線路の利用に比して有利であるときも、同様とする。

3　航空閉袋は、差立国の郵政庁が請求する線路により送達しなければならない。ただし、この線路が継越国の郵政庁によつて自己の閉袋の運送に利用される場合に限る。この送達が不可能であるとき、又は積換の時間が十分でないときは、差立国の郵政庁にその旨を通知しなければならない。

4　航空業務の過誤により又は不可抗力により所定の線路からそれた航空閉袋及び航行の中断により留め置かれた航空閉袋は、寄港した空港の郵便取扱者が引き継ぐ。郵便取扱者は、最も速達の線路により、当該閉袋を名あて地に継送しなければならない。

第八条　配達

航空通常郵便物は、配達局に到着した後の最初の配達に付さなければならない。

第九条　航空通常郵便物の転送又は差出元への返送

1　居所を変更した名あて人にあてた航空通常郵便物は、原則として、増料金のない通常郵便物について普通に利用される運送方法によつて新名あて地に転送する。同一の運送方法は、配達不能となつた航空通常郵便物及び、なんらかの理由により、名あて人に配達されなかつた航空通常郵便物の差出元への返送についても、利用する。

2　名あて人（転送の場合）又は差出人（差出元への返送の場合）の明らかな請求があり、かつ、関係者が新航空路に相当する増料金を支払うことを約束するときは、当該郵便物は、航空路により転送し、又は返送することができる。これらの場合には、増料金は、郵便物の配達の際に徴収され、かつ、配達郵政庁が収得する。最初の運送について平面路により送達した通常郵便物は、同一の条件で、航空路により再発送することができる。

3　転送の封筒及び合括の封筒は、あらかじめ増料金が転送局に支払われない限り、又は2の規定に従つて名あて人若しくは、場合に応じ、差出人が新航空路に相当する増料金を負担しない限り、増料金のない通常郵便物について普通に利用される運送方法によつて新名あて地に送達する。

第三章　航空運送に対する報酬

第十条　一般規則

1　航空閉袋の航空運送料は、この閉袋の差立国の郵政庁の負担とする。

2　仲介郵政庁として航空閉袋又は開袋継越航空通常郵便物の航空運送を行う郵政庁は、この運送に対する報酬を請求する権利を有する。この原則は、誤送され、若しくは所定の線路からそれた又は継越料を免除される航空閉袋及び開袋継越航空通常郵便物にも適用する。差立郵政庁が、誤送閉袋につき支払わなければならない追加の運送料は、送達の過誤を犯した業務の属する郵政庁が差立郵政庁に償還する。

3　開袋継越航空通常郵便物の航空運送に対する報酬は、第十二条4に規定する条件で差立郵政庁の負担とする。

4　運送料免除につき合意がある場合を除き、自国内において郵便物の航空運送を行う名あて郵政庁は、この運送の報酬を請求する権利を有する。

5　2に掲げる運送の報酬は、同一の運送路については、この運送路による航空業務の事業費を分担することなくこれを利用するすべての郵政庁に対し均一でなければならない。報酬が名あて国内における航空路による継送に対して請求される場合には、その報酬は、外国から到着するすべての航空閉袋について、航空路によりその郵便物の一部が継送されると全部が継送されるとを問わず均一としなければならない。

6　航空機の突発事故の場合又は航空運送事業者の責任を生じさせる他の理由がある場合には、運送の報酬は、使用線路の行程のいかなる部分に関しても、亡失し又は損傷した郵便物について支払わない。

7　運送中に航行が中断したために所定の空港に郵便物を交付することができないときは、報酬は、運送路のうち正常に寄港した最後の寄港地までの部分に対してのみ支払うものとする。名あて地に郵便物を到達させるために使用するその後の航空運送路に関する継送の費用は、郵便物差出郵政庁の負担とする。

8　関係郵政庁間に反対の取極がない限り、条約第七十九条の規定は、航空通常郵便物に関しては、当該郵便物が運送されることがある陸路又は海路について適用する。ただし、継越料の支払は、次の場合には行わない。

(a)　同一都市の二空港間の航空閉袋の積換

(b)　一都市の空港とその都市にある倉庫との間における航空閉袋の往路の運送及び当該閉袋の継送のための復路の運送

第十一条　基本料金率及び報酬の計算

1　航空運送に関する郵政庁間の勘定の決済に適用すべき基本料金率は、総重量一キログラム及び一キロメートルごとに定める。この料金率は、次のとおりとし、キログラムの端数には比例的に適用する。

(a)　LC郵便物（書状、航空書簡、郵便葉書、郵便為替証書、代金引換為替証書、現金取立証券、価格表記の書状及び箱物、払渡済通知書、登記済通知書及び到達証）については、最高一フランの千分の三。ただし、この単一料金率は、千九百五十二年七月一日現在の運送料金率が一フランの千分の三をこえる線路により運送されるLC郵便物については、最高一フランの千分の四とする。

(b)　「録音郵便物」を含むAO郵便物（LC郵便物以外の郵便物）については、最高一フランの千分の一

2　航空閉袋に対する航空運送の報酬は、現行の基本料金率（1に定める基本料金率の限度内の率）、第三十条1(b)に規定する「航空郵便距離表」に掲げるキロメートルの距離及び当該閉袋の総重量に従つて計算する。ただし、合装郵袋を使用する場合には、この郵袋の重量は、算入しない。

3　開袋継越航空通常郵便物に対する航空運送の報酬は、原則として、当該郵便物の純重量に従うほか、2に定めるところに準じて計算する。この場合には、運送の報酬の総額は、百分の五引き上げる。ただし、この通常郵便物の名あて国の領域がその領域内に二以上の寄港地を有する線路により連絡されるときは、運送の報酬は、各寄港地に荷卸しする郵便物の重量に従つて決定される均衡平均料金率に基いて計算される。

4　もつとも、仲介郵政庁は、二十をこえない数の平均料金率に基いて、開袋通常郵便物につき運送の報酬を算出する権利を有する。各平均料金率は、一群の名あて国に関するものとし、その群の諸名あて国に荷卸しする郵便物の重量に応じて定められる。その報酬の総額は、この運送のために支払うべき報酬をこえることができない。

5　名あて国内における航空運送のために支払うべき報酬は、LC郵便物及びAO郵便物の二種類のそれぞれにつき、単一料金として定める。これらの料金は、1に規定する料金率に基いて、かつ、内国線路網において国際郵便に使用される運送路の平均距離に従つて算出する。

6　2から5までに掲げる報酬の計算に用いるために現行の基本料金率に距離を乗じて得られる国内航空運送料金率及び国際航空運送料金率は、サンチームの数字が五をこえるかこえないかに従つて、十サンチームに切り上げ、又は切り捨てる。

第十二条　報酬の支払

1　2及び3に規定する例外を除き、航空閉袋の航空運送のために支払うべき報酬は、当該閉袋が航空運送事業により引き継がれた空港が所在する国の郵政庁に支払う。

2　二以上の各別の航空業務により逐次運送されるべき航空閉袋を航空運送事業に交付する郵政庁は、仲介郵政庁の同意を得た上、全運

送路に対する運送の報酬をこの事業と直接決済することができる。もつとも、仲介郵政庁は、1の規定の無条件の適用を請求する権利を有する。

3　1及び2の規定にかかわらず、航空業務が属する国の郵政庁は、当該業務の利用につき支払われるべき報酬を、この業務が運送した閉袋の差立郵政庁から直接に徴収する権利を留保する。

4　開袋継越の航空通常郵便物を他の郵政庁に交付する郵政庁は、その後の全航空運送路に対する運送の報酬の全額を、この郵便物の交付を受ける郵政庁に支払わなければならない。

第二編　施行規則

第一章　差立及び送達に関する規則

第十三条　増料金のある航空通常郵便物で料金の未納又は不足のもの

1　料金の未納又は不足の通常郵便物には、条約の施行規則第百五十一条の規定に従つて、「T」の印を押し、かつ、到着の際に徴収すべき金額をフラン及びサンチームで表示する。

2　増料金のある航空通常郵便物で料金の未納又は不足のものを増料金のない通常郵便物につき普通に利用される運送方法により送達するときは、差出局又は交換局は、「Par avion」の票符及び航空運送に関する各記載を二条の太い横線で消し、かつ、その理由を簡単に指示しなければならない。

第十四条　航空通常郵便物の差立方法

1　条約の施行規則第百六十一条2a)及び第百六十三条の規定は、平面路閉袋に納入する航空通常郵便物に適用する。把束の票符は、「Par avion」の記載を有しなければならない。

2　平面路閉袋に書留航空通常郵便物を納入するときは、「Par avion」の記載は、書状目録中、「Exprès」の記載について前記の第百六十三条の3に規定する箇所に行わなければならない。

3　平面路閉袋に納入する価格表記航空通常郵便物に関しては、「Par avion」の記載は、各郵便物の記入ごとに差立目録の「備考」の欄に行う。

4　航空閉袋又は平面路閉袋により開袋継越で差し立てる航空通常郵便物であつて閉袋の名あて国が航空路により継送すべきものは、「Par avion」の票符を附した特別の把束とする。

5　継越国は、名あて国ごとに特別の把束を作成することを請求することができる。この場合には、各把束には、「Par avion pour…」の記載を有する票符を附する。

第十五条　増料金のある航空通常郵便物の転送又は差出元への返送

増料金のある航空通常郵便物の転送又は返送が増料金のない通常郵便物につき普通に利用される運送方法により行われるときは、「Par avion」の票符及び航空路による運送に関する各記載は、職権をもつて、二条の太い横線で消さなければならない。

第十六条　航空閉袋の表示

1　航空閉袋は、全部青色の郵袋又は青色の幅の広い帯を有する郵袋で作成しなければならない。差し立てる普通又は書留の航空通常郵便物の数が少い場合には、青色の耐力がある紙で作成した封筒を使用することができる。

2　航空閉袋に添附する書状目録及び差立の目録には、それらの上部に第四条に掲げる「Par avion」の票符又は印影を附さなければならない。この票符又は印影は、閉袋の票札又は表記にも附する。

3　航空郵袋の票札の規格及び字句は、この「規定」に附属する様式AV8に適合しなければならない。

第十七条　航空閉袋及び開袋継越の航空通常郵便物の重量の検査

1　差立番号、差立便を構成する郵袋、封筒又は包装物の一個ごとの総重量及びそれらに納入される郵便物の種類（LC又はAO）は、票札又は外部表記に指示する。

2　LC及びAOの二種類の郵便物が同一の包装に合装されるときは、合計重量のほか、各種類の郵便物の重量を票札又は外部表記に指示しなければならない。外装の重量は、低い方の運送料金率の適用を受ける郵便物であつてその外装に納入されるものの重量に加算する。合装郵袋を使用する場合には、この郵袋の重量は、算入されない。

3　差立番号及び郵袋、封筒又は包装物ごとの郵便物の種類別の重量並びに票札又は外部表記に記載されているその他のすべての必要な指示は、閉袋が国際航空業務により運送される場合には、式紙AV7にも記載しなければならない。もつとも、同意を表明した郵政庁間の関係においては、郵便物の種類別の合計重量を郵袋、封筒又は包装物ごとの郵便物の種類別の重量に替えて指示することができる。

4　式紙AV7の記載に誤りを発見した仲介局又は名あて局は、自己に当該閉袋を直接交付した差立交換局に対し、この誤りを点検状により直ちに通知する。

5　航空路により継送される開袋継越通常郵便物が平面路閉袋又は航空閉袋の中に包有される場合には、この通常郵便物は、「Par avion」の票札を附した特別の把束とし、この「規定」に附属する様式AV2に適合する明細表は、一通を書留としない郵便物に、一通を書留郵便物に添附する。開袋航空通常郵便物の重量は、名あて国ごとに又は、運送に対する報酬が均一である諸国については、その群ごとに各別に指示する。書状目録には、「Bordereau AV2」の記載を附する。継越郵政庁は、主要国及び主要航空線路を一定の順序で記載する特別の明細表AV2の使用を請求する権能を有する。明細表AV2には、書留としない郵便物及び書留郵便物について、それぞれ特別の年次連続番号を附さなければならない。

6　航空閉袋の重量については、百グラムの端数が五十グラムをこえるかこえないかに従つて、百グラムに切り上げ、又は切り捨てる。五十グラム以下の重量の航空閉袋については、重量の指示は、数字零をもつて替える。

7　国又は国の群ごとの開袋通常郵便物の種類別の重量については、十グラムの端数が五グラムをこえるかこえないかに従つて、十グラムに切り上げ、又は切り捨てる。

8　仲介局は、差立便を構成する郵袋の一の実際重量と通知された重量との差が百グラムをこえること又は開袋通常郵便物の実際重量と通知された重量との差が二十グラムをこえることを発見したときは、票札又は明細表AV2を訂正し、かつ、誤りを点検状により直ちに差立交換局に通知する。二種類の通常郵便物を包有する郵袋に関するときは、訂正は、重量が大きい方の種類について行うものとする。発見した重量の差異が前記の限度内にとどまるときは、差立局の指示は、有効とみなす。

9　明細表AV2の欠除の場合にも、増料金のある航空通常郵便物は、航空路により継送するものとする。ただし、平面路によることが一層速達であるときは、この限りでない。必要があるときは、明細表AV2は、職権をもつて作成し、その違例は、点検状C14により差立局に通知する。

10　関係郵政庁の反対の意見がない限り、閉袋は、他の同種類の閉袋、すなわち、同種類（ＬＣ又はＡＯ）の郵便物を包有する閉袋に納入することができる。

11　公海において船舶内で差し出された航空通常郵便物であつて船舶の所属国又は維持国の郵便切手で料金が前納されたものは、途中の寄港地においてその郵便物を郵政庁に開袋で交付する場合には、明細表ＡＶ２を、又は、船舶に郵便局がないときは、仲介郵政庁が航空運送の報酬を請求する基礎となる重量の表を添附しなければならない。明細表ＡＶ２又は重量の表には、名あて国別の通常郵便物の重量、日付並びに船舶の名及び国籍を記載し、かつ、船舶ごとに年次連続番号を附さなければならない。これらの指示は、船舶から通常郵便物を受け取る郵便局が点検する。

12　空港に設置された郵便局に締切時刻後に差し出された普通の航空通常郵便物は、名あて交換局にあてた封筒に入れ、明細表ＡＶ７に記入して出発直前の当該航空機により差し立てる。

第十八条　引渡明細表

1　空港において交付する閉袋には、この「規定」に附属する様式ＡＶ７に適合する白色の引渡明細表を寄港地ごとに最高五通添附する。

2　引渡明細表ＡＶ７のうち一通は、地上業務を行う航空会社の代表者が署名した後、差立局が保存する。その他の四通は、運送会社に交付する。

3　運送会社に交付する引渡明細表ＡＶ７四通のうち、第一通は、積載空港において、地上業務を行う航空会社が保存し、第二通は、荷卸空港において郵袋の引渡の際に正当に署名された後、会社のために乗組員が保管し、第三通は、荷卸空港において、地上業務を行う航空会社に交付し、第四通は、閉袋に添附して、引渡明細表をあてるべき郵便局に交付する。

4　仲介局は、自己が受け取るべきでない航空閉袋であつて差立交換局が当初作成した引渡明細表の添附のないものを航空会社から交付されたときは、点検状によりその旨を差立局に通知する。同仲介局は、閉袋の受領、自己に当該閉袋を交付した会社の名称及び名あて地の空港まで継送を行つた会社の名称をこの点検状に記載する。

第十九条　合装郵袋

1　同一航空線路により運送される軽量の郵袋、封筒又は包束物の数が適当であると認められるときは、運送を行う航空会社に航空郵袋を交付する郵便局は、できる限り、合装郵袋を作成する。

2　合装郵袋の票札は、きわめて明らかな「Sac collecteur」の記載を有しなければならない。関係郵政庁は、票札に記載すべき名あてについて合意する。

3　合装郵袋に納入された閉袋については、明細表ＡＶ７に個個に記入するとともに、これらの閉袋が合装郵袋に納入されている旨を指示しなければならない。

4　合装郵袋は、明細表ＡＶ７に、合装郵袋としてかつ別個に記載しなければならない。

第二十条　航空閉袋の積換

1　同一空港における閉袋の積換は、関係郵政庁間に反対の合意がない限り、積換が行われる国の郵政庁が行う。この規則は、積換が同一運送事業者の連続する二線路の航空機間において行われるときは、適用しない。

2　継越国の郵政庁は、航空機から航空機への直接の積換を許すことができる。この場合には、運送事業者は、この積換作業の詳細を積換が行われる国の交換局に文書で通報するものとする。

第二十一条　空港における作業の実施

郵政庁は、自国の空港に送付された航空閉袋の受領及び継送を最良の状態で行うため必要な措置を執る。

第二十二条　航空通常郵便物の税関検査

郵政庁は、航空通常郵便物の税関検査に関する作業をすみやかに行わせるため必要なすべての措置を執る。

第二十三条　航空空郵袋の返送

反対の合意がない限り、航空郵袋は、条約の施行規則第百七十二条の規定に従い、からのまま平面路により差立郵政庁に返送しなければならない。もつとも、空郵袋の数が十個に達するときは、特別閉袋を作成しなければならない。

第二十四条　事故又は航行中断の場合に執るべき措置

1　運送中の突発事故により航空機が航行を継続することができず、かつ、郵便物を所定の寄港地に交付することができないときは、乗組員は、事故の発生地に最も近い郵便局又は郵便物の継送に最も適当である郵便局に閉袋を引き渡さなければならない。乗組員に支障があるときは、事故を知らされた前記の郵便局は、郵便物を遅滞なく引き取るため最善を尽すものとする。これらの閉袋は、その状態を検査し、かつ、必要があるときは、破損した通常郵便物を修補した後、最も速達の線路により名あて局にあてて差し立てなければならない。

2　事故が発生した国の郵政庁は、電信により郵便物の状態についてすべての前の寄港地の郵政庁に通報しなければならない。通報を受けた郵政庁は、他のすべての関係郵政庁に電報で通知しなければならない。

3　事故があつた航空機に郵便物を積載した郵政庁は、引渡明細表ＡＶ７の写を事故が発生した国の郵政庁に送付しなければならない。

4　事故が発生した国の郵政庁は、事故の状況及び検査の結果の詳細を点検状により事故があつた閉袋の名あて局に通知する。各点検状の写の一通は、当該閉袋の差立局に、一通は、航空会社が属する国の郵政庁に送付する。これらの書類は、最も速達の航空路又は平面路により発送する。

5　航空機が相当の時間航行を中断し郵便物の遅延を生じさせるおそれがあるとき、又は航空機が不可抗力により名あて国に着陸することができないときは、閉袋は、その差立国のいかんを問わず、最も近い郵便局が最速達の線路により閉袋の名あて国に継送する。継越を行つた業務が属する郵政庁は、閉袋の差立郵政庁にその旨を通知する。

第二章　計算、勘定の決済

第二十五条　航空運送の報酬の差引計算の方法

1　航空運送の報酬の差引計算は、計算期間中に実際に運送された閉袋の総重量を基礎として、又は同期間中に実際に運送された閉袋継越通常郵便物の純重量を基礎として行う。閉袋継越航空通常郵便物については、運送の報酬の総額は、百分の五引き上げる。差引計算期間は、貸方郵政庁の選択により、一箇月又は三箇月とすることができる。もつとも、郵便計算書を交換しない郵政庁の間においては、誤送の閉袋又は誤送の閉袋継越通常郵便物の継送の費用については、年額二十五フランをこえない限り、計算書を作成しない。

2　1の規定にかかわらず、郵政庁は、合意の上、統計表に基いて勘定の決済を行うことを決定することができる。この場合には、統計表及び計算書の作成方法は、関係郵政庁間で定める。

第二十六条　航空閉袋に関する平面路の継越料の差引計算の方法

条約の施行規則第百七十三条4の規定に従い、関係郵政庁は、平面路

により運送される航空閉袋を平面路の継越料に関する統計に包含しないように合意することができる。この場合には、航空閉袋に関する陸路又は海路の継越料は、明細表ＡＶ７に指示する実際の総重量に従つて定める。

第二十七条　重量表の作成

1　各貸方郵政庁は、国際航空業務に関しては式紙ＡＶ７に、国内航空業務に関しては閉袋の票札又は外部表記に記載された航空閉袋に関する指示を、この「規定」に附属する様式ＡＶ３に適合する表に記入する。同一航空路により運送される閉袋については、差立局ごとに、次に、名あて国及び名あて局ごとに、また、各名あて局については差立便の時間的順序に従つて、この表に記入する。

2　平面路又は航空路により開袋で到着する通常郵便物で航空路により継送されるものに関しては、貸方郵政庁は、明細表ＡＶ２に記載する指示に基き、この「規定」に附属する様式ＡＶ４に適合する表を作成する。

3　表ＡＶ３及び表ＡＶ４は、貸方郵政庁の選択により一箇月又は三箇月ごとに作成し、また、借方郵政庁が請求するときは、これらの表は、航空閉袋又は開袋継越航空通常郵便物の差立交換局ごとに各別に作成する。

第二十八条　重量表ＡＶ３及び重量表ＡＶ４の送付及び承認並びに特別計算書ＡＶ５の作成

1　表ＡＶ３及び表ＡＶ４は、差立郵政庁の承認をうるため、できる限りすみやかに、かつ、これらの表が関係する期間の終りから最長六箇月の期間内に、それぞれ二通を差立郵政庁に送付する。差立郵政庁は、これらの表を承認した後、それぞれの一通を貸方郵政庁に返送する。差立郵政庁は、前記の六箇月の期間内に自己に送付されなかつた表については、承認を拒むことができる。

2　貸方郵政庁が送付の日から起算して三箇月の期間内になんらの訂正意見も受領しないときは、前記の表は、当然に承認されたものとみなす。

3　所定の期間について各貸方郵政庁に帰属する運送の報酬を表示する特別計算書は、この「規定」に附属する様式ＡＶ５に適合する式紙により同郵政庁が作成する。

4　前記の計算書は、借方郵政庁により明らかに又は暗黙に承認された表ＡＶ３及び表ＡＶ４に記載されている閉袋の総重量又は開袋郵便物の純重量を基礎として、一箇月又は三箇月ごとに作成する。特別計算書ＡＶ５（開袋継越航空通常郵便物については、百分の五引き上げる。）は、借方郵政庁に二通送付する。その金額は、五十サンチームをこえるかこえないかに従つて、フランに切り上げ、又は切り捨てる。

5　借方郵政庁は、前記の計算書を承認した後、その一通を貸方郵政庁に返送する。貸方郵政庁が送付の日から起算して二箇月の期間内になんらの訂正意見も受領しないときは、この計算書は、当然に承認されたものとみなす。

6　1、2、4及び5の規定にかかわらず、貸方郵政庁は、表ＡＶ３及び表ＡＶ４と、これらの表に関係する特別計算書ＡＶ５とを同時に作成し、かつ、借方郵政庁にそれらをそれぞれ二通送付することができる。借方郵政庁は、これらの表及び計算書を承認した後、貸方郵政庁にそれぞれの一通を返送する。貸方郵政庁が送付の日から起算して四箇月の期間内になんらの訂正意見も受領しないときは、この計算書は、当然に承認されたものとみなす。

7　5及び6に掲げる計算書の差額は、各計算書につき合計二フランをこえないときは、考慮しない。

8　関係郵政庁間に反対の合意がない限り、表ＡＶ３、表ＡＶ４及び特別計算書ＡＶ５の送付及び返送は、最も速達の郵便線路（航空路又は平面路）により行う。

9　特別計算書ＡＶ５の年次差額が二十五フランをこえないときは、借方郵政庁は、すべての支払を免除される。

第三章　郵政庁及び国際事務局が行うべき通報

第二十九条　郵政庁が行うべき通報

1　各郵政庁は、国際事務局から送付される式紙を用いて、航空郵便業務の実施に関する必要な通報を国際事務局に対して行わなければならない。この通報は、特に、次の指示を有するものとする。

(a)　内国業務に関しては、

一　外国発の閉袋又は航空通常郵便物が内国航空業務によつて再発送される先の地方及び主要都市

二　第十一条5の規定に従つて算出した一キログラムごとの報酬率及びその適用期日

(b)　国際業務に関しては、

一　当該郵政庁が第十二条1、2及び3の規定に従つて直接に徴収する一キログラムごとの報酬率並びにその適用期日

二　当該郵政庁が作成する航空閉袋の名あて国、航空運送線路がその全部又は一部につき利用される会社及び各会社に対する報酬が支払われるべき郵政庁

三　一航空線路から他の航空線路に継越航空閉袋の積換を行う局及び航空閉袋の積換作業に必要な最短時間

四　第十一条3及び4に規定する均衡平均料金率の方法によるときは、開袋で受領する航空通常郵便物の継送について定める航空運送料率

五　この「規定」中の任意規定の適用に関して行われる決定

六　航空通常郵便物の各種類に対する各国別の航空増料金又は併合料金、及び増料金のない郵便物の業務が許される相手国名

2　1に掲げる通報に対するすべての修正は、最も速達の線路により遅滞なく国際事務局に通知しなければならない。

3　郵政庁は、自己に関係がある航空業務に関する情報、特に、時間表及び外国発の航空通常郵便物が配達に間に合うため到着しなければならない最終時刻を、直接にかつ相互に通知するため合意することができる。

第三十条　国際事務局が提供すべき書類

1　国際事務局は、次の書類を作成し、郵政庁に配布する。

(a)　第二十九条1の規定の適用により提供される通報に基いて発行する「航空郵便業務一覧表」（「表ＡＶ１」という。）

(b)　航空運送業者と協力して五年ごとに作成し、かつ、内容について郵政庁の同意を得た後に発行する「航空郵便距離表」

(c)　「航空増料金表」（第二十九条1(b)六）

2　国際事務局は、また、郵政庁の請求に基きかつ有償で、特別の民間機関により定期的に発行され、かつ、航空郵便業務の必要に最もよく適合すると認められる航空図及び航空時間表を郵政庁に提供する。

3　1に掲げる書類に対するすべての修正及びこの修正の効力発生の期日は、最も速達の線路（航空路又は平面路）により、最も短い期間内にかつ最も適した形式で郵政庁に通知する。

第三編　最終規定

第三十一条　条約及び約定の適用

小包郵便物に関する約定及びその施行規則を除き、条約及び約定並びにそれらの施行規則は、この「規定」で明定していないすべての事項に適用する。

第三十二条　この「規定」の効力発生及び有効期間

1　この「規定」は、条約の効力発生の日に効力を生ずる。

2　この「規定」は、関係締約国間の共通の合意により更新されない限り、条約と同一の有効期間を有する。

千九百五十七年十月三日にオタワで作成した。

アフガニスタンのために
A・カユーム
モハメッド・カーセム・ファセリ

アルバニア人民共和国のために
メルシニイ

ドイツのために
ドクトル　シュタインメッツ
ドクトル　シュスター
トクトル　セーバス
ドクトル　ライス
シューフ

アメリカ合衆国のために
ジョージ・シードル
グリーヴァー・アラン
フレデリック・E・バトラス
デイヴィッド・S・グードソン
レイモンド・K・ハンコック
A・J・リオー
E・J・マホーニイ

信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含むアメリカ合衆国の領土全体のために
ジョージ・シードル
グリーヴァー・アラン
フレデリック・E・バトラス
デイヴィッド・S・グードソン
レイモンド・K・ハンコック
A・J・リオー
E・J・マホーニイ

南アフリカ連邦のために
L・C・バーク

オーストラリア連邦のために
B・F・ジョンズ
W・ライト

オーストリアのために
ドクトル　B・シャギンガー
ドクトル　P・マホルト
J・パロウベク
ヘルマニイ

ベルギーのために
ラマンス
ファッツイ
M・ロネイ
リシール
オノン

ベルギー領コンゴーのために
J・ファン・ステンフォルト

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために
クワーシャ

ビルマのために
バ・オウン
ラ・ジョウ・ブリュ
タン・オウン

ボリヴィアのために
エルネスト・カセレス

ブラジル合衆国のために
ジョゼ・アルベルト・ビッテンコールト
ジョゼ・ルイス・リベイロ・サミコ

オクタヴィオ・レオポルディノ・カヴァルカンテ・デ・モラエス

ハミルトン・ショル
ベティナ・カイセルマン

ブルガリア人民共和国のために
P・ベクシェフ
Y・ゴレマノフ

カンボディアのために
R・ロムツト

カナダのために
W・J・ターンブル
G・A・ボイル
J・N・クレイグ
W・C・マッカーシェン
H・N・パール

セイロンのために
Y・ヨガスンドラム

チリのために
ルイス・カルヴァハル

中国のために
劉鍇
柳克述
干倜生

コロンビア共和国のために
ホアキン・ピニェロス・コルバス
ヴィクトール・グティエレス
J・メンデス・カルヴォ
グスターヴォ・エチェヴェリ

大韓民国のために
P・W・ハン
ジョン・チュ
スウク・フン・ユン
コスタ・リカ共和国のために
F・ヒメネス

キューバ共和国のために
F・ギゴウ
O・S・グティエレス
E・ミランダ

デンマークのために
アルネ・クロッグ
J・M・S・アンデルセン

ドミニカ共和国のために
ハンス・コーン

エジプトのために
M・バクダディ
A・バキール
M・I・ソブヒ

サルヴァドル共和国のために
A・アントニオ・アンドラーデ

エクアドルのために
ルイス・カルヴァハル

スペインのために
E・プロペル・デ・カレホン
ニエヴェス
アニバール・マルティン
ホセ・ヴィラノーヴァ

アフリカにおけるスペインの領土のために
E・プロペル・デ・カレホン
ニエヴェス
アニバール・マルティン
ホセ・ヴィラノーヴァ

エティオピアのために
ベルハネ・ケブレッテ
ベルハヌ・ディンケ

フィンランドのために
S・J・アホーラ
ウルフォ・タルヴィチェ

フランスのために
M・フォコン
ラフェ
クロード・バトー
L・ラシェーズ
シャパール
P・ヴァネ
G・ブルトゥミユ

アルジェリアのために
M・フォコン
ラフェ
クロード・バトー
L・ラシェーズ
シャパール
P・ヴァネ
G・ブルトゥミユ

フランスの海外郵便電気通信庁によつて代表される地域全体のために
メイェール
スキナジー

ガーナのために
R・H・ロック
ダドレー・ラムレー
A・H・リッジ

海峡諸島及びマン島を含むグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
T・C・カーペンター
D・J・フォサギル
C・E・ヘインズ

殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む英国の海外領土全体のために
R・H・ロック
ダドレー・ラムレー
A・H・リッジ

T・C・カーペンター
D・J・フォサギル
C・E・ヘインズ
ギリシャのために
ジャン・フランガキス
デモブーロス
グァテマラのために
J・メンドーサ
アントニオ・アリス
ハイティ共和国のために
マルシアル・ベトゥルス
ホンデュラス共和国のために
フリオ・A・ボエゾオ
ハンガリー人民共和国のために
デディチ
G・レーヴェース
インドのために
マニー・フィリップ
S・N・ダス・グプタ
K・ゴパラクリシュナン
インドネシア共和国のために
A・バーサ
スムラ
A・M・ハルディガル
アヒルル・アニン
イランのために
A・モタメディ
イラクのために
S・A・A・ハフィダ
アイルランドのために
S・S・ピュイルセアル
オデュインアイン
アイスランド共和国のために
マグヌス・ヨクムスン
イスラエルのために
C・ベン・メナヘム
A・ラナン
Y・L・ランダウ
イタリアのために

レナート・リリーニ
アウレリオ・ポンシリオーネ
ブルネット・ブルネッティ
イタリアの統治下にあるソマリの地域のために
レナート・リリーニ
アウレリオ・ポンシリオーネ
ブルネット・ブルネッティ
日本国のために
萩原徹
松井一郎
ジョルダン・ハシェミット王国のために
M・ルーサン
ラオスのために
シタット
ヴィレホング
レバノンのために
ミシェル・オー
リベリア共和国のために
マッキンレイ
バッカス・ページ
リビアのために
ミサラティ
A・ホベイカ
ルクセンブルグのために
ロース
プロンドゥロ
モロッコのために
ベナブド
メキシコのために
M・ヴィダル
ラウロ・F・ラミレス
モナコ公国のために
パスカン
ネパールのために
ゴビノラ・ラジ・パンディ

ニカラグァのために
アントニオ・アリス
ノールウェーのために
カール・ヨハネセン
インヴァル・リード
W・ショェレン
ニュー・ジーランドのために
C・A・マックファーレン
A・W・グリフィス
パキスタンのために
S・シディキ
S・M・A・ガーニ
M・アクバール
パナマ共和国のために
フランシスコ・ルイス
パラグァイのために
V・カタルディ
R・ドミンゲス
オランダのために
J・D・H・ファン・デル・トールン
ホフマン
P・ダイクウェル
ブルウワー
ブッツ
オランダ領アンティール及びスリナムのために
P・H・J・ブルーセルス
ペルーのために
ホセ・V・ラブーレ
フィリピン共和国のために
F・クアデルノ
ポーランド人民共和国のために
H・バチコ
J・クリメック
T・ヤルン
M・ピアンコ
ポルトガルのために
ジョルジ・ブラガ

ジョゼ・ルシアノ・ヴィエガス・デ・マトス
ジョゼ・デ・メデイロス・ラモス
A・ヌーネス・デ・フレイタス
西部アフリカにおけるポルトガルの諸州のために
テオドロ・デ・マトス・フェレイラ・デ・アギアル
東部アフリカとアジアとオセアニアとにおけるポルトガルの諸州のために
テオドロ・デ・マトス・フェレイラ・デ・アギアル
ルーマニア人民共和国のために
M・グリゴーレ
P・ポステルニク
サン・マリノ共和国のために
レイモン・レット
スーダン共和国のために
スレイマン・フセイン
H・ラシーク
スウェーデンのために
アラン・フルトマン
テュレ・ニールンド
カール・アクセル・リョフイレン
スイス連邦のために
トゥアゾン
シャプィ
E・ブッツィ
シリアのために
H・ラハーム
A・カダル・バグダディ
チェッコスロヴァキアのために
ユーライ・マニャーク
タイのために
スリン・ウィセトサコン

スワーング・サグワンオングテュニジアのために
アブデルセラムトルコのために
A・C・ユスチェン
S・アイチュン
K・カンチュルク
ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために
A・ソブコ
ソヴィエト社会主義共和国連邦のために
K・J・セルゲイチュク
ウルグァイ東方共和国のために
W・ベナヴィーデス
ヴァチカン市国のために
ガストン・ヴィンチェント
エメット・P・ムルフィー
ヴェネズエラ共和国のために
ヴィクトール・ラヴィオーザ
ヴェレス・サラス
オスカール・ミスレ
ルイス・J・グェヴァラ
ヴィエトナムのために
グエン＝ズイ＝リエン
グエン＝バ＝バツ
イエメンのために
ユーゴースラヴィア連邦人民共和国のために
N・ミラノヴィッチ
ワジィリエ・コヴァチェヴィッチ
M・ミチッチに代つて
N・ミラノヴィッチ
J・ヤニヤトヴィッチに代つて
N・ミラノヴィッチ

航空郵便に関する規定の最終議定書

下名の全権委員は、航空郵便に関する規定に署名するに際し、次のとおり協定した。

第一条　航空通常郵便物の重量単位の段階を引き下げる権能

郵政庁は、航空増料金の決定のため、条約第四十九条に規定する基本段階に達しない重量段階を認める権能を有する。

第二条　例外的増料金

ソヴィエト社会主義共和国連邦の特殊な地理的位置にかんがみ、同国の郵政庁は、世界のすべての国に対し、ソヴィエト社会主義共和国連邦の全領域において均一の増料金を適用する権利を留保する。この増料金は、航空路による通常郵便物の運送から生ずる実費をこえないものとする。

千九百五十七年十月三日にオタワで作成した。

アフガニスタンのために
A・カユーム
モハメッド・カーセム・ファゼリ

南アフリカ連邦のために
L・C・パーク

アルバニア人民共和国のために
メルシニイ

ドイツのために
ドクトル　シュタインメッツ
ドクトル　シュスター
ドクトル　ゼーバス
ドクトル　ライス
シューフ

アメリカ合衆国のために
ジョージ・シードル
グリーヴァー・アラン
フレデリック・E・バトラス
デイヴィッド・S・グードソン
レイモンド・K・ハンコック
A・J・リオー
E・J・マホーニイ

信託統治の下にある太平洋諸島の地域を含むアメリカ合衆国の領土全体のために
ジョージ・シードル
グリーヴァー・アラン
フレデリック・E・バトラス
デイヴィッド・S・グードソン
レイモンド・K・ハンコック
A・J・リオー
E・J・マホーニイ

サウディ・アラビア王国のために
イブラヒム・シルセラー
A・H・ハジャジ

アルゼンティン共和国のために
シルヴァ・デルビル

オーストラリア連邦のために
B・F・ジョンズ
W・ライト

オーストリアのために
ドクトル　B・シャギンガー
ドクトル　P・マホルト
J・パロウベク

ベルギーのために
ラマンス
ファッツイ
M・ロネイ
リシール
オノン

ベルギー領コンゴーのために
J・ファン・ステンフォルト

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために
クワーシャ

ビルマのために
パ・オウン
ラ・ジョウ・ブリュ
タン・オウン

ボリヴィアのために
エルネスト・カセレス

ブラジル合衆国のために
ジョゼ・アルベルト・ビッテンコールト
ジョゼ・ルイス・リベイロ・サミコ
オクタヴィオ・レオポルディノ・カヴァルカンテ・デ・モラエス
ハミルトン・ショル
ベティナ・カイセルマン

ブルガリア人民共和国のために
P・ベクシェフ
Y・ゴレマノフ

カンボディアのために
R・ロムット

カナダのために
W・J・ターンブル
G・A・ボイル
J・N・クレイグ
W・C・マッカーシェン
H・N・パール

セイロンのために
Y・ヨガスンドラム

チリのために
ルイス・カルヴァハル

中国のために
劉鍇
柳克述
于潤生

コロンビア共和国のために
ホアキン・ピニェロス・コルパス
ヴィクトール・グティエレス
J・メンデス・カルヴォ
グスターヴォ・エチェヴェリ

大韓民国のために
P・W・ハン
ジョン・チュ

スウク・フン・ユン

コスタ・リカ共和国のために
F・ヒメネス

キューバ共和国のために
F・ギゴウ
O・S・グティエレス
E・ミランダ

デンマークのために
アルネ・クロッグ
J・M・S・アンデルセン

ドミニカ共和国のために
ハンス・コーン

エジプトのために
M・バクダディ
A・バキール
M・I・ソブヒ

サルヴァドル共和国のために
A・アントニオ・アンドラーデ

エクアドルのために
ルイス・カルヴァハル

スペインのために
E・プロペル・デ・カレホン
ニエヴェス
アニバール・マルティン
ホセ・ヴィラノーヴァ

アフリカにおけるスペインの領土のために
E・プロペル・デ・カレホン
ニエヴェス
アニバール・マルティン
ホセ・ヴィラノーヴァ

エティオピアのために
ベルハネ・ケブレッテ
ベルハヌ・ディンケ

フィンランドのために
S・J・アホーラ
ウルフォ・タルヴィチェ

フランスのために
M・フォコン
ラフェ
クロード・バトー
L・ラシェーズ
シャパール
P・ヴァネ
G・ブルトゥミユ

アルジェリアのために
M・フォコン
ラフェ
クロード・バトー
L・ラシェーズ
シャパール
P・ヴァネ
G・ブルトゥミユ

フランスの海外郵便電気通信庁によつて代表される地域全体のために
メイェール

スキナジー

ガーナのために

海峡諸島及びマン島を含むグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

R・H・ロック
ダドレー・ラムレー
A・H・リッジ
T・C・カーペンター
D・J・フォサギル
C・E・ヘインズ
殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む英国の海外領土全体のために
R・H・ロック
ダドレー・ラムレー
A・H・リッジ
T・C・カーペンター
D・J・フォサギル
C・E・ヘインズ
ギリシャのために
ジャン・フランガキス
デモプーロス
グァテマラのために
J・メンドーサ
アントニオ・アリス
ハイティ共和国のために
マルシアル・ペトゥルス
ホンデュラス共和国のために
フリオ・A・ボエゾオ
ハンガリー人民共和国のために
デディチ
G・レーヴェース
インドのために
マニー・フィリップ
S・N・ダス・グプタ
K・ゴパラクリシュナン
インドネシア共和国のために
A・バーサ
スムラ
A・M・ハルディガル
アヒルル・アニン
イランのために
A・モタメディ
イラクのために
S・A・A・ハフィダ
アイルランドのために
S・S・ピュイルセアル
オデュインアイン
アイスランド共和国のために
マグヌス・ヨクムスン
イスラエルのために
C・ベン・メナヘム
A・ラナン
Y・L・ランダウ
イタリアのために
レナート・リリーニ
アウレリオ・ポンシリオーネ
ブルネット・ブルネッティ
イタリアの統治下にあるソマリの地域のために
レナート・リリーニ
アウレリオ・ポンシリオーネ
ブルネット・ブルネッティ
日本国のために
萩原徹
松井一郎
ジョルダン・ハシェミット王国のために
M・ルーサン
ラオスのために
シタット
ヴィレホング
レバノンのために
ミシェル・オー
リベリア共和国のために
マッキンレイ
バッカス・ページ
リビアのために
ミサラティ
A・ホベイカ
ルクセンブルグのために
ロース
ブロンドゥロ
モロッコのために
ベナブド
メキシコのために
M・ヴィダル
ラウロ・F・ラミレス
モナコ公国のために
パスカン
ネパールのために
ゴビノラ・ラジ・パンディ
ニカラグァのために
アントニオ・アリス
ノールウェーのために
カール・ヨハネセン
インヴァル・リード
W・ショェレン
ニュー・ジーランドのために
C・A・マックファーレン
A・W・グリフィス
パキスタンのために
S・シディキ
S・M・A・ガーニ
M・アクバール
パナマ共和国のために
フランシスコ・ルイス
パラグァイのために
V・カタルディ
R・ドミンゲス
オランダのために
J・D・H・ファン・デル・トールン
ホフマン
P・ダイクウェル
ブルウワー
ブッツ
オランダ領アンティール及びスリナムのために
P・H・J・ブルーセルス
ペルーのために
ホセ・V・ラブーレ
フィリピン共和国のために
F・クアデルノ
ポーランド人民共和国のために
H・パチコ
J・クリメック
T・ヤルン
M・ピアンコ
ポルトガルのために
ジョルジ・ブラガ
ジョゼ・ルシアノ・ヴィエガス・デ・マトス
ジョゼ・デ・メデイロス・ラモス
A・ヌーネス・デ・フレイタス
西部アフリカにおけるポルトガルの諸州のために
テオドロ・デ・マトス・フェレイラ・デ・アギアル
東部アフリカとアジアとオセアニアとにおけるポルトガルの諸州のために
テオドロ・デ・マトス・フェレイラ・デ・アギアル
ルーマニア人民共和国のために
M・グリゴーレ
P・ポステルニク
サン・マリノ共和国のために
レイモン・レット
スーダン共和国のために
スレイマン・フセイン
H・ラシーク
スウェーデンのために
アラン・フルトマン
テュレ・ニールンド
カール・アクセル・リョフイレン
スイス連邦のために
トゥアゾン
シャブイ
E・ブッツィ
シリアのために
H・ラハーム
A・カダル・バグダディ
チェッコスロヴァキアのために
ユーライ・マニャーク
タイのために
スリン・ウィセトサコン
スワーング・サグワンオング
テュニジアのために
アブデルセラム
トルコのために
A・C・ユスチュン
S・アイチュン
K・カンチュルク
ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために
A・ソブコ
ソヴィエト社会主義共和国連邦のために
K・J・セルゲイチュク
ウルグァイ東方共和国のために
W・ベナヴィーデス
ヴァチカン市国のために
ガストン・ヴィンチェントエメット・P・ムルフィー
ヴェネズエラ共和国のために
ヴィクトール・ラヴィオーザ
ヴェレス・サラス
オスカール・ミスレ
ルイス・J・グェヴァラ
ヴィエトナムのために
グエン＝ズイ＝リエン
グエン＝バ＝バッ
イエメンのために
ユーゴースラヴィア連邦人民共和国のために
N・ミラノヴィッチ
ワジリエ・コヴァチェヴィッチ
M・ミチッチに代つて
N・ミラノヴィッチ
J・ヤニヤトヴィッチに代つて
N・ミラノヴィッチ

附属書　式紙AV1からAV5まで、AV7及びAV8

AV 1

航空郵便業務一覧表

表 AV 1

（注）　表ＡＶ１は、国際事務局が作成し、郵政庁に配布する（1957年のオタワ条約の航空郵便に関する規定第30条１(a)）。

1957年のオタワ条約の航空郵便に関する規定第30条１(a)

大きさ　210×297ミリメートル

AV 2

閉袋差立郵政庁　　閉袋名あて郵政庁

明細表　番号 _____

差立交換局印　　書留としない / 書留とした(1)　航空通常郵便物の重量　　名あて交換局印

上記の通常郵便物を包有する 平面路 / 航空(1) 閉袋

の差立番号_____

差立交換局_____

名あて交換局_____

差立日時19____年____月____日_____時____分

名あて国又は報酬の料率が同一である国の群 1	純重量(2) LC 2	純重量(2) AO 3	備考 4
	g	g	

(1)　不要の事項を消すこと。

(2)　閉袋通常郵便物及び、場合に応じ、一定の地帯あての閉袋通常郵便物の種類別の重量は、10グラムの端数が５グラムをこえるかこえないかに従つて、10グラムに切り上げ、又は切り捨てる。

1957年のオタワ条約の航空郵便に関する規定第17条５

大きさ　210×297ミリメートル又は 210×148ミリメートル

AV 3

閉袋差立郵政庁

閉袋継送郵政庁

重　量　表(1)

航　空　閉　袋

航空閉袋継送交換局＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

期　間 {19＿＿年＿＿月 / 19＿＿年第＿＿四半期 (2)

この閉袋は、＿＿から＿＿まで航空路により送達された。

運送日付	差立局	差立番号	名あて局	使用航空線路番号	郵便物の種類別重量 LC kg	LC g	AO (小包を含む。) kg	AO g	備考
1	2	3	4	5	6		7		8
				計					

＿＿＿＿ 19＿＿年＿＿月＿＿日

閉袋継送郵便局長

＿＿＿＿ 19＿＿年＿＿月＿＿日

検閲後承認した。

閉袋差立郵政庁

(1) 二通送付すること。

(2) 不要の事項を消すこと。

1957年のオタワ条約の航空郵便に関する規定第27条1

大きさ　210×297ミリメートル

AV 4

閉袋差立郵政庁

閉袋名あて郵政庁

重　量　表(1)

閉袋航空通常郵便物

上記の通常郵便物を包有する 航空/普通 (2)閉袋差立交換局＿＿＿＿＿＿＿＿

名あて交換局＿＿＿＿＿＿ 差立期間 {19＿＿年＿＿月 / 19＿＿年第＿＿四半期 (2)

閉袋の差立日付	明細表AV2の番号	名あて国又は国の群 LC g	AO g	LC g	AO g	LC g	AO g	LC g	AO g	備考
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
計										
AV5に転記すること。										

＿＿＿＿ 19＿＿年＿＿月＿＿日

閉袋名あて郵政庁

＿＿＿＿ 19＿＿年＿＿月＿＿日

検閲後承認した。

閉袋差立郵政庁

(1) 二通送付すること。

(2) 不要の事項を消すこと。

1957年のオタワ条約の航空規定第27条2

大きさ　210×297ミリメートル

AV 5

貸方郵政庁

特別計算書

航空郵便物

（基礎は、実際重量とする。）

この 月次／四半期 (1)表の航空運送のための金額が帰属する郵政庁＿＿＿＿＿＿

航空郵便物の差出国＿＿＿＿＿＿　差立期間 19＿年＿月 (1)／19＿年第＿四半期

名あて国 1	郵便物の種類 2	月別運送重量 3 kg g	4 kg g	5 kg g	当該 月／四半期 (1)の合計重量 6 kg g	1キログラム当りの運送料 7 fr c	支払うべき運送の報酬の総額 8 fr c
＿＿＿＿	LC						
	AO(2)						
＿＿＿＿	LC						
	AO(2)						
＿＿＿＿	LC						
	AO(2)						
＿＿＿＿	LC						
	AO(2)						
＿＿＿＿	LC						
	AO(2)						
					開袋継越の合計額に対する５％の引上げ		
					総計		

＿＿＿＿ 19＿年＿月＿日
貸方郵政庁
＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿ 19＿年＿月＿日
検閲後承認した。
借方郵政庁
＿＿＿＿＿＿＿＿

(1) 不要の事項を消すこと。

(2) 小包を含む。

1957年のオタワ条約の航空郵便に関する規定第28条３
大きさ　210×297ミリメートル

AV 7

郵政庁＿＿＿＿＿＿＿＿

引渡明細表

航空閉袋

(1) 名あて局＿＿＿＿＿＿　名あて局印

運送線路番号＿＿＿＿＿＿

積換空港＿＿＿＿＿＿

荷卸空港＿＿＿＿＿＿

空港からの出発日時　19＿年＿月＿日＿時＿分

差立番号 1	差立局 2	名あて局 3	個数 LC郵袋 4	LC封筒 5	AO郵袋 6	小包郵袋 7	郵袋等の総重量(2) LC 8 kg g	AO（小包を含む。） 9 kg g	備考 10
		計							

差立局担当者　｜　空港の担当者　｜　名あて局担当者

＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿＿＿

(1) 差立局印又は差立局の印刷された指示

(2) 差立郵政庁は、小包の一欄を加えることができる。

1957年のオタワ条約の航空郵便に関する規定第18条１
大きさ　210×297ミリメートル 又は 210×148ミリメートル

AV 8
表　面

差立番号……　差立日付……

Par avion

リスボン—EPAから

◎ サリスベリー

（ローデシア）

締路番号……

着換空港……

1957年のオタワ条約の航空郵便に関する規定第16条3
大きさ　125×60ミリメートル

裏　面

LC kg……

AO kg……

計　kg……

◎

価格表記の書状及び箱物に関する約定

アルバニア人民共和国、ドイツ、サウディ・アラビア王国、アルゼンティン共和国、オーストリア、ベルギー、ベルギー領コンゴー、白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国、ビルマ、ボリヴィア、ブラジル合衆国、ブルガリア人民共和国、カンボディア、セイロン、チリ、中国、コロンビア共和国、キューバ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エジプト、サルヴァドル共和国、スペイン、アフリカにおけるスペインの領土、フィンランド、フランス、アルジェリア、フランスの海外郵便電気通信庁によつて代表される地域全体、ガーナ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む英国の海外領土全体、ギリシャ、ハイティ共和国、ホンデュラス共和国、ハンガリー人民共和国、インド、インドネシア共和国、イラン、イラク、アイルランド、アイスランド共和国、イタリア、イタリアの統治下にあるソマリの地域、日本国、ジョルダン・ハシェミット王国、ラオス、レバノン、リビア、ルクセンブルグ、モロッコ、モナコ公国、ニカラグア、ノールウェー、ニュー・ジーランド、パキスタン、パラグァイ、オランダ、オランダ領アンティール及びスリナム、ポーランド人民共和国、ポルトガル、西部アフリカにおけるポルトガルの諸州、東部アフリカとアジアとオセアニアとにおけるポルトガルの諸州、ルーマニア人民共和国、サン・マリノ共和国、スウェーデン、スイス連邦、シリア、チェッコスロヴァキア、タイ、テュニジア、トルコ、ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国、ソヴィエト社会主義共和国連邦、ウルグァイ東方共和国、ヴァチカン市国、ヴェネズエラ共和国、ヴィエトナム、イエメン、ユーゴースラヴィア連邦人民共和国間に締結された価格表記の書状及び箱物に関する約定

前記の諸国の政府の全権委員たる下名は、千九百五十七年十月三日にオタワで締結された万国郵便条約第二十二条の規定により、共通の合意によりかつ批准を条件として、次の約定を締結した。

第一章　総則

第一条　約定の目的

1　有価証券及び有価の書類を包有する書状並びに珠玉その他の貴重品を包有する箱物は、差出人によつて表記される価格をもつて包有品を保険に付した上、締約国間において交換することができる。

2　これらの郵便物は、「価格表記郵便物」又は「価格表記書状」若しくは「価格表記箱物」と称する。

3　価格表記箱物の交換は、この業務を行うことを表明する締約国間に限定する。

第二条　価格の表記

1　価格表記金額は、原則として、無制限とする。

2　もつとも、各郵政庁は、おのおの、価格の表記を一定の金額に制限する権能を有する。その金額は、一万フランを下ることができない。

3　異なる最高限を採用した諸国間の関係においては、最も低い制限を相互に遵守しなければならない。

4　価格の表記は、郵便物の包有品の実価をこえることができない。もつとも、その価格の一部のみを表記することは、許される。書類の作成費に相当する価格を表わす書類の表記金額は、亡失の場合にその書類の複製に要することがある費用をこえることができない。

5　郵便物の包有品の実価をこえる価格の詐欺表記は、差出国の法制に規定する司法上の訴追を受ける。

第二章　引受条件

第三条　重量及び大きさの条件

1　価格表記書状は、普通書状に適用する重量及び大きさの条件に従う。

2　価格表記箱物は、重量については一キログラム、また、大きさについては、長さ三十センチメートル、幅二十センチメートル及び高さ十五センチメートルをこえることができない。大きさの最小限は、条約第四十九条1において書状につき規定するところに従う。

第四条　包有の許容

1　価格表記書状は、同意を表明した諸国間の関係においては、関税

を課されることがある物品を包有することができる。

2　価格表記箱物は、必要な記載にとどまる開封の案内書及び差出人の居所氏名を附記した箱物の表記の写一通を包有することができる。

3　医学上又は科学上の目的で発送するあへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する価格表記箱物については、第五条1(b)の規定に従うものとする。

第五条　包有の禁止

1　次に掲げる物品を包有する価格表記郵便物は、発送を禁止する。

(a)　性質上又は包装上、取扱者に危害を及ぼし、又は通常郵便物を汚染し若しくは損傷することがある物品

(b)　あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬。ただし、この禁止は、医学上又は科学上の目的で、この目的を有することを条件としてこれらの物品を許す国にあてて価格表記箱物の形態により行う発送には、適用しない。

(c)　名あて国において輸入又は流布を禁止する物品

(d)　生きた動物

(e)　爆発性、発火性又は危険性のある物質

(f)　わいせつな又は不道徳な物品

2　価格表記書状は、硬貨、加工した又は加工しない白金、金又は銀、宝石、珠玉その他の貴重品を包有してはならない。第四条1の規定を留保して、この書状は、また、関税を課されることがある物品を包有してはならない。

3　価格表記箱物は、次の物品を包有してはならない。

(a)　現実的かつ対人的な通信の性質を有する書類

(b)　銀行券、紙幣又は各種類の持参人払有価証券

第六条　誤つて引き受けられた郵便物の取扱

1　第三条の規定に適合しない価格表記郵便物であつて誤つて引き受けられたものは、差出郵政庁に返送しなければならない。ただし、名あて郵政庁は、条約第四十九条13に規定する諸料金をこの郵便物に適用した上、これを名あて人に配達することができる。

2　第五条1に掲げる物品を包有する価格表記郵便物であつて誤つて引き受け発送されたものは、これらの物品の包有を発見した郵政庁の内国法制に従つて取り扱う。第四条1の規定を留保して、有価証券以外の関税を課されることがある物品を包有する価格表記書状についても、同様とする。ただし、第五条1(b)、(e)及び(f)に掲げる物品を包有する価格表記郵便物については、いかなる場合にも、名あて地への送達、名あて人への配達又は差出元への返送を行わない。

3　第五条2及び3(b)に掲げる物品を包有する価格表記郵便物は、差出元へ返送するものとする。ただし、名あて郵政庁がそれらの物品の包有を発見したときは、その郵政庁は、自国の内国規則に規定する条件に従つて、当該郵便物を名あて人に配達することができる。

4　誤つて引き受け発送された価格表記郵便物が、差出元へ返送されず、また、名あて人にも配達されないときは、差出郵政庁は、当該郵便物に適用された取扱について、詳細に通報されるものとする。

5　価格表記箱物は、いかなる場合にも、現実的かつ対人的な通信の性質を有する書類一通を包有することを理由として差出人に返送することができない。

第三章　諸料金

第七条　郵便諸料金

1　価格表記の書状及び箱物については、次の諸料金をあらかじめ差出人から徴収するものとする。

(a)　前納料金

(b)　定額の書留料

(c)　価格表記料

2　これらの諸料金の料金率は、次のとおりとする。

郵便物の名称	1 前納料金	2 定額の書留料	3 価格表記料
書状	条約第四十九条の規定及び、条約の最終議定書第二条の規定に従つて算出した料金	条約第六十八条2(b)又は条約の最終議定書第九条に定める料金	名あて国のいかんを問わず、表記金額二〇〇フラン又は二〇〇フランの端数ごとに最高五〇サンチーム。不可抗力により生ずることがある危険を負担する国においても、同様とする。
箱物	五〇グラムごとに一六サンチーム最低八〇サンチーム		

3　価格表記の書状及び箱物については、1に掲げる諸料金のほか、この約定の第十五条に掲げる条約の諸規定の適用により生ずる諸料金を徴収することができる。

第八条　郵便料金の免除

郵政庁と郵政庁との間又は郵政庁と国際事務局との間で交換する郵便業務に関する価格表記書状については、すべての郵便料金を免除する。

第九条　郵便料金以外の課金

1　価格表記箱物は、輸出の際に行う刻印税の払いもどしに関しては、差出国の法制に従い、また、輸入の際の刻印所及び税関の検査の実施に関しては、名あて国の法制に従う。

2　輸入に際して課される国税及び試験料は、配達の際に名あて人から徴収する。なんらかの理由により価格表記箱物が価格表記箱物の業務に参加する他の国に転送され、又は差出局に返送されるときは、再輸出に際して取り消されない課金又は費用は、名あて人又は差出人から徴収する。

第四章　責任

第十条　責任の原則

1　第十一条に規定する例外を除き、郵政庁は、価格表記郵便物の亡失、盗取又は損傷について責任を負う。

2　郵政庁は、開袋で運送する郵便物についても、また、閉袋で運送する郵便物についても、責任を負う。

第十一条　責任の原則に対する例外

次の場合には、郵政庁は、すべての責任を免かれる。

(a)　不可抗力による場合。ただし、不可抗力の危険を負担することを受諾した差出郵政庁に関しては、責任は、存続する。亡失、盗取又は損傷について責任がある郵政庁は、その事実が不可抗力の場合を構成する事情によるものであるかどうかを自国の内国法制に従つて決定しなければならない。この事情は、参考のため、差出郵政庁に通知する。

(b)　郵政庁の責任に関して別段の証拠がなく、かつ、不可抗力に基く業務書類の損傷によつて郵政庁が郵便物について調査することができない場合

(c)　損害が差出人の過失若しくは怠慢に基いたものである場合又は物品の性質から生じたものである場合

(d)　包有品が第五条1、2及び3(b)に規定する禁制に抵触する物である郵便物に関する場合

(e)　包有品の実価をこえる価格の詐欺表記の対象となつた郵便物に関する場合

(f)　名あて国の内国法制に基いて差し押えられた郵便物に関する場合

(g)　差出人が郵便物の差出の日の翌日から起算して一年の期間内になんらの請求も行わなかつた場合

(h)　海路又は航空路の運送に関しては、締約国の郵政庁がその利用する船舶又は航空機内にある有価物について責任を負うことができない旨を通知した場合。ただし、その郵政庁は、閉袋による価格表記郵便物の継越については、書留郵便物について規定される責任を負う。

第十二条　責任の消滅

1　郵政庁は、価格表記郵便物であつて同種類の郵便物について自国の内国規則に規定する条件に従つて配達されたものに関しては、責任を免かれる。

2　もつとも、次の場合には、責任は、存続する。

(a)　盗取され又は損傷した郵便物の配達に際して留保を行うことを内国規則によつて許される場合であつて、この留保が名あて人により又は、返送のときは、差出人によつて行われた場合

(b)　正規に受領証が差し出されているといないとを問わず、名あて人又は、返送のときは、差出人が損害を発見した旨及び盗取又は損傷が配達の後に生じたものでないことを立証した旨を郵便物を配達した郵政庁に遅滞なく申し出る場合

第十三条　損害賠償

1　差出人は、亡失、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。賠償金は、いかなる場合にも、金フランによる価格表記金額をこえることができない。

2　間接の損害又は実現されなかつた利益は、考慮しない。

3　賠償金は、有価の物品の運送が引き受けられた場所及び時期における同種類の有価の物品の金フランに換算した時価に従つて算出する。時価がないときは、賠償金は、同一の基礎で評価された物品の普通価格に従つて算出する。

4　価格表記郵便物の亡失、全部の盗取又は完全な損傷について賠償金を支払わなければならない場合には、差出人は、価格表記料を除き、支払つた諸料金の還付を請求する権利を有する。価格表記料は、いかなる場合にも、差出郵政庁が収得する。

第十四条　郵政庁の相互の責任

1　郵便物を異議なく受け取り、かつ、すべての所定の取調資料を受領した郵政庁は、名あて人に配達したこと又は次の郵政庁に運送した場合において正規に運送したことを立証することができないときは、反証があるまで、責任を負う。

2　次の場合には、4、5及び6の規定に従うことを条件として、名あて郵政庁及び各仲介郵政庁は、反証があるまで、すべての責任を免かれる。

(a)　価格表記郵便物の個個の点検に関する規定（施行規則第百八条）を遵守した場合

(b)　条約の施行規則第百二十一条に規定する保存期間が経過して取調請求郵便物に関する業務書類が棄却された後に取調請求に接したことを立証することができる場合。この留保は、請求者の権利に影響を及ぼさない。

3　価格表記郵便物を他の郵政庁に運送した郵政庁は、郵便物の交付を受けた交換局が、点検の後に利用することができる最初の便で、価格表記の包束物の全部又は郵便物自体の不着又は異状を証明する調書を差立郵政庁に送付しなかつたときは、反証があるまで、すべての責任を免かれる。

4　亡失、盗取又は損傷が運送中に生じた場合において、その事実がいずれの国の領域又は業務において生じたかを立証することができないときは、関係郵政庁は、平等に損害を負担する。ただし、盗取又は損傷が、名あて国において判明したとき、又は、差出人への返送の場合には、差出国において判明したときは、その国の郵政庁は、包束物、封筒又は郵袋及びそれらの封かん並びに郵便物の包装及びその封かんに外観上なんらの欠陥がなかつたこと並びに重量が差出の際に確認された重量と相違しなかつたことを証明しなければならない。名あて郵政庁又は、場合に応じ、差出郵政庁によつて前記の事項が証明されたときは、他のいずれの関係郵政庁も、異議を受けることなく次の郵政庁に郵便物を交付した事実を援用して責任の分担を拒むことができない。

5　亡失、盗取又は損傷がこの約定に加入していない仲介郵政庁又は損害額より低い最高限を採用している仲介郵政庁の領域又は業務において生じたときは、差出郵政庁及び名あて郵政庁は、当該仲介郵政庁がこの条の13及び条約第三十四条3の規定により負担しない損害を平等に負担する。

6　支払うべき賠償金の関係郵政庁間における分担について5に規定する手続は、海路又は航空路の運送の場合であつて亡失、盗取又は損傷が責任を認めない締約国に属する郵政庁（第十一条(h)）の業務において生じたときにも適用する。

7　取り消されなかつた関税その他の課金は、亡失、盗取又は損傷について責任がある郵政庁の負担とする。

8　賠償金を支払つた郵政庁は、名あて人、差出人又は第三者に対して行うことがあるすべての請求の権利について、その賠償金額の限度において、賠償金を受け取つた者に代位する。

9　亡失したと認められた郵便物又はその一部が後日発見された場合には、その事実を差出人及び名あて人に通知する。

10　なお、差出人に対しては、受け取つた賠償金額の返付と引換に三箇月の期間内に前記の郵便物を受け取ることができる旨を通報する。この期間内にその差出人が郵便物を請求しないときは、名あて人に対し、差出人に支払われた金額の支払と引換に三箇月の期間内に当該郵便物を受け取ることができる旨を通報する。

11　差出人又は名あて人が賠償金額の返付と引換に郵便物を受け取つたときは、この金額は、損害を負担した一又は二以上の郵政庁に還付する。

12　差出人及び名あて人が郵便物を受け取ることを放棄したときは、その郵便物は、賠償金を支払つた一又は二以上の郵政庁の所有に帰する。

13　一郵政庁が他の郵政庁に対して負う責任は、いかなる場合にも、自己が採用した価格表記の最高限をこえないものとする。

14　価格表記郵便物が不可抗力により亡失し、盗取され、又は損傷したときは、自国の領域又は業務において亡失、盗取又は損傷が生じた郵政庁は、差出郵政庁に対し、双方の国が不可抗力によつて生ずる危険を負担するときに限り、責任を負う。

第五章　雑則及び最終規定

第十五条　条約の適用

条約の諸規定、特に次に掲げる諸条の規定は、この約定に明定していないすべての事項について、価格表記郵便物に適用する。

(a)　留置郵便の料金に関する第五十条2

(b)　第五十一条　保管料

(c)　別配達郵便物に関する第五十七条。ただし、同条の規定にかかわらず、名あて郵政庁は、自国の内国規則で規定するときは、郵便物自体に替えて到着通知書を特使をもつて配達する権能を有する。

(d)　第五十八条　取りもどし及び名あて変更。ただし、これらに関する最終議定書第八条の規定を留保する。

第五十九条　転送、配達不能

第六十三条　通関料

第六十五条　課金別納郵便物

第六十七条　取調請求及び通報請求

第六十八条4　受領証の交付

第六十九条　到達証

第七十条　名あて人本人への手交

(e)　賠償金に関する第七十四条、第七十五条及び第七十六条

(f)　料金の帰属に関する第七十八条。ただし、代金引換郵便物に関する約定第十五条の規定の適用を留保する。

(g)　継越料に関する第七十九条から第八十二条まで

第十六条　郵便局

郵政庁は、価格表記の書状及び箱物の業務をできる限り自国のすべての郵便局において行うため必要な措置を執るものとする。

第十七条　大会議から大会議までの間において提出される議案の承認

条約第二十七条及び第二十八条の規定に従つて大会議から大会議までの間において提出される議案が実施力を生ずるためには、次の票数を得なければならない。

(a)　新規定に関する場合又はこの約定の第一条から第八条まで、第十条から第十五条まで、第十七条及び第十八条の規定並びにその最終議定書の規定及び施行規則の最終の条の規定の修正に関する場合には、投票の全体

(b)　(a)に掲げる諸条の規定以外のこの約定の規定又はその施行規則の第百一条2、第百二条、第百三条、第百四条、第百五条、第百六条2から5まで、第百七条、第百八条並びに第百十一条(f)及び(g)の規定の根本的修正に関する場合には、投票の三分の二

(c)　施行規則のその他の諸条の修正に関する場合又はこの約定並びにその最終議定書及び施行規則の規定の解釈に関する場合には、投票の過半数。ただし、条約第三十三条に規定する仲裁に付すべき意見の相違の場合を除く。

第十八条　約定の効力発生及び有効期間

この約定は、千九百五十九年四月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、前記の諸国の政府の全権委員は、カナダ政府の記録に寄託されるべきこの約定の一通に署名した。その謄本の一通は、各締約国に交付される。

千九百五十七年十月三日にオタワで作成した。

アルバニア人民共和国のために
メルシニイ

ドイツのために
ドクトル　シュタインメッツ
ドクトル　シュスター
ドクトル　ゼーバス
ドクトル　ライス
E・ヴェグナー

サウディ・アラビア王国のために
イブラヒム・シルセラー
A・H・ハジャジ

アルゼンティン共和国のために
シルヴァ・デルビル

オーストリアのために
ドクトル　B・シャギンガー
ドクトル　P・マホルト
J・パロウベク

ベルギーのために
ラマンス
ファッツイ
M・ロネイ
リシール
オノン

ベルギー領コンゴーのために
J・ファン・ステンフォルト

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために
クワーシャ

ビルマのために
パ・オウン
ラ・ジョウ・プリュ
タン・オウン

ボリヴィアのために
エルネスト・カセレス

ブラジル合衆国のために
ジョゼ・アルベルト・ビッテンコールト
ジョゼ・ルイス・リベイロ・サミコ

オクタヴィオ・レオポルディノ・カヴァルカンテ・デ・モラエス
ハミルトン・ショル
ベティナ・カイセルマン

ブルガリア人民共和国のために
P・ベクシェフ
Y・ゴレマノフ

カンボディアのために
R・ロムット

セイロンのために
Y・ヨガスンドラム

チリのために
ルイス・カルヴァハル

中国のために
劉鎔
柳克述
千潤生

コロンビア共和国のために
ホアキン・ビニェロス・コルパス
ヴィクトール・グティエレス
J・メンデス・カルヴォ
グスターヴォ・エチェヴェリ

キューバ共和国のために
F・ギゴウ
O・S・グティエレス
E・ミランダ

デンマークのために
アルネ・クロッグ
J・M・S・アンデルセン

ドミニカ共和国のために
ハンス・コーン

エジプトのために
M・バクダディ
A・バキール
M・I・ソブヒ

サルヴァドル共和国のために
A・アントニオ・アンドラーデ
スペインのために
E・プロベル・デ・カレホン
ニエヴェス
アニバール・マルティン
ホセ・ヴィラノーヴァ

アフリカにおけるスペインの領土のために
E・プロベル・デ・カレホン
ニエヴェス
アニバール・マルティン
ホセ・ヴィラノーヴァ

フィンランドのために
S・J・アホーラ

ウルフォ・タルヴィチェ

フランスのために
M・フォコン
ラフェ
クロード・バトー
L・ラシェーズ
シャパール
P・ヴァネ
G・ブルトゥミユ

アルジェリアのために
M・フォコン
ラフェ
クロード・バトー
L・ラシェーズ
シャパール
P・ヴァネ
G・ブルトゥミユ

フランスの海外郵便電気通信庁によつて代表される地域全体のために
メイェール
スキナジー

カーナのために
A・H・リッジ
T・C・カーペンター
D・J・フォサギル
C・E・ヘインズ

殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む英国の海外領土全体のために
R・H・ロック
ダドレー・ラムレー
A・H・リッジ
T・Cカーペンター
D・J・フォサギル
C・E・ヘインズ

ギリシャのために
ジャン・フランガキス
デモプーロス

ハイティ共和国のために
マルシアル・ペトゥルス

ホンデュラス共和国のために
フリオ・A・ボエゾオ

ハンガリー人民共和国のために
デディチ
G・レーヴェース

インドのために
マニー・フィリップ

海峡諸島及びマン島を含むグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
R・H・ロック
ダドレー・ラムレー

インドネシア共和国のために
A・バーサ
スムラ
A・M・ハルディガル

アヒルル・アニン

イランのために
A・モタメディ

イラクのために
S・A・A・ハフィダ

アイルランドのために
S・S・ピュイルセアル
オデュインアイン

アイスランド共和国のために

マグヌス・ヨクムスン
イタリアのために
レナート・リリーニ
アウレリオ・ポンシリオーネ
ブルネット・ブルネッティ
イタリアの統治下にあるソマリの地域のために
レナート・リリーニ
アウレリオ・ポンシリオーネ
ブルネット・ブルネッティ
日本国のために
萩原徹
松井一郎
ジョルダン・ハシェミット王国のために
M・ルーサン
ラオスのために
シタット
ヴィレホング
レバノンのために
ミシェル・オー
リビアのために
ミサラティ
A・ホベイカ
ルクセンブルグのために
ロース
ブロンドゥロ
モロッコのために
ベナブド
モナコ公国のために
パスカン
ニカラグァのために
アントニオ・アリス
ノールウェーのために
カール・ヨハネセン
インヴァル・リード
W・ショェレン
ニュー・ジーランドのために
C・A・マックファーレン
A・W・グリフィス
パキスタンのために
S・シディキ
MS・M・A・ガーニ
パラグァイのために
M・アクバール
V・カタルディ
R・ドミンゲス
オランダのために
J・D・H・ファン・デル・トールン
ホフマン
P・ダイクウェル
ブルウワー
ブッツ
オランダ領アンティール及びスリナムのために
P・H・J・ブルーセルス
ポーランド人民共和国のために
H・バチコ
J・クリメック
T・ヤルン
M・ピアンコ
ポルトガルのために
ジョルジ・プラガ
ジョゼ・ルシアノ・ヴィエガス・デ・マトス
ジョゼ・デ・メデイロス・ラモス
A・ヌーネス・デ・フレイタス
西部アフリカにおけるポルトガルの諸州のために
テオドロ・デ・マトス・フェレイラ・デ・アギアル
東部アフリカとアジアとオセアニアとにおけるポルトガルの諸州のために
テオドロ・デ・マトス・フェレイラ・デ・アギアル
ルーマニア人民共和国のために
M・グリゴーレ
P・ボステルニク
サン・マリノ共和国のために
レイモン・レット
スウェーデンのために
アラン・フルトマン
テュレ・ニールンド
カール・アクセル・リョフイレン
スイス連邦のために
トゥアゾン
シャブイ
E・ブッツィ
シリアのために
H・ラハーム
A・カダル・バグダディ
チェッコスロヴァキアのために
ユーライ・マニャーク
タイのために
スリン・ウィセトサコン
スワーング・サグワンオング
テュニジアのために
アブデルセラム
トルコのために
A・C・ユスチュン
S・アイチュン
K・カンチュルク
ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために
A・ソブコ
ソヴィエト社会主義共和国連邦のために
K・J・セルゲイチュク
ウルグァイ東方共和国のために
W・ベナヴィーデス
ヴァチカン市国のために
ガストン・ヴィンチェント
エメット・P・ムルフィー
ヴェネズエラ共和国のために
ヴィクトール・ラヴィオーザ
ヴェレス・サラス
オスカール・ミスレ
ルイス・J・グェヴァラ
ヴィエトナムのために
グエン＝ズイ＝リエン
グエン＝バ＝バッ
イエメンのために
ユーゴースラヴィア連邦人民共和国のために
N・ミラノヴィッチ
ワジリエ・コヴァチェヴィッチ
M・ミチッチに代つて
N・ミラノヴィッチ
J・ヤニヤトヴィッチに代つて
N・ミラノヴィッチ

約定の最終議定書

全権委員たる下名は、本日付で締結された価格表記の書状及び箱物に関する約定に署名するに際し、次のとおり協定した。

第一条　価格表記の最高限

約定第二条の規定にかかわらず、各郵政庁は、おのおの、価格表記の最高限を五千フランまでに又は、自国の内国業務において採用する額が五千フラン未満であるときは、その採用する額までに制限する権能を有する。

第二条　相当額、最高限及び最低限

各国は、約定第七条2に規定する価格表記箱物の基本郵便料金及び最低料金を、条約の最終議定書第二条1に掲げる郵便料金の一般段階に従つて、百分の六十を限度として引き上げ又は百分の二十を限度として引き下げる権能を有する。

以上の証拠として、全権委員たる下名は、規定がこの約定の本文中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するこの議定書を作成し、カナダ政府の記録に寄託されるべき一通に署名した。その謄本の一通は、各締約国に交付される。

千九百五十七年十月三日にオタワで作成した。

アルバニア人民共和国のために
メルシニイ
ドイツのために
ドクトル　シュタインメッツ
ドクトル　シュスター
ドクトル　ゼーバス
ドクトル　ライス
E・ヴェグナー
サウディ・アラビア王国のために
イブラヒム・シルセラー
A・H・ハジャジ
アルゼンティン共和国のために
シルヴァ・デルビル
オーストリアのために
ドクトル　B・シャギンガー
ドクトル　P・マホルト
J・パロウベク
ヘルマニイ
ベルギーのために
ラマンス
ファッツイ
M・ロネイ
リシール
オノン
ベルギー領コンゴーのために
J・ファン、ステンフォルト
白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために
クワーシャ
ビルマのために
パ・オウン
ラ・ジョウ・プリュタン・オウン
ボリヴィアのために
エルネスト・カセレス
ブラジル合衆国のために
ジョゼ・アルベルト・ビッテンコールト
ジョゼ・ルイス・リベイロ・サミコ
オクタヴィオ・レオポルディノ・カヴァルカンテ・デ・モラエス
ハミルトン・ショルベティナ・カイセルマン
ブルガリア人民共和国のために
P・ベクシェフ
Y・ゴレマノフ
カンボディアのために
R・ロムット
セイロンのために
Y・ヨガスンドラム
チリのために
ルイス・カルヴァハル
中国のために
劉鎔
柳克述
千潤生
コロンビア共和国のために
ホアキン・ピニェロス・コルパス
ヴィクトール・グティエレス
J・メンデス・カルヴォ
グスターヴォ・エチェヴェリ
キューバ共和国のために
F・ギゴウ
O・S・グティエレス
E・ミランダ
デンマークのために
アルネ・クロッグ
J・M・S・アンデルセン
ドミニカ共和国のために
ハンス・コーン
エジプトのために
M・バクダディ
A・バキール
M・I・ソブヒ
サルヴァドル共和国のために
A・アントニオ・アンドラーデ

スペインのために
E・プロペル・デ・カレホン
ニエヴェス
アニバール・マルティン
ホセ・ヴィラノーヴァ
アフリカにおけるスペインの領土のために
E・プロペル・デ・カレホン
ニエヴェス
アニバール・マルティン
ホセ・ヴィラノーヴァ
フィンランドのために
S・J・アホーラ
ウルフォ・タルヴィチェ
フランスのために
M・フォコン
ラフェ
クロード・バトー
L・ラシェーズ
シャパール
P・ヴァネ
G・ブルトゥミユ
アルジェリアのために
M・フォコン
ラフェ
クロード・バトー
L・ラシェーズ
シャパール
P・ヴァネ
G・ブルトゥミユ
フランスの海外郵便電気通信庁によつて代表される地域全体のために
メイェール
スキナジー
ガーナのために
海峡諸島及びマン島を含むグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
R・H・ロック
ダドレー・ラムレー
A・H・リッジ
T・C・カーペンター
D・J・フォサギル
C・E・ヘインズ
殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む英国の海外領土全体のために
R・H・ロック
ダドレー・ラムレー
A・H・リッジ
T・C・カーペンター
D・J・フォサギル
C・E・ヘインズ
ギリシャのために
ジャン・フランガキス
デモプーロス
ハイティ共和国のために
マルシアル・ペトゥルス
ホンデュラス共和国のために
フリオ・A・ボエゾオ
ハンガリー人民共和国のために
デディチ
G・レーヴェース
インドのために
マニー・フィリップ
S・N・ダス・グプタ
K・ゴパラクリシュナン
インドネシア共和国のために
A・バーサ
スムラ
A・M・ハルディガル
アヒルル・アニン
イランのために
A・モタメディ
イラクのために
S・A・A・ハフィダ
アイルランドのために
S・S・ピュイルセアル
オデュインアイン
アイスランド共和国のために
マグヌス・ヨクムスン
イタリアのために
レナート・リリーニ
アウレリオ・ポンシリオーネ
ブルネット・ブルネッティ
イタリアの統治下にあるソマリの地域のために
レナート・リリーニ
アウレリオ・ポンシリオーネ
ブルネット・ブルネッティ
日本国のために
萩原徹
松井一郎
ショルダン・ハシェミット王国のために
M・ルーサン
ラオスのために
シタット
ヴィレホング
レバノンのために
ミシェル・オー
リビアのために
ミサラティ
A・ホベイカ
ルクセンブルグのために
ロース
ブロンドゥロ
モロッコのために
ベナブド
モナコ公国のために
パスカン
ニカラグァのために
アントニオ・アリス
ノールウェーのために
カール・ヨハネセン
インヴァル・リード
W・ショェレン
ニュー・ジーランドのために
C・A・マックファーレン
A・W・グリフィス
パキスタンのために
S・シディキ
S・M・A・ガーニ
M・アクバール
パラグァイのために
V・カタルディ
R・ドミンゲス
オランダのために
J・D・H・ファン・デル・トールン
ホフマン
P・ダイクウェル
ブルウワー
プッツ
オランダ領アンティール及びスリナムのために
P・H・J・ブルーセルス
ポーランド人民共和国のために
H・バチコ
J・クリメック
T・ヤルン
M・ピアンコ
ポルトガルのために
ジョルジ・ブラガ
ジョゼ・ルシアノ・ヴィエガス・デ・マトス
ジョゼ・デ・メデイロス・ラモス
A・ヌーネス・デ・フレイタス
西部アフリカにおけるポルトガルの諸州のために
テオドロ・デ・マトス・フェレイラ・デ・アギアル
東部アフリカとアジアとオセアニアとにおけるポルトガルの諸州のために
テオドロ・デ・マトス・フェレイラ・デ・アギアル
ルーマニア人民共和国のために
M・グリゴーレ
P・ポステルニク
サン・マリノ共和国のために
レイモン・レット
スウェーデンのために
アラン・フルトマン
テュレ・ニールンド
カール・アクセル・リョフイレン
スイス連邦のために
トゥアゾン
シャプイ
E・ブッツィ
シリアのために
H・ラハーム
A・カダル・バグダディ
チェッコスロヴァキアのために
ユーライ・マニャーク
タイのために
スリン・ウィセトサコン
スワーング・サグワンオング
テュニジアのために
アブデルセラム
トルコのために
A・C・ユスチュン
S・アイチュン
K・カンチュルク
ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために
A・ソブコ
ソヴィエト社会主義共和国連邦のために
K・J・セルゲイチュク
ウルグァイ東方共和国のために
W・ベナヴィーデス
ヴァチカン市国のために
カストン・ヴィンチェント
エメット・P・ムルフィー
ウェネズエラ共和国のために
ヴィクトール・ラヴィオーザ
ヴェレス・サラス
オスカール・ミスレ
ルイス・J・グェヴァラ
ヴィエトナムのために
グエン＝ズイ＝リエン
グエン＝バ＝バツ
イエメンのために
ユーゴースラヴィア連邦人民共和国のために
N・ミラノヴィッチ
ワジィリエ・コヴァチェヴィッチ
M・ミチッチに代つて
N・ミラノヴィッチ
J・ヤニヤトヴィッチに代つて
N・ミラノヴィッチ

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円
（但し良質紙は二十円）（配送料共）
発行所
東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段(33)五三一―五三九官報課

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和三十三年四月二十五日

○第二十八回国会　参議院会議録追録（その二）

小包郵便物に関する約定

アフガニスタン、アルバニア人民共和国、ドイツ、サウディ・アラビア王国、アルゼンティン共和国、オーストリア、ベルギー、ベルギー領コンゴー、白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国、ボリヴィア、ブラジル合衆国、ブルガリア人民共和国、カンボディア、セイロン、チリ、中国、コロンビア共和国、大韓民国、コスタ・リカ共和国、キューバ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エジプト、サルヴァドル共和国、エクアドル、スペイン、アフリカにおけるスペインの領土、エティオピア、フィンランド、フランス、アルジェリア、フランスの海外郵便電気通信庁によつて代表される地域全体、ガーナ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む英国の海外領土全体、ギリシャ、グァテマラ、ハイティ共和国、ホンデュラス共和国、ハンガリー人民共和国、インド、インドネシア共和国、イラン、イラク、アイルランド、アイスランド共和国、イタリア、イタリアの統治下にあるソマリの地域、日本国、ジョルダン・ハシェミット王国、ラオス、レバノン、リベリア共和国、リビア、ルクセンブルグ、モロッコ、メキシコ、モナコ公国、ニカラグァ、ノールウェー、パキスタン、パナマ共和国、パラグァイ、オランダ、オランダ領アンティール及びスリナム、ペルー、ポーランド人民共和国、ポルトガル、西部アフリカにおけるポルトガルの諸州、東部アフリカとアジアとオセアニアとにおけるポルトガルの諸州、ルーマニア人民共和国、サン・マリノ共和国、スーダン、スウェーデン、スイス連邦、シリア、チェッコスロヴァキア、タイ、テュニジア、トルコ、ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国、ソヴィエト社会主義共和国連邦、ウルグァイ東方共和国、ヴァチカン市国、ヴェネズエラ共和国、ヴィエトナム、イエメン、ユーゴースラヴィア連邦人民共和国間に締結された小包郵便物に関する約定

前記の諸国の政府の全権委員たる下名は、千九百五十七年十月三日にオタワで締結された万国郵便条約第二十二条の規定により、共通の合意によりかつ批准を条件として、次の約定を締結した。

第一章　総則

第一条　約定の目的

1　「小包郵便物」と称する郵便物で一個の重量が二十キログラムをこえないものは、締約国間において、直接に又はその一若しくは二以上の国の仲介により、交換することができる。

2　郵政庁が同意を表明した諸国の間においては、小包郵便物は、航空路により運送することを許す。この場合には、その小包郵便物を「航空小包郵便物」と称する。

3　この約定並びにその最終議定書及び施行規則において、「小包」という略称は、すべての小包郵便物に適用し、「航空小包」という略称は、航空小包郵便物にのみ適用する。

4　十キログラムをこえる小包の交換は、任意とする。

第二条　小包の種類

1　「普通小包」は、2及び3に定義する種類について定める特別の手続に付されない小包とする。

2　「価格表記小包」は、価格の表記を有する小包とする。

3　次に掲げる小包は、それぞれ次に定めるものをいう。

(a)　「速達小包」とは、通常郵便に利用される迅速な方法によりできる限り運送されなければならない小包をいう。

(b)　「別配達小包」とは、名あて局に到着した後直ちに特使をもつて住所に配達しなければならない小包又は、郵政庁が住所への配達を行わない国においては、特使をもつて到着通知書を配達しなければならない小包をいう。もつとも、名あて人の住所が到着局の配達区域外にあるときは、特使による配達は、義務的でない。

(c)　「課金別納小包」とは、配達に際して小包に課される郵便料金及び郵便料金以外の課金の全部を差出人が負担することを請求する小包をいう。この請求は、郵便物差出の際に又は、差出の後においては、名あて人への配達の時までに行うことができる。

(d)　「代金引換小包」とは、代金の取立を要する小包で代金引換郵便物に関する約定に規定するものをいう。

(e)　「ぜい弱な小包」とは、こわれやすく、かつ、取扱を特に注意しなければならない物品を包有する小包をいう。

(f)　「捕虜及び被抑留者小包」とは、条約第三十九条に規定する捕虜若しくは機関にあてて又はこれらから差し出される小包をいう。

4　次のものは、「取扱困難な小包」とみなす。

(a)　施行規則で定める制限又は郵政庁が相互の間で定めることができる制限をこえる大きさの小包

(b)　形状上、性質上若しくは構造上の理由で、他の小包とともに荷積することが容易でない小包又は特別の注意を必要とする小包

(c)　海路業務による小包であつてその容積が施行規則で定める制限をこえるもの。もつとも、この小包を取扱困難な小包とみなすことは、任意とする。

5　「価格表記小包」、「速達小包」、「別配達小包」、「課金別納小包」、「代金引換小包」、「ぜい弱な小包」及び「取扱困難な小包」の交換については、差出郵政庁と名あて郵政庁との間の事前の取極を必要とする。

6　なお、「価格表記小包」（開袋で運送されるもの）、「速達小包」、「ぜい弱な小包」及び「取扱困難な小包」の交換のためには、仲介郵政庁が継越運送について同意を表明しなければならない。

第三条　重量級

第二条に定義する小包には、次の重量級が適用される。

一キログラムまで
一キログラムをこえ　三キログラムまで
三キログラムをこえ　五キログラムまで
五キログラムをこえ　十キログラムまで
十キログラムをこえ　十五キログラムまで
十五キログラムをこえ　二十キログラムまで

第二章　すべての種類の小包に共通な規定

第一節　引受の一般条件

第四条　引受条件

1　包有品が第六条に掲げる禁制に抵触しないこと又は運送に参加する郵政庁の領域において適用される禁制若しくは制限に抵触しないことを留保して、小包は、発送が許されるためには、

(a)　この約定又はその施行規則で定める重量及び大きさの条件に適合しなければならない。

(b)　差出局が要求するすべての料金を前納しなければならない。

2　課金別納小包は、到着局が名あて人に請求する権利を有するすべての金額及び第十六条2に規定する課金別納料を支払うことを差出人が約束するときに限り、引き受けることができる。差出局は、十分な保証金の払込を要求することができる。

第五条　差出の際の差出人の指示

差出人は、小包の差出に際し、配達不能の場合にその小包に適用すべき取扱を指示するものとする。その指示は、次の事項に限る。

(a)　自己に配達不能通知書を送付すること。

(b)　名あて国に居住する第三者に配達不能通知書を送付すること。

(c)　直ちに平面路又は航空路により差出元へ返送すること。

(d)　一定期間が経過した後に平面路又は航空路により差出元へ返送すること。

(e)　必要があるときは平面路又は航

空路による転送の後に（第二十二条1(c)二に規定する特殊の場合を留保して）他の名あて人に配達すること。

(f) 最初の名あて人に配達するため平面路又は航空路により小包を転送すること。

(g) 差出人の危険負担で小包を売却すること。

(h) 差出人が小包を放棄すること。

第六条　禁制

次に掲げる物品の発送は、禁止する。

(a) すべての種類の小包については、

一　性質上又は包装上、取扱者に危害を及ぼし、又は他の小包を汚染し若しくは損傷することがある物品

二　あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬。ただし、この禁制は、医学上又は科学上の目的で、この目的を有することを条件としてこれらの物品を許す国にあてて行う発送には、適用しない。

三　名あて国において輸入又は流布を禁止する物品

四　現実的かつ対人的な通信の性質を有するすべての書類及び小包の名あて人又は名あて人の同居者の名あて以外の名あてを有する各種類の通常郵便物。ただし、必要な記載にとどまるもつぱら輸送商品に関する書類、すなわち、案内書、明細表、発送通知書又は荷渡指図書のうちの一を開封で入れることを許す。この四の規定の適用上許されない通常郵便物が単に一通入れられているときは、その通常郵便物は、条約第五十五条に定めるところに従つて取り扱うものとし、小包は、これを理由として差出元へ返送することができない。

五　生きた動物。ただし、郵便によるその運送が関係国の郵便規則によつて許される場合は、この限りでない。

六　爆発性、発火性又は危険性のある物質。ただし、郵政庁は、携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び実包、不爆発性の大砲用信管原料並びにマッチ、引火しやすいフィルム、原料セルロイド又はセルロイド製品の運送について合意することができる。

(b) 七　わいせつな又は不道徳な物品

価格表記を許す国にあてた小包で価格表記としないものについては、硬貨、銀行券、紙幣、各種類の持参人払有価証券、加工した又は加工しない白金、金又は銀、宝石、珠玉その他の貴重品。各郵政庁は、価格表記郵便物にも金の地金を入れることを禁止し、又はこの種類の郵便物の実価を制限する権能を有する。この規定は、価格表記小包を許す二郵政庁間の小包の交換が価格表記小包を許さない郵政庁の仲介によらなければ行われることができないときは、適用しない。この場合には、仲介郵政庁は、普通小包につき規定する限度内においてのみ責任を負うものとする。

第七条　誤つて引き受けられた小包の取扱

1　第六条(a)に掲げる物品を包有する小包が誤つて引き受け発送されたときは、これを発見した郵政庁の内国法制に従つて取り扱うものとする。ただし、同条(a)二、六及び七に掲げる物品を包有する小包については、いかなる場合にも、名あて地への送達、名あて人への配達又は差出元への返送を行わない。

2　価格表記を許す国にあてた小包で価格表記としないものが第六条(b)に掲げる物品を包有するときは、誤りを発見した継越郵政庁は、この小包を差出元へ返送しなければならない。この誤りが名あて郵政庁に小包が到着した後に発見されたときは、当該名あて郵政庁は、自国の内国規則で定める条件に従つて、その小包を名あて人に配達することができる。内国規則によつてその配達が許されないときは、小包は、差出元へ返送しなければならない。

3　2の規定は、電量又は大きさが許された限度を著しくこえる小包にも適用する。もつとも、その小包は、課されることがある料金をあらかじめ名あて人が支払つたときは、その者に配達することができる。

4　誤つて引き受けられた小包が名あて人に配達されず、また、差出元へも返送されないときは、差出郵政庁は、当該小包に適用された取扱について、詳細に通報されるものとする。

第二節　諸料金

第八条　諸料金の構成

郵政庁が徴収することができる諸料金は、第九条に定義する主要料金及び、必要があるときは、次の料金からなる。

(a) 第十五条又は最終議定書に掲げる割当料金

(b) (c) 第十六条に掲げる追加料金

第二十条、第二十一条6、第二十七条及び第二十九条に掲げる郵便諸料金

(d) 第十八条に掲げる郵便料金以外の課金

第九条　主要料金

主要料金は、陸路、海路及び航空路の運送に参加する各郵政庁に帰属する割当料金で第十条から第十四条までに掲げるものからなる。

第十条　陸路割当料金

1　発送、到着又は継越の各陸路割当料金は、各国につき、かつ、各小包につき、次のとおり定める。

重量級 1	発送及び到着の陸路割当料金 2	継越の陸路割当料金 3
	フラン・サンチーム	フラン・サンチーム
一キログラムまで	〇・六〇	〇・四〇
一キログラムをこえ三キログラムまで	〇・八〇	〇・五〇
三キログラムをこえ五キログラムまで	一・〇〇	〇・六〇
五キログラムをこえ一〇キログラムまで	二・〇〇	一・三〇
一〇キログラムをこえ一五キログラムまで	三・〇〇	一・九〇
一五キログラムをこえ二〇キログラムまで	四・〇〇	二・五〇

2　もつとも、最後の二重量級に関しては、差出郵政庁及び名あて郵政庁は、自己に帰属すべき陸路割当料金を任意に定める権能を有する。

3　航空小包については、仲介郵政庁の陸路割当料金は、その小包が陸路の仲介運送による場合を除き、適用しない。

第十一条　海路割当料金

1　海路運送の場合には、使用する各海路業務の海路割当料金は、次の表に示すところに従つて算出する。

距離の段階 1	重量級							
(a) 海里による表示	(b) キロメートルによる表示（一海里を一・八五二キロメートルとする換算による） 2	3 一キログラムまで	4 一キログラムをこえ三キログラムまで	5 三キログラムをこえ五キログラムまで	6 五キログラムをこえ一〇キログラムまで	7 一〇キログラムをこえ二五キログラムまで	8 二五キログラムをこえ五〇キログラムまで
		フラン・サンチーム	フラン・サンチーム	フラン・サンチーム	フラン・サンチーム	フラン・サンチーム	フラン・サンチーム
五〇〇海里まで	九二六キロメートルまで	〇・一五	〇・二〇	〇・二五	〇・五〇	〇・七五	一・〇〇
五〇〇海里をこえ一、〇〇〇海里まで	九二六キロメートルをこえ一、八五二キロメートルまで	〇・二五	〇・三〇	〇・四〇	〇・七五	一・一〇	一・六〇
一、〇〇〇海里をこえ二、〇〇〇海里まで	一、八五二キロメートルをこえ三、七〇四キロメートルまで	〇・四〇	〇・五〇	〇・六〇	一・一〇	一・六〇	二・二五
二、〇〇〇海里をこえる追加の一、〇〇〇海里又は一、〇〇〇海里の端数ごとに	三、七〇四キロメートルをこえる追加の一、八五二キロメートル又は一、八五二キロメートルの端数ごとに	〇・一〇	〇・一五	〇・二〇	〇・三五	〇・五〇	〇・六五

2　距離の段階は、必要があるときは、両国の関係港間に運送される閉袋の重量に従つて決定される均衡平均距離に基いて算出する。

3　同一国の二港間の海路運送については、その国の郵政庁が当該小包につきすでに陸路運送に対する報酬を受領したときは、1に規定する割当料金を徴収することができない。

4　航空小包については、仲介郵政庁又は仲介業務の海路割当料金は、その小包が海路の仲介運送による場合を除き、適用しない。差出国又は名あて国が行う各海路業

務は、仲介業務とみなす。

第十二条　航空路割当料金

1　郵政庁は、重量及び距離に基く均一の運送料金率を制定するために必要な措置を執ることを約束する。

2　航空運送に関する郵政庁間の勘定の決済に適用すべき基本料金率は、総重量一キログラム及び一キロメートルごとに、最高一フランの千分の一とする。この料金率は、一キログラムの端数には比例的に適用される。

3　二国が二以上の航空線路によつて連絡されるときは、運送料金率は、関係空港間の平均距離及び線路の国際交通上の重要度に従つて定める。

4　自国の領域内において航空路により航空小包を前送し又は継送する各国は、この運送につき特別の報酬を請求する権利を有する。この報酬は、航空路により実際に前送し又は継送した各航空小包につき、2に定める基本料金率に基き、かつ、通常郵便物の業務について採用された当該国の内国線路網における運送路の平均距離に従つて、算出しなければならない。この報酬は、各内国運送路につき、その通送路のいかんを問わず、同一でなければならない。

5　4に掲げる原則に対する例外として、郵政庁は、自国の領域に到着し、又は自国の領域から発するすべての航空小包に、差別なく、前記の特別の報酬を適用することができる。

6　被航空国の郵政庁は、自国の領域の上空を航空路により運送される航空小包については、なんらの報酬も請求する権利を有しない。

第十三条　陸路割当料金の引下げ又は引上げ

1　郵政庁は、発送の陸路割当料金及び到着の陸路割当料金（したがつて、継越の陸路割当料金を除く。）を同時に引き下げ、又は同時に引き上げる権能を有する。

2　このような変更は、

(a)　一月一日又は七月一日からに限つて効力を生ずるものとする。

(b)　少くとも三箇月前にスイス郵政庁に通告するものとする。

(c)　少くとも一年間効力を有するものとする。

3　引上げは、十キログラムまでの重量級については、第十条1に定める発送及び到着の陸路割当料金の半額をこえることができない。引下げは、関係郵政庁が任意に定めることができる。

第十四条　海路割当料金の引下げ又は引上げ

1　郵政庁は、第十一条1に定める海路割当料金を百分の五十を限度として引き上げる権能を有する。もつとも、郵政庁は、任意に海路割当料金を引き下げることができる。

2　この権能は、第十三条2に定める条件に従う。

3　引上げの場合には、引上げは、海路運送を行う業務が属する国から発する小包にも適用しなければならない。ただし、この義務は、一国とその殖民地、海外領土等との間の関係又はそれらの殖民地、海外領土等の相互の関係には、適用しない。

第十五条　発送及び到着の例外的割当料金

第十三条2に定める条件を尊重することを留保して、各郵政庁は、自己の郵便局から発する小包及び自己の郵便局に到着する小包につき、二十五サンチームの発送及び到着の例外的割当料金を同時に適用する権能を有する。

第十六条　追加料金

1　次に掲げる小包には、それぞれ次に定める率の追加料金を課する。

(a)　別配達小包

一　通常の場合には、八十サンチームの追加料金。この料金は、差出に際して全額を前納するものとする。特使をもつて小包を配達することができないが到着通知書のみを配達する場合にも、同様とする。この料金は、別配達料という。

(b)　少くとも三箇月前にスイス郵政庁に通告するものとする。

(c)　少くとも一年間効力を有するものとする。

3　引上げは、十キログラムまでの重量級については、第十条1に定める発送及び到着の陸路割当料金の半額をこえることができない。引下げは、関係郵政庁が任意に定めることができる。

第十四条　海路割当料金の引下げ又は引上げ

1　郵政庁は、第十一条1に定める海路割当料金を百分の五十を限度として引き上げる権能を有する。もつとも、郵政庁は、任意に海路割当料金を引き下げることができる。

2　この権能は、第十三条2に定める条件に従う。

3　引上げの場合には、引上げは、海路運送を行う業務が属する国から発する小包にも適用しなければならない。ただし、この義務は、一国とその殖民地、海外領土等との間の関係又はそれらの殖民地、海外領土等の相互の関係には、適用しない。

第十五条　発送及び到着の例外的割当料金

第十三条2に定める条件を尊重することを留保して、各郵政庁は、自己の郵便局から発する小包及び自己の郵便局に到着する小包につき、二十五サンチームの発送及び到着の例外的割当料金を同時に適用する権能を有する。

第十六条　追加料金

1　次に掲げる小包には、それぞれ次に定める率の追加料金を課する。

(a)　別配達小包

一　通常の場合には、八十サンチームの追加料金。この料金は、差出に際して全額を前納するものとする。特使をもつて小包を配達することができないが到着通知書のみを配達する場合にも、同様とする。この料金は、別配達料という。

二　名あて人の住所が到着局の配達区域外にある例外の場合には、別配達料に「別配達補充料」と称する料金を加えることができる。この料金は、配達に際して徴収するものとし、小包の差出元への返送又は転送の場合にも請求することができる。この補充料は、名あて国の内国業務において定める補充料をこえることができない。

(b)　小包

第十五条又は最終議定書に掲げる割当料金を加えることがある主要料金の百分の五十に等しい追加料金。ただし、これらの小包に対する航空路割当料金は、引き上げることができない。料金の合計額は、必要があるときは、これを切り上げて五サンチームで整除することができる額とする。

2　郵政庁が徴収することができる次の追加料金の率は、この条に附属する表に示すところに従つて定める。

(a)　通関料　税関への交付及び通関のため又は単に税関への交付のため、名あて郵政庁が徴収する。反対の取極がない限り、この徴収は、名あて人への小包の配達に際して行う。

(b)　配達料　この料金は、小包を住所において提示することに名あて郵政庁が徴収することができる。ただし、別配達小包については、住所における第二回以後の提示についてのみ徴収することができる。

(c)　配達不能通知料　この料金は、第二十二条3に定める条件に従つて徴収する。

(d)　到着通知料　この料金は、名あて郵政庁の内国法制によつてその徴収が義務的とされる場合においてこの郵政庁が住所への配達を実施しないときは、名あて人の住所に配達することがある最初の通知書又はその後の通知書（別配達小包の最初の通知書を除く。）について名あて郵政庁が徴収する。

(e)　再装料　この料金は、包有品を保護するために小包を自国の領域において再装しなければならなかつた最初の国の郵政庁が徴収する。この料金は、名あて人又は、場合により、差出人から回収する。

(f)　保管料　この料金は、小包が留置とされていると住所にあてられているとを問わず、所定の期間内に引き取られなかつた小包について名あて郵政庁が徴収する。

(g)　到達証料　この料金は、条約第六十九条に定める条件に従つて差出人が到達証を請求したときに徴収する。

(h)　船積通知料　この料金は、郵政庁が船積通知の業務を行うことを受諾した諸国間の関係において、差出人が船積通知書を自己にあてることを請求するときに徴収する。

(i)　第二十五条4に掲げる取調請求料

(j)　課令別納料　この料金は、課金別納小包について手数料として徴収するものとし、名あて郵政庁のために差出人が払い込む。

(k)　課令別納請求料　この料金は、課令別納の請求が小包の差出の後に行われる場合において、その請求に際して差出人から徴収する。

(l)　取りもどし又は名あて変更の請求料

第十六条　附属書2に定義する追加料金の率

料金の名称	金額	備考
1	2	3
(a)　通関料	小包一個につき最高一フラン	
(b)　配達料	内国制度におけると同一の料金	小包一個につき最高六〇サンチーム 指示が航空路又は電信によつて送達されなければならないときは、差出人は、このほかに、場合に応じ、航空運送に関する料金又は電報料金を支払わなければならない。
(c)　配達不能通知料	最高四〇サンチーム	
(d)　到着通知料	内国制度における普通書状の最初の重量段階の料金に等しいものを最高限とする料金	
(e)　再装料	小包一個につき最高五〇サンチーム	
(f)　保管料	内国法制で定める率により徴収する料金	この料金は、全運送路を通じて一回に限り適用する。 最高五フラン
(g)　到達証料	(a)　差出の際、最高四〇サンチーム (b)　差出の後、最高六〇サンチーム	この料金は、差出人がその請求を航空路により送達することを希望したときは、航空増料金に加算する。

(h) 船積通知料　小包一個につき四〇サンチーム
(i) 取調請求料　最高六〇サンチーム
(j) 課金別納料　小包一個につき最高四〇サンチーム
(k) 課金別納請求料　小包一個につき最高四〇サンチーム
(l) 取りもどし又は名あて変更の請求料　最高四〇サンチーム

この料金は、(a)に規定する料金に加算する。この料金は、名あて郵政庁のために差出人から徴収する。

この料金は、差出人がその請求を航空路又は電信により送達することを希望したときは、航空増料金又は電報料金に加算する。

この料金は、差出人がその請求を航空路又は電信により送達することを希望したときは、航空増料金又は電報料金に加算する。

第十七条　上位の重量級が適用される小包の料金

施行規則第百四条1(f)三に規定する制限を採用し、かつ、取扱困難な小包の運送を許さない郵政庁間の関係において、重量に対応する所定の容積制限をこえる小包が許されるためには、その容積に対応する重量級に適用する料金が支払われなければならない。この場合には、この小包は、関係郵政庁間で許される小包の容積の最高限をこえることができない。

第十八条　郵便料金以外の課金

1　名あて郵政庁は、名あて国において郵便物に課される郵便料金以外の課金、特に、関税を名あて人から徴収することができる。

2　郵政庁は、次の小包について、郵便料金以外の課金（関税を含む。）が取り消されるように自国の権限のある当局に交渉することを約束する。

(a) 差出元へ返送する小包
(b) 差出人が放棄した小包
(c) 包有品の完全な損傷により棄却した小包
(d) 第三国に転送する小包
(e) 自己の業務において亡失し、盗取され又は損傷した小包

第三節　小包が名あて局に到着した後の措置

第十九条　配達の一般規則、保管期間

1　一般に、小包は、できる限りすみやかに、かつ、名あて国における現行の規定に従つて、名あて人に配達する。

2　郵政庁は、航空小包の通関をできる限りすみやかに行わせるためすべての措置を執る。

3　到着が名あて人に通告された小包は、通知書の発送の日の翌日から起算して十五日又は最長一箇月の間、名あて人のために保管する。保管期間は、名あて郵政庁の内国規則が許すときは、例外として前記の期間をこえることができる。

4　到着通知書を発送することができなかつたときは、保管期間は、名あて国の内国規則で定める期間とする。この期間は、留置とする小包にも適用し、一般に、遠隔の国（条約の施行規則第百二十条に定める国）については五箇月、その他の国については三箇月をこえることができない。小包の差出局への返送は、差出人が名あて国において通用する言語で請求したときは、一層短い期間内に行わなければならない。

5　3及び4に規定する保管期間は、転送の場合には、新名あて局が配達すべき小包に適用する。

第二十条　取りもどし、名あて変更

小包の差出人は、条約第五十八条に定める条件に従つて、かつ、各新運送につき第二十一条の規定により必要とされる金額の支払を保証することを留保して、小包の差出元への返送又は名あての変更を請求することができる。

第二十一条　転送、差出元への返送

1　名あて人の居所変更又は第二十条の規定の適用によつて行う名あて変更による転送は、名あて国内においても行うことができ、また、その国外へも行うことができる。

2　名あて国内における転送は、差出人の請求により又は名あて人の請求により若しくは、名あて国の規則によつて許されるときは、職権をもつて行うことができる。

3　名あて国外への転送は、差出人又は名あて人の請求によつてのみ行うことができる。この場合には、小包は、新運送について必要とされる条件に適合しなければならない。

4　1から3までに掲げる条件に従つて行う転送は、差出人又は名あて人が請求するときは、新運送に関する航空路割当料金の支払が保証されることを条件として、航空路により行うことができる。差出人の請求があつたときは、差出元への返送についても、同様とする。

5　差出人は、すべての転送を禁止することができる。

6　各小包の最初の転送又はその後の各転送については、次の料金を徴収することができる。

(a) 名あて国内における転送の場合には、その内国規則によりこの転送について許される料金
(b) 名あて国外への転送の場合には、新運送に要する諸料金

転送の料金は、名あて人若しくは場合により差出人から又は転送の原因となつた過誤につき責任がある郵政庁から徴収する。なお、郵便料金又は郵便料金以外の課金で転送前の名あて郵政庁が取消を認めないものは、支払わなければならない。

8　6及び7の規定は、誤送により到着して再発送されるべき小包並びに第七条、第二十条及び第二十二条4の規定の適用により差出元へ返送される小包に適用する。

第二十二条　名あて人への配達不能

1　第五条(a)及び(b)に掲げる配達不能通知書の受領の後、差出人又は配達不能通知書に記載された第三者は、指示を行うものとする。その指示は、同条(c)から(h)までの規定によつて許される指示及び次の指示に限る。

(a) 再度名あて人に通知すること。
(b) 名あてを訂正し、又は補足すること。
(c) 代金引換小包に関するときは、
一　指示した金額と引換に名あて人以外の者に当該小包を配達すること。
二　代金引換としないで又は最初の金額より低い金額の代金引換として、最初の名あて人又は他の名あて人に当該小包を配達すること。
(d) 小包を課金別納として最初の名あて人又は他の名あて人に配達すること。

2　差出人の指示を受領していない限り、名あて郵政庁は、小包を、最初に指定された名あて人若しくは、場合により、次に指定された他の名あて人に配達し、又は新名あて人に転送することができる。新たな指示の受領の後は、この指示のみが効力を有し、かつ、実施されるものとする。この指示は、差出人又は第三者が相当する航空増料金を支払う場合には、航空路により送達することができる。

3　1に掲げる指示の送付については、第十六条2(c)に掲げる料金を差出人又は第三者から徴収する。通知書が同一差出人から同一名あて人にあてて同一郵便局に同時に差し出された二個以上の小包に関するときは、この料金は、一個分のみを徴収する。

4　次の場合には、配達することができなかつた小包は、直ちに差出局に返送する。

(a) 差出人が第五条の規定に従わなかつた場合
(b) 差出人（又は第五条(b)に掲げる第三者）が許されない請求を行つた場合
(c) 差出人（又は第三者）が3の規定によつて許される料金の支払を拒絶した場合
(d) 差出人又は第三者の指示が差出に際して行われたものであつても、また、配達不能通知書の受領の後に行われたものであつても、この指示が所期の結果を得られなかつた場合
(e) 配達不能通知書を作成した郵便局がこの通知書の発送の日から起算して二箇月の期間内に差出人又は第三者から十分な指示を受領しなかつた場合。この期間は、遠隔の諸国間の関係においては、四箇月とする。
(f) 前記の期間内に差出人又は第三者の指示が名あて局に到着しなかつた場合

5　小包は、できる限り往路に経由した線路と同一の線路により返送する。もつとも、航空小包については、差出人が航空運送の費用の支払を保証していない限り、航空路による返送を行わない。

6　この条の規定の適用により差出元へ返送される小包には、第二十一条6(b)に定める転送の料金並びに取り消されない料金及び課金を課する。

7　名あて人に配達することができなかつた小包を差出人が放棄したときは、名あて郵政庁は、自国の法制に従つて当該小包を取り扱う。

第二十三条　売却、棄却

小包の包有品で損壊し又は腐敗しようとするおそれがある物品に限り、送達又は返送の途中においても、予告なしに及び司法上の手続を経ることなく、権利者のために直ちに売却することができる。なんらかの理由により売却することができないときは、損壊し又は腐敗した物品は、棄却する。

第二十四条　差出人からの費用の回収

1　名あて人に配達されなかつた小包の差出人は、小包が放棄され、売却され又は棄却されたときにおいても、配達不能により郵政庁に生じた運送料その他の費用を支払うものとする。

2　差出局は、前記の費用にあてるため、必要があるときは、保証金を徴収することができる。

第二十五条　取調請求及び通報請求

1　郵政庁は、他の郵政庁の業務において差し出された小包に関する取調請求及び通報請求を受理するものとする。

2　取調請求は、小包の差出の日の翌日から起算して一年の期間内に限り許される。

3　郵政庁が行う通報請求は、それが当該小包の差出の日から起算して十八箇月の期間内に関係郵政庁に到着することを条件として、受領し、かつ、義務的に処理する。

4　差出人が第十六条2(g)に規定する到達前料を完全に支払つた場合を除き、各取調請求又は各通報請求については、第十六条（附属書(i)）に定める率で二取調請求料」を徴収するものとする。取調請求又は通報請求は、条約第六十七条4に規定する条件に従つて送達する。

5　取調請求又は通報請求が、同一差出人から同一名あて人にあてて同一郵便局に同時に差し出され、かつ、同一線路により発送された二個以上の小包に関するときは、前記の料金は、一個分のみを徴収する。取調請求又は通報請求が業務上の過失に基いて行われたものであるときは、この料金は、還付する。

第三章　ある種類の小包に関する特別規定

第一節　価格表記小包

第二十六条　価格の表記

1　価格表記小包の価格の表記は、次の規則に従う。

(a)　郵政庁に関しては、

一　各郵政庁は、おのおの、価格の表記を一定の金額に制限する権能を有する。その金額は、千フランを下ることができない。

二　郵政庁が異なる制限を採用した諸国間の関係においては、各郵政庁は、最も低い制限を相互に遵守する義務を有する。

(b)　差出人に関しては、

一　小包の包有品の実価をこえる価格を表記することを禁止する。

二　小包の包有品の実価の一部のみを表記することを許す。

2　小包の実価をこえる価格の詐欺表記は、差出国の法制に規定する司法上の訴追を受ける。

第二十七条　価格表記料及び特別料金

1　価格表記小包には、差出局が徴収する普通価格表記料を課する。この料金は、この約定の第二章第二節に許す料金に加算するものとし、次の方式のいずれかに従つて算出する。

(a)　第一方式

表記金額二百フラン又は二百フランの端数ごとに	陸路運送に参加する郵政庁ごとに五サンチーム
	使用する海路業務ごとに十サンチーム
	使用する航空業務ごとに十最高五十サンチーム

(b)　第二方式

表記金額二百フラン又は二百フランの端数ごとに

2　前記の料金のほか、次の諸料金を徴収することができる。

(a)　不可抗力により生ずることがある危険を負担することを受諾する郵政庁に関しては「不可抗力の危険のための料金」。この料金は、普通価格表記料との合計額が1(b)の第二方式に掲げる最高額をこえないように定めるものとする。

(b)　差出郵政庁に関しては、価格表記小包一個につき、最高五十サンチームに等しい発送料。もつとも、この徴収は、任意とする。

3　例外として、特殊な危険がある航空業務により運送するために徴収する航空価格表記料は、各場合に応じ、関係郵政庁が定める。したがつて、この場合には、1(b)の第二方式に掲げる総括料金は、引き上げることができる。

第二十八条　価格表記小包に関する他の規定

価格表記小包の差出人には、差出に際し、受領証を無料で交付しなければならない。

第二節　速達小包

第二十九条　速達小包の料金

1　速達小包には、普通小包に適用する料金の二倍の主要料金を課する。場合により、第十五条に掲げる発送及び到着の例外的割当料金も、二倍とする。

2　速達航空小包には、そのままの航空路割当料金、すなわち、二倍としないものを課する。

第三節　捕虜及び被抑留者小包

第三十条　捕虜及び被抑留者小包の料金免除

捕虜及び被抑留者小包は、条約第三十九条の規定により郵便物に与えられる料金免除の利益を同一の条件で享有する。ただし、航空小包に適用する航空路割当料金に関しては、この限りでない。

第三十一条　捕虜及び被抑留者小包に関する他の特別規定

捕虜及び被抑留者小包は、この小包に適用する他の特別規定については、第三十三条(h)及び第四十三条4の規定に従う。

第四章　責任

第一節　一般原則

第三十二条　郵政庁の責任の範囲及び限度

1　郵政庁は、第三十三条に規定する場合を除き、小包の亡失、盗取及び損傷について責任を負う。亡失、盗取又は損傷が航空運送事業者の業務において生じたときは、運送の報酬を受領する国の郵政庁は、差出人に支払われた賠償金を差出郵政庁に償還しなければならない。

2　郵政庁は、小包であつて同種類の郵便物について自国の内国規則に規定する条件に従つて配達されたものに関しては、責任を免かれる。

3　もつとも、盗取され又は損傷した小包の配達の際に名あて人により又は、返送小包に関しては、差出人により留保が行われた場合には、郵政庁は、引き続き責任を負う。

第三十三条　責任の原則に対する例外

次の場合には、郵政庁は、すべての責任を免かれる。

(a)　不可抗力による場合。ただし、不可抗力の危険を負担することを受諾した差出郵政庁（第二十七条2(a)）に関しては、責任は、存続する。亡失、盗取又は損傷について責任がある郵政庁は、自国の内国法制に従つて、その亡失、盗取又は損傷が不可抗力の場合を構成する事情によるものであるかどうかを決定しなければならない。この事情は、参考のため、差出郵政庁に通知する。

(b)　郵政庁の責任に関して別段の訴拠がなく、かつ、不可抗力に基く業務書類の損傷によつて郵政庁が小包について調査することができない場合

損害が差出人の過失若しくは怠慢に基いたものである場合又は包有品の性質から生じたものである場合

(d)　包有品が第六条(a)二、三、五、六及び七並びに同条(b)に規定する禁制に抵触するものである小包に関する場合であつて、当該小包がその包有品ため権限のある当局により没収され又は棄却された場合

(e)　包有品の実価をこえる価格の詐欺表記の対象となつた小包に関する場合

(f)　名あて国の内国法制に基いて差し押えられた小包に関する場合

(g)　差出人が第二十五条2に規定する期間内になんらの請求も行わなかつた場合

(h)　捕虜及び被抑留者小包に関する場合

第三十四条　差出人の責任

小包の損害が他の小包によつて生じたときは、損害を与えた小包の差出人は、損害の原因が正当に立証されること及び郵政庁又は運送業者の過失又は怠慢がなかつたことを条件として、郵政庁が有すると同一の限度において責任を有する。必要があるときは、差出郵政庁は、差出人に対して訴を提起するものとする。

第三十五条　損害賠償

1、差出人は、亡失、盗取又は損傷の実額に原則として等しい「損害賠償金」を請求する権利を有する。間接の損害又は実現されなかつた利益は、考慮しない。

2　もつとも、この賠償金は、いかなる場合にも、次の金額をこえることができない。

(a)　価格表記小包については、金フランによる価格表記金額

(b)　その他の小包については、次の金額

一キログラムまでの小包一個につき　十フラン

一キログラムをこえ三キログラムまでの小包一個につき　十五フラン

三キログラムをこえ五キログラムまでの小包一個につき　二十五フラン

五キログラムをこえ十キログラムまでの小包一個につき　四十フラン

十キログラムをこえ二十キログラムまでの小包一個につき　七十フラン

3　賠償金は、小包の運送が引き受けられた場所及び時期における同種類の物品の金フランに換算した時価に従つて算出する。時価がないときは、賠償金は、同一の基礎で評価された物品の普通価格に従つて算出する。

4　小包の亡失、全部の盗取又は完全な損傷について賠償金が支払われないときは、差出人は、小包が現に運送されなかつた運送路に対する陸路、海路及び航空路の割当料金のほか、種類のいかんを問わず、あらかじめ支払われた料金であつて行われなかつた業務に関するものについても、還付を請求する権利を有する。

6　盗取された小包若しくは損傷した小包の配達を受ける際に名あて人が留保を行つた後に賠償金を請求するとき、又は名あて人のために差出人がその権利を放棄したことを名あて人が立証した上で賠償金を請求するときは、賠償金は、名あて人に支払う。

第三十六条　郵政庁の相互の責任

1　小包を異議なく受け取り、かつ、すべての所定の取調資料を受領した郵政庁は、名あて人に配達したこと又は次の郵政庁に運送した場合において正規に運送したことを立証することができないときは、反証があるまで、責任を負う。

2　次の場合には、3の規定に従うことを条件として、仲介郵政庁又は名あて郵政庁は、反証があるまで、なんらの責任も負わない。

(a)　施行規則第百三十四条1及び2並びに第百三十五条の規定を遵守した場合

(b)　当該小包に関する業務書類の所定の保存期間が経過した後に取調請求に接したことを立証することができる場合。この留保は、請求者の権利に影響を及ぼさない。

3　(a)　亡失、盗取又は損傷が運送中に生じ、その事実がいずれの国又はいずれの業務において生じたかを決定することができないときは、関係郵政庁は、平等に責任を負う。

(b)　盗取又は損傷が、名あて国において判明したとき、又は、差出人への返送の場合には、差出国において判明したときは、これらのうちいずれかの国の郵政庁は、次の事項を証明しなければならない。

一　小包の包装にも封かんにも欠陥がなかつたこと。

二　価格表記小包の場合には、差出の際に確認された重量と比較して、重量に相違がなかつたこと。

三　閉鎖した納器で運送した小包については、納器及びその封かんに異状がなかつたこと。

(c)　前記の事項が証明されたときは、他のいずれの関係郵政庁も、責任の分担を拒む目的をもつて、受取郵政庁が留保することなく小包の交付を受けた事実を援用することができない。

4　価格表記小包に関しては、小包の包有品の亡失、盗取又は損傷のために一郵政庁が他の郵政庁に対して負う責任は、いかなる場合にも、自己が許す表記金額の最高額をこえないものとする。

5　小包が不可抗力により亡失し、盗取され又は損傷したときは、自国の領域又は業務において亡失、盗取又は損傷が生じた郵政庁は、差出郵政庁に対し、双方の郵政庁が不可抗力によつて生ずる危険を負担するときに限り、責任を負う。

6　取り消されなかつた郵便料金以外の課金は、亡失、盗取又は損傷について責任がある郵政庁の負担とする。

第二節　損害賠償金

第三十七条　賠償金の支払

1　損害賠償金の支払及び諸料金の還付は、差出郵政庁又は、第三十五条6の規定を適用する場合に限り、名あて郵政庁が行う。ただし、責任郵政庁に対する求償権を留保する。

2　この支払は、できる限りすみやかに、かつ、おそくとも請求の日の翌日から起算して六箇月の期間内に行わなければならない。

3　この支払を行うべき郵政庁が不可抗力によつて生ずる危険を負担することを受諾せず、かつ、2に規定する期間の満了の時に亡失、盗取又は損傷が不可抗力によるものであるかどうかについてなんらの決定も行われない場合には、例外として、当該郵政庁は、前記の期間をこえて支払を延期することができる。

4　差出郵政庁又は、場合に応じ、名あて郵政庁は、運送に参加した他の郵政庁であつて、正規に照会を受け、かつ、事件を解決することなく五箇月を経過させたもののために、権利者に賠償することができる。

第三十八条　差出人又は名あて人からの賠償金の回収

1　さきに亡失したものと認められた小包又はその小包の一部が賠償金を支払つた後に発見されたときは、その事実を名あて人及び差出人に通報する。なお、差出人については、受け取つた損害賠償金の返付と引換に三箇月の期間内にこの小包を受け取ることができる旨を通知する。この期間の満了の時までに差出人が小包を請求しなかつた場合には、名あて人に対して同様の措置を執る。

2　前記の措置にもかかわらず名あて人が小包を請求しないときは、小包は、損害を負担した一又は二以上の郵政庁の所有に帰する。

第三十九条　責任郵政庁への支払の賦課

1　小包の亡失、盗取又は損傷について責任があると認められたために損害賠償金を負担しなければならない郵政庁は、第三十七条の規定により支払を行つた「支払郵政庁」と称する郵政庁にその金額を償還するものとする。

2　この償還は、賠償金の支払通告の受領の日から四箇月の期間内に行わなければならない。

3　支払郵政庁は、亡失、盗取若しくは損傷の通告の発送の日から起算し、又は、必要があるときは、第三十七条4に規定する期間の満了の日から起算して一年の期間内に限り、自己が支払つた賠償金の償還を責任郵政庁に請求することができる。

4　賠償金が二以上の郵政庁により負担されるべきときは、この賠償金は、支払郵政庁に対し、2に掲げる期間内にその全額が償還されなければならない。この償還は、前の郵政庁から小包を正当に受領したがこれを次の郵政庁に正規に運送したことを立証することができない最初の郵政庁が行う。この最初の郵政庁は、他の責任郵政庁から、権利者への損害賠償金の各郵政庁の分担額を回収する。

5　責任があると認められた場合及び第三十七条4に規定する場合には、賠償金額は、直接に、又は最初の継越郵政庁の仲介により、差引計算の方法で、職権をもつて責任郵政庁から回収する。最初の継越郵政庁は、次の郵政庁に対して貸方となり、この手続は、支払われた金額が責任郵政庁の借方となるまで順次繰り返される。必要があるときは、計算書の作成に関する施行規則の規定に従うものとする。

6　貸方郵政庁への償還は、条約第四十二条の規定に従つて行う。

7　責任があることが正当に立証された郵政庁で賠償金の支払を当初拒んだものは、支払の不当な遅延によるすべての附随の費用を負担しなければならない。

8　支払郵政庁は、名あて人、差出人又は第三者に対して行うことがあるすべての請求の権利について、支払つた賠償金額の限度において、賠償金を受け取つた者に代位する。

9　差出人又は名あて人が、亡失したと認められた後発見された小包又はその小包の一部を損害賠償金の返付と引換に受け取つたときは、賠償金は、支払郵政庁に又は、清算が行われたときは、損害を負担した郵政庁に還付する。

第五章　諸料金の帰属

第四十条　諸料金の割当の一般原則

諸料金の割当は、各小包につき行う。

第四十一条　差出郵政庁が他の郵政庁に割り当てる料金

1　差出郵政庁は、次の料金を割り当てる。

(a)　名あて郵政庁に対しては、

一　名あて郵政庁に帰属すべき陸路及び航空路の割当料金（第十七条の規定により許す小包については、その容積に対応する重量級の陸路及び海路の割当料金）

二　この約定又はこれに附属する最終議定書によつて許される例外的割当料金

三　第十六条1(b)の規定によつて許される追加料金のうち、名あて郵政庁に帰属すべき金額

四　速達小包につき徴収すべき金額のうち、名あて郵政庁に帰属すべき割当料金（主要料金並びに、場合により、発送及び到着の例外的割当料金並びに追加料金）

(b)　別配達料

五　各仲介郵政庁に対しては、その陸路、海路及び航空路の割当料金（第十七条の規定により許す小包については、その容積に対応する重量級の陸路及び海路の割当料金）

二　第十六条1(b)の規定によつて許される追加料金のうちの割当料金

三　速達小包につき徴収すべき金額のうちの割当料金（主要料金及び追加料金）

(c)　価格表記小包の名あて郵政庁及び、必要があるときは、仲介郵政庁に対しては、表記金額二百フラン又は二百フランの端数ごとに、次の価格表記料の割当料金

陸路運送につき　五サンチーム

海路運送につき　十サンチーム

この割当料金は、自己の業務が運送に参加する各郵政庁に対して支払い、また、必要があるときは、海路運送に関しては、各業務ごとに支払う。

(d)　自国の領域内で航空路による運送を行う名あて郵政庁及び、必要があるときは、自国の国境以遠の航空運送に参加する各仲介郵政庁に対しては、価格表記航空小包につき、表記金額二百フラン又は二百フランの端数ごとに十サンチームに等しい航空価格表記料の割当料金。ただし、特殊な危険がある業務による場合は、この限りでない。

(e)　船積港が属する国の郵政庁に対しては、船積通知料の半額

2　運送航空機の突発事故により又は航空運送事業者に責任があるその他の理由により航空小包が線路上で亡失し又は損傷したときは、航空運送料の割当料金は、線路の行程のいかなる部分に関しても、亡失し又は損傷した航空小包については支払われない。

3　直接閉袋による運送の場合には、差出郵政庁は、名あて郵政庁又は、必要があるときは、仲介郵政庁に対して、1(a)及び(b)に掲げる割当料金又はその他の料金に替えて、閉袋の総重量一キログラムごとに算出する金額を割り当てるため、これらの郵政庁と合意することができる。

第四十二条　徴収郵政庁が収得する料金

次の料金は、徴収した郵政庁が全額を収得する。この郵政庁を「徴収郵政庁」という。

(a)　第十六条2に掲げる次の料金

通関料

配達料

配達不能通知料

到着通知料

保管料

到達証料

課金別納料

課金別納請求料

取調請求料

(b)　小包の取りもどし又は名あて変更の請求についてこの約定の第二十条及び条約第五十八条の規定により徴収する料金又は増料金

(c)　第二十七条2(b)の規定により徴収する発送料

第四十三条　料金の帰属の特別の場合

1　国内転送料（第二十一条6(a)）は、自国の領域内で転送を行つた郵政庁が収得する。国外へのその後の転送又は差出元への返送の場合にも、同様とする。

2　別配達料は、次に掲げる郵政庁に帰属する。

(a)　最初の名あて国の郵政庁　別配達小包がその国外に転送された場合であつて、特使による配達がすでに試みられていたとき、又はこの試みが行われなかつたが新名あて郵政庁が特使による配達を実施していないとき。

(b)　最初の名あて郵政庁　別配達小包が転送されることなく差出元へ返送されたとき。

(c)　新名あて郵政庁　この郵政庁が特使による配達を実施している場合であつて最初の名あて郵政庁が特使による配達を試みなかつたとき。

3　その後の転送の場合には、別配達料は、2に掲げる原則に従つて帰属する。したがつて、別配達料は、場合に応じ、最初の名あて郵政庁、次の名あて郵政庁又は最後の名あて郵政庁に帰属する。

4　捕虜及び被抑留者小包については、いずれの郵政庁も、航空小包に適用する航空路割当料金を除いては、なんらの報酬も受けないものとする。

5　再装料は、再装を行つた郵便局が属する郵政庁が収得する。

第四十四条　料金及び課金の回収

1　差出元への返送又は転送の場合には、小包を返送し又は転送する郵政庁は、次に掲げる料金及び課金を次の郵政庁から回収する。

(a)　自己に帰属する割当料金

(b)　第十六条に掲げる次の料金

通関料

配達料

到着通知料

再装料

保管料

(c)　第二十一条6(a)に掲げる転送の料金

(d)　郵便料金以外の未回収の課金（第十八条）

(e)　もつとも、航空路により差出元へ返送し又は転送する小包に関しては、航空路割当料金は、必要があるときは、返送又は転送の請求を行う国の郵政庁から回収する。

2　1に定める原則は、各仲介郵政庁に適用する。

3　別配達小包の差出元への返送又は転送の場合であつて名あて郵政庁に帰属する別配達補充料（第十六条1(a)二）が名あて人の住所への提示の際に徴収されなかつたときは、配達を試みた郵政庁は、この別配達補充料を次の郵政庁から回収する。

4　第二十四条に掲げる費用は、差出郵政庁から回収する。

5　航空小包の業務においては、不時着陸又は連絡の欠除の場合には、航空小包の継送を行う郵政庁は、差出郵政庁から航空路割当料金を回収する。

第六章　雑則

第四十五条　条約の適用

1　抵触、特例又は補足を明定していない限り、この約定は、万国郵便条約のいずれの規定の適用も妨げるものではない。

2　連合加盟国が大会議以外の場合においてこの約定に加入する希望を表明し、かつ、第十五条の規定によつて許される率より高率の発送及び到着の例外的割当料金を徴収する権能を請求するときは、国際事務局は、この請求をこの約定の署名国であるすべての加盟国に提出する。六箇月の期間内に三分の一をこえる当該加盟国がこの請求に対し反対を表明しないときは、この請求は、認められたものとみなす。

3　条約第二十九条2の規定に関連して、条約第二十七条1の規定に従つて大会議から大会議までの間において提出される議案が実施力を生ずるためには、次の票数を得なければならない。

(a)　議案が新規定の追加を目的とする場合又はこの約定の諸条若しくはその最終議定書の諸条若しくはその施行規則の最終の条の根本的修正を目的とする場合には、投票の全体

(b)　議案が最終の条を除く施行規則の根本的修正を目的とする場合には、投票の三分の二

(c)　議案が次の事項を目的とする場合には、投票の過半数

一　この約定並びにその最終議定書及び施行規則の規定の解釈。ただし、条約第三十三条に規定する仲裁に付すべき意見の相違の場合を除く。

二　一に掲げる文書に加えるべき編集上の修正

第四十六条　約定の非参加国にあつて又は非参加国から発する小包

1　この約定の参加国の郵政庁と小包の交換を維持するものは、非参加国の反対がない限り、その関係をすべての参加国の郵政庁に利用させることを許す。

2　非参加国にあつて又は非参加国から発する小包は、この約定の参加国の陸路業務、海路業務又は航空業務による継越については、陸路、海路及び航空路の割当料金額に関する限り、参加国間において交換される小包とみなす。

第七章　最終規定

第四十七条　約定の効力発生及び有効期間

この約定は、千九百五十九年四月

一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、前記の諸国の政府の全権委員は、カナダ政府の記録に寄託されるべきこの約定の一通に署名した。その謄本の一通は、各締約国に交付される。

千九百五十七年十月三日にオタワで作成した。

アフガニスタンのために
A・カユーム
モハメット・カーセム・ファゼリ

アルバニア人民共和国のために
メルシニイ

ドイツのために
ドクトル　シュタインメッツ
ドクトル　シュスター
ドクトル　ゼーバス
ドクトル　ライス

サウディ・アラビア王国のために
イブラヒム・シルセラー
A・H・ハジャジ

アルゼンティン共和国のために
シルヴァ・デルビル

オーストリアのために
ドクトル　B・シャギンガー
ドクトル　P・マホルト
J・パロウベク

ベルギーのために
ヘルマニイ

ベルギー領コンゴーのために
J・ファン・ステンフォルト

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために
クワーシャ

ボリヴィアのために
エルネスト・カセレス

ブラジル合衆国のために
ジョゼ・アルベルト・ビッテンコールト
ジョゼ・ルイス・リベイロ・サミコ

オクタヴィオ・レオボルディノ・カヴァルカンテ・デ・モラエス
ハミルトン・ショルベティナ・カイセルマン

ブルガリア人民共和国のために
P・ベクシェフ
Y・ゴレマノフ

カンボディアのために
R・ロムット

セイロンのために
Y・ヨガスンドラム

チリのために
ルイス・カルヴァハル

中国のために
劉鍇
柳克述
千潤生

コロンビア共和国のために
ホアキン・ビニェロス・コルパス
ヴィクトール・グティエレス
J・メンデス・カルヴォ
グスターヴォ・エチェヴェリ

大韓民国のために
P・W・ハン
ジョン・チュ

スウク・フン・ユン

コスタ・リカ共和国のために
F・ヒメネス

キューバ共和国のために
F・ギゴウ
O・S・グティエレス

E・ミランダ

デンマークのために
アルネ・クロッグ
J・M・S・アンデルセン

ドミニカ共和国のために
ハンス・コーン

エジプトのために
M・バグダディ
A・バキール

M・I・ソブヒ

サルヴァドル共和国のために
A・アントニオ・アンドラーデ

エクアドルのために
ルイス・カルヴァハル

スペインのために
E・プロベル・デ・カレホン
ニエヴェス
アニバール・マルティン

アフリカにおけるスペインの領土のために
E・プロベル・デ・カレホン
ニエヴェス
アニバール・マルティン
ホセ・ヴィラノーヴァ

エティオピアのために
ベルハネ・ケブレッテ
ベルハヌ・ディンケ

フィンランドのために
S・J・アホーラ
ウルフォ・タルヴィチェ

フランスのために
M・フォコン
ラフェ
クロード・バトー
L・ラシェーズ
シャパール
P・ヴァネ
G・ブルトゥミユ

フランスの海外郵便電気通信庁によつて代表される地域全体のために
メイェール
スキナジー

ガーナのために
海峡諸島及びマン島を含むグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
R・H・ロック
ダドレー・ラムレー
A・H・リッジ
T・C・カーペンター
D・J・フォサギル
C・E・ヘインズ

植民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む英国の海外領土全体のために
R・H・ロック
ダドレー・ラムレー
A・H・リッジ
T・C・カーペンター
D・J・フォサギル
C・E・ヘインズ

ギリシャのために
ジャン・フランガキス

デモプーロス
グァテマラのために
J・メンドーサ

アントニオ・アリス

ハイティ共和国のために
マルシアル・ペトゥルス

ホンデュラス共和国のために
フリオ・A・ホエゾオ

ハンガリー人民共和国のために
デディチ
G・レーヴェース

インドのために
マニー・フィリップ
S・N・ダス・グプタ

インドネシア共和国のために
A・バーサ
スムラ
A・M・ハルディガル

アヒルル・アニン

イランのために
A・モタメディ

イラクのために
S・A・A・ハフィダ

アイルランドのために
S・S・ピュイルセアル
オデュインアイン

アイスランド共和国のために
マグヌス・ヨクムスン

イタリアのために
レナート・リリーニ
アウレリオ・ポンシリオーネ

ブルネット・ブルネッティ

イタリアの統治下にあるソマリの地域のために
レナート・リリーニ
アウレリオ・ポンシリオーネ
ブルネット・ブルネッティ

日本国のために
萩原徹
松井一郎

ジョルダン・ハシェミット王国のために
M・ルーサン

ラオスのために
シタット
ヴィレホング

レバノンのために
ミシェル・オー

リベリア共和国のために
マッキンレイ
バッカス・ページ

リビアのために
ミサラティ
A・ホベイカ

ルクセンブルグのために
ロース

ブロンドゥロ

モロッコのために
ベナブド

メキシコのために
M・ヴィダル

ラウロ・F・ラミレス

モナコ公国のために
パスカン
ニカラグァのために
アントニオ・アリス
ノールウェーのために
カール・ヨハネセン
インヴァル・リード

W・ショェレン

パキスタンのために
S・シディキ

S・M・A・ガーニ
M・アクバール

パナマ共和国のために
フランシスコ・ルイス

パラグァイのために
V・カタルディ
R・ドミンゲス

オランダのために
J・D・H・ファン・デル・トールン
ホフマン
P・ダイクウェル
ブルウワー
ブッツ

オランダ領アンティール及びスリナムのために

P・H・J・ブルーセルス
ベルーのために
ホセ・V・ラブブーレ
ポーランド人民共和国のために
H・パチコ
J・クリメック
T・ヤルン
M・ピアンコ
ポルトガルのために
ジョルジ・フラガ
ジョゼ・ルシアノ・ヴィエガス・デ・マトス
ジョゼ・デ・メデイロス・ラモス
A・スーネス・デ・フレイタス
西部アフリカにおけるポルトガルの諸州のために
テオドロ・デ・マトス・フェレイラ・デ・アギアル
東部アフリカとアジアとオセアニアとにおけるポルトガルの諸州のために
テオドロ・デ・マトス・フェレイラ・デ・アギアル
ルーマニア人民共和国のために
M・グリゴーレ
P・ポステルニク
サン・マリノ共和国のために
レイモン・レット
スーダン共和国のために
スレイマン・フセイン
H・ラシーク
スウェーデンのために
アラン・フルトマン
テュレ・ニールンド
カール・アクセル・リーブイレン
スイス連邦のために
トゥアゾン
シャプイ
E・ブッツィ
シリアのために
H・ラハーム
A・カダル・バグダディ
チェッコスロヴァキアのために
ユーライ・マニャーク
タイのために
スリン・ウィセトサコン
スワーング・サグワンオング
テュニジアのために
アブデルセラム
トルコのために
A・C・ユスチュン
S・アイチュン
K・カンチュルク
ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために
A・ソブコ
ソヴィエト社会主義共和国連邦のために
K・J・セルゲイチュク
ウルグァイ東方共和国のために
W・ベナヴィーデス
ヴァチカン市国のために
ガストン・ヴィンチェントエメット・P・ムルフィー
ヴェネズエラ共和国のために
ヴィクトール・ラヴィオーザヴェレス・サラス
オスカール・ミスレ
ルイス・J・グェヴァラ
ヴィエトナムのために
グエン＝ズイ＝リエン
グエン＝バ＝バッ
イエメンのために
ユーゴースラヴィア連邦人民共和国のために
N・ミラノヴィッチ
ワジィリエ・コヴァチェヴィッチ
M・ミチッチに代つて
N・ミラノヴィッチ
J・ヤニヤトヴィッチに代つて
N・ミラノヴィッチ

約定の最終議定書

全権委員たる下名は、本日付で締結された小包郵便物に関する約定に署名するに際し、次のとおり協定した。

第一節　一般規定

第一条　運送事業者による業務の経営

1　約定に加入する国でその郵政庁が小包の運送を現に実施しないものは、鉄道事業者及び海運事業者に約定の条項を実施させる権能を有する。また、この国は、それらの運送事業者によつて連絡される地方から発し又はその地方にあてる小包にこの業務を限定することができる。

2　前記の国の郵政庁は、約定のすべての条項が鉄道事業者及び海運事業者により完全に実施されることを確保するため、特に、交換業務を創設するため、これらの運送事業者と合意しなければならない。

3　前記の郵政庁は、前記の運送事業者と他の締約国の郵政庁及び国際事務局との間のすべての関係について、仲介者となる。

第二条　継越

1　条約第三十四条の規定にかかわらず、アフガニスタン、イランおよびアフリカにおけるポルトガルの諸州には、その領域を通過する継越小包の運送を行わない権能を暫定的に付与する。

2　インドは、インドの港を経て継ぎ越すすべての小包につき、同国に帰属する海路割当料金のほか、約定第十条に規定する陸路割当料金を徴収することができる。

第三条　取りもどし、名あて変更、小包の差出後に請求する課金別納による配達

1　約定第二十条の規定は、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国並びにアイルランドには適用しない。この規定は、また、内国法制が差出人の請求による小包の取りもどし又は名あて変更を許さない英国の海外領土（殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む。）の一部には適用しない。

2　前記の諸国のうち、課金別納小包の業務を行う国は、約定第二条3(c)に規定する小包の差出の後に行う課金別納による配達の請求を許さない。

第二節　引受条件

第四条　大きさ及び容積

1　ギリシャ、テュニジア及びアジア・トルコは、大きさ又は容積が小包郵便物に関する約定の施行規則により海路業務につき許される最高限をこえる小包を暫定的に許さない権能を有する。

2　インドは、大きさがインドの内国業務において規定する制限をこえる小包を許さない権能を有する。

第五条　差出の際の差出人の指示

約定第五条(g)の規定にかかわらず、白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国、ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、「差出人の危険負担における売却」の記載を有する小包を暫定的に許さない権利を有する。

第六条　取扱困難な小包

約定第二条4(a)の規定の適用上、かつ、施行規則に定める制限にかかわらず、

(a)　スーダン共和国は、他国との関係においては、小包であつて長さが一・一〇メートルをこえるもの又は長さと長さ以外の方向に計つた最大の横周との合計が一・八五メートルをこえるものを取扱困難な小包とみなす権能を有する。

(b)　グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む英国の海外領土全体並びにアイルランドは、小包であつて長さが一・〇五メートルをこえるもの又は長さと長さ以外の方向に計つた最大の横周との合計が一・八〇メートルをこえるものを取扱困難な小包とみなす権能を有する。

第七条　常衡ボンド

内国制度によりメートル法重量制を採用することができない国は、例外の措置として、約定第三条に規定する重量級を次の相当した重量級をもつて替える権能を有する。

一キログラムまで　二ポンドまで
一キログラムをこえ三キログラムまで　二ポンド一七ポンド
三キログラムをこえ五キログラムまで　七ポンド一一ポンド
五キログラムをこえ十キログラムまで　一一ポンド一二一ポンド

第八条　到達証

例外として、セイロン、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む英国の海外領土全体並びにアイルランドは、到達証を価格表記小包に限定する権能を有する。

第九条　差出の際の差出人の指示

約定第五条(a)、(b)及び(g)の規定にかかわらず、セイロン、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む英国の海外領土全体並びにアイルランドは、配達不能通知書の送付及び差出人の危険負担における小包の売却に関する措置を許さない権能を有する。

第三節　料金率

第十条　例外的陸路割当料金

次の第一表及び第二表に掲げる郵政庁は、暫定的に、次の料金を徴収することができる。

(a)　第一表に掲げる発送及び到着の割当料金　この料金は、約定第十五条の規定によつて許される発送及び到着の例外的割当料金に代るものとする。

(b)　第二表に掲げる継越の陸路割当料金　この料金は、約定第十条に定める継越の割当料金に加算する。

第一表　発送及び到着の割当料金

連続番号 1	徴収する郵政庁 2	小包一個ごとの料金額 3	備考 4
1	アフガニスタン	(1) 〇・七五フラン・サンチーム	(1) 割当料金は、五キログラムをこえ一〇キログラムまでの小包については、一フラン五〇とすることができる。
2	アルバニア（人民共和国）	一・〇〇	
3	アルゼンティン（共和国）	(2) 〇・七五	(2) 割当料金は、コスタ・デル・スール、ティエーラ・デル・フエーゴ及びその附近の諸島のアルゼンティン郵便局においては、一フラン二五に引き上げることができる。
4	ベルギー領コンゴー	(3)	(3) 割当料金は、次の額に達することができる。 一キログラムまでの小包　フラン・サンチーム 〇・三〇 一キログラムをこえ三キログラムまでの小包　〇・九〇 三キログラムをこえ五キログラムまでの小包　一・五〇 五キログラムをこえ一〇キログラムまでの小包　三・〇〇 一〇キログラムをこえ一五キログラムまでの小包　四・五〇 一五キログラムをこえ二〇キログラムまでの小包　六・〇〇
5	白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国	(4)	(4) 次の地域にあてる小包郵便物についての発送及び到着の割当料金は、次のとおりとする。 ソヴィエト社会主義共和国連邦のヨーロパ地域 一キログラムまでの小包　フラン・サンチーム 〇・四〇 一キログラムをこえ三キログラムまでの小包　〇・七〇 三キログラムをこえ五キログラムまでの小包　一・〇〇 五キログラムをこえ一〇キログラムまでの小包　二・〇〇 一〇キログラムをこえ一五キログラムまでの小包　三・〇〇 一五キログラムをこえ二〇キログラムまでの小包　四・〇〇 ソヴィエト社会主義共和国連邦のアジア地域 一キログラムまでの小包　フラン・サンチーム 一・四〇 一キログラムをこえ三キログラムまでの小包　二・二〇 三キログラムをこえ五キログラムまでの小包　三・〇〇 五キログラムをこえ一〇キログラムまでの小包　六・〇〇 一〇キログラムをこえ一五キログラムまでの小包　九・〇〇 一五キログラムをこえ二〇キログラムまでの小包　一二・〇〇
6	ボリヴィア	(5)	(5) 割当料金は、ラ・パス及びオルーロ以外の地方から発し又はこの地方にあてる小包については、次の額に達することができる。 一キログラムまでの小包　フラン・サンチーム 三・〇〇 一キログラムをこえ五キログラムまでの小包　七・〇〇 五キログラムをこえ一〇キログラムまでの小包　一・四〇〇
7	ブラジル（合衆国）	一・二五 (6)	(6) 割当料金は、遠隔の郵便局にあてる小包については、二フラン二五に引き上げることができる。
8	ブルガリア（人民共和国）	〇・五〇	
9	セイロン	(7)	(7) 割当料金は、次の額に達することができる。 一キログラムまでの小包　フラン・サンチーム 〇・二五 一キログラムをこえ三キログラムまでの小包　〇・三〇 三キログラムをこえ五キログラムまでの小包　〇・七五 五キログラムをこえ一〇キログラムまでの小包　〇・二五
10	チリ	〇・七五	
11	中国	〇・七五 (8)	(8) 上海及び広東を除く中国から発し又はこれにあてる小包については、暫定的に、中国の内国業務の小包郵便物の料金率に相当する割当料金を差出人又は名あて人から徴収する。
12	コロンビア（共和国）	(9)	(9) 割当料金は、海港にあてる小包については、小包一個につき一フランに、また、その他の地方にあてる小包については、一キログラム又はその端数ごとに一フランに引き上げることができる。
13	ドミニカ（共和国）	〇・四〇	
14	サルヴァドル（共和国）	(10)	(10) クリストバル（パナマ運河地帯）に陸揚げされる小包であつて、積み換えられかつ、同一の船舶会社又はこの小包の差出国に所属しない船舶により、プエルト・デ・ラ・リベルタード（サルヴァドル）まで送達されるべきものについては、割当料金は、七五サンチームに引き上げる。 プエルト・バリオス及びサカパ（グァテマラ）並びにプエルト・デ・ラ・ウニオン（サルヴァドル）経由で送達され、かつ、中央アメリカ国際鉄道により首都に運ばれる小包については、割当料金は、次の額に引き上げる。

15	エクアドル	一・二五	一キログラム、三キログラム、五キログラム及び一〇キログラムの重量級について（フラン七五） 一五キログラム及び二〇キログラムの重量級について　二フラン七五
16	スペイン	〇・七五	
17	エティオピア	(11)	(11) 割当料金は、次の額に達することができる。 一キログラムまでの小包　〇・四〇 一キログラムをこえ三キログラムまでの小包　〇・七〇 三キログラムをこえ五キログラムまでの小包　一・二五 五キログラムをこえ一〇キログラムまでの小包　一・七〇 一〇キログラムをこえ一五キログラムまでの小包　二・一〇 一五キログラムをこえ二〇キログラムまでの小包　二・五〇
18	フィンランド	〇・七五	
19	フィンランドの海外郵便電気通信庁によつて代表される地域	(12)	(12) 交換局以遠の小包運送については、名あて地に応じて異なる内国運送料金を徴収する。ただし、この料金は、内国業務の小包に適用する料金率をこえることができない。
20	グレート・ブリテン及び英国の海外領土	(13)	(13) 割当料金は、次の額に達することができる。 一キログラムまでの小包　一・二五 一キログラムをこえ三キログラムまでの小包　一・五〇 三キログラムをこえ五キログラムまでの小包　一・七五 五キログラムをこえ一〇キログラムまでの小包　二・一〇
21	ギリシャ	〇・七五	
22	グァテマラ	〇・七五	
23	ハイティ（共和国）	〇・五〇	
24	インド	〇・七五 (14)	(14) 割当料金は、次の額に達することができる。 一キログラムまでの小包　〇・一五 一キログラムをこえ三キログラムまでの小包　〇・七〇 三キログラムをこえ五キログラムまでの小包　一・二五 五キログラムをこえ一〇キログラムまでの小包　二・〇〇
25	インドネシア（共和国）	〇・五〇	
26	イラン	(15)	(15) 交換局以遠の小包の運送については、内国業務の小包に適用する料金率をこえない割当料金を許す。
27	イラク	(16)	(16) 割当料金は、次の額に達することができる。 一キログラムまでの小包　〇・七五 一キログラムをこえ五キログラムまでの小包　一・二五 五キログラムをこえ一〇キログラムまでの小包　一・六〇
28	アイスランド（共和国）	(17)	(17) 割当料金は、次の額に達することができる。 三キログラムまでの小包　〇・五〇 三キログラムをこえ五キログラムまでの小包　〇・七五 五キログラムをこえ一〇キログラムまでの小包　一・〇〇
29	リビア	〇・七五 (18)	(18) フェザン州及びクフラ、ジャロ、マラダ及びディアグブーブのオアシス地帯あての小包に限る。
30	ニカラグァ	〇・七五	
31	ノールウェー	〇・七五	
32	パキスタン	〇・七五 (19)	(19) 割当料金は、五キログラムをこえ一〇キログラムまでの小包については、一フラン五〇とすることができる。
33	パナマ（共和国）	〇・七五	
34	ペルー	一・二五	
35	アンゴラ及びモザンビクのポルトガルの諸州	(20)	(20) 交換局以遠の小包の運送については、内国業務の小包に適用する料金率をこえない割当料金を許す。
36	スーダン（共和国）	(21)	(21) 割当料金は、次の額に達することができる。 一キログラムまでの小包　〇・五〇 一キログラムをこえ三キログラムまでの小包　〇・八五 三キログラムをこえ五キログラムまでの小包　一・二〇 五キログラムをこえ一〇キログラムまでの小包　二・四〇
37	スウェーデン	〇・七五	
38	タイ	〇・七五	
39	アジア・トルコ	〇・七五 (22)	(22) 割当料金は、鉄道及び海岸から遠隔の郵便局にあてた小包で陸路便によつて運送するものについては、二フランとすることができる。

（金額の単位：フラン・サンチーム）

	40	41	(23)	(24)
	ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国	ソヴィエト社会主義共和国連邦	(23) 次の地域にあてる小包郵便物についての発送及び到着の割当料金は、次のとおりとする。	(24) 次の地域にあてる小包郵便物についての発送及び到着の割当料金は、次のとおりとする。
一キログラムまでの小包	一・四〇	一・四〇	ソヴィエト社会主義共和国連邦のアジア地域（フラン　サンチーム） 一・四〇	ソヴィエト社会主義共和国連邦のヨーロッパ地域（フラン　サンチーム） 一・四〇
一キログラムをこえ三キログラムまでの小包	二・二〇	三・〇〇	一・〇〇	一・四〇
三キログラムをこえ五キログラムまでの小包	三・〇〇	九・〇〇	三・〇〇	一・四〇
五キログラムをこえ一〇キログラムまでの小包	六・〇〇	二・〇〇	六・〇〇	二・〇〇
一〇キログラムをこえ一五キログラムまでの小包	九・〇〇	三・〇〇	九・〇〇	三・〇〇
一五キログラムをこえ二〇キログラムまでの小包	一二・〇〇	四・〇〇	一二・〇〇	四・〇〇

ソヴィエト社会主義共和国連邦の全領域においては、同額の発送及び到着の割当料金が小包郵便物に適用される。

第二表　継越の陸路割当料金

連続番号	徴収する郵政庁	次の重量級の小包に対する陸路割当料金額							
		1	2	3	4	5	6	7	8
		一キログラムまで	一キログラムをこえ三キログラムまで	三キログラムをこえ五キログラムまで	五キログラムをこえ一〇キログラムまで	一〇キログラムをこえ一五キログラムまで	一五キログラムをこえ二〇キログラムまで		
1	アルゼンティン（共和国）(1)	三・六〇	三・六〇	三・六〇	三・六〇	三・六〇	三・六〇	四・五〇	六・〇〇
2	ベルギー領コンゴー	〇・三〇	〇・九〇	一・五〇	三・〇〇				
3	白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国(2)	〇・七〇	〇・六〇	〇・五〇	一・九五				
4	ブラジル（合衆国）	〇・七〇	〇・六〇	〇・五〇					
5	セイロン	〇・六〇	一・〇〇	一・六五					
6	チリ(1)	一・二五	一・二五	一・二五	一・二五				
7	中国	〇・九五	〇・九五	〇・七五	〇・二五				
8	エジプト	〇・九〇	二・七〇	三・九〇	八・〇〇				
9	エクアドル	〇・七〇	〇・五〇	〇・五〇					
10	フランス領赤道アフリカ	〇・六〇	一・五〇	二・〇〇	四・〇〇			六・〇〇	八・〇〇
11a	グレート・ブリテン及び次の項の領土を除く英国の海外領土(3)	一・〇〇	一・一〇	一・二〇	一・四〇				
11b	英領東部アフリカ(3)	一・七五	二・二〇	二・六五	二・八〇				
12	インド	〇・七〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・六〇				
13	イラク	〇・七〇	〇・六〇	〇・五〇	一・四〇			三・〇〇	四・〇〇
14	リビア	〇・二〇	〇・三〇	〇・四〇	〇・五〇				
15	パキスタン	〇・七〇	〇・六〇	〇・六〇	〇・五〇				
16	ペルー	〇・七〇	〇・六〇	〇・五〇					
17	スーダン（共和国）	〇・九〇	一・四〇	一・九〇	三・八〇				
18	アジア・トルコ(4)	二・二〇	二・〇〇	二・〇〇	一・五〇			一・〇〇	〇・五〇
19	ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国(2)								

	42	43
	ウルグァイ（東方共和国）	ヴェネズエラ（共和国）
一キログラムまでの小包	〇・七五	一・二五
ソヴィエト社会主義共和国連邦の全領域においては、同額の発送及び到着の割当料金が小包郵便物に適用される。		

20	ソヴィエト社会主義共和国連邦 (a) ソヴィエト社会主義共和国連邦のヨーロッパ地域を経由して運送される小包について (b) ソヴィエト社会主義共和国連邦のアジア地域を経由	○・四○	○・七○	一・○○	二・○○	三・○○	四・○○
21	(c) して運送される小包について ソヴィエト社会主義共和国連邦のヨーロッパ及びアジア地域を経由して運送される小包について ヴェネズエラ（共和国）	一・四○ 一・八○ ○・七○	二・二○ 二・九○ ○・六○	三・○○ 四・○○ ○・五○	六・○○ 八・○○ 一・○○	九・○○ 一・二○○ 一・五○	一二・○○ 一六・○○ 二・○○

備考

(1) アンデス横断鉄道により運送する小包に限る。

(2) ソヴィエト社会主義共和国連邦の項参照。ソヴィエト社会主義共和国連邦の全領域においては、同額の料金が小包郵便物に適用される。

(3) この表に掲げる金額は、最高額とする。

(4) トレビゾンド――エルゼルーム――ベイジッド線経由でイランに発着する小包については、各重量級の陸路割当料金は、さらに一フラン五十サンチーム引き上げることができる。

第十一条　海路割当料金

殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む英国の海外領土は、約定第十一条及び第十四条に規定する海路割当料金を最高百分の五十引き上げることができる。

第十二条　追加割当料金

1 コルシカから発し又はこれにあてる小包については、次の追加料金を課する。

(a) フランス本土から発し又はこれにあてる小包に適用する陸路割当料金の半額に等しい額を最高とする追加陸路割当料金

(b) フランスにおいて第一距離段階に適用する海路割当料金に等しい額の追加海路割当料金

2 各小包につき、次の運送の追加割当料金を徴収することを許す。

運送区間						
一方 1	他方 2		徴収する追加割当料金 3			
スペイン本土	(a) バレアーレス諸島、アフリカ北部におけるスペインの領土及びモロッコの北部地帯		（第一距離段階について定める海路割当料金に等しい額の料金			
	(b) カナリー諸島		（第二距離段階について定める海路割当料金に等しい額の料金			

3 ポルトガルの郵政庁は、ポルトガル本土とマデイラ島及びアゾレス島との間の運送については、小包一個につき最高一フラン五十サンチームの追加割当料金を徴収する権能を有する。

4 イラク――シリアさばく横断自動車業務により運送される小包については、次に定める特別追加割当料金を徴収する。

重量級 1	追加割当料金 2	重量級 1	追加割当料金 2
一キログラムまで	フラン サンチーム ○・五○	五キログラムをこえ一○キログラムまで	フラン サンチーム 五・○○
一キログラムをこえ三キログラムまで	一・五○	一○キログラムをこえ一五キログラムまで	七・五○
三キログラムをこえ五キログラムまで	二・五○	一五キログラムをこえ二○キログラムまで	一○・○○

5 ゴアの交換局とダマオ及びディユ（ポルトガル領インド）の交換局との間の運送については、通常の主要料金のうち約定第十条1及び第十一条1に定める陸路及び海路の割当料金に等しい額の追加割当料金を徴収する。

6 カラチ（パキスタン）とオルマラ、パスニ及びグワダルのパキスタン郵便局との間の小包の運送については、約定第十一条1に定める海路割当料金に等しい額の追加割当料金を徴収する。

第十三条　特別料金率

1 イラクの郵政庁は、自国から発する小包に対し、重量級別に相当する段階料金率を適用する権能を有する。ただし、この料金の平均額が、同郵政庁が請求する権利を有する例外的割当料金及び追加割当料金を含む通常の料金をこえないことを条件とする。

2 前記の権能は、また、次回の大会議までに約定に加入することがある国にも付与する。

3 例外として、パキスタン及びヴェネズエラ共和国の郵政庁は、一キログラムをこえ三キログラムまでの小包については、三キログラムをこえ五キログラムまでの小包に適用する料金を徴収することができる。

4 フランスの郵政庁は、航空小包をすべての場合に速達小包として取り扱い、かつ、この小包については、約定第十条、第十三条及び第十五条の規定に従つて徴収する陸路割当料金の二倍を徴収する権能を有する。

第四節　損害賠償及び責任

第十四条　価格表記小包

約定第二十七条の規定にかかわらず、郵政庁は、各価格表記小包郵便物につき、次の表に示すところに従つて追加価格表記料を徴収することができる。

徴収する郵政庁 1	表記金額二○○フラン又は二○○フランの端数ごとに徴収する料金 2	適用される価格表記小包 3
(a) 英領東部アフリカ	サンチーム 一○	英領東部アフリカから発し若しくはこれにあてる小包又は英領東部アフリカ継越の小包
(b) アルゼンティン（共和国）	一○	次の郵便局から発し又はこれにあてる小包 コスタ・デル・スール、ティエーラ・デル・フエーゴ及び附近の諸島
(c) ベルギー領コンゴー	一○	ベルギー領コンゴーから発し若しくはこれにあてる小包又はベルギー領コンゴー継越の小包
(d) スーダン（共和国）	五	ベルギー領コンゴーから発し又はこれにあてる小包でスーダン継越のもの
(e) フランス	一五	フランス本土とコルシカとの間を運送される小包
(f) イラク	一○	イラク――シリアさばく横断自動車業務により運送される小包

第十五条　価格表記の最高限

約定第二十六条の規定にかかわらず、殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む英国の海外領土の一部であつてその内国業務における価格表記の最高限を千フラン未満の額とするものは、国際業務における価格表記の最高限をその額に制限する権能を有する。

第十六条　責任の原則に対する例外

約定第三十二条及び第三十五条の規定にかかわらず、ヘルキー領コンゴー、イラク及びスーダン共和国は、すべての国から発してベルキー領コンゴー、イラク又はスーダンにある小包であつて液体、液化しやすい物体、ガラス製品及び同様のせい弱性の物品を包有するものの損傷については、なんらの賠償金も支払わないことを許される。

第十七条　損害賠償

約定第三十五条の規定にかかわらず、殖民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む英国の海外領土の一部であつてその内国規則が前記の規定に反するものは、その業務において亡失し、盗取され若しくは損傷した価格表記としない小包については、損害賠償金を支払わない権能を有する。

以上の証拠として、全権委員たる下名は、規定が約定の本文中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するこの議定書を作成し、カナダ政府の記録に寄託されるべき一通に署名した。その謄本の一通は、各締約国に交付される。

千九百五十七年十月三日にオタワで作成した。

アフガニスタンのために
A・カユーム
モハメッド・カーセム・ファゼリ

アルバニア人民共和国のために
メルシニイ

ドイツのために
ドクトル　シュタインメッツ
ドクトル　シュスター
ドクトル　ゼーバス
ドクトル　ライス
シューフ

サウディ・アラビア王国のために
イブラヒム・シルセラー
A・H・ハジャジ

アルゼンティン共和国のために
シルヴァ・デルビル

オーストリアのために
ドクトル　B・シャギンガー
ドクトル　P・マホルト
J・パロウベク

ベルギーのために
ラマンス
ファッツイ
M・ロネイ
リシール

ベルギー領コンゴーのために
J・ファン・ステンフォルト

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために
ワーシャ

ボリヴィアのために
エルネスト・カセレス

ブラジル合衆国のために
ジョゼ・アルベルト・ビッテンコールト
ジョゼ・ルイス・リベイロ・サミコ
オクタヴィオ・レオポルディノ・カヴァルカンテ・デ・モラエス
ハミルトン・ショル
ベティナ・カイセルマン

ブルガリア人民共和国のために
P・ペクシェフ
Y・ゴレマノフ

カンボディアのために
R・ロムット

セイロンのために
Y・ヨガスンドラム

チリのために
ルイス・カルヴァハル

中国のために
劉鍇
柳克述
千潤生

コロンビア共和国のために
ホアキン・ピニェロス・コルパス
ヴィクトール・グティエレス
J・メンデス・カルヴォ
グスターヴォ・エチェヴェリ

大韓民国のために
P・W・ハン
ジョン・チュ

スウク・フン・ユン

コスタ・リカ共和国のために
F・ヒメネス

キューバ共和国のために
F・ギゴウ
O・S・グティエレス

デンマークのために
アルネ・クロッグ
J・M・S・アンデルセン

ドミニカ共和国のために
ハンス・コーン

エジプトのために
M・バクダディ

M・バーキル

M・I・ソフヒ

サルヴァドル共和国のために
A・アントニオ・アンドラーデ

エクアドルのために
ルイス・カルヴァハル

スペインのために
E・プロペル・デ・カレホン
ニエヴェス
アニバール・マルティン
ホセ・ヴィラノーヴァ

アフリカにおけるスペインの領土のために
E・プロペル・デ・カレホン
ニエヴェス
アニバール・マルティン
ホセ・ヴィラノーヴァ

エティオピアのために
ベルハネ・ケブレッテ

ベルハヌ・ディンケ

フィンランドのために
S・J・アホーラ
ウルフォ・タルヴィチェ

フランスのために
M・フォコン
ラフェ
クロード・バトー
L・ラシェーズ
シャパール
P・ヴァネ
G・フルトゥミユ

アルジェリアのために
M・フォコン
ラフェ
クロード・バトー
L・ラシェーズ
シャパール
P・ウァネ
G・フルトゥミユ

フランスの海外郵便電気通信庁によつて代表される地域全体のために
メイエール
スキナジー

ガーナのために
海峡諸島及びマン島を含むグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
R・H・ロック
ダドレー・ラムレー
A・H・リッジ
T・C・カーペンター
D・J・フォサギル
C・E・ヘインズ

植民地と保護領とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行う信託統治の下にある地域とを含む英国の海外領土全体のために
R・H・ロック
ダドレー・ラムレー
A・H・リッジ
T・C・カーペンター
D・J・フォサギル
C・E・ヘインズ

ギリシャのために
ジャン・フランガキス
デモプーロス

グァテマラのために
J・メンドーサ
アントニオ・アリス

ハイティ共和国のために
マルシアル・ペトゥルス

ホンデュラス共和国のために
フリオ・A・ボエソオ

ハンガリー人民共和国のために
デディチ
G・レーヴェース

インドのために
マニー・フィリップ

S・N・ダス・グプタ
K・ゴパラクリシュナン

インドネシア共和国のために
A・バーサ
スムラ
A・M・ハルディガル
アヒル・アニン

イランのために
A・モタメディ

イラクのために
S・A・A・ハフィダ

アイルランドのために
S・S・ピュイルセアル
オデュインアイン

アイスランド共和国のために
マグヌス・ヨクムスン

イタリアのために
レナート・リリーニ
アウレリオ・ポンシリオーネ
ブルネット・ブルネッティ

イタリアの統治下にあるソマリの地域のために
レナート・リリーニ
アウレリオ・ポンシリオーネ
ブルネット・ブルネッティ

日本国のために
萩原徹
松井一郎

ジョルダン・ハシェミット王国のために
M・ルーサン

ラオスのために
シタット
ヴィレホング

レバノンのために
ミシェル・オー
リベリア共和国のために
マッキンレイ
バッカス・ページ

リビアのために
ミサラティ
A・ホベイカ
ルクセンブルグのために
ロース
ブロンドゥロ
モロッコのために
ベナブド
メキシコのために
M・ヴィダル
ラウロ・F・ラミレス
モナコ公国のために
パスカン
ニカラグァのために
アントニオ・アリス
ノールウェーのために
カール・ヨハネセン
インヴァル・リード
W・ショエレン
パキスタンのために
S・シディキ
S・M・A・ガーニ
M・アクパール
パナマ共和国のために
フランシスコ・ルイス
パラグァイのために
V・カタルディ
R・ドミンゲス
オランダのために
J・D・H・ファン・デル・ドールン
ホフマン
P・ダイクウェル
ブルウワー
ブッツ
オランダ領アンティール及びスリナムのために
P・H・J・ブルーセルス
ペルーのために
ホセ・V・ラブーレ
ポーランド人民共和国のために
H・バチコ
J・クリメック
T・ヤルン
M・ピアンコ
ポルトガルのために
ジョルジ・ブラガ
ジョセ・ルシアノ・ヴィエガス・デ・マトス
ジョゼ・デ・メデイロス・ラモス
A・スーネス・デ・フレイタス
西部アフリカにおけるポルトガルの諸州のために
テオドロ・デ・マトス・フェレイラ・デ・アギアル
東部アフリカとアジアとオセアニアとにおけるポルトガルの諸州のために
テオドロ・デ・マトス・フェレイラ・デ・アギアル
ルーマニア人民共和国のために
M・グリゴーレ
P・ボステルニク
サン・マリノ共和国のために
レイモン・レット
スーダン共和国のために
スレイマン・フセイン
H・ラシーク
スウェーデンのために
アラン・フルトマン
テュレ・ニールンド
ガール・アクセル・リョブイレン
スイス連邦のために
トゥアゾン
シャブイ
E・ブッツィ
シリアのために
H・ラハーム
A・カダル・バグダディ
チェッコスロヴァキアのために
ユーライ・マニャーク
タイのために
スリン・ウィセトサコン
スワーング・サグワンオングテュニジアのために
アブデルセラム
トルコのために
A・C・ユスチュン
S・アイチュン
K・カンチュルク
ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために
A・ソブコ
ソヴィエト社会主義共和国連邦のために
K・J・セルゲイチュク
ウルグァイ東方共和国のために
W・ベナヴィーデス
ヴァチカン市国のために
ガストン・ヴィンチェント
エメット・P・ムルフィー
ヴェネズエラ共和国のために
ヴィクトール・ラヴィオーザ
ヴェレス・サラス
オスカール・ミスレ
ルイス・J・グェヴァラ
ヴィエトナムのために
グエン＝ズイ＝リエン
グエン＝バ＝バッ
イエメンのために
ユーゴースラヴィア連邦人民共和国のために
N・ミラノヴィッチ
ワジリエ・コヴァチェヴィッチ
M・ミチッチに代つて
N・ミラノヴィッチ
J・ヤニヤドヴィッチに代つて
N・ミラノヴィッチ

郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定

アルバニア人民共和国、ドイツ、サウディ・アラビア王国、アルゼンティン共和国、オーストリア、ベルギー、ボリヴィア、ブルガリア人民共和国、カンボディア、チリ、中国、コロンビア共和国、大韓民国、キューバ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エジプト、サルヴァドル共和国、スペイン、アフリカにおけるスペインの領土、フィンランド、フランス、アルジェリア、フランスの海外郵便電気通信庁によつて代表される地域全体、ギリシャ、ハイティ共和国、ホンデュラス共和国、ハンガリー人民共和国、インドネシア共和国、イラン、アイスランド共和国、イタリア、イタリアの統治下にあるソマリの地域、日本国、ラオス、レバノン、リベリア共和国、リビア、ルクセンブルグ、モロッコ、メキシコ、モナコ公国、ニカラグァ、ノールウェー、パナマ共和国、パラグァイ、オランダ、オランダ領アンティール及びスリナム、ペルー、ポーランド人民共和国、ポルトガル、西部アフリカにおけるポルトガルの諸州、東部アフリカとアジアとオセアニアとにおけるポルトガルの諸州、ルーマニア人民共和国、サン・マリノ共和国、スーダン共和国、スウェーデン、スイス連邦、シリア、チェッコスロヴァキア、タイ、テュニジア、トルコ、ウルグァイ東方共和国、ヴァチカン市国、ヴェネズエラ共和国、ヴィエトナム、イエメン、ユーゴースラヴィア連邦人民共和国間に締結された郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定

前記の諸国の政府の全権委員たる下名は、千九百五十七年十月三日にオタワで締結された万国郵便条約第二十二条の規定により、共通の合意によりかつ批准を条件として、次の約定を締結した。

第一編　序則

第一条　約定の目的

この約定は、署名国がその相互の関係において郵便為替及び郵便旅行小為替の業務を行うことに同意するときは、一方において郵便為替（以下「為替」という。）の交換を、及び他方において郵便旅行小為替の業務を規制する。

第二編　為替

第一章　総則

第二条　交換方式

1　為替は、郵便により、又は為替電報が関係国間の関係において許されているときは電信により、交換することができる。

2　郵便による交換は、郵政庁の選択に従い、カード又は目録により行うことができる。為替証書は、カードによる場合には「カード式為替」といい、目録による場合には「目録式為替」という。

3　電信による交換は、カード式電信為替又は目録式電信為替により行うことができる。これらの両種の為替は、「電信為替」という。

第二章　為替の振出

第三条　通貨、換算

1　為替は、反対の合意がない限り、払渡国の通貨で表示する。

2　振出郵政庁は、払渡国の通貨に対する自国の通貨の換算割合を決定する。

第四条　振出最高額

1　為替一口の金額は、千フランに相当する額をこえることができない。もつとも、各郵政庁は、この額より少い金額を最高額として定める権能を有する。

2　例外として、第七条に規定する為替に対しては、なんらの最高額も定めない。

第五条　為替金の払込、受領証

1　各郵政庁は、為替の差出人が送付しようとする為替金を払い込む方法を定める。

2　受領証は、為替金の払込の際に差出人に無料で交付する。

第六条　料金

1　振出の際に徴収すべき料金は、次のものからなる。

(a)　為替一口ごとに二十五サンチームの最高定額料金

(b)　次のように計算した最高比例料金

カード式為替については、払込金額の二百分の一

目録式為替については、払込金額の百分の一

(c)　場合により、特殊業務（払渡済通知、特使による払渡等の請求）に対する料金

2　各郵政庁は、比例料金の徴収のため、自己の業務上の便宜に最も適合する段階を採用する権能を有する。

3　この約定の参加国の仲介によ

り、参加国と非参加国との間で交換する為替については、仲介国の郵政庁は、為替証書の金額から控除することにより追加料金を徴収することができる。ただし、関係郵政庁が合意するときは、この料金は、差出人から徴収して仲介国の郵政庁に割り当てることができる。

第七条　料金の免除

条約第三十八条に規定する条件により交換する郵便業務に関する為替については、すべての郵便料金を免除する。

第八条　電信為替の振出の特則

1　電信為替は、国際電気通信条約附属電信規則の規定に従う。

2　電信為替の差出人は、郵便料金のほかに、電報料金を支払う。この電報料金は、場合により、受取人にあてる私用通信文の料金を含むものとする。

第三章　公衆に認められる権利に関する事項

第九条　払渡済通知、別配達、本人払、航空路による送達

1　為替の差出人は、払渡済の通知を受けることを請求することができる。条約第六十九条の規定は、払渡済通知に適用する。

2　第十六条の規定に従うことを条件として、為替の差出人は、為替の到着の後直ちに特使をもつて居所で為替金を交付することを請求することができる。この場合には、条約第五十七条の規定を適用する。

3　本人払を許す国との関係においては、為替の差出人は、受取人本人の受領証によつて本人にのみ支払うことを式紙に記載して請求することができる。この場合には、差出人は、二十サンチームの特別料金又は振出国において本人払の請求について徴収する料金を支払う。なお為替には、払渡済通知書を添附しなければならない。

4　関係郵政庁が合意するときは、目録式為替の差出人は、払渡国の交換局と払渡局との間の為替証書の航空路による送達を請求することができる。この場合には、航空増料金の徴収方法は、この郵政庁の間で直接に取りきめる。

第十条　取りもどし、名あて変更

為替の差出人は、為替証書又は為替金が受取人に交付されるまでは、条約第五十八条2から4までに定める条件に従つて、為替を取りもどし、又はその名あてを変更することができる。

第十一条　転送

1　受取人の居所が変更された場合には、転送国と新名あて国との間における為替業務の取扱範囲内において、為替は、差出人又は受取人の請求により、郵便又は電信により転送することができる。

2　新名あて国が振出国とこの約定に基いてカード式為替の交換を行つているときは、郵便又は電信によるカード式為替の郵便による転送は、料金を徴収することなく、かつ、新為替証書を発行することなく行う。

3　その他のすべての場合には、転送は、新為替により行い、その料金は、場合により電報料金を含めて、転送する為替の金額から控除する。

4　転送の場合には、条約第五十九条7の規定は、留置料金及び別配達補充料に適用する。

第十二条　裏書

いずれの国も、他の国が振り出した為替の権利を自国の領域内において裏書によつて移転することができる旨を表明する権利を有する。

第四章　為替の払渡

第十三条　有効期間、日付認証

1　為替証書は、次の期限まで効力を有する。

(a)　原則として、振出の月の翌月の末日まで。関係郵政庁間の合意があるときは、振出の月の翌月から三箇月目の月の末日まで。

(b)　遠隔の国との関係においては、振出の月の翌月から七箇月目の月の末日まで。

2　この期間の後は、カード式為替は、払渡郵政庁の請求により振出郵政庁が与える「日付認証」がない限り、払い渡さない。目録式為替は、日付認証を受けることができない。

3　日付認証を受けたカード式為替は、日付認証を受けた日から新しい効力を付与され、その効力の期間は、その日に振り出された為替の有効期間と同一とする。

4　有効期間の経過前に払渡をしないことが業務上の過失によるものでないときは、条約第六十七条に規定する料金と同額の「日付認証」の料金を徴収することができる。

第十四条　払渡最高額

1　一国における為替の払渡最高額は、反対の合意がない限り、その国の郵政庁が振出について採用した最高額と同額とする。

2　同一差出人が同一日に同一受取人にあてて二口以上の為替を振り出した場合において、その総額が払渡郵政庁によつて採用された最高額をこえるときは、その郵政庁は、受取人に対する一日の払渡金額が前記の最高額をこえないように為替の分割払をすることができる。

第十五条　為替の払渡の通則

1　為替の払渡は、払渡国の規則に従つて行われる。

2　為替金は、払渡国の法定通貨で受取人に払い渡す。為替金は、相手郵政庁との特別の合意に従つて、他の通貨で払い渡すことができる。

3　払渡は、払渡郵政庁における現行の規則に従つて、郵便振替口座への払込により有効に行うことができる。

4　払渡郵政庁は、自国の法制により必要とされるときは、その旨を関係郵政庁に通知した後、貨幣単位の端数を切り捨て、又は金額を最も近い貨幣単位若しくは最も近い十分の一単位の金額とする権能を有する。

第十六条　別配達

差出人が特使による払渡を請求したときは、払渡郵政庁は、自国の規則が認めるところに従つて、為替金、為替証書又は為替の到着通知書をこの方法によつて交付する権能を有する。

第十七条　受取人から徴収することがある郵便料金

次の料金は、受取人から徴収することができる。

(a)　居所で払渡をするときは、交付料金

(b)　第二十条4に規定する払渡承認書の料金

(c)　場合により、第十三条4に規定する日付認証の料金

(d)　為替が留置のものであるときは、条約第五十条2に規定する料金

第十八条　電信為替の払渡の特則

1　電信為替の交付は、必ず第十六条に規定する方法によつて行う。

2　特使をもつて居所で為替金を交付するときは、払渡郵政庁は、これについて特別の料金を徴収することができる。ただし、為替電報に有料取扱指定XPがあるときは、前記の特別の料金から差出人が支払つた特使の料金を控除する。

3　到着通知書又は為替証書は、無料で受取人に交付する。ただし、受取人の居所が払渡局の配達区域外にあり、かつ、為替電報に有料取扱指定XPがないときは、受取人から特使による交付の料金を徴収することができる。

第五章　払渡不能の為替、払渡承認書

第十九条　払渡不能の為替

1　為替であつて、受取を拒絶されたもの、受取人が不明のもの、受取人が名あてを示さないで出発したもの、転送することができない国に向つて受取人が出発したものの又は有効期間内に払渡の請求がされなかつたものは、直ちに振出郵政庁に返送する。

2　なんらかの理由により払渡をすることができなかつた為替は、差出人に払いもどす。

3　条約第五十九条7の規定は、留置料金及び別配達補充料に適用する。

第二十条　払渡承認書

1　払渡前にゆくえ不明となり、亡失し又は損傷したカード式為替証書は、差出人又は受取人の請求により、振出郵政庁が交付する払渡承認書をもつてこれに替えることができる。

2　払渡承認書は、振出局に責任がある換算の誤りによつて受取人のために追加の払渡を必要とするときも、同様に交付する。

3　払渡承認書の有効期間は、払渡承認書の発行の日に振り出された為替証書の有効期間と同一とする。

4　なんらの業務上の過失もなかつた場合には、取調請求、通報請求又は払渡済通知について料金がすでに徴収されているときを除き、条約第六十七条に規定する料金と同額の「払渡承認書」の料金を差出人又は受取人から徴収することができる。

第二十一条　時効にかかつた為替

為替にした金額で時効にかかる前に請求されなかつたものは、振出国の郵政庁に確定的に帰属する。時効期間は、振出国の法制により定める。

第六章　責任

第二十二条　責任の原則及び範囲

1　郵政庁は、正規に為替金を払い渡すまで、払い込まれた金額について責任を負う。

2　責任は、換算の誤り及び電信による送達上の誤りにまで及ぶ。

3　郵政庁は、為替の送達及び払渡において生ずることがある遅延については、なんらの責任も負わない。

第二十三条　責任の原則に対する例外

郵政庁は、その責任に関して別段の証拠がなく、かつ、不可抗力に基く業務書類の損傷によつて払渡について調査することができないときは、すべての責任を免かれる。

第二十四条　責任の消滅

郵政庁の責任は、次の場合に消滅する。

(a)　第二十一条に定める時効期間が経過した場合

(b)　払渡が正規に行われたかどうかについての異議の申立に関しては、条約第六十七条1に規定する期間が経過した場合

第二十五条　責任の決定

1　2から5までの規定に従うことを条件として、責任は、振出郵政庁が負う。

2　払渡郵政庁が自国の規則に規定する条件に従つて払い渡したことを立証することができないときは、払渡郵政庁が責任を負う。

3　次の場合には、誤りが生じた国の郵政庁が責任を負う。

(a)　換算の誤りに関する場合

(b)　振出国又は払渡国において生じた電信による送達上の誤りに関する場合

4　次の場合には、振出郵政庁及び払渡郵政庁が平等に責任を負う。

(a)　電信による送達上の誤りが中継国において生じた場合

(b)　この送達上の誤りが生じた国を確定することができない場合

5　2の規定に従うことを条件として、次の場合には、それぞれ次の郵政庁が責任を負う。

(a)　虚偽の為替を払い渡した場合には、その為替が業務に受け入れられた地域の属する国の郵政庁

(b)　金額が高額に変造された為替を払い渡した場合には、その為替が変造された国の郵政庁

もつとも、偽造が行われた国を決定することができないとき、又はこの約定に基く為替業務に参加していない中継国において行われた偽造の被害額を回収することができないときは、その損害は、振出郵政庁及び払渡郵政庁が平等に負担する。

第二十六条　請求金の支払、求償

1　請求人に対する賠償の義務は、金額を受取人に交付すべきときは払渡郵政庁が負い、差出人に償還すべきときは振出郵政庁が負う。

2　請求人に賠償を行つた郵政庁は、正規でない払渡について責任がある郵政庁に対して求償権を有する。

3　損害を最後に負担した郵政庁は、支払つた金額の限度において、差出人、受取人又は第三者に対して求償権を有する。

第二十七条　請求金の支払期間

1　請求人に支払うべき金額の支払は、できる限りすみやかに、かつ、おそくとも請求の日の翌日から起算して六箇月の期間内に、行わなければならない。

2　事件に対する積極的調査にもかかわらず前期の期間が責任を決定するために十分でなかつたときは、振出郵政庁は、例外として、支払を延期することができる。

3　正規に請求を受けた払渡郵政庁が請求を解決することなく五箇月を経過させたときは、振出郵政庁は、払渡郵政庁のために差出人に払いもどすことができる。

第二十八条　払渡郵政庁のための賠償

1　振出郵政庁が払渡郵政庁のために請求人に賠償を行つたときは、払渡郵政庁は、支払済の通知の発送の日から起算して四箇月の期間内に、支払金を振出郵政庁に償還しなければならない。第二十五条2から5までに規定する場合における損害金の決済についても、同様とする。

2　この償還は、次のいずれかの方法により、振出郵政庁になんらの費用も負担させることなく行う。

(a)　為替又は貸方国の首府若しくは商業地あての小切手若しくは一覧払手形

(b)　貸方国で流通する通貨

(c)　合意を条件として、為替計算書における貸方国の郵政庁の貸方への記入

3　四箇月の期間が経過したときは、振出郵政庁に支払うべき金額は、前記の期間の満了の日から年五分の割合で利子を生ずる。

第七章　計算

第二十九条　料金の割当

1　振出郵政庁は、第六条1(a)及び(b)の規定の適用により徴収した料金のうち、為替一口ごとに十二・五サンチームの定額割当料金及び、郵政庁がカード式為替を採用するか又は目録式為替を採用するかにより、払渡済の為替の総金額の四百分の一又は二百分の一の比例割当料金を払渡郵政庁に割り当てる。

2　無料で振り出された為替については、割当をしない。

3　転送の場合には、新名あて国の郵政庁は、振出郵政庁が実際に徴収する料金のいかんにかかわらず、自己が最初の名あて国の郵政庁である場合に受けるべき割当料金を受ける。

4　1に規定する割当料金を除き、かつ、この約定に明らかに定める規定を留保して、各郵政庁は、自己が徴収した料金の全額を取得する。

第三十条　計算書の作成

1　各払渡郵政庁は、各振出郵政庁ごとに、カード式為替については払渡金額の月次計算書を、目録式為替については当該月中に受領した目録の金額の月次計算書を作成する。この月次計算書は、定期的に、差額を決定する総計算書に総計する。

2　異なつた通貨で為替の払渡が行われた場合には、計算書の関係期間内における借方郵政庁の国の公定平均為替相場を基礎として、少額の貸高を多額の貸高の通貨に換算する。この平均相場は、一様に小数点以下第四位まで計算しなければならない。

3　計算書の決済は、相殺することなく、月次計算書に基いて行うこともできる。

第三十一条　計算書の決済

1　総計算書の差額又は月次計算書の金額の支払は、反対の合意がない限り、為替の払渡のために貸方郵政庁が使用する通貨で行う。

2　支払うべき金額は、施行規則に定める期間内に支払われない場合には、その期間の満了の日から支払の日までの間、年五分の利子を生ずる。

3　この約定及びその施行規則のうち計算書の作成及び決済に関する規定は、モラトリアム、送金禁止等のような一方的措置によつてその効力を妨げられることはない。

第八章　雑則

第三十二条　為替取扱局

郵政庁は、できる限り自国のすべての地方において為替の払渡を確保するため、必要なすべての措置を執るものとする。

第三十三条　郵政機関以外の機関の参加

1　郵政機関以外の機関が為替業務を確保する国は、この約定の規定に従つて行われる為替の交換に参加することができる。

2　前記の機関は、この約定の各条項の完全な実施を確保するため、自国の郵政庁と合意しなければならない。同郵政庁は、その機関と他の締約国の郵政庁及び国際事務局との関係について仲介する。

第三十四条　国税その他の課金の禁止

為替証書及び為替証書に記載する受領証には、この約定により認められる課金以外のなんらの課金も課することができない。

第三編　郵便旅行小為替

第一章　総則及び振出

第三十五条　定義、小為替帳

1　郵便旅行小為替は、参加国の郵政庁がこの約定の原則に基いて振出及び払渡をすることができる証書とする。

2　この証書は、つづり合わせて小為替帳とする。

第三十六条　通貨、最高額、換算

1　各小為替証書は、約二十五フラン、約五十フラン又は約百フランに相当し、かつ、関係郵政庁間の合意により定める定額の金額について払渡国の通貨で表示する。

2　特別の場合には、小為替証書は、前記の相当額のいずれとも異なる金額について作成することができる。

3　換算割合は、為替に対するものと同一とする。

4　小為替帳一冊の小為替証書の数は、最高十枚とする。各小為替帳には、異なる金額の小為替証書を包有することができる。

第三十七条　料金

各小為替に適用する料金は、振出郵政庁が定める。この料金は、払込金額の二百分の一をこえることができず、また、十サンチームを下ることができない。

第三十八条　売渡価格

振出郵政庁は、小為替証書の額面金額及び料金のほか、小為替証書及びその表紙の代金並びに小為替帳の調製のために必要な各種類の作成費に相当する金額を徴収する権能を有する。

第二章　小為替の払渡

第三十九条　証書の効力、為替金の交付

1　小為替証書は、振出の日から起算して四箇月間効力を有する。月は、その日数にかかわらず、起算日から応当日までとして計算する。

2　払渡業務は、十分な資金の準備がないときは、払渡の資金を得るまで小為替の払渡を停止することができる。

3　小為替帳及び小為替証書に関する権利は、裏書又は譲渡によつて

後転することができない。また、この小為替帳及び小為替証書は、担保とすることもできない。

第四十条　払渡の差止

郵政庁は、自国の法制の適用を留保して、正規に振り出された小為替の払渡の差止の請求があつた場合においても、差止をすることができない。

第三章　取調請求、責任、計算

第四十一条　取調請求及び責任

1　取調請求は、小為替帳を提示しない限り、振出郵政庁に対して行うことができない。

2　小為替帳又は小為替証書を亡失した場合において、請求人は、当該金額の払いもどしを受けるためには、小為替帳の交付を請求したこと及び小為替帳に対する総金額を払い込んだことを振出郵政庁に証明しなければならない。

3　振出郵政庁は、有効期間の経過後三箇月をこえない期間内に、かつ、亡失の届出があつた小為替証書が未払であることを確かめた後、払いもどしを行うことができる。この三箇月の期間は、遠隔の国との関係においては、六箇月とする。

4　郵政庁は、小為替帳又は小為替証書の亡失、盗取又は詐欺使用によつて生ずることがある結果については、責任を負わない。

第四十二条　料金の割当、計算書の作成

1　振出郵政庁は、払渡済の小為替の金額の四百分の一を払渡郵政庁に割り当てる。

2　小為替について払い渡した金額の計算書は、為替について払い渡した金額の計算書と同時に毎月作成する。

第四編　最終規定

第四十三条　条約及び約定の適用

1　この約定に明らかに定める規定のほか、次の規定は、為替の交換に適用する。

(a)　条約第一部に掲げる一般的規定（第七条を除く。）

(b)　条約第六十七条　取調請求及び通報請求

(c)　航空郵便に関する規定第一編の一般的規定

2　この約定の第二編の規定は、第三編に明らかに規定していない事項については、郵便旅行小為替に適用する。

第四十四条　大会議から大会議までの間において提出される議案の承認

大会議から大会議までの間において提出される議案（条約第二十七条及び第二十八条）が実施力を生ずるためには、次の票数を得なければならない。

(a)　新規定の追加に関する場合又はこの約定の第一条から第十条まで、第十一条4、第十二条から第十四条まで、第十五条1、2及び4、第十六条から第十八条まで、第十九条3、第二十条4、第二十二条から第三十一条まで、第三十四条、第四十三条1(b)、第四十四条並びに第四十五条、並びにその施行規則の第百二条から第百六条まで、第百十条、第百十七条、第百二十一条後段、第百二十二条、第百二十三条、第百二十六条、第百三十一条から第百三十五条まで、第百三十八条1及び第百五十一条の規定の修正に関する場合には、投票の全体

(b)　(a)及び(c)に掲げる規定以外のこの約定の規定並びにその施行規則の第百七条から第百九条まで、第百十一条、第百十三条、第百十六条、第百十八条、第百十九条、第百二十一条前段、第百二十四条、第百二十五条、第百二十七条、第百三十六条、第百三十九条、第百四十条の規定の修正に関する場合には、投票の三分の二

(c)　この約定の第二十条2及びその施行規則のその他の諸条の修正に関する場合又はこの約定及びその施行規則の規定の解釈に関する場合には、投票の過半数。ただし、条約第三十三条に規定する仲裁に付すべき意見の相違の場合を除く。

第四十五条　約定の効力発生及び有効期間

この約定は、千九百五十九年四月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、前記の諸国の政府の全権委員は、カナダ政府の記録に寄託されるべきこの約定の一通に署名した。その謄本の一通は、各締約国に交付される。

千九百五十七年十月三日にオタワで作成した。

アルバニア人民共和国のために
メルシニイ
ドイツのために
ドクトル　シュタインメッツ
ドクトル　シュスター
ドクトル　ゼーバス
ドクトル　シューフ
ドクトル　ユング
サウディ・アラビア王国のために
イブラヒム・シルセラー
A・H・ハジャジ
アルゼンティン共和国のために
シルヴァ・デルビル
オーストリアのために
ドクトル　B・シャギンガー
ドクトル　F・マホルド
J・パロウベク
ヘルマニイ
ベルギーのために
ラマンス
ファッツイ
M・ロネイ
リシール
オノン
ボリヴィアのために
エルネスト・カセレス
ブルガリア人民共和国のために
P・ベクシェフ
Y・ゴレマノフ
カンボディアのために
R・ロムツト
チリのために
ルイス・カルヴァハル
中国のために
劉鑄
柳克述
千潤生
コロンビア共和国のために
ホアキン・ピニェロス・コルパス
ヴィクトール・グティエレス
J・メンデス・カルヴォ
グスターヴォ・エチェヴェリ
大韓民国のために
P・W・ハン
ジョン・チュ
スウク・フン・ユン
キューバ共和国のために
F・ギゴウ
O・S・グティエレス
E・ミランダ
デンマークのために
アルネ・クロッグ
J・M・S・アンデルセン
エジプトのために
M・バグダディ
A・バキール
M・I・ソブヒ
サルヴァドル共和国のために
A・アントニオ・アンドラーデ
スペインのために
E・プロペル・デ・カレホン
ニエヴェス
アニバール・マルティン
ホセ・ヴィラノーヴァ
アフリカにおけるスペインの領土のために
E・プロペル・デ・カレホン
ニエヴェス
アニバール・マルティン
ホセ・ヴィラノーヴァ
フィンランドのために
S・J・アホーラ
ウルフォ・タルヴィチェ
フランスのために
M・フォコン
ラフェ
クロード・バトー
L・ラシェーズ
シャパール
P・ヴァネ
G・ブルトゥミユ
アルジェリアのために
M・フォコン
ラフェ
クロード・バトー
L・ラシェーズ
シャパール
P・ヴァネ
G・ブルトゥミユ
フランスの海外郵便電気通信庁によつて代表される地域全体のために
メイエール
スキナジー
ギリシャのために
ジャン・フランガキス
デモプーロス
ハイティ共和国のために
マルシアル・ペトゥルス
ホンデュラス共和国のために
フリオ・A・ボエゾオ
ハンガリー人民共和国のために
デディチ
G・レーヴェース、
インドネシア共和国のために
A・バーサ
スムラ
A・M・ハルディガル
アヒルル・アニン
イランのために
A・モタメディ
アイスランド共和国のために
マグヌス・ヨクムスン
イタリアのために
レナート・リリーニ
アウレリオ・ポンシリオーネ
ブルネット・ブルネッティ
イタリアの統治下にあるソマリの地域のために
レナート・リリーニ
アウレリオ・ポンシリオーネ
ブルネット・ブルネッティ
日本国のために
萩原徹
松井一郎

ラオスのために
シタット　ヴィレホング
レバノンのために
ミシェル・オー
リベリア共和国のために
マッキンレイ　バッカス・ページ
リビアのために
ミサラティ　A・ホベイカ
ルクセンブルグのために
ロース　ブロンドゥロ
モロッコのために
ベナブド
メキシコのために
M・ヴィダル
ラウロ・F・ラミレス
モナコ公国のために
パスカン
ニカラグァのために
アントニオ・アリス
ノールウェーのために
カール・ヨハネセン
インヴァル・リード
W・ショーレン
パナマ共和国のために
フランシスコ・ルイス
パラグァイのために
V・カタルディ
R・ドミンケス
オランダのために
J・D・H・ファン・デル・トールン
ホフマン
P・ダイクウェル
ブルウワー
ブッツ
オランダ領アンティール及びスリナムのために
P・H・J・ブルーセルス
ペルーのために
ホセ・V・ラブーレ
ポーランド人民共和国のために
H・バチコ
J・クリメック
T・ヤルン
M・ピアンコ
ポルトガルのために
ジョルジ・ブラガ
ジョゼ・ルシアノ・ヴィエガス・デ・マトス
ジョゼ・デ・メデイロス・ラモス
A・ヌーネス・デ・フレイタス
西部アフリカにおけるポルトガルの諸州のために
テオドロ・デ・マトス・フェレイラ・デ・アギアル
東部アフリカとアジアとオセアニアとにおけるポルトガルの諸州のために
テオドロ・デ・マトス・フェレイラ・デ・アギアル
ルーマニア人民共和国のために
M・グリゴーレ
P・ポステルニク
サン・マリノ共和国のために
レイモン・レット
スーダン共和国のために
スレイマン・フセイン
H・ラシーク
スウェーデンのために
アラン・フルトマン
テュレ・ニールソン
カール・アクセル・リョフイレン
スイス連邦のために
トゥアゾン
シャブイ
E・ブッツィ
シリアのために
H・ラハーム
A・カダル・バグダディ
チェッコスロヴァキアのために
ユーライ・マニャーク
タイのために
スリン・ウィセトサコン
スワーング・サグワンオングテュニジアのために
アブデルセラム
トルコのために
A・C・ユスチュン
S・アイチュン
K・カンチュルク
ウルグァイ東方共和国のために
W・ベナヴィーデス
ヴァチカン市国のために
ガストン・ウィンチェント
エメット・P・ムルフィー
ヴェネズエラ共和国のために
ヴィクトール・ラヴィオーザ
ヴェレス・サラス
オスカール・ミスレ
ルイス・J・グェヴァラ
ヴィエトナムのために
グエン＝ズイ＝リエン
グエン＝バ＝バッ
イエメンのために
ユーゴースラヴィア連邦人民共和国のために
N・ミラノヴィッチ
ワジィリエ・コヴァチェヴィッチ
M・ミチッチに代つて
N・ミラノヴィッチ
J・ヤニヤトヴィッチに代つて
N・ミラノヴィッチ

郵便振替に関する約定

アルバニア人民共和国、トイツ、アルゼンティン共和国、オーストリア、ベルギー、ボリヴィア、チリ、コロンビア共和国、キューバ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エジプト、スペイン、アフリカにおけるスペインの領土、フィンランド、フランス、アルジェリア、フランスの海外郵便電気通信庁によつて代表される地域全体、ギリシャ、ハイティ共和国、ホンデュラス共和国、インドネシア共和国、イタリア、イタリアの統治下にあるソマリの地域、日本国、ラオス、レバノン、ルクセンブルグ、モロッコ、モナコ公国、ニカラグァ、ノールウェー、パラグァイ、オランダ、西部アフリカにおけるポルトガルの諸州、東部アフリカとアジアとオセアニアとにおけるポルトガルの諸州、ルーマニア人民共和国、サン・マリノ共和国、スウェーデン、スイス連邦、テュニジア、トルコ、ウルグァイ東方共和国、ヴァチカン市国、ヴェネズエラ共和国、ヴィエトナム、イエメン、ユーゴースラヴィア連邦人民共和国間に締結された郵便振替に関する約定

前記の諸国の政府の全権委員たる下名は、千九百五十七年十月三日にオタワで締結された万国郵便条約第二十二条の規定により、共通の合意によりかつ批准を条件として、次の約定を締結した。

第一編　序則

第一条　約定の目的

1　この約定は、郵便振替の交換を行うことに同意する国の間における郵便振替の交換を規制する。同意するいずれかの国が所管する郵便振替口座の加入者は、同意する他の国が所管する郵便振替口座にあてて振替を請求することができる。

2　この業務は、関係郵政庁間の特別の合意を条件として、郵便小切手局支払の有価証券の郵便振替による決済にまで及ぼすことができる。

第二編　郵便振替

第一章　振替請求の受理条件及び処理

第二条　交換方式

郵便振替は、郵便により、又は振替電報が関係国間の関係において許されているときは電信により、交換することができる。

第三条　通貨、換算

1　振替金額は、反対の合意がない限り、振あて国の通貨で表示する。

2　もつとも、各郵政庁は、払出口座の加入者が振替金額を払出国の通貨で指示することを許すことができる。

3　払出郵政庁は、振あて国の通貨に対する自国の通貨の換算割合を決定する。

第四条　最高額

各郵政庁は、口座の加入者が一日又は一定期間内に請求することができる振替の金額を限定する権能を有する。

第五条　料金

1　振替の料金は、振替金額の千分の一をこえてはならない。ただし、各郵政庁は、次の権能を有する。

(a)　自己の業務上の便宜に従つて端数を全数とすること。

(b)　二十サンチームをこえない最低徴収額を定めること。

もつとも、郵政庁は、この比例料金の代りに、振替金額に関係のない均一料金を徴収する権能を有する。この均一料金は、五十サンチームをこえてはならない。

3　郵便振替口座への振替の受入登記の料金は、内国業務において同一の取扱につき徴収することがある料金をこえることができない。

第六条　料金の免除

業務上の理由に基き職権により請求される振替であつて、郵政庁間又はその所属局間で交換するものについては、すべての料金を免除する。

第七条　振替通知書

1　郵便により送達される振替については、払出人又は払出人の口座を所管する郵便小切手局が振替通知書を作成する。

2　この通知書の裏面には、振あて人にあてる私用通信文を記載することができる。この場合には、払出郵政庁は、払出口座の加入者から料金を徴収することができる。ただし、内国業務においてその料金が適用されていることを条件とする。

3　振替通知書は、振替金額を振あて人の口座に受入登記した後、振あて人に無料で送付する。

第八条　電信により送達される郵便振替

1　電信振替は、国際電気通信条約附属電信規則の規定に従う。

2　電信振替については、前記の規則により認められた電信料金のほか、第五条に規定する振替料金及び一フランをこえない定額料金を徴収する。

3　払出人は、振あて人にあてる私

用通信文を電信振替の記載事項に附記することができる。この通信文については、所定の電信料金を徴収する。この料金は、第七条2の規定によつて認められる料金を排除し、かつ、これに代る。

4　振あて郵便小切手局は、各電信振替について到着通知書を作成し、かつ、この通知書を振あて人に無料で送付する。

第九条　振あて人の口座への受入登記、登記済通知

1　振あて郵政庁は、振あて人の口座に受入登記を行うに際し、自国の法制により必要とされるときは、その旨を関係郵政庁に通知した後、貨幣単位の端数を切り捨て、又は金額を最も近い十分の一単位の金額とする権能を有する。

2　郵政庁が合意した国の間の関係においては、払出人は、振あて人の口座への受入登記済の通知を受けることを請求することができる。条約第六十九条1及び2の規定は、登記済通知に適用する。

3　2の規定により徴収すべき料金は、払出人の口座から控除する。

4　登記済通知の請求は、振替請求の後に行われるときは、取調請求とみなされ、かつ、第十三条の規定に従う。

第十条　振替の交換

1　振替は、目録により払出郵政庁が振あて郵政庁に通用する。

2　振替金額は、反対の合意がない限り、振あて国の通貨で目録に表示する。

第十一条　交換局

振替目録の交換は、各参加国の郵政庁が指定する小切手局（交換局という。）の仲介によつてのみ行う。

第二章　取消、取調請求

第十二条　振替の取消

1　払出人は、振あて人の口座に受入登記が行われない限り、振替を取り消すことができる。取消の請求は、文書により、かつ、払出人が振替請求を行つた郵政庁にあてて行わなければならない。

2　条約第五十八条の規定は、この請求に適用する。

第十三条　取調請求、通報請求

1　振替の処理に関する取調請求又は通報請求は、払出人が、振替請求を行つた郵政庁にあてて行う。ただし、払出人が、振あて人の口座を所管する郵政庁と合意することを振あて人に許したときは、この限りでない。

2　条約第六十七条の規定は、取調請求及び通報請求に適用する。

第三章　責任

第十四条　責任の原則及び範囲

1　郵政庁は、振替が正規に処理されるまでは、払出人の口座に払出登記を行つた金額について責任を負う。

2　郵政庁は、自己の業務により生じた振替目録又は電信振替の誤記について責任を負う。

3　郵政庁は、振替の送達及び処理において生ずることがある遅延については、なんらの責任も負わない。

第十五条　責任の原則に対する例外

次の場合には、郵政庁は、すべての責任を免かれる。

(a)　郵政庁の責任に関して評拠がなく、かつ、不可抗力に基く業務書類の損傷によつて郵政庁が振替の処理について調査することができない場合

(b)　払出人が条約第六十七条1に規定する期間内に取調請求を行わなかつた場合

第十六条　責任の決定

1　責任は、誤りが生じた国の郵政庁が負う。

2　誤りについて二郵政庁に責任があるとき、又はいずれの国で誤りが生じたかを決定することができないときは、当該二郵政庁は、平等に償還を負担する。

3　郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定第二十五条3から5までの規定は、電信振替に適用する。

第十七条　支払うべき金額の償還

1　支払うべき金額を請求人に償還する義務は、責任郵政庁に対する求償権を留保して、請求を受けた郵政庁が負う。

2　償還は、業務上の責任が確定した後直ちに行わなければならない。

3　責任があると推定された郵政庁は、催告を受けた後六箇月の期間内に回答しなかつたときは、その責任を暗黙に認めたものとみなされる。

4　振替の払出人に償還すべき金額は、償還の理由のいかんを問わず、払出人の口座に払出登記を行つた金額をこえることができない。

5　誤りの結果を最後に負担した郵政庁は、支払つた金額の限度において、この誤りにより利益を受けた者に対して求償権を有する。

第十八条　貸方郵政庁に対する償還

責任郵政庁は、請求人に償還した郵政庁に対し、償還済の通知の発送の日から起算して三箇月の期間内に賠償しなければならず、この期間の経過後は、支払うべき金額は、年五分の延滞利子を生ずる。

第四章　計算

第十九条　料金の帰属

各郵政庁は、自己が徴収した料金の全額を収得する。

第二十条　計算書の作成及び決済

1　郵政庁は、同一日に相互に送付した振替目録の各合計を集記した計算書を、参加国ごとに、かつ、休日を除く振替を交換した日ごとに、作成する。郵政庁は、二日以上の日の各合計を同一計算書に集記するために合意することができる。

2　計算書の決済は、相殺することなく行い、各郵政庁は、借高の総額を支払わなければならない。

3　2の規定の例外として、両郵政庁は、相殺により計算書を決済することに同意することができる。この場合には、少額の貸高は、各関係国が特に指定した取引所又は銀行により差引計算の日の直前の日に建てられた公定為替相場の算術平均に従つて、多額の貸高の通貨に換算する。この平均相場は、一様に小数点以下第四位まで計算しなければならない。

4　各計算書の差額は、参加国の郵政庁が合意により定める期間の満了の後は、合意により定める率によつて利子を生ずる。この利率は、年五分をこえることができない。

第二十一条　支払、延滞利子

1　各郵政庁は、反対の合意がない限り、相手国の郵政庁の下にその国の通貨により、借高を控除するための資金を保有する。この資金が振替請求に応ずるために十分でない場合においても、振替は、振あて人の口座にその受入登記を行う。

2　前記の資金は、郵便、電信又は電話に関する他のすべての計算書の借越金額の決済にも使用することができる。この資金は、いかなる場合においても、資金を設定した郵政庁の同意を得ない限り、他の用途にあてることができない。

3　貸方郵政庁は、いつでも、差額の支払を請求する権利を有する。貸方郵政庁は、場合により、距離による所要時日を考慮して支払期日を定める。借方郵政庁が所定の期日に支払を行わなかつたときは、その期日の後六日目から第二十条4に規定する利率に年二分を加算する。

4　この約定及びその施行規則のうち計算書の作成及び借高の支払に関する規定は、モラトリアム、送金禁止等のような一方的措置によつてその効力を妨げられることはない。

第二十二条　四半期ごとの総計算書

日締計算書を作成する郵政庁は、毎四半期の終りに、この計算書と、支払済の内払金と及び、必要があるときは、支払うべき利子との総計算書を、承認を得るため、相手郵政庁に送付する。四半期ごとの総計算書の差額は、次期に繰り越す。郵政庁は、四半期の終りにおける差額の表示をもつてこの四半期ごとの総計算書に替えるために合意することができる。

第五章　雑則

第二十三条　外国に郵便振替口座を開設するための申込

1　申込人の居住する国と郵便振替を交換している国に郵便振替口座を開設するための申込がある場合には、申込人の居住する国の郵政庁は、申込の審査のため、開設すべき口座を所管する郵政庁に援助を提供しなければならない。

2　郵政庁は、前記の審査をできる限り慎重に行うことを約束する。ただし、郵政庁は、これについて責任を負わない。

3　加入者が居住する国の郵政庁は、口座を所管する郵政庁の請求により、加入者の法律上の能力の変更に関する届書の審査についても、できる限り協力する。

第二十四条　郵便料金の免除

口座の受払通知票を包有する書状は、郵便小切手局が連合国に居住する加入者に無料で送付する。

第二十五条　加入者名簿

1　加入者は、自己の口座を所管する郵政庁の仲介により、他の郵政庁が発行する加入者名簿をその郵政庁が内国業務において定める価格で購入することができる。

2　各郵政庁は、業務の実施に必要な部数の加入者名簿を他の参加国の郵政庁に無料で提供する。

第三編　郵便小切手局支払の有価証券の振替による決済

第二十六条　郵便小切手局支払の有価証券

1　外国の郵便小切手局支払の銀行小切手又は商業手形を取立のため受け付けた郵便小切手局は、支払国の郵政庁との合意を条件として、郵便振替により決済を行う支払郵便小切手局にこの銀行小切手又は商業手形を送付する。

2　郵便小切手局支払の有価証券は、現金取立を行うべき有価証券について規定する形式上の条件を満たすものでなければならない。

3　郵政庁は、合意により、拒絶証書の作成に必要な規定及び一部支払を受けるための条件を定める。

第二十七条　料金

郵便小切手局により取り立てられる有価証券については、その受付郵政庁のために、最高二十サンチームの料金を徴収することができる。

第二十八条　責任

郵政庁は、口座に払出登記を行つた有価証券の金額について責任を負う。郵政庁は、次の場合における遅延については、なんらの責任も負わない。

(a)　有価証券の送付又は提示の場合

(b)　第二十六条3の規定の適用により郵政庁が行うべき拒絶証書の作成の場合又は司法上の訴訟の提起の場合

第四編　最終規定

第二十九条　条約の適用

条約第一部に掲げる一般的規定は、条約第七条の規定を除き、郵便振替に適用する。

第三十条　大会議から大会議までの間において提出される議案の承認

大会議から大会議までの間において提出される議案（条約第二十七条及び第二十八条）が実施力を生ずるためには、次の票数を得なければならない。

(a)　新規定の追加に関する場合又はこの約定及びその施行規則の規定の修正に関する場合には、投票の三分の二

(b)　この約定及びその施行規則の解釈に関する場合には、投票の過半数。ただし、条約第三十三条に規定する仲裁に付すべき意見の相違の場合を除く。

第三十一条　約定の効力発生及び有効期間

この約定は、千九百五十九年四月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、前記の諸国の政府の全権委員は、カナダ政府の記録に寄託されるべきこの約定の一通に署名した。その謄本の一通は、各締約国に交付される。

千九百五十七年十月三日にオタワで作成した。

アルバニア人民共和国のために
メルシニイ

ドイツのために
ドクトル　シュタインメッツ
ドクトル　シュスター
ドクトル　ゼーバス
ドクトル　ユング

アルゼンティン共和国のために
シルヴァ・デルビル

オーストリアのために
ドクトル　B・シャギンガー
ドクトル　P・マホルト
J・バロウベク

ヘルマニイ

ベルギーのために
ラマンス
ファッツイ
M・ロネイ
リシール

オノン

ボリヴィアのために
エルネスト・カセレス

チリのために
ルイス・カルヴァハル

コロンビア共和国のために
ホアキン・ピニェロス・コルパス
ヴィクトール・グティエレス
J・メンデス・カルヴォ
グスターヴォ・エチェヴェリ

キューバ共和国のために
F・ギゴウ
O・S・グティエレス
E・ミランダ

デンマークのために
アルネ・クロッグ
J・M・S・アンデルセン

ドミニカ共和国のために

エジプトのために
M・バクダディ
A・バキール
M・I・ソブヒ

スペインのために
E・プロペル・デ・カレホン
ニエヴェス
アニバール・マルティン

ホセ・ヴィラノーヴァ

アフリカにおけるスペインの領土のために
E・プロペル・デ・カレホン
ニエヴェス
アニバール・マルティン
ホセ・ヴィラノーヴァ
フィンランドのために
S・J・アホーラ

ウルフォ・タルヴィチェ

フランスのために
M・フォコン
ラフェ
クロード・バトー
L・ラシェーズ
シャパール
P・ヴァネ
G・ブルトゥミュ

アルジェリアのために
M・フォコン
ラフェ
クロード・バトー
L・ラシェーズ
シャパール
P・ヴァネ
G・ブルトゥミュ

フランスの海外郵便電気通信庁によつて代表される地域全体のために
メイエール
スキナジー

ギリシャのために
ジャン・フランガキス

デモプーロス

ハイティ共和国のために
マルシアル・ペトゥルス

ホンデュラス共和国のために
フリオ・A・ボエゾオ

インドネシア共和国のために
A・バーサ
スムラ
A・M・ハルディガル
アヒルル・アニン

イタリアのために
レナート・リリーニ
アウレリオ・ボンシリオーネ
ブルネット・ブルネッティ

イタリアの統治下にあるソマリの地域のために
レナート・リリーニ
アウレリオ・ボンシリオーネ
ブルネット・ブルネッティ

日本国のために
萩原徹
松井一郎

ラオスのために
シタット
ヴィレホング

レバノンのために
ミシェル・オー

ルクセンブルグのために
ロース
ブロンドゥロ

モロッコのために
ベナブド

モナコ公国のために
パスカン

ニカラグァのために
アントニオ・アリス

ノールウェーのために
カール・ヨハネセン
インヴァル・リード
W・ショェレン

パラグァイのために
V・カタルディ
R・ドミンゲス

オランダのために
J・D・H・ファン・デル・トールン
ホフマン
P・ダイクウェル
ブルワー
ブッツ

西部アフリカにおけるポルトガルの諸州のために
テオドロ・デ・マトス・フェレイラ・デ・アギアル

東部アフリカとアジアとオセアニアとにおけるポルトガルの諸州のために
テオドロ・デ・マトス・フェレイラ・デ・アギアル

ルーマニア人民共和国のために
M・グリゴーレ
P・ポステルニク

サン・マリノ共和国のために
レイモン・レット

スウェーデンのために
アラン・フルトマン
テュレ・ニールンド
カール・アクセル・リョフイレン

スイス連邦のために
トゥアゾン
シャプイ
E・ブッツィ

テュニジアのために
アブデルセラム
トルコのために
A・C・ユスチュン
S・アイチュン

ウルグァイ東方共和国のために
W・ベナヴィーデス

ヴァチカン市国のために
ガストン・ヴィンチェント
エメット・P・ムルフィー

ヴェネズエラ共和国のために
ヴィクトール・ラヴィオーザ
ヴェレス・サラス
オスカール・ミスレ
ルイス・J・グェヴァラ

ヴィエトナムのために
グエン＝ズイ＝リエン
グエン＝ハ＝バツ
イエメンのために

ユーゴースラヴィア連邦人民共和国のために
N・ミラノヴィッチ

ワジィリエ・コヴァチェヴィッチ
M・ミチッチに代つて
N・ミラノヴィッチ
J・ヤニヤトヴィッチに代つて
N・ミラノヴィソチ

代金引換郵便物に関する約定

アルバニア人民共和国、ドイツ、アルゼンティン共和国、オーストリア、ベルギー、ボリヴィア、カンボディア、チリ、中国、コロンビア共和国、キューバ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エジプト、スペイン、アフリカにおけるスペインの領土、フィンランド、フランス、アルジェリア、フランスの海外郵便電気通信庁によつて代表される地域全体、ギリシャ、ハンガリー人民共和国、インドネシア共和国、イラク、アイスランド共和国、イタリア、イタリアの統治下にあるソマリの地域、日本国、ラオス、レバノン、リビア、ルクセンブルグ、モロッコ、メキシコ、モナコ公国、ニカラグァ、ノールウェー、パラグァイ、オランダ、オランダ領アンティール及びスリナム、ポーランド人民共和国、ポルトガル、西部アフリカにおけるポルトガルの諸州、東部アフリカとアジアとオセアニアとにおけるポルトガルの諸州、ルーマニア人民共和国、サン・マリノ共和国、スウェーデン、スイス連邦、シリア、チェッコスロヴァキア、タイ、テュニジア、トルコ、ウルグァイ東方共和国、ヴァチカン市国、ヴェネズエラ共和国、ヴィエトナム、イエメン、ユーコースラヴィア連邦人民共和国間に締結された代金引換郵便物に関する約定

前記の諸国の政府の全権委員たる下名は、千九百五十七年十月三日にオタワで締結された万国郵便条約第二十二条の規定により、共通の合意によりかつ批准を条件として、次の約定を締結した。

第一章　序則

第一条　約定の目的

この約定は、参加国の郵政庁がその相互の関係において行うことに同意する代金引換郵便物の交換を規律する。

第二章　一般条件、料金、取立金の移転

第二条　許される郵便物

1　条約、価格表記の書状及び箱物に関する約定又は小包郵便物に関する約定に規定する条件をそれぞれ満たす書留通常郵便物、価格表記の書状及び箱物並びに小包郵便物は、代金引換として発送することができる。

2　参加国の郵政庁は、代金引換郵便物の業務を前記の郵便物のうちある種類のものに限り許す権能を有する。

第三条　引受条件

1　代金引換郵便物は、当該郵便物が属する種類の郵便物について適用される引受条件及び料金に従う。

2　清算方法のいかんを問わず、代金引換金額は、郵便物の差出国にあてる為替の振出について取立国で採用する最高額をこえることができない。

3　反対の取極がない限り、代金引換金額は、郵便物の差出国の貨幣で表示する。ただし、取立国における郵便振替口座への代金引換金額の払込又は振替の場合には、この金額は、取立国の貨幣で表示する。

第四条　差出人との清算方法

郵便物の差出人への取立金の送付は、次の方法によつて行う。

(a)　「代金引換為替」郵便物　の差出国の郵政庁の規則が許すときは、代金引換為替の金額は、郵便物の差出国における郵便振替口座へ払い込むことができる。

(b)　関係郵政庁が許すときは、

一　取立局における郵便振替口座への払込又は振替

二　郵便物の差出国における郵便振替口座への振替

第五条　料金

1　第三条1に規定する料金のほか、差出人は、次の料金を前納する。

(a)　差出人が自己のために無料で振り出される代金引換為替によつて代金引換金額の送付を受けることを請求するときは、

一　最高五十サンチームの定額料金

二　最も高額の場合においても、代金引換金額の二百分の一に等しい比例料金。各郵政庁は、自己の業務上の便宜に最もよく適応する段階を採用する権能を有する。

(b)　差出人が代金引換為替証書の航空路による返送を請求し、かつ、関係郵政庁の反対の取極がないときは、到達証式紙の航空路による返送について条約第六十九条1に規定する料金に等しい料金

(c)　差出人が取立国における郵便振替口座への代金引換金額の払込若しくは振替又は郵便物の差出国における郵便振替口座への代金引換金額の振替を請求するときは、最高二十五サンチームの定額料金

なお、取立国の郵政庁は、代金引換金額から次の料金を控除する。

(a)　代金引換金額が取立国における郵便振替口座に払い込まれ、又は振り替えられるときは、

一　最高二十五サンチームの定額料金

二　場合により、払込又は振替に適用される内国料金

(b)　代金引換金額が郵便物の差出国における郵便振替口座へ振り替えられるときは、

一　最高二十五サンチームの定額料金

二　国際間の振替に適用される料金

第六条　代金引換金額の取消又は変更

1　代金引換郵便物の差出人は、条約第五十八条に定める条件に従つて、代金引換金額の全部又は一部の取消及び引上げを請求することができる。

2　代金引換金額の引上げの場合には、差出人は、増加額について第五条1(a)二に定める比例料金を支払わなければならない。この比例料金は、清算が郵便振替口座への払込又は振替により行われるときは、徴収しない。

第七条　代金引換為替

施行規則に規定するところを留保して、代金引換為替は、郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定の規定に従う。

第八条　小包に関する代金引換為替の支払

代金引換小包に関する代金引換為替は、郵便物の差出郵政庁が定める条件に従つて差出人に支払う。

第九条　権利者への支払不能

1　なんらかの理由により権利者に支払われなかつた代金引換為替の金額は、権利者のために郵便物の差出国の郵政庁が保管する。この金額は、法定の時効期間が満了した時に、同郵政庁に確定的に帰属する。

2　第四条(b)の規定に従つて請求された郵便振替口座への払込又は振替がなんらかの理由により行われないときは、代金を取り立てた郵政庁は、取立金を郵便物の差出人の利益のために代金引換為替に組み替える。

第三章　責任

第十条　責任の原則及び範囲

1　郵政庁は、代金引換為替が正規に支払われるまで、又は郵便振替口座の貸方に正規に記入されるまで、取り立てた代金について責任を負う。

2　なお、郵政庁は、代金を取り立てることなく又は代金引換金額より少額の金額を取り立てて郵便物を配達したときは、代金引換金額の限度まで責任を負う。

3　郵政庁は、代金の取立及び取立金の送付において生ずることがある遅延については、いかなる責任も負わない。

第十一条　代金引換金額を取り立てることなく名あて人に配達した郵便物の差出人への還付

1　名あて人が代金引換金額を取り立てられることなく自己に配達された郵便物を返還した場合においては、差出人は、代金引換金額の支払を受けることを放棄することと又は第十条2の規定に従つて受領した金額を返付することを条件として三箇月の期間内にこの郵便物を受け取ることができる旨を通知される。

2　差出人が郵便物を受け取つたときは、返付された金額は、損害を負担した一又は二以上の郵政庁に還付する。

3　差出人が郵便物を受け受けることを放棄したときは、その郵便物は、賠償金を支払つた一又は二以上の郵政庁の所有に帰する。

第十二条　例外

次の場合には、代金引換金額に関しては、なんらの賠償金も支払わない。

(a)　取立の欠陥が差出人の過失又は怠慢による場合

(b)　郵便物が条約第四十九条7及び9(c)並びに第六十条1、価格表記の書状及び箱物に関する約定第二条4及び5並びに第五条又は小包郵便物に関する約定第六条(a)二、三、五、六、七及び(b)並びに第二十六条に掲げる禁制に抵触するために配達されなかつた場合

(c)　条約第六十七条1に規定する期間内になんらの請求も行われなかつた場合

第十三条　賠償金の支払、求償、期間

1　賠償金の支払の義務は、郵便物の差出郵政庁が負う。もつとも、差出郵政庁は、責任郵政庁に対して求償権を行使することができる。責任郵政庁は、自己のために支払われた金額を条約第七十六条に定める条件に従つて差出郵政庁に償還しなければならない。

2　賠償金の支払を最終的に負担した郵政庁は、この賠償金額の限度において、名あて人、差出人又は第三者に対して求償権を有する。

3　書留郵便物の亡失に対する賠償金の支払期間に関する条約第七十五条の規定は、すべての種類の代金引換郵便物について、取立金又は賠償金の支払に適用する。

第十四条　取立に関する責任の決定

1　取立郵政庁は、次のことを立証することができるときは、生じた違例について責任を負わない。

(a)　差出国の郵政庁が規則を遵守しなかつたために過失が生じたこと。

(b)　自己の業務への運送に際して、郵便物及び、小包郵便物に関するときは、関係送状が所定の指示を有しなかつたこと。

2　責任が二郵政庁のいずれに属するかを明らかにすることができない場合には、両郵政庁は、平等に損害を負担する。

第四章　雑則及び最終規定

第十五条　代金引換金額の為替による清算の場合の料金の帰属

郵便物の差出国の郵政庁は、施行規則に規定する条件に従つて次の料金を割り当てる。

(a)　取立郵政庁に対しては、支払われた代金引換為替一通につき二十五サンチームの割当料金にこれらの為替の総額の四百分の一を加えた金額

(b)　必要があるときは、代金引換為替証書を航空路により返送した郵政庁に対しては、第五条1(b)に規定する料金

第十六条　条約及び約定の適用

条約及びその施行規則、価格表記の書状及び箱物に関する約定並びに小包郵便物に関する約定の規定は、この約定に反しないすべての事項について、代金引換郵便物に、特に責任に関して、適用する。

第十七条　大会議から大会議までの間において提出される議案の承認

大会議から大会議までの間において提出される議案（条約第二十七条及び第二十八条）が実施力を生ずるためには、次の票数を得なければならない。

(a)　新規定の追加に関する場合又はこの約定の第一条から第七条まで、第九条から第十五条まで、第十七条及び第十八条の規定並びにその施行規則の第百十四条の規定の修正に関する場合には、投票の三分の二

(b)　(a)に掲げる規定以外の規定の修正に関する場合には、投票の三分の二

(c)　この約定及びその施行規則の規定の解釈に関する場合には、投票の過半数。ただし、条約第三十三条に規定する仲裁に付すべき意見の相違の場合を除く。

第十八条　約定の効力発生及び有効期間

この約定は、千九百五十九年四月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、前記の諸国の政府の全権委員は、カナダ政府の記録に寄託されるべきこの約定の一通に署名した。その謄本の一通は、各締約国に交付される。

千九百五十七年十月三日にオタワで作成した。

アルバニア人民共和国のために
メルシニイ

ドイツのために
ドクトル　シュタインメッツ
ドクトル　シュスター
ドクトル　ゼーバス
ドクトル　ユング

アルゼンティン共和国のために
シルヴァ・デルビル

オーストリアのために
ドクトル　B・シャギンガー
ドクトル　P・マホルト
J・パロウベク
ヘルマニイ

ベルギーのために
ラマンス
ファッツイ
M・ロネイ
リシール

オノン

ボリヴィアのために
エルネスト・カセレス

カンボディアのために
R・ロムット

チリのために
ルイス・カルヴァハル

中国のために
劉鎔
柳克述
千潤生

コロンビア共和国のために
ホアキン・ビニェロス・コルパス
ヴィクトール・グティエレス
J・メンデス・カルヴォ
グスターヴォ・エチェヴェリ

キューバ共和国のために
F・ギゴウ
O・S・グティエレス
E・ミランダ

デンマークのために
アルネ・クロッグ
J・M・S・アンデルセン

ドミニカ共和国のために
ハンス・コーン

エジプトのために
M・バクダディ
A・バキール

M・I・ソブヒ

スペインのために
E・プロベル・デ・カレホン
ニエヴェス
アニバル・マルティン
ホセ・ヴィラノーヴァ

アフリカにおけるスペインの領土のために
E・プロベル・デ・カレホン
ニエヴェス
アニバル・マルティン
ホセ・ヴィラノーヴァ

フィンランドのために
S・J・アホーラ
ウルフォ・タルヴィチェ

フランスのために
M・フォコン
ラフェ
クロード・バトー
L・ラシェーズ
シャバール
P・ヴァネ
G・ブルトゥミユ

アルジェリアのために
M・フォコン
ラフェ
クロード・バトー
L・ラシェーズ
シャバール
P・ヴァネ
G・ブルトゥミユ

フランスの海外郵便電気通信庁によつて代表される地域全体のために
メイエール

スキナジー

ガーナのために
ギリシャのために
ジョン・フランガキス

デモプーロス

ハンガリー人民共和国のために
デディチ
G・レーヴェース

インドネシア共和国のために
A・バーサ
スムラ
A・M・ハルディガル
アヒルル・アニン

イラクのために
S・A・A・ハフィダ

アイスランド共和国のために
マグヌス・ヨクムスン

イタリアのために
レナート・リリーニ
アウレリオ・ポンシリオーネ
ブルネット・ブルネッティ

イタリアの統治下にあるソマリの地域のために
レナート・リリーニ
アウレリオ・ポンシリオーネ
ブルネット・ブルネッティ

日本国のために
萩原徹
松井一郎

ラオスのために
シタット
ヴィレホング

レバノンのために
ミシェル・オー

リビアのために
ミサラティ
A・ホベイカ

ルクセンブルグのために
ロース
ブロントゥロ

モロッコのために
ベナブド

メキシコのために
M・ヴィダル

ラウロ・F・ラミレス

モナコ公国のために
パスカン

ニカラグァのために
アントニオ・アリス

ノールウェーのために
カール・ヨハネセン

インヴァル・リード
W・ショェレン

パラグァイのために
V・カタルディ
R・ドミンゲス

オランダのために
J・D・H・ファン・デル・トールン
ホフマン
P・ダイクウェル
ブルウワー
ブッツ

オランダ領アンティール及びスリナムのために
P・H・J・ブルーセルス

ポーランド人民共和国のために

H・バチコ
J・クリメック
ボルトガルのために
T・ヤルン
M・ピアンコ
ジョルジ・ブラガ
ジョゼ・ルシアノ・ヴィエガス・デ・マトス
ジョゼ・デ・メデイロス・ラモス
A・ヌーネス・デ・フレイタス
西部アフリカにおけるボルトガルの諸州のために
テオドロ・デ・マトス・フェレイラ・デ・アギアル
東部アフリカとアジアとオセアニアとにおけるボルトガルの諸州のために
テオドロ・デ・マトス・フェレイラ・デ・アギアル
ルーマニア人民共和国のために
M・グリゴーレ
P・ポステルニク
サン・マリノ共和国のために
レイモン・レット
スウェーデンのために
アラン・フルトマン
テュレ・ニールンド
カール・アクセル・リョフイレン
スイス連邦のために
トゥアゾン
シャブイ
E・ブッツィ
シリアのために
H・ラハーム
A・カダル・バグダディ
チェッコスロヴァキアのために
ユーライ・マニャーク
タイのために
スリン・ウィセトサコン
スワーング・サグワンオング
チュニジアのために
アブデルセラム
トルコのために
A・C・ユスチェン
S・アイチェン
K・カンチュルク
ウルグァイ東方共和国のために
W・ベナヴィーデス
ヴァチカン市国のために
ガストン・ヴィンチェント
ヴェネズエラ共和国のために
エメット・P・ムルフィー
ヴィクトール・ラヴィオーザ
ヴェレス・サラス
オスカール・ミスレ
ルイス・J・グェヴァラ
ヴィエトナムのために
グエン＝ズイ＝リエン
グエン＝バ＝バッ
イエメンのために
ユーゴースラヴィア連邦人民共和国のために
N・ミラノヴィッチ
ワジィリエ・コヴァチェヴィッチ
M・ミチッチに代つて
N・ミラノヴィッチ
J・ヤニヤトヴィッチに代つて
N・ミラノヴィッチ

貯金の国際業務に関する約定

ドイツ、ベルギー、チリ、エジプト、フランス、イタリア、日本国、ノールウェー、パラグァイ、オランダ、スウェーデン、トルコ、ヴィエトナム間に締結された貯金の国際業務に関する約定

前記の諸国の政府の全権委員たる下名は、千九百五十七年十月三日にオタワで締結された万国郵便条約第二十二条の規定により、共通の合意によりかつ批准を条件として、次の約定を締結した。

第一章　序則

第一条　約定の目的

1　この約定は、締約国がその相互の関係において行うことに同意する貯金の国際業務を規制する。

2　業務は、各国の為替に関する法令により定める制限内において行う。締約国は、第二条に規定する取扱のうち一又は二以上についてのみ業務を実施する権能を有する。

3　郵政庁に直属し、又は郵便局の仲介により国の全域にわたつて活動する国立の貯金局は、前記の国際業務に参加することができる。

4　国際業務に参加する国立の貯金局が郵政庁以外の官庁に属する国においては、その国の郵政庁は、この約定の各条項の完全な実施を確保するため、当該官庁と合意しなければならない。同郵政庁は、その貯金局と他の締約国の郵政庁及び国際事務局との関係について仲介する。

5　この約定及びその施行規則において貯金局、貯金通帳及び通常貯金口座とは、一方において3にいう貯金局、並びに他方においてこの貯金局が開設した通帳及び通常貯金口座のみをいう。

第二条　業務の範囲

1　通常貯金口座の名義人は、その名義人がいる国の貯金局の仲介により、自己の口座について預入及び払いもどしを行うことができる。名義人は、同様にその口座の貯金を一の貯金局から他の貯金局に預け替えることを請求することができる。

2　貯金局は、貯金通帳の開設、通帳の取替又は更新、通帳への利子記入及び貯金の国際業務を円滑に運行するため一般に必要な書類の送達について、仲介することを承諾する。

第二章　総則

第三条　資金の送達

1　貯金の取扱の実施における資金の送達は、国際業務の郵便為替又は郵便振替により行う。この送達は、選択された方法を規制する条件に従う。

2　資金の送達の費用は、預金者の負担とする。

第四条　利子

預替に関する第十五条の規定に従うことを条件として、資金の受入又は送達を行う場合における利子の計算日は、受入口座又は払出口座を所管する貯金局が決定する。

第五条　通帳及び各種書類の送達

1　締約国の郵便局は、補正し又は審査すべき通帳の引上げについて、相互に援助を提供する。

2　通帳並びに貯金の国際業務を円滑に運行するため一般に必要な通信及び書類については、これらを締約国の郵政庁又は貯金局が他の締約国の郵政庁又は貯金局にあて送達するときは、郵便料金を免除する。通帳を包有する書状については、これを締約国の郵政庁又は貯金局が通帳の名義人に送達するときも、郵便料金を免除する。

3　送達は、最も便利な方法により行う。

4　預金者の請求による迅速な送達（特に航空路による送達）のための費用は、預金者の負担とすることができる。

第六条　預入及び預替の共通規定

預入され又は預け替えられる資金は、特に利率及び利子の計算並びに払いもどしの条件に関しては、資金を受け入れる貯金局の業務を規制する法令に従う。

第三章　預入

第七条　預入の申込

1　通常貯金口座の名義人は、その名義人がいる地の貯金局又は郵便局に資金を差し出して、自己の口座に預入を行うことができる。

2　通帳は、反対の合意がない限り、提出しなければならない。

3　締約国に居住する者は、他の締約国の貯金局に通帳を開設するため、居住国の貯金局又は郵便局に預入を行うことができる。

第八条　最高額

1　各郵政庁は、通帳に記入することができる預入金について、最低額及び最高額を定める権能を有する。

2　口座を所管する貯金局は、預入により口座の貯金が自国の内国規則で定める最高制限をこえることとなる場合には、その預入の全部又は一部を拒絶する権利を留保する。

3　預入が行われる国においては、預入される金額は、資本の輸出可能額に制限することができる。

第九条　貨幣単位の端数単位

預入金は、口座を所管する国の通貨で表示されるものとし、その表示において、預入金には、貨幣単位の端数をつけてはならない。

第十条　通帳の返送

1　通帳は、提出されているときは、預入の登記の後、職権により、預金者に直接に書留書状により返送する。

2　新規の預入により発行する通帳の場合にも、同一の方法により預金者に送達する。

第四章　払いもどし

第十一条　払いもどしの請求

1　貯金通帳の名義人は、その名義人がいる締約国の貯金局の仲介により自己の口座を所管する貯金局に請求書を送付して、自己の貯金の一部又は全部の払いもどしを受けることができる。

2　払いもどしを請求される金額は、口座を所管する国の通貨で表示する。一部払いもどしの場合には、その金額には、貨幣単位の端数をつけてはならない。

3　郵政庁が合意した国の間の関係においては、預金者は、払いもどし請求書を、自己の口座を所管する貯金局にあて直接に、かつ、自己の費用により送付することができる。

第十二条　払いもどしの承認

1　払いもどしの承認書は、口座を所管する貯金局が、預金者の居住する国の通貨により、純支払金額について作成する。承認書は、この金額に相当する資金とともに払いもどしを行う貯金局に送付する。

2　払いもどし承認書を作成する貯金局は、預金者の居住する国の通

貨に対する自国の通貨の換算割合を決定する。

第十三条　払いもどし

1　払いもどしは、締約国の法制に基く金額制限以外の金額制限を受けない。

2　払いもどしは、貯金契約の条項により受領証を提出する資格があり、かつ、承認書に指定される一又は二以上の者に直接に行う。

3　支払うべき金額は、支払国の通貨で承認書に指示された金額とし、支払貯金局のためにこの金額からのなんらの控除も行わない。ただし、支払業務が属する国の法制により必要とされるときは、この業務は、貨幣単位の端数を切り捨て、又は金額を貨幣単位の金額とする権能を有する。

第十四条　電信払いもどし

郵政庁が合意した国の間の関係においては、預金者は、自己の費用で、電信により、払いもどしを請求し、及びこれを受けることができる。郵政庁は、この業務の実施方式を定める。

第五章　預替

第十五条　預替に適用する一般原則

1　貯金口座の名義人は、その選択する他の貯金局に自己の貯金の全部又は一部を預け替えることができる。預替請求書は、締約国のいずれの貯金局又は郵便局に対しても提出することができる。

2　反対の合意がない限り、預金者は、その請求の根拠として通帳を提出しなければならない。

3　郵政庁が合意した国の間の関係においては、預金者は、内国規則により作成し、かつ、場合により通帳を添附した預替請求書を、自己の口座を所管する貯金局にあて直接に、かつ、自己の費用により送付することができる。

4　預替金額は、口座からの払出の月の末日までは資金を払い出す貯金局（「払出貯金局」という。）の負担により、翌月の最初の日からは預替を受ける貯金局（「受入貯金局」という。）の負担により利子を生ずる。

第六章　責任

第十六条　責任の範囲

1　貯金の取扱の実施のため、国際郵便為替又は郵便振替に組み替える金額は、選択された資金の送達方法について定める保障を受ける。

2　貯金局は、換算の誤り、通常貯金口座についての取扱の登記上の誤り及び、一般に、貯金の国際業務に関する書類の作成において生ずることがあるすべての誤りについて責任を負う。

3　払いもどしを仲介する貯金局は、受け入れた資金について、及び支払の取扱の正規であることについて責任を負う。

4　貯金局は、資金の送達においては、なんらの責任も負わない。

5　貯金局は、第二条2に規定する取扱の実施のため利用者により提供される通報中に不正確な事項があることについては、なんらの責任も負わない。

第十七条　責任の決定

1　責任は、誤りが生じた業務の貯金局が負う。

2　誤りについて二貯金局に責任があるとき、又は責任を決定することができないときは、当該貯金局は、平等に補正の責任を負う。

第十八条　貯金口座の補正

貯金口座の補正は、責任郵政庁に対する求償権を留保して、その口座を所管する貯金局が行う。

第十九条　貸方貯金局に対する償還

1　責任がある貯金局は、口座の補正の通知の後四箇月の期間内に、口座の補正を行つた貯金局に償還を行わなければならない。

2　貸方貯金局に対する償還は、同貯金局になんらの費用も負担させることなく行う。四箇月の期間が経過したときは、貸方貯金局に支払うべき金額は、前記の期間の満了の日から年五分の割合で利子を生ずる。

第七章　雑則及び最終規定

第二十条　条約の一般的規定の適用

条約第一部に掲げる一般的規定は、条約第七条の規定を除き、貯金の国際業務に適用する。

第二十一条　大会議から大会議までの間において提出される議案の承認

大会議から大会議までの間において提出される議案（条約第二十七条及び第二十八条）が実施力を生ずるためには、次の票数を得なければならない。

(a)　新規定の追加に関する場合又はこの約定及びその施行規則の規定の修正に関する場合には、投票の三分の二

(b)　この約定及びその施行規則の規定の解釈に関する場合には、投票の過半数。ただし、条約第三十三条に規定する仲裁に付すべき意見の相違の場合を除く。

第二十二条　約定の効力発生及び有効期間

この約定は、千九百五十九年四月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、前記の諸国の政府の全権委員は、カナダ政府の記録に寄託されるべきこの約定の一通に署名した。その謄本の一通は、各締約国に交付される。

千九百五十七年十月三日にオタワで作成した。

ドイツのために
ドクトル　シュタインメッツ
ドクトル　シュスター
ドクトル　ゼーバス
ドクトル　ユング

ベルギーのために
ラマンス
ファッツイ
M・ロネイ

リシール
オノン

チリのために
ルイス・カルヴァハル

エジプトのために
M・バクダディ
A・バキール
M・I・ソブヒ

フランスのために
M・フォコン
ラフェ
クロード・バトー
L・ラシェーズ
シャパール
P・ヴァネ
G・ブルトゥミユ

イタリアのために
レナート・リリーニ
アウレリオ・ポンシリオーネ
ブルネット・ブルネッティ

日本国のために
萩原徹
松井一郎

ノールウェーのために
カール・ヨハネセン

インヴァル・リード
W・ショエレン

パラグァイのために
V・カタルディ

R・ドミンゲス

オランダのために
J・D・H・ファン・デル・トールン
ホフマン
P・ダイクウェル
ブルウワー
ブッツ

スウェーデンのために
アラン・フルトマン
テュレ・ニールンド
カール・アクセル・リョフイレン

トルコのために
A・C・ユスチュン
S・アイチュン
K・カンチュルク

ヴィエトナムのために
グエン＝ズイ＝リエン
グエン＝バ＝バツ

審査報告書

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十六日

内閣委員長　藤田　進

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

松岡　平市
島村　軍次
大谷藤之助
苫米地義三
増原　恵吉
後藤　義隆
松村　秀逸
中野　文門
近藤　鶴代
佐野　廣

要領書

一、委員会の決定の理由

調達庁の業務は、駐留軍に必要な施設区域又は労務を提供し、或はこれらの返還を受けることであるが、本案は、この業務が、わが国の安全を保つための自衛隊の施設区域と密接な関係があるので、防衛に関する行政事務を一体的に処理しやすいように調達庁を防衛庁の所轄に移そうとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用は要しない。

審査報告書

国家公務員共済組合法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十七日

内閣委員長　藤田　進

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

松岡　平市
島村　軍次
大谷藤之助
苫米地義三
増原　恵吉
中野　文門
近藤　鶴代
佐野　廣
後藤　義隆
千葉　信
伊藤　顕道
森中　守義
矢嶋　三義
八木　幸吉
田畑　金光
永岡　光治

一、要領書

委員会の決定の理由

本案は、五現業に勤務する恩給公務員について共済組合の長期給付制度を適用する必要が生じて来たので、これを機会として国家公務員共済組合法の全部を改正し、且つ、その適用範囲を拡大するとともに、短期給付については新たに附加給付を行うことができることとし、長期給付については公務傷病による年金を新設し、更に退職給付、遺族給付等の内容を充実することとし、その他制度全般にわたり整備改善を図ろうとするもので、妥当な措置と認める。

二、費用

この法律施行に要する経費は、昭和三十三年度においては、既定予算の範囲内でまかなえる。

審査報告書

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十七日

内閣委員長　藤田　進

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

永岡　光治　　矢嶋　三義
島村　軍次　　田畑　金光
森中　守義　　千葉　信
伊藤　顕道　　八木　幸吉
松岡　平市　　大谷藤之助
苫米地義三　　増原　恵吉
中野　文門　　近藤　鶴代
後藤　義隆　　佐野　廣

要領書

一、委員会の決定の理由

本案は、国家公務員共済組合法の改正に伴い、同法の長期給付に関する規定の適用をうける五現業の恩給公務員及び全雇傭人について、一般の退職手当に関する規定の適用の特例を設けようとするもので、妥当な措置と認める。なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

この法律施行に要する経費は、昭和三十三年度においては既定予算の範囲内でまかなえる。

附帯決議

一、地方公務員で国家公務員共済組合法の長期給付の適用を受ける者の退職手当については、地方公共団体の退職手当支給条例の適用となるので、これと均衡を失しないよう政府は善処すべきである。

二、本邦外より引揚げた公務員で、本邦に上陸後他に就職することなく、一ケ年以内に現公務員となつた者の引揚げ前の勤務期間は、特別の事情ある場合は、そのものの職員としての在職期間に引続いたものとみなすべきである。

審査報告書

地方交付税法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十六日

地方行政委員長　小林　武治

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

大沢　雄一　　館　哲二
小柳　牧衛　　西郷吉之助
伊能　芳雄　　成田　一郎
本多　市郎　　加瀬　完
中田　吉雄　　松澤　兼人
鈴木　壽　　久保　等
森　八三一　　白木義一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政の現況にかんがみ、地方交付税の率を百分の二十六から百分の二十七・五に引き上げてその総額を増加し、これに伴い、普通交付税と特別交付税との割合を改めるとともに、基準財政需要額の算定方法を合理化するため、単位費用の改訂、測定単位の新設改廃及び数値の補正方法を改めること等を改正の主な内容とするもので、その趣旨は妥当と認められる。

二、費用

本法施行のために必要な経費は、昭和三十三年度交付税及び譲与税配付金特別会計に計上の地方交付税交付金、二千二百四十億余円の中に含まれている。

審査報告書

児童福祉法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十六日

社会労働委員長　阿具根　登

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

木島　虎藏　　横山　フク
勝俣　稔　　谷口弥三郎
西田　信一　　斎藤　昇
山下　義信　　藤田藤太郎
松澤　靖介　　竹中　恒夫
寺本　廣作　　木下　友敬
有馬　英二

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、母子衛生の向上及び増進を図るため、未熟児に対する保健所の職員の訪問指導及び養育医療の給付の制度を設けるとともに、母子衛生に関する都道府県知事の権限を保健所を設置する市の市長に移譲しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

児童が次の時代をになうべき国民であるのにかんがみ、政府は、児童福祉に関する施策を強化し、特に次の事項に努めるべきである。

一　児童の健全育成のための対策を早急に実施すること。

二　保育所に関しては、その配置の整備、運営の合理化を図るとともに、保育料の適正化、保母の待遇改善に努めること。

三　未熟児対策のみならず、強力なる総合的母子保健対策を実施すること。

四　児童福祉行政機構を整備拡充するとともに一般国民の理解と協力を得るよう努めること。

審査報告書

駐留軍関係離職者等臨時措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十七日

社会労働委員長　阿具根　登

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

山下　義信　　山本　經勝
藤田藤太郎　　松澤　靖介
田中　一　　竹中　恒夫
田村　文吉　　西岡　ハル
木島　虎藏　　勝俣　稔
横山　フク

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊又は本邦の領域内にあつた国際連合の軍隊の撤退等に伴い、多数の労務者が特定の地域において一時に離職を余儀なくされること等の実情にかんがみ、これらの者の生活の安定に資するための措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のためには、別に費用を要しない。

審査報告書

理化学研究所法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十七日

商工委員長　近藤　信一

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

青柳　秀夫　　高橋進太郎
古池　信三　　豊田　雅孝
小澤久太郎　　小西　英雄
阿部　竹松　　椿　繁夫
島　清　　大谷　贇雄
小幡　治和

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、科学技術に関する試験研究を総合的に行うとともに、新技術の開発を効率的に実施する等、科学技術の振興対策の強力な推進を図るために、株式会社科学研究所を改組して特殊法人理化学研究所を設けることを内容としたものである。本法案に関しては、衆議院において「役員の欠格条項」中「政党の役員」を削除するよう修正してあるが、委員会としては、衆議院における修正点も含めて科学技術振興の必要性にかんがみ、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に要する費用は、昭和三十三年度約三億三千万円である。

審査報告書

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十七日

商工委員長　沂藤　信一

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

青柳　秀夫　　高橋進太郎
古池　信三　　豊田　雅孝
小澤久太郎　　小西　英雄
阿部　竹松　　椿　繁夫
島　清　　大谷　贇雄
小幡　治和

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、（一）中小企業金融公庫の貸付対象のうち、環境衛生同業組合及び環境衛生同業組合連合会について、その構成員が中

小企業者であることを明確化すること、（二）中小企業金融公庫の業務の増大に伴いその機構の充実を図り、同公庫の業務を円滑に遂行するため、代表権を有する副総裁一名を置くこと、を内容とするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、特に費用を要しないが、今次改正による役員の給与は昭和三十三年度政府関係機関予算に計上されている。

附帯決議

今後政府は、公庫を始めこの種政府関係諸機関の役員については、努めて簡素化しその増員、役職の新設等は特に慎重を期すべきである。

審査報告書

下水道法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十七日

建設委員長　竹下　豊次

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

田中　一　岩沢　忠恭
稲浦　鹿蔵　酒井　利雄
石井　杜　鈴木　万平
小酒井義男　坂本　昭
小山邦太郎　内村　清次
杉山　昌作　平井　太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現行下水道法（明治三十三年法律第三十二号）を全面的に改正し、下水道を公共下水道と都市下水路に分け、設置その他の管理は市町村が行うこととするほか、管理に関する必要な基準、使用料及び工事負担金、国庫の補助及び資金の融通等について規定し、下水道の整備を促進しようとするものであつて概ね妥当な立法と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、昭和三十三年度においては一般会計予算に約十億三千三百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、公共下水道の整備を促進するため、公共下水道の所管に関して、一元化を図るよう、速かに所要の改正措置を講ずること。

審査報告書

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基き、輸出品検査所の支所の設置に関し承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十七日

農林水産委員長　重政　庸徳

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

柴田　栄　堀　末治
関根　久蔵　田中　啓一
仲原　善一　堀本　宜實
雨森　常夫　田中　茂穂
上林　忠次　藤野　繁雄
東　隆　北村　暢
安部キミ子　千田　正
大河原一次　北條　雋八

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、輸出検査業務の実施を円滑にするため、大阪市に神戸輸出品検査所大阪支所を、又鹿児島市に門司輸出品検査所鹿児島支所を設置するについて国会の承認を求めるものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本件の施行に要する費用は約一千二百万円であつて、昭和三十三年度一般会計輸出品検査所の運営に必要な経費一億四千二百十一万五千円に含まれて計上されている。

審査報告書

義務教育諸学校施設費国庫負担法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十七日

文教委員長　湯山　勇

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

常岡　一郎　吉江　勝保
野本　品吉　三浦　義男
林屋亀次郎　川村　松助
田中　啓一　大谷　贇雄
加賀山之雄　秋山　長造
松永　忠二　竹中　勝男
高田なほ子

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、公立の義務教育諸学校の施設の整備を促進するため、従来の国の負担又は補助に関する法律を整理して、これらの学校の建物の建築に要する経費について、国がその一部を負担することとしようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に伴う経費として、五十三億円が本年度予算に計上されている。

審査報告書

日本育英会法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十七日

文教委員長　湯山　勇

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

常岡　一郎　吉江　勝保
野本　品吉　三浦　義男
林屋亀次郎　川村　松助
田中　啓一　大谷　贇雄
加賀山之雄　秋山　長造
松永　忠二　竹中　勝男
高田なほ子

附則中「昭和三十三年四月一日」を「公布の日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、特に優秀な学徒であつて、経済的理由により著しく修学困難なものに対し、その高等学校又は大学への進学を保障する目的をもつて、学資の特別貸与を行い、その貸与金の一部の返還を免除することができるように措置するため、日本育英会法に改正規定を加えることを内容とするものであり、極めて妥当な措置と認める。

なお、施行期日について修正を行つた。

二、費用

本法施行に伴う経費として、一億八千五百万円が昭和三十三年度予算に計上されている。

審査報告書

著作権法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十七日

文教委員長　湯山　勇

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

吉江　勝保　野本　品吉
三浦　義男　林屋亀次郎
川村　松助　田中　啓一
大谷　贇雄　加賀山之雄
秋山　長造　松永　忠二
高田なほ子　竹中　勝男

第四十五条を次のように改める。

第四十五条　削除

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、著作権侵害を防止するための罰則を強化するとともに、公訴時効の特例を廃止しようとするもので、著作権保護の上から適切な措置であるが、第四十五条の法人に関する両罰規定については、その削除を妥当と認めた。

なお別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

必要としない。

附帯決議

著作権法は、明治三十二年に制定され、爾来、度々所要の改正が行われたが、最近、技術の著しい進歩に伴い、著作物の新しい利用手段が拡大され、著作権が十分に保護されない憾みがある。

よつて政府は、当面適切な措置を講ずるとともに、現行法改正の準備を一層促進し、可及的速かにその全面的改正を行うよう特段の努力をなすべきである。

審査報告書

へき地教育振興法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十七日

文教委員長　湯山　勇

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

吉江　勝保　野本　品吉
三浦　義男　林屋亀次郎
川村　松助　田中　啓一
大谷　贇雄　加賀山之雄
松永　忠二　高田なほ子
秋山　長造　竹中　勝男

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、へき地手当に関する基準を定めるとともに、国の地方公共団体に対する補助の対象を拡大し、かつ補助率を二分の一とする等の改正を行い、へき地教育の一層の振興を図ることを趣旨としており、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に伴う経費は、昭和三

十四年度以降平年度二億八千万円である。

三、国会法第五十七条の三に基く内閣の意見

内閣を代表して文部政務次官より、今後の財政負担をはじめ、種々検討すべき問題があるので、直ちに賛成できない、との答弁があつた。

審査報告書（運輸委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第一五号　私鉄電車運賃値上げ反対に関する請願

第二〇号、第一〇四号、第一〇五号、第一三五号　長野原駅、嬬恋村間鉄道敷設促進に関する請願

第一三六号　高崎、渋川両駅間鉄道複線化に関する請願

第一三七号　愛知県愛知御津町梨野踏切等の警手存置に関する請願

第一九四号、第六一八号　熊本空港整備に関する請願

第二一三号　鹿児島、日豊両線の輸送力強化に関する請願

第二六一号、第二六二号、第二九二号、第六三七号　智頭、上郡両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第三〇二号　白石、藤田両駅間鉄道改良工事施行等に関する請願

第三一三号　小本線鉄道延長工事促進に関する請願

第三一四号　一戸、久慈両駅間鉄道敷設に関する請願

第三一五号　三陸沿岸線貫鉄道未成線敷設促進に関する請願

第三四六号　中学校生徒の旅客運賃割引に関する請願

第三八六号　三陸沿岸縦貫鉄道予定線の調査線編入に関する請願

第三八七号　岩手県釜石港修築工事促進に関する請願

第三八八号　四国循環鉄道西南地域海岸線の調査線編入に関する請願

第四一八号　宮崎県油津海上保安部細島分室の海上警備救難署昇格等に関する請願

第五〇六号　常磐線鉄道電化促進等に関する請願

第五二九号、第七四五号　沼垂駅の旅客取扱に関する請願

第五九九号　山形、東京間の航空路設定等に関する請願

第六五一号、第一〇五七号　諫早、長崎両駅間鉄道新線敷設促進に関する請願

第六五七号　大阪別府航路用観光船新造に関する請願

第六九三号　岩日線広瀬、日原間鉄道建設促進に関する請願

第七四四号　南海丸遭難者遺体収容促進等に関する請願

第七五七号　造船計画実施促進等に関する請願

第七九〇号　高知県佐賀町荷稲部落に駅設置の請願

第八五〇号、第八七三号　山口県防府空港整備に関する請願

第八六六号　関西本線鉄道電化促進等に関する請願

第九一五号、第九一六五号、第九二三号、第九三〇号、第九八一号　三重県伊勢市、長島町間鉄道敷設に関する請願

第九五八号　一戸、荒屋新町両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第九六四号、第一一二九号、第一二三一号、第一二四七号　佐久間線鉄道敷設促進に関する請願

第九八〇号　福島県平市、小名浜港間鉄道敷設に関する請願

第九九七号　失業駐留軍要員のタクシー事業免許に関する請願

第一〇五八号、第一〇五九号、第一〇六〇号、第一〇九号、第一一三七号　国鉄下河原線混雑緩和対策に関する請願

第一一〇〇号　新設枕崎線の知覧町内停車場位置に関する請願

第一二七三号　新潟市に国鉄支社設置の請願

第一二九〇号、第一三七五号　山形県神町飛行場設置等に関する請願

第一三〇五号　宮城県白石市、山形県赤湯町間鉄道敷設に関する請願

第一四五三号、第一五四四号　千葉県松戸市馬橋、栃木県小山市間鉄道敷設に関する請願

第一五一五号　新旭川、幌成両駅間等鉄道敷設に関する請願

第一五五九号　自動車にどろよけを装置するの請願

第一六一四号　福島県伊南村古町、田島町滝ノ原間鉄道敷設に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十三年四月十六日

運輸委員長　天田　勝正

参議院議長松野鶴平殿

〔第二十四号参照〕

審査報告書

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十八日

大蔵委員長　河野　謙三

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

西川甚五郎　左藤　義詮
山本　米治　青木　一男
岡崎　真一　土田国太郎
廣瀬　久忠　杉山　昌作
平林　剛　天坊　裕彦
小笠原二三男　大矢　正

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、別途地方交付税法の一部を改正し、地方交付税の税率が引上げられることになるのに伴い、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰入れる金額で、所得税、法人税及び酒税の収入見込額を基礎とするものの算定の基準となる割合を百分の二七・五に引上げようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

昭和三十三年度一般会計予算には、この特別会計へ繰入れる地方交付税の税率百分の二七・五に相当する二千百二十二億一千二百五十五万円が計上されている。

審査報告書

地方鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十八日

運輸委員長代理理事　大倉　精一

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

江藤　智　三木與吉郎
井村　徳二　成田　一郎
市川　房枝　相澤　重明
柴谷　要　中村　正雄
高良　とみ　岩間　正男

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、異常な天然現象により甚大な被害を受けた地方鉄道又は軌道の経営者が自己の資力のみで復旧困難な場合、その復旧費用の一部を政府が補助し復旧を促進して民生の安定、産業の復興を図らんとするもので、委員会は適切なる措置と認める。

二、費用

この改正法律施行のため要する費用として昭和三十三年度は千四百万円が予算に計上されている。

〔第二十五号参照〕

審査報告書

職業訓練法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十一日

社会労働委員長　阿具根　登

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

木島　虎蔵　勝俣　稔
谷口弥三郎　有馬　英二
寺本　広作　斎藤　昇
植竹　春彦　山下　義信
山本　經勝　片岡　文重
藤田藤太郎　松澤　靖介
塩見　俊二　井上　清一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、労働者に対する職業訓練に関する制度を整備するとともに、労働者に技能検定を行うことにより工業その他の産業に必要な技能労働者を養成し、もつて職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済の発展に資するため、職業訓練計画、職業訓練の基準、公共職業訓練を行う施設、事業内職業訓練に対する助成、職業訓練指導員免許、国の財政的援助その他職業訓練及び技能検定に関し必要な事項を定めようとするもので、適当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法律案の施行に伴う所要経費として昭和三十三年度一般会計予算に約五億八千三百余万円、特別会計予算に約十二億五千余万円が計上されている。

附帯決議

職業訓練の振興を図るためには、学校教育との重複を避けるとともに、密接な関連のもとに行うことが肝要である。特に職業訓練をうける青少年勤労者の学校教育との二重負

担を軽減することが必要である。
よつて政府は速かに適切な措置を講ずべきである。

審査報告書
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十三年四月二十一日
内閣委員長　藤田　進
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
松岡　平市　島村　軍次
大谷藤之助　大谷　贇雄
増原　恵吉　後藤　義隆
柴田　栄　上原　正吉
矢嶋　三義　永岡　光治
田畑　金光　森中　守義
伊藤　顕道　松村　秀逸
西田　信一　剱木　亨弘

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における電子技術の著しい進歩に対処するため、従来の科学技術審議会の電子部会を廃止して、科学技術庁に諮問機関として電子技術審議会を新たに設置しようとするものであり、その措置は妥当なものと認める。
二、費用
本法律施行に伴う経費は、三十四万八千円で、昭和三十三年度予算に計上されている。

審査報告書
放射線障害防止の技術的基準に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十三年四月二十一日
内閣委員長　藤田　進
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
松岡　平市　島村　軍次
大谷藤之助　大谷　贇雄
増原　恵吉　後藤　義隆
柴田　栄　上原　正吉
矢嶋　三義　永岡　光治
田畑　金光　森中　守義
伊藤　顕道　松村　秀逸
西田　信一　剱木　亨弘

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、放射線障害防止に関する技術的基準の斉一を図るため、放射線障害の防止に関する技術的基準策定上の基本方針を明確にするとともに、従来の科学技術庁の附属機関たる放射線審議会を廃止し、総理府に附属機関として放射線審議会を新たに設置しようとするものであつて、その措置は妥当なものと認める。
二、費用
本法律施行に伴う経費は、三十六万三千円で、昭和三十三年度予算に計上されている。

審査報告書
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十三年四月二十一日
内閣委員長　藤田　進
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
八木　幸吉　剱木　亨弘
苫米地義三　上原　正吉
島村　軍次　松村　秀逸
柴田　栄　後藤　義隆
増原　恵吉　大谷　贇雄
松岡　平市　大谷藤之助

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、昨年七月十六日付の人事院勧告に基き、一般職の国家公務員に対し本年四月一日から新たに通勤手当を支給しようとするものであり、その支給範囲、支給額等は、おおむね妥当なものと認める。
二、費用
本法律施行に伴う必要な経費は、十億四千九百万円で、昭和三十三年度予算に計上されている。

審査報告書
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十三年四月二十一日
内閣委員長　藤田　進
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
島村　軍次　松岡　平市
大谷藤之助　大谷　贇雄
後藤　義隆　柴田　栄
苫米地義三　松村　秀逸
剱木　亨弘　上原　正吉

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、昭和二十七年十一月に改定されて以来一般にすえ置かれている特別職の職員の給与の額を改定するとともに、関係法令の整備を図ろうとするものであり、その措置はおおむね妥当なものと認める。
二、費用
本法律施行に伴う必要な経費は、一千九十万七千円で昭和三十三年度予算に計上されている。

審査報告書
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十三年四月二十一日
内閣委員長　藤田　進
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
松岡　平市　島村　軍次
大谷藤之助　大谷　贇雄
増原　恵吉　後藤　義隆
松村　秀逸　柴田　栄
上原　正吉　剱木　亨弘
苫米地義三

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、防衛庁職員に対し、一般職の国家公務員の例にならい通勤手当を支給することとするとともに、航空手当等の額の俸給日額に対する割合の最高限度を改めようとするものであり、その措置はおおむね妥当なものと認める。
二、費用
本法律施行に伴う必要な経費は、一億七千七百六十万円であつて、昭和三十三年度予算に計上されている。

審査報告書
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十三年四月十八日
法務委員長　青山　正一
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
棚橋　小虎　宮城タマヨ
大川　光三　小林　英三
亀田　得治　辻　武壽
吉野　信次　小山邦太郎
安井　謙　大谷　瑩潤
前田佳都男　雨森　常夫
小幡　治和　一松　定吉

要領書
一、委員会の決定の理由
この法律案は、他の特別職の職員の給与の改定にかんがみ、高等裁判所長官以上の裁判官の報酬を改定しようとするものであつて適当な措置であると認める。
二、費用
この法律施行のため昭和三十三年度において六百八万六千余円を要する。

審査報告書
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十三年四月十八日
法務委員長　青山　正一
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
大川　光三　棚橋　小虎
宮城タマヨ　亀田　得治
小林　英三　辻　武壽
吉野　信次　安井　謙
大谷　瑩潤　小山邦太郎
雨森　常夫　小幡　治和
前田佳都男　一松　定吉

要領書
一、委員会の決定の理由
この法律案は、特別職の職員の給与の改定にかんがみ、検事長以上の検察官の俸給を改定しようとするものであつて適当な措置であると認める。
二、費用
この法律施行のため昭和三十三年度において百五十三万九千余円を要する。

審査報告書
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十三年四月二十一日
議院運営委員長　安井　謙
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
佐野　廣　田中　茂穂
前田佳都男　江藤　智
大沢　雄一　杉山　昌作
小酒井義男　小林　孝平
光村　甚助　柴谷　要
横川　正市　北村　暢
阿部　竹松

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、特別職の職員の給与改訂に伴い国会議員の歳費の定額を改訂し、公務上死亡した議員

の遺族に対し特別弔慰金支給の制度を設け、また、国会の各会派に対する立法事務費の定額を改訂し、かつ、一般職の職員との権衡上議員秘書の給料を是正する等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行に伴い要する費用は、二億千八百六十六万七千円である。

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十一日

地方行政委員長　小林　武治

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

大沢　雄一　　小柳　牧衛

佐野　廣　　西郷吉之助

吉江　勝保　　白木義一郎

森　八三一　　館　哲二

伊能　芳雄　　成田　一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、さきの参議院議員の選挙方法の改正に伴う調整及び町村合併後の選挙方法を実情に即するようにし、あわせて選挙の管理執行の合理化を図ることを主眼として改正を加えようとするもので、(一)都道府県議会議員の選挙区の画定方法について郡市の合区制の規定を明確化し、(二)衆議院議員の選挙期日は、二十日前までには公示又は告示するものとし、(三)同時選挙における投開票の順序及び不在者投票の規定を合理化し、(四)選挙運動に関しては、町村の選挙についても、長に小型自動車等の使用、長及び議員につき通常葉書、ポスターの使用を認め、また、衆議院議員等の選挙運動用の通常葉書及びポスターの枚数の増加及び立会演説会の規定の整備等を図り、(五)選挙管理委員会の権能の強化及びこれに伴う機構の充実を図ること等を主な内容とする政府原案に対し、衆議院において、公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附は、政党その他の政治団体等に対するものを除き、禁止する旨の修正を加えたものであつて概ね妥当なものと認めた。

二、費用

本法施行のため必要な経費は、ポスターの増に伴うもの約二百万円、通常葉書の増に伴うもの約二千七百万円で、ともに昭和三十三年度予算衆議院議員総選挙費中に計上されている。

審査報告書

調理師法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十二日

社会労働委員長　阿具根　登

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

草葉　隆圓　　勝俣　稔

横山　フク　　田村　文吉

有馬　英二　　谷口弥三郎

山下　義信　　山本　經勝

藤田藤太郎　　片岡　文重

松澤　靖介　　中山　福藏

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国民の食生活の向上に資するため、調理師の資格等を定めて調理従業者の資質を向上させることにより調理技術の合理的な発達を図ろうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十二日

法務委員長　青山　正一

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

一松　定吉　　棚橋　小虎

大川　光三　　小林　英三

宮城タマヨ　　後藤　文夫

大谷　瑩潤　　秋山俊一郎

佐野　廣　　亀田　得治

安井　謙　　雨森　常夫

辻　武壽　　赤松　常子

第二百六十三条に一項を加える改正規定及び第二百六十四条を削る改正規定を削る。

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、最近における濱職及び暴力的行為の実情にかんがみ、悪質な斡旋贈収賄、刑事被告事件の証人等に対する面会強請又は強談威迫及び他人の生命等に害を加えることを目的とする兇器の準備を伴う集合等の行為をあらたに処罰することとするとともに輪姦的形態による強姦罪を非親告罪としようとするものであつて、妥当な措置であると認めるが毀棄罪の本質にかんがみ、労働運動の円滑なる運営及び暴力取締の実情を考慮し、別冊の通り修正を行つたほか第三者供賄の処罰等について検討する必要を認め別紙の通り附帯決議を行つた。

二、費用

この法律施行のため別に費用を要しない。

附帯決議

本改正案の趣旨並びに経緯にかんがみ、政府は、特に暴力関係の罰則（第百五条ノ二、第二百八条ノ二）の運用にあたつては、殊更に労働運動を抑圧することのないように、警察活動の行過ぎを深く戒しめ、また斡旋贈収賄罪については、政治活動を阻害しないように、その運用に留意するとともに、将来第三者供賄の処罰について検討すべきである。

右決議する。

審査報告書

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十二日

法務委員長　青山　正一

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

一松　定吉　　棚橋　小虎

大川　光三　　小林　英三

宮城タマヨ　　後藤　文夫

大谷　瑩潤　　秋山俊一郎

佐野　廣　　亀田　得治

安井　謙　　雨森　常夫

辻　武壽　　赤松　常子

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、最近における暴力事犯についての刑事手続の運用の実績にかんがみ、保釈等に関する規定を整備するとともに、証人が充分な供述をすることができるように証人尋問に関する規定についていで必要な改正をしようとするものであつて妥当な措置であると認める。

二、費用

この法律施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

証人等の被害についての給付に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十二日

法務委員長　青山　正一

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

一松　定吉　　棚橋　小虎

大川　光三　　小林　英三

宮城タマヨ　　後藤　文夫

大谷　瑩潤　　秋山俊一郎

佐野　廣　　亀田　得治

安井　謙　　雨森　常夫

辻　武壽　　赤松　常子

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における刑事事件の証人、参考人又はその近親者に対する暴力事犯の発生状況にかんがみ、証人又は参考人の供述及び出頭を確保するため、証人等がその供述又は出頭に関して他人から危害を加えられた場合に国において療養その他の給付を行うこととしようとするものであつて適切な措置であると認める。

二、費用

この法律施行のため昭和三十三年度において百万円が予算に計上されている。

審査報告書

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十二日

内閣委員長　藤田　進

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

松岡　平市　　大谷藤之助

島村　軍次　　増原　惠吉

中野　文門　　後藤　義隆

大谷　贇雄　　劍木　亨弘

永岡　光治　　矢嶋　三義

伊藤　顯道　　森中　守義

千葉　信　　上原　正吉

八木　幸吉

第二条第一項の表の改正規定を次のように改める。

第二条第一項の表を次のように改める。

行政機関の区分	定員	備考
総理府		
本府	二、三六九人	
公正取引委員会	二三七人	
国家公安委員会		
警察庁	七、六二七人	うち九九九人は、警察官とする。
国家消防本部	一〇九人	
土地調整委員会	一八人	
首都圏整備委員会	四〇人	
宮内庁	九四一人	
調達庁	三、一三七人	
行政管理庁	一、六〇一人	
北海道開発庁	五、四一〇人	
自治庁	二五六人	
防衛庁	—人	
経済企画庁	四〇二人	
科学技術庁	五七九人	
計	二三、七二六人	
法務省		
本省	四二、九〇三人	うち一〇、五〇一人は、検察庁の職員とする。
司法試験管理委員会	—人	
公安審査委員会	一〇人	
公安調達庁	一、六四三人	
計	四四、五五六人	
外務省		
本省	一、八八一人	
計	一、八八一人	
大蔵省		
本省	二一、一五六人	
国税庁	五〇、三八一人	
計	七一、五三七人	
文部省		
本省	六五、四六五人	うち六三、八七七人は、国立学校の職員とする。
文化財保護委員会	四二六人	
計	六五、八九一人	
厚生省		
本省	四四、六五二人	
計	四四、六五二人	
農林省		
本省	二六、三三七人	
食糧庁	二七、二七二人	
林野庁	二六、二四八人	
水産庁	一、四九一人	
計	八一、三四八人	
通商産業省		
本省	一二、〇一二人	
特許庁	九四四人	
中小企業庁	一七四人	
計	一三、一三〇人	
運輸省		
本省	一一、〇二八人	
船員労働委員会	五四人	
捕獲審検再審査委員会	五人	
海上保安庁	一〇、八三二人	
海難審判庁	一九一人	
気象庁	五、二六七人	
計	二七、三七七人	
郵政省		
本省	二六三、六五四人	
計	二六三、六五四人	
労働省		
本省	二〇、八〇二人	
中央労働委員会	八五人	
公共企業体等労働委員会	一二八人	
計	二一、〇一五人	
建設省		
本省	一六、四二八人	
計	一六、四二八人	
合計	六七四、一九五人	

附則第一条中「施行し、」の下に「附則第五条の規定を除くほか、」を加える。

附則に次の一条を加える。

（中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十三年法律第一四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「一二、〇一〇人」を、「一二、〇一二人」に、「一一、九九七人」を「一一、九九九人」に、「一三、一二八人」を「一三、一三〇人」に、「一三、〇七九人」を「一三、〇七七人」に、「六六七、二六一人」を「六七四、一九五人」に、「六六七、二一〇人」を「六七四、一四四人」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和三十三年度における政府の事業予定計画にかん

がみ、各行政機関におかれる職員の定員を改正し、今回、特に定員外職員一九、六一五人の定員化を図らんとするものであり、その趣旨はおおむね妥当なものと認めるが、委員会においては、定員外職員の定員化について、更に六、九三四人を定員化する旨の修正を行つた。

二、費用

本法施行に伴い、特に費用を要しない。

審査報告書

恩給法第十一条第一項等の金融機関を定める法律案

右多数をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十二日

内閣委員長　藤田　進

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

永岡　光治　矢嶋　三義
伊藤　顕道　森中　守義
千葉　信　剱木　亨弘
上原　正吉　後藤　義隆
松岡　平市　大谷藤之助
大谷　贇雄　増原　恵吉
中野　文門

本則中「国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第二十八条第二項」を「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第　　号）第四十九条」に改める。

附則第二項中「第二十八条第二項」を「第四十九条」に改め、附則に次の三項を加える。

7　国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「国民金融公庫」の下に「及び労働金庫」を加える。

8　農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項中「国民金融公庫」の下に「及び別に法律で定める金融機関」を加える。

附則第九条（見出しを含む。）中「国民金融公庫」の下に「及び労働金庫」を加える。

附則に次の一条を加える。

（恩給法第十一条第一項等の金融機関を定める法律の一部改正）

第十五条　恩給法第十一条第一項等の金融機関を定める法律（昭和三十年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

本則中「第二十八条第二項」の下に「、農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第　　号）第三十三条第二項」を加える。

9　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項（見出しを含む。）中「国民金融公庫」の下に「及び労働金庫」を加える。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、恩給担保金融の現況にかんがみ、その円滑化を図るため、恩給、遺族年金等は、労働金庫に対しても担保に供することができるようにするものであり、その措置は妥当と認める。なお、本法律案提案後における他の法律との関係上所要の修正を行つた。

二、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十二日

内閣委員長　藤田　進

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

松岡　平市　大谷藤之助
大谷　贇雄　増原　恵吉
中野　文門　後藤　義隆
上原　正吉　剱木　亨弘
永岡　光治　矢嶋　三義
伊藤　顕道　森中　守義
千葉　信

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国家公務員に支給される寒冷地手当及び石炭手当の支給額の限度をそれぞれ引き上げようとするものであり、その措置はおおむね妥当と認める。

二、費用

本法律施行に伴う必要な経費は約七億六千九百万円である。

三、国会法第五十七条の三に基く内閣の意見

本法律施行に伴う詳細な経費を検討すれば約三十一億円を要し昭和三十三年度予算にも計上されてない現況であり、且つ法案自体も検討を要すべき点があるので反対である。

〔第二十六号参照〕

審査報告書

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月十八日

農林水産委員長　重政　庸徳

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

柴田　栄　堀　末治
関根　久藏　田中　啓一
堀本　宜實　仲原　善一
田中　茂穂　植竹　春彦
雨森　常夫　北條　雋八
藤野　繁雄　東　隆
戸叶　武　北村　暢
河合　義一　上林　忠次
千田　正

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、(一)農林漁業金融公庫に対する政府からの出資金を八十億円増額し、(二)公庫の役員として副総裁一人を置き、(三)農産物価格安定法第二条第一項に規定する農産物等を新規の用途に向けるための製造又は加工の事業を営む者に対し必要な施設を改良、造成又は取得するために要する資金の融通を行うことができることとしようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

この法律施行のため、政府から公庫に対する出資金八十億円は、昭和三十三年度産業投資特別会計投資計画に予定されている。

附帯決議

政府は、次の事項に関して遺憾なく措置すべきである。

一、速かに現行農林漁業金融制度に根本的な検討を加え、これが整備拡充を図り、もつて農林漁業金融の円滑を期し、特に制度金融と系統金融との調整を図り、両者関係機関の業務及び機構等についても徒らに紛乱摩擦等を惹き起すことのないよう留意すること。

二、農林漁業金融公庫に対する政府の出資金の増大に努め、公庫の業務の簡素化を促し、もつて融資の円滑化と資金コストの低下を図ること。

三、公庫の融資は法第一条の目的に副つて農林漁業者の農林漁業の生産力の維持増進及び自作農の維持創設に重点をおくべきこと。

四、農林・外務及び大蔵三省において緊密な連絡を保ち、農業移住に関する金融の抜本的対策を確立し、併せて移住者の財産処分に対しても遺憾なき措置を講ずること。

五、「非補助小団地等土地改良事業助成基金」の実施に当つては、地元の意向を充分に斟酌し、且つその負担等に考慮を払い、補助と平行して両者の効率的な運用に努め、基金の設置によつて補助を縮少することなく、これが拡大のため万全を期すること。

審査報告書

臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十二日

農林水産委員長　重政　庸徳

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

柴田　栄　関根　久藏
田中　啓一　雨森　常夫
堀本　宜實　北條　雋八
田中　茂穂　仲原　善一
秋山俊一郎　千田　正
上林　忠次　藤野　繁雄
堀　末治

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、農林大臣が保管団体に対して行う肥料の買取の指示について、現行法では必ず指示することになつているのを、肥料需給の現況にかんがみ、必要があると認められるときに指示することができることに改めようとするものであつて妥当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため別に費用を要しない。

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部十五円（但し良質紙は二十円）（配送料共）
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局　電話九段(33)五三一一—五三九官報課

昭和二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報 号外

昭和三十三年四月二十五日

○第二十八回国会 参議院会議録追録（その三）

審査報告書

養鶏振興法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十二日

農林水産委員長　重政　庸徳

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

柴田　栄　堀　末治
関根　久蔵　秋山俊一郎
雨森　常夫　堀本　宜實
戸叶　武　田中　茂穂
仲原　善一　藤野　繁雄
東　隆　北村　暢
河合　義一　北條　雋八

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、養鶏の振興を図り、農業経営の安定と国民食生活の改善に資するため、鶏の改良増殖に関し必要な事項を定め、ふ化業者の事業場につき登録の制度を設け、養鶏経営の改善及び鶏卵の需給調整のため必要な国の助成措置を講じ、農林省に養鶏振興審議会を設置しようとするものであつて妥当な措置と認める。

二、費用

この法律の施行に要する費用は平年度約一億六千万円を見込まれ、これが予算措置は今後に残されている。

三、国会法第五十七条の三に基く内閣の意見

内閣を代表して瀬戸山農林政務次官から、本法案については昭和三十三年度予算に予定されていないので、予算等との関係上にわかに賛成しがたいが、国会の議決があれば、その趣旨に副い国の財政の許す範囲内において努力する所存であるとの意見が述べられた。

審査報告書

医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十二日

社会労働委員長　阿具根　登

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

勝俣　稔　横山　フク
斎藤　昇　田村　文吉
有馬　英二　谷口弥三郎
山下　義信　山本　經勝
藤田藤太郎　片岡　文重
松澤　靖介　中山　福藏

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一定の資格のある者の医師又は歯科医師の免許及び試験に関し、従前の例による特例試験を受けることができる回数についての制限をなくし、また、引揚者のうち一定の資格のある者に対し歯科技工士の受験資格に関し特例を認める等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

この法律の施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十二日

社会労働委員長　阿具根　登

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

草葉　隆圓　木島　虎藏
勝俣　稔　横山　フク
斎藤　昇　有馬　英二
植竹　春彦　谷口弥三郎
中山　福藏　田村　文吉
塩見　俊二

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日雇労働者健康保険における保険給付の内容を改善するため、傷病手当金及び出産手当金の制度を創設するとともに、療養の給付及び家族療養費の支給に要する費用に対する国庫負担の割合を明らかにし、かつ、保険料の額及び療養の給付の受給手続の合理化を図る等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

なお、別紙のような附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行に伴う経費として、昭和三十三年度一般会計予算に、十一億三千五百九十三万円を計上している。

附帯決議

日雇健康保険の給付内容は、本改正によつてもなお、不充分であるので、国民皆保険の一環として速かに健康保険の水準にまで引上げるよう努力すべきである。

即ち、政府は、更に国庫負担を大幅に引上げることによつて、療養給付期間の延長、傷病手当金及び出産手当金の給付期間の延長、待期間の短縮、ほ育手当の新設並びに適用範囲の拡大を図るよう努力すべきである。

なお、被保険者の便に資するため事務手続の一層の簡易化をはかるよう努力すべきである。

審査報告書

首都圏市街地開発区域整備法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　竹下　豐次

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

岩沢　忠恭　石井　桂
酒井　利雄　迫水　久常
鈴木　万平　村上　義一
坂本　昭　内村　清次
重盛　壽治　武藤　常介

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）の規定に基き、市街地開発区域内における宅地の造成その他同区域の整備に関し、必要な助成措置等を定め首都圏の育成発展を図ろうとす

るものであつて、概ね妥当なる立法と認める。

二、費用

本法施行のためには、別に費用を要しない。

審査報告書

義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて報告する。

昭和三十三年四月二十二日

文教委員長　湯山　勇

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

野本　品吉　三浦　義男
大野木秀次郎　川村　松助
吉田　萬次　苫米地義三
常岡　一郎　大和　与一
高田なほ子　松永　忠二
秋山　長造　竹中　勝男

附則第一項中「昭和三十三年四月一日から施行する。」を「公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、公立の義務教育諸学校並びに公立の養護学校の小学部及び中学部における教材に要する経費について国庫負担率を二分の一とすること、これらの学校の学校図書館の図書に要する経費の国庫負担は義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法によつて行うこととすることを内容とするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の通り施行期日について修正を行つた。

二、費用

本法施行に伴う経費十五億円が、本年度予算に計上されている。

審査報告書

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十二日

文教委員長　湯山　勇

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

野本　品吉　三浦　義男
川村　松助　林屋亀次郎
吉田　萬次　苫米地義三
下條　康麿　常岡　一郎
大野木秀次郎　吉田　法晴
大和　与一　高田なほ子
松永　忠二　秋山　長造
竹中　勝男

附則第五項中「学級規模の適正化に努めなければならない。」を「学級規模の適正化を行うものとする。」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、公立の義務教育諸学校についても、学校給食費の全部又は一部を国が支弁することとするほか、若干の規定を整備するための改正法であつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に伴う必要経費七億七千八百万円が、本年度予算に計上されている。

審査報告書

盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十二日

文教委員長　湯山　勇

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

竹中　勝男　秋山　長造
松永　忠二　高田なほ子
吉田　法晴　林屋亀次郎
下條　康麿　三浦　義男
野本　品吉　川村　松助

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部に就学する者についても、学校給食費の全部又は一部を国が支弁することとするほか、若干の規定を整備するための改正法であつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に伴う必要経費八百万円が本年度予算に計上されている。

審査報告書

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十二日

文教委員長　湯山　勇

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

竹中　勝男　秋山　長造
松永　忠二　高田なほ子
吉田　法晴　常岡　一郎
林屋亀次郎　川村　松助
下條　康麿　三浦　義男
野本　品吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本法の内容は、国立又は公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給対象に、工業又は商船に係る産業教育に関する教育を加えることと、新たに農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する実習助手にも産業教育手当を支給するように改正するものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に伴う経費は、平年度約二百七十万円である。

審査報告書

青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十二日

内閣委員長　藤田　進

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

永岡　光治　矢嶋　三義
伊藤　顯道　森中　守義
剱木　亨弘　松岡　平市
島村　軍次　大谷藤之助
大谷　贇雄　増原　恵吉
中野　文門　後藤　義隆
上原　正吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中央青少年問題協議会の事務を処理させるため、同協議会に事務局を設置しようとするものであり、妥当な措置と認める。

二、費用

本法律施行に伴い、事務局設置費として四百八十三万五千円が昭

和三十三年度予算に計上されている。

審査報告書（運輸委員会第二号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第一六一六号、第一六九四号、第一七〇二号、第一七一五号、第一七一六号　自動車にどろよけを装置するの請願

第一六一七号、第一七一七号　新潟市に国鉄支社設置の請願

第一六四八号　姫新線鉄道輸送力の拡大強化に関する請願

第一六四九号　瀬戸、西大寺両駅間に新駅設置の請願

第一七〇一号　神立、高浜両駅間の茨城県千代田村逆西地先に踏切警報機設置等の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十三年四月二十二日

運輸委員長　天田　勝正

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書（地方行政委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第一四九号　山形県の市町村に未開発度補正適用の請願

第一五七号、第三九七号、第四〇七号、第四九八号、第七六一号、第八四七号、第一一四六号、第一四五二号　遊興飲食に対する免税点引上げの請願

第二一〇号　奄美群島産業開発基金制度に関する請願

第二二一号　市町村立全日制高等学校教職員の在職期間通算に関する請願

第四五五号　林道項目を東北開発促進法第十二条第二項に規定する重要事業に追加するの請願

第六二八号　町村財政確立に関する請願

第六三三号　新町村建設推進に関する請願

第一六二二号　地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律の有効期限延長に関する請願

第一六二三号　自治体営病院事業の企業債償還期限改正等に関する請願

第一六四三号　町村財政確立等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十三年四月二十二日

地方行政委員長　小林　武治

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十三日

法務委員長　青山　正一

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

棚橋　小虎　大川　光三

宮城タマヨ　大谷　瑩潤

後藤　文夫　辻　武壽

雨森　常夫　亀田　得治

小林　英三　秋山俊一郎

一松　定吉

第二条の改正規定中「一万九千八百九十人」を「一万九千九百一人」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、第一審を充実強化するため下級裁判所の裁判官の員数を増加するほか二箇月以内の期間を定めて雇用されている者の定数の一部を裁判官以外の裁判所の職員の員数に組入れようとするものであつて、適切な措置であると認めるが、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の修正に対応し、裁判所の定員外職員のうち家庭裁判所医務室に勤務する十一名について別冊の通り修正を行つた。

二、費用

この法律案施行のため判事補について、約一千二百五十九万四千円を要するがその他については特段の予算措置を要しない。

審査報告書

昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書（その2）

昭和三十一年度特別会計予備費使用総調書（その2）

昭和三十一年度特別会計予算総則第十条に基く使用総調書

昭和三十一年度特別会計予算総則第十一条に基く使用総調書

昭和三十二年度一般会計予備費使用総調書（その1）

昭和三十二年度特別会計予備費使用総調書（その1）

昭和三十二年度特別会計予算総則第十三条に基く使用総調書

右全会一致をもつて承諾を与うべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十三日

決算委員長　高野　一夫

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

平島　敏夫　松村　秀逸

仲原　善一　大谷　贇雄

石井　桂　武藤　常介

増原　恵吉　吉江　勝保

永野　護　相澤　重明

東　隆　相馬　助治

奥　むめお　大倉　精一

鈴木　一　大矢　正

要領書

委員会の決定の理由

一、昭和三十一年度一般会計予備費の予算額は八十億円であつて、このうち、昭和三十二年一月十一日から同年三月三十日までの間において使用した金額は、二十三億三千余万円である。

二、昭和三十一年度各特別会計予備費の予算総額は七百十七億百余万円であつて、このうち、昭和三十二年一月八日から同年三月二十九日までの間において使用した金額は、二十八億五千八百余万円である。

三、昭和三十一年度特別会計予算総則第十条に基き、予備費使用の例に準じて予算を超過して支出したものは三件であつて、その金額は三億一千七百余万円である。

四、昭和三十一年度特別会計予算総則第十一条に基き、予備費使用の例に準じて予算を超過して支出したものは一件であつて、その金額は三億三千五百万円である。

五、昭和三十二年度一般会計予備費の予算額は八十億円であつて、このうち、昭和三十二年五月十五日から同年十二月二十七日までの間において使用した金額は五十九億四百余万円である。

六、昭和三十二年度各特別会計予備費の予算総額は七百二十一億七千九百余万円であつて、このうち、昭和三十二年六月二十五日から同年十二月二十七日までの間において使用した金額は三百六億四千二百余万円である。

七、昭和三十二年度特別会計予算総則第十三条に基き、予備費使用の例に準じて予算を超過して支出したものは一件であつて、その金額は七千五百万円である。

以上七件について審査した結果、

いずれも適当な支出であると認めた。

審査報告書

けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十三日

社会労働委員長　阿具根　登

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

斎藤　昇　木島　虎藏
勝俣　稔　谷口弥三郎
有馬　英二　鈴木　万平
井上　清一　山下　義信
山本　經勝　藤田藤太郎
松澤　靖介　木下　友敬
草葉　隆圓　塩見　俊二

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の規定による療養給付の給付期間が経過しても、なお療養を必要とすると都道府県労働基準局長が認定した者に対しては、当分の間、療養給付を行うとともに、その者が当該療養のため労働できず、かつ、賃金を受けない場合においては、その療養の期間につき傷病手当を支給しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行に要する経費として昭和三十三年度総額約一億円である。

三、国会法第五十七条の三に基く内閣の意見

委員会の趣旨を尊重して善処したい。

審査報告書

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十三日

逓信委員長　宮田　重文

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

前田佳都男　石坂　豊一
野田　俊作　奥　むめお
三木　治朗　横川　正市
鈴木　強　山田　節男
光村　甚助　黒川　武雄
長谷部ひろ　新谷寅三郎
松平　勇雄　手島　栄

要領書

一、委員会の決定の理由

本委員会は、地域団体加入電話及び加入電信についてその提供条件を定めようとするもの等であり、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

電話加入権質に関する臨時特例法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十三日

逓信委員長　宮田　重文

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

手島　栄　松平　勇雄
新谷寅三郎　長谷部ひろ
吉田　萬次　川村　松助
石坂　豊一　前田佳都男
横川　正市　鈴木　強
山田　節男　光村　甚助

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は資金の調達を円滑にするため、電話加入権について臨時に質権制度を設けるものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

日本貿易振興会法案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十三日

商工委員長　近藤　信一

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

青柳　秀夫　高橋進太郎
古池　信三　小澤久太郎
三木與吉郎　小幡　治和
椿　繁夫　相馬　助治
阿部　竹松　大竹平八郎
赤松　常子　高橋　衛

第十二条を次のように改める。

（役員の欠格条項）

第十二条　国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

第十三条中「前条各号の一」を「前条の規定により役員となることができない者」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、従来の財団法人海外貿易振興会を改組して、特殊法人日本貿易振興会を設立し、政府から二十億円を出資してその経済的基礎を確立するとともに、海外市場の調査、国際見本市への参加、広報宣伝活動等の貿易振興事業を強力に推進しようとするものであり、わが国の輸出の振興を図り、ひいてはわが国の経済基盤の拡大発展のためにおおむね妥当な措置であると認める。

なお、役員の欠格条項について別冊の如く修正した。

二、費用

昭和三十三年度予算に、出資金として二十億円、その他事業費補助として約十億円が計上されている。

審査報告書

中小企業信用保険公庫法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十三日

商工委員長　近藤　信一

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

青柳　秀夫　高橋進太郎
古池　信三　小澤久太郎
三木與吉郎　小幡　治和
椿　繁夫　相馬　助治
阿部　竹松　大竹平八郎
赤松　常子　高橋　衛

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業者の債務の保証等につき保険を行うとともに、信用保証協会に対してその業務に必要な資金を融通することにより、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にすることを目的とする中小企業信用保険公庫を設立することとし、その資本金、組織、業務及び会計等について規定しようとするものであつて、中小企業信用補完制度に関する機構の

強化と機能の拡充に資するため妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、昭和三十三年一般会計予算に政府の出資に要する費用として八十五億円が計上されている。

審査報告書

中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十三日

商工委員長　近藤　信一

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

青柳　秀夫　高橋進太郎
古池　信三　小澤久太郎
三木與吉郎　小幡　治和
椿　繁夫　相馬　助治
阿部　竹松　大竹平八郎
赤松　常子　高橋　衛

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業信用保険公庫法の施行に伴い、中小企業信用保険法につき、信用保証協会を相手方とする包括保証保険制度を大幅に拡大する反面、従来の融資保険、普通保証保険制度はその機能を縮少し暫く存置せしめるとともに、金融機関を相手方とする保証保険を廃止するなどの措置をとるほか、関係法律についても所要の改正を行つているが、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

〔第二十七号参照〕

審査報告書

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十三日

法務委員長　青山　正一

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

一松　定吉　棚橋　小虎
大川　光三　宮城タマヨ
小林　英三　大谷　瑩潤
後藤　文夫　辻　武壽
雨森　常夫　秋山俊一郎
亀田　得治

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、一般公務員の恩給の増額に伴い、昭和二十八年十二月三十一日以前に給与事由の生じた執行吏の恩給を増額しようとするものであつて妥当な措置であると認める。

二、費用

この法律施行のため昭和三十三年度において約一万六千余円を要する。

審査報告書

恩赦法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十三日

法務委員長　青山　正一

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

大谷　瑩潤　一松　定吉
棚橋　小虎　小林　英三
大川　光三　雨森　常夫
秋山俊一郎　亀田　得治
藤原　道子　後藤　文夫

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、大赦又は政令による減刑若しくは復権の決定にあたり、その適正を期するため内閣に恩赦審議会を置こうとするものであつて妥当な措置であると認めるが、審議会委員の構成等について民意を十分反映させる必要を認め別紙の通り附帯決議を行つた。

二、費用

この法律施行のため別に費用を要しない。

附帯決議

恩赦制度の精神にかんがみ、政府は、恩赦法の運用に慎重を期すべきは勿論、審議会委員の構成等については、民意を十分反映させうるように検討すべきである。

右決議する。

審査報告書

自治庁設置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十三日

内閣委員長　藤田　進

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

松岡　平市　島村　軍次
大谷藤之助　大谷　贇雄
増原　恵吉　後藤　義隆
上原　正吉　中野　文門
永岡　光治　矢嶋　三義
田畑　金光　伊藤　顕道
森中　守義　千葉　信

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、自治庁が昭和二十七年に設置されて以来、町村合併、地方財政の再建、新市町村の建設、地方税財政制度の改正等により、その所掌事務が逐年著しく増加して来たのに伴い、その円滑な遂行を図るため、長官官房に官房長を置き、長官官房と財政局の所掌事務について調整を加えるとともに、学識経験者のうちから任命される参与については任期を定めようとするもので、妥当な措置と認める。

二、費用

本法律施行に伴う必要な経費は、約四十万円が昭和三十三年度予算に計上されている。

審査報告書

建設省設置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十三日

内閣委員長　藤田　進

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

松岡　平市　島村　軍次
大谷藤之助　大谷　贇雄
増原　恵吉　後藤　義隆
上原　正吉　中野　文門
永岡　光治　矢嶋　三義
田畑　金光　伊藤　顕道
森中　守義　千葉　信

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、政府が昭和三十三年度において、道路の整備を国の最重要施策の一として取り上げ、新道路整備五ケ年計画に基く道路整備事業を強力に推進するのに伴い、道路局に次長一人を置くとともに、地方支分部局として北陸地方建設局及び四国地方建設局を増設しようとするもので、妥当な措置と認める。

二、費用
本法律施行に伴う必要な経費は三千三百万円で、昭和三十三年度予算に計上されている。

審査報告書
文部省設置法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十三年四月二十三日
内閣委員長　藤田　進
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
松岡　平市　島村　軍次
大谷藤之助　大谷　贇雄
西田　信一　増原　恵吉
後藤　義隆　剱木　亨弘
上原　正吉　松村　秀逸
中野　文門　永岡　光治
矢嶋　三義　田畑　金光
伊藤　顕道　森中　守義
千葉　信

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、従来から文部省の所掌している学校体育、社会体育ならびにこれらに関連する施策を強力に推進するため、内部部局として体育局を置くとともに、本年十二月一日より国立西洋美術館を設置しようとするもので、適当な措置と認める。
二、費用
本法律施行に伴う必要な経費は、七千七百万円で、昭和三十三年度予算に計上されている。

審査報告書
総理府設置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十三年四月二十三日
内閣委員長　藤田　進
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
永岡　光治　矢嶋　三義
田畑　金光　伊藤　顕道
森中　守義　千葉　信
八木　幸吉　松岡　平市
島村　軍次　大谷藤之助
大谷　贇雄　増原　恵吉
後藤　義隆　上原　正吉
中野　文門

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、現在の南方連絡事務局を改組し、総理府本府に、南方地域及び北方地域に関する事務を行わせるため、内部部局として特別地域連絡局を、また総理府の附属機関として日本政府南方連絡事務所を置こうとするもので、妥当な措置と認める。
二、費用
本法律施行に伴う必要な経費は、五百万円で、昭和三十三年度予算に計上されている。

審査報告書
恩給法等の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十三年四月二十三日
内閣委員長　藤田　進
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
松岡　平市　島村　軍次
大谷藤之助　大谷　贇雄
増原　恵吉　西田　信一
後藤　義隆　上原　正吉
松村　秀逸　剱木　亨弘
中野　文門　八木　幸吉

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、昭和三十二年十一月十五日の臨時恩給等調査会の報告の趣旨にかんがみ、戦没軍人の遺族、戦傷病者、老齢の退職公務員等の処遇の改善を図るため、恩給法、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）等の一部を改正し、その他所要の措置を講じようとするもので、妥当な措置と認める。
二、費用
本法律施行に伴う必要な経費は、昭和三十三年度においては、三十三億六千四百万円であり、既に予算に計上されている。なお、平年度は、二百六十九億一千万円を要する。

審査報告書
旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十三年四月二十三日
内閣委員長　藤田　進
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
島村　軍次　松岡　平市
大谷　贇雄　大谷藤之助
西田　信一　増原　恵吉
後藤　義隆　上原　正吉
松村　秀逸　剱木　亨弘
永岡　光治　矢嶋　三義
千葉　信　森中　守義
伊藤　顕道　田畑　金光
中野　文門

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の支給の実情にかんがみ、その額を恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正の内容に準じて改定しようとするもので、妥当な措置と認める。
二、費用
本法律施行に伴う必要な経費は、昭和三十三年度においては二千七百五十万円で、既に予算に計上されている。なお、平年度は二億二千万円を要する。

審査報告書
国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十三年四月二十三日
内閣委員長　藤田　進
参議院議長松野鶴平殿

審査報告書
内閣法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十三年四月二十三日
内閣委員長　藤田　進
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
松岡　平市　島村　軍次
大谷藤之助　増原　恵吉
西田　信一　後藤　義隆
剱木　亨弘　上原　正吉
松村　秀逸　中野　文門

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、内閣官房の所掌事務のうち、特に情報に関する事務の総合調整についての機能の向上を図るため職員を増員しようとするもので、適当な措置と認める。
二、費用
本法律施行に伴う必要な経費は、二千四百三十八万四千円で、昭和三十三年度予算に計上されている。

多数意見者署名
大谷藤之助　大谷　贇雄
西田　信一　増原　恵吉
後藤　義隆　上原　正吉
松村　秀逸　中野　文門

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、国防会議事務局の事務遂行の円滑化を図るため、国防会議事務局の職員の定員を増加しようとするもので、適当な措置と認める。
二、費用
本法律施行に伴う必要な経費は九十六万四千円で、昭和三十三年度予算に計上されている。

審査報告書

水洗炭業に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十三年四月二十三日
商工委員長　近藤　信一
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
青柳　秀夫　高橋進太郎
古池　信三　小澤久太郎
三木與吉郎　小幡　治和
椿　繁夫　相馬　助治
阿部　竹松　大竹平八郎
赤松　常子　高橋　衛

要領書

一、委員会の決定の理由
この法律案は、水洗炭業者の登録の実施、その作業方法の規制等により、水洗炭業による被害を防止し、被害者を保護し、事業の健全な運営を確保しようとするものである。
委員会は右の措置を妥当なものであると認めた。
二、費用
別に費用を要しない。

審査報告書

航空機工業振興法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十三年四月二十三日
商工委員長　近藤　信一
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
青柳　秀夫　高橋進太郎
古池　信三　小澤久太郎
三木與吉郎　相馬　助治
阿部　竹松　小幡　治和
小山邦太郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、中型輸送用航空機などの国産化を促進し、併せて技術の向上と国際収支の改善目的として、(一)通商産業省内に航空機工業審議会を設置し、(二)国有の試験研究施設を時価より低廉に使用せしめ、更に(三)政府は設備資金の確保に努めること等を規定せんとするもので、航空機工業の振興に役立ち、かつ雇用の増加と中小企業の近代化などに資する措置としておおむね妥当な方策と認められる。
二、費用
昭和三十三年度一般会計予算に、中型輸送機試作研究費補助として、一億二千万円を計上している。

審査報告書（法務委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。
第一二九号、第八九七号　名古屋刑務所移転に関する請願
第三六〇号、第六六七号、第一二〇〇号　更生保護事業の強化に関する請願
第四二三号　福井地方法務局大野支局新庁舎建設促進に関する請願
第四二四号　福井地方、家庭裁判所大野支部新庁舎建設促進に関する請願
第四二五号　福井地方検察庁大野支部新庁舎建設促進に関する請願
第四七五号　新潟地方法務局柏崎支局庁舎新築に関する請願（別紙意見書案添付）
第七一一号　新潟県糸魚川区検察庁庁舎新築に関する請願（別紙意見書案添付）
第七二五号、第九九一号、第一四四七号、第一七六三号、第一七六四号、第一七六五号　飲酒による犯罪処罰の請願（別紙意見書案添付）
第一五六一号　岐阜県中津川簡易裁判所庁舎新築に関する請願
第一八〇五号　都城拘置支所設置に関する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和三十三年四月二十三日
法務委員長　青山　正一
参議院議長松野鶴平殿

意見書案

新潟地方法務局柏崎支局庁舎新築に関する請願（第四七五号）
右の請願は新潟地方法務局柏崎支局が現在裁判所の老朽狭隘の建物の一部を使用し、業務遂行上、一大支障をきたしているにかんがみ、本庁舎新築費を昭和三十三年度予算に計上せられたい。
との趣旨であつて参議院は本請願が同庁舎の新築費の予算化を可及的速かに実現せられたいとの願意を有するものとして、妥当なものと認める。

意見書案

新潟県糸魚川区検察庁舎新築に関する請願（第七一一号）
右の請願は、新潟県糸魚川区検察庁が、現在裁判所の一隅を使用し、しかも老朽狭隘のため、業務遂行上、又市の財政上にも重大な支障をきたしているにかんがみ同庁舎改築に必要な経費を昭和三十三年度予算に計上せられたい。
との趣旨であつて、参議院は、本請願が同庁舎の新築費の予算化を速かに実現せられたいとの願意を有するものとして、妥当なものと認める。

審査報告書（農林水産委員会第二号）

一、議院の会議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。
第一七四二号、第一七四三号、第一七五九号、第一七八三号、第一七九六号、第一七九七号　地方卸売市場に関する立法措置の請願
第一七八二号　蚕糸業の危機打開対策強化に関する請願
第一八一二号　岩手県長部漁港南防波堤構築等に関する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和三十三年四月二十三日
農林水産委員長　重政　庸徳
参議院議長松野鶴平殿

〔第二十八号参照〕

審査報告書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十四日

商工委員長　近藤　信一

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

青柳　秀夫　高橋進太郎
高橋　衛　小幡　治和
小澤久太郎　三木與吉郎
阿部　竹松　椿　繁夫
小西　英雄

要領書

一、委員会の決定の理由

現行の「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」によれば、核燃料物質を使用する際、その用途と使用量の如何を問わず、すべて政府の許可を要することになつているのであるが、本改正法案によつて、特定の種類の核燃料物質を原子力利用以外に、しかも微量に使用する場合は許可を要しないこととし、その譲渡及び譲受の制限も緩和しようとするものである。

委員会としては、現行法の合理的運用という見地より妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のための特別な費用は要しない。

審査報告書

北海道地下資源開発株式会社法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十四日

商工委員長　近藤　信一

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

青柳　秀夫　高橋進太郎
高橋　衛　小幡　治和
小澤久太郎　三木與吉郎
阿部　竹松　椿　繁夫
小西　英雄

要領書

一、委員会の決定の理由

この法案は、北海道における地下資源の開発を促進するため、採鉱等の事業を行う特殊会社として北海道地下資源開発株式会社を設立しようとするものであつて、その組織及び業務等に関し、所要の規定が設けられている。

衆議院において、会社の本店所在地を札幌市に改める等若干の修正が加えられた。

本委員会においては、右の措置を妥当なものであると認めた。

なお、別紙の通り附帯決議を行つた。

二、費用

昭和三十三年度特別会計予算に、産業投資特別会計より、本会社への出資二億円が計上されている。

附帯決議

政府は本法の施行に当り特に次の諸点を配慮すべきである。

一、会社の機構は簡素のものとすること

二、資金の効率的使用を図ること

三、年次的事業計画を具体的に策定し強力に推進すること

審査報告書

相続税法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十四日

大蔵委員長　河野　謙三

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

西川甚五郎　木内　四郎
宮澤　喜一　山本　米治
青木　一男　土田国太郎
木暮武太夫　廣瀬　久忠
天坊　裕彦　岡崎　眞一
平林　剛　栗山　良夫
高橋　衛　大矢　正
杉山　昌作　小笠原二三男
塩見　俊二

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、財産相続の現状にかんがみ、相続税について、課税方式を改正するとともに、中小財産階層の相続税負担を軽減するため、課税最低限の引上げ、税率の緩和等を行い、あわせて贈与に対する課税の合理化等を図ろうとするものであつて適当な措置と認める。

二、費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は本年度約十八億二千九百万円である。

審査報告書

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十四日

大蔵委員長　河野　謙三

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

木内　四郎　西川甚五郎
宮澤　喜一　山本　米治
青木　一男　土田国太郎
木暮武太夫　廣瀬　久忠
天坊　裕彦　岡崎　眞一
平林　剛　栗山　良夫
高橋　衛　大矢　正
杉山　昌作　小笠原二三男
塩見　俊二

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は日本開発銀行の業務の円滑な運営を図るため、借入金の限度等を拡張しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十四日

逓信委員長　宮田　重文

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

光村　甚助　手島　栄
松平　勇雄　新谷寅三郎
長谷部ひろ　久保　等
石坂　豊一　奥　むめお
野田　俊作　横川　正市
山田　節男

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本電信電話公社の監査機能を確立するため、公社に監事制度を設けようとするものであり、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十四日

逓信委員長　宮田　重文

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
前田佳都男　石坂　豊一
奥　むめお　森田　義衛
横川　信夫　久保　等
柴谷　要　秋山　長造
手島　栄　松平　勇雄
新谷寅三郎　長谷部ひろ
黒川　武雄　川村　松助
鈴木　強　山田　節男

第五条の改正規定のうち同条第二項中「、原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う団体又は通信省の職員の保健若しくは保養を目的とする事業を行う団体」を「又は原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う団体」に改める。
第五条の次に三十二条を加える改正規定のうち第七条第一項後段を削る。

要領書

一、委員会の決定の理由
寄附金つき郵便葉書等の発行目的を拡大するとともに、寄附金の処理についての手続を明確にし、かつ、その使途の適正を図るため、寄附金の管理、その使途の監査等を行うことを目的とする法人として郵便募金管理会を設立し、その組織、業務、会計等に関し所要の規定を設けるものであつて、概ね妥当な措置と認められるが、別紙の修正を行つた。
二、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

法務省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十四日

内閣委員長　藤田　進

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
永岡　光治　田畑　金光
伊藤　顕道　千葉　信
八木　幸吉　松岡　平市
矢嶋　三義　島村　軍次
大谷藤之助　大谷　贇雄
増原　恵吉　中野　文門
後藤　義隆　上原　正吉
平島　敏夫　剱木　亨弘

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、司法制度等に関する法令案の作成並びに司法制度及び法務に関する事務を処理するため、法務大臣官房に司法制度調査部を置くとともに、売春防止法の一部を改正する法律の規定により、補導処分に付された者を収容するために、法務省の附属機関として婦人補導院を新設しようとするもので、適当な措置と認める。
二、費用
本法律施行に伴う必要な経費は、一億一千三百三十五万一千円で、昭和三十三年度予算に計上されている。

審査報告書

農林省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十四日

内閣委員長　藤田　進

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
大谷藤之助　増原　恵吉
中野　文門　後藤　義隆
上原　正吉　平島　敏夫
剱木　亨弘　大谷　贇雄
松岡　平市　永岡　光治
矢嶋　三義　田畑　金光
伊藤　顕道　森中　守義
八木　幸吉

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、食糧管理特別会計の経理に関する事務の適正を図るために、食糧庁に経理部を設置するとともに、種畜牧場において家畜等の飼養管理及び改良増殖並びに草地の改良に関する調査研究を行うことができるようにしようとするもので、適当な措置と認める。
二、費用
本法律施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

厚生省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十四日

内閣委員長　藤田　進

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
永岡　光治　矢嶋　三義
田畑　金光　伊藤　顕道
森中　守義　千葉　信
八木　幸吉　剱木　亨弘
松岡　平市　島村　軍次
大谷藤之助　増原　恵吉
中野　文門　後藤　義隆
上原　正吉　平島　敏夫

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、海外からの引揚げ及び復員関係の事務の縮減等を勘案し、舞鶴地方引揚援護局並びに復員連絡局及び同支部を廃止しようとするもので、適当な措置と認める。
二、費用
本法律施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

運輸省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十四日

内閣委員長　藤田　進

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
松岡　平市　島村　軍次
大谷藤之助　増原　恵吉
中野　文門　後藤　義隆
上原　正吉　平島　敏夫
剱木　亨弘　永岡　光治
矢嶋　三義　田畑　金光
伊藤　顕道　森中　守義
八木　幸吉　千葉　信

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、海運局の所掌事務が輻輳の度を加えて来たので、新事態に対処するため、海運調整部を廃止し、同局に次長を置き、運輸技術研究所に支所を新設して運輸省の機構を整備するとともに、内部部局及び地方支分部局の所掌事務に関する規定について、所要の改正を行おうとするもので、適当な措置と認める。
二、費用
本法律施行に伴う必要な経費は、約七百八十万円で、昭和三十三年度予算に計上されている。

審査報告書

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十四日

内閣委員長　藤田　進

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

松岡　平市　島村　軍次
大谷藤之助　大谷　贇雄
増原　恵吉　中野　文門
後藤　義隆　上原　正吉
矢嶋　三義　田畑　金光
伊藤　顕道　森中　守義
八木　幸吉　劒木　亨弘
松村　秀逸　平島　敏夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律は、国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の施行に必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の整理を行おうとするもので、適当な措置と認める。

二、費用

本法律施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十四日

内閣委員長　藤田　進

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

島村　軍次　大谷藤之助
松岡　平市　増原　恵吉
大谷　贇雄　後藤　義隆
中野　文門　上原　正吉
松村　秀逸　平島　敏夫
劒木　亨弘

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国力に応じて防衛力を整備する必要があるため、防衛庁の職員の定員を改めるとともに、職員の保険衛生の充実をはかるため、内部部局として衛生局を置き、自衛隊の質的増強の一環として装備品等の研究開発機構の整備をはかるため、技術研究所を技術研究本部に改め、その他防衛研修所及び防衛大学校の所掌事務に関する規定の整備をしようとするもので、妥当な措置と認める。

二、費用

本法律及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行に要する経費及びその他必要な経費として、増勢分の歳出予算百四十八億円のほか、国庫債務負担行為二百八十億円及び継続費の昭和三十四年度以降の年割額の増加二十九億円が、昭和三十三年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書

自衛隊法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十四日

内閣委員長　藤田　進

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

島村　軍次
松岡　平市
大谷　贇雄
増原　恵吉
後藤　義隆
中野　文門
上原　正吉
平島　敏夫
劒木　亨弘
松村　秀逸

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、自衛官の増員に伴い、陸上自衛隊及び航空自衛隊の部隊の編成を改めるとともに、隊員以外の者についての教育訓練の受託に関する規定等の整備をしようとするもので、妥当な措置と認める。

二、費用

本法律及び防衛庁設置法の一部を改正する法律の施行に要する経費及びその他必要な経費として、増勢分の歳出予算百四十八億円のほか、国庫債務負担行為二百八十億円及び継続費の昭和三十四年度以降の年割額の増加二十九億円が、昭和三十三年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書（文教委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第一二八四号、第一六一〇号　学校教育法第二十八条改正に関する請願

第七六八号、第八四〇号、第一一三六号　養護教諭の増員配置に関する請願

第一三六二号、第一四一三号　養護教諭の増員配置等に関する請願

第一一三二号、第一二六五号、第一二八三号、第一五二五号、第一五三八号、第一五九九号、第一六五一号、第一六七五号　学校教育法第百三条改正に関する請願

第一二八五号、第一三〇一号、第一四〇一号、第一四一五号、第一五〇三号、第一五二〇号、第一五三七号、第一五七一号、第一五七二号、第一五七三号　学校教育法の一部改正に関する請願

第一〇三四号　実業高等学校実習助手の身分等改善に関する請願

第二八三号　栃木県宇都宮市所在航空自衛隊第二操縦学校周辺小中学校の防音装置に関する請願

第三四五号　軍事基地周辺の学校教育対策に関する請願

第一一九四号　軍事基地等の周辺学校防音施設完備促進に関する請願

第六号　義務教育費国庫負担法に基く教材費国庫補助増額等に関する請願

第六七四号　高等学校の定時制教育及び通信教育の予算に関する請願

第五九一号　高等学校の科学教育予算増額等に関する請願

第三二四号、第四五三号　東北地方の科学技術教育振興等に関する請願

第六四一号　教科書の末端販売機構改革に関する請願

第六〇九号　小学校理科教科書の誤り訂正に関する請願

第二二〇号　小中学校の音楽科授業時数増加に関する請願

第三四二号　学校給食法の一部改正等に関する請願

第一一九五号　学校給食費国庫補助増額に関する請願

第三四〇号　児童、生徒の災害補償の立法化促進に関する請願

第一二〇五号　滋賀県常楽寺国宝、重要文化財防災施設費国庫補助に関する請願

第一八四八号　国立劇場建設に関する請願

第三四四号、第一〇三〇号　義務教育費国庫負担増額等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十三年四月二十四日

文教委員長　湯山　勇

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書（商工委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第一四二号、第六七二号　東北地方の家具工業を東北開発公庫の融資対象事業とするの請願

第一四三号、第六七三号　工業

技術院産業工芸試験所東北支所の拡充強化に関する請願
第一五二号　東北開発事業費国庫補助増額等に関する請願
第一九一号　熊野川電源開発促進に関する請願
第一九二号　水調査事業委託費増額等に関する請願
第一九三号　日中貿易振興等に関する請願
第二一一号　九州地方開発推進に関する請願
第二八一号、第六一六号　信用補完制度の拡充に関する請願
第三六六号　福島県に中小企業金融公庫支店設置の請願
第三八二号、第四七七号、第四八五号　日中貿易協定締結促進に関する請願
第四五六号、第八三五号　昭和三十三年度東北開発促進計画に関する請願
第五一七号　日ソ貿易促進に関する請願
第五六七号、第五七五号、第六〇〇号、第六三五号　小売市場規制法規の制定に関する請願
第六一五号　熊本市に中小企業金融公庫支店設置の請願
第六一七号　外国無煙炭輸入制限等に関する請願
第六三四号　石炭採掘に伴う鉱害復旧の請願
第六六八号　中小企業技術指導機関強化に対する国庫補助の請願
第九五七号　東北開発促進法の一部改正に関する請願
第一二三二号　四国地方開発に関する特別法制定の請願
第一六二五号　東北電力株式会社の電気料金暫定措置延長に関する請願
第一七〇〇号　特許出願に対する審査期間の法制化の請願
第一八一三号　福島県南会津東部の特定開発地域指定に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十三年四月二十四日

商工委員長　近藤　信一

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書（内閣委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第九号　下水道行政の一元化等に関する請願
第二九号、第三〇号、第八六号、第八七号、第一〇七号、第一五八号、第一八〇号、第二四一号、第二九〇号、第三二四号、第三四九号、第三五〇号、第三五一号、第三七一号、第三九九号、第四〇〇号、第四〇一号、第四〇二号、第四一九号、第四二一四号、第四四四号、第四四五号、第四八一号、第五七六号、第九一三号　戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する請願
第七二号、第八八号、第二六七号、第二九八号、第三七〇号、第三九八号、第四一〇号、第四六六号、第七九二号、第八三二号、第八四九号、第八五六号、第九〇五号、第九一四号、第九一五号、第九一六号、第九一七号、第九一八号、第九一九号、第九二〇号、第九二一号、第九二二号、第九二三号、第九二四号、第九二五号、第九二六号、第九二七号、第九二八号、第九二九号、第九三〇号、第九三一号、第九三二号、第九三三号、第九三四号、第九三五号、第九三六号、第九三七号、第九三八号、第九三九号、第九四〇号、第九四一号、第九四二号、第九四三号、第九四四号、第九四五号、第九四六号、第九四七号、第九四八号、第九四九号、第九五〇号、第九五一号、第九五二号、第九五三号、第九五四号、第九五五号　調達庁の定員維持等に関する請願
第五五五号　新潟飛行場の自衛隊使用反対に関する請願
第六四二号　旧陸軍共済組合女子組合員に年金支給の請願
第七〇六号、第九五一号、第九五二号、第九八二号、第一一一号、第一一二八号、第一二二一号、第一四五一号、第一六一三号　建設省勤務の常勤労務者等の定員化に関する請願
第七三一号　恩給法第五十一条第一項第二号に対する特別例外措置の請願
第八〇一号、第八〇八号　岩手県花泉地域の寒冷地手当に関する請願
第八〇七号、第一〇六二号、第一〇六三号、第一二二九号、第一二三〇号、第一二四八号、第一三五五号、第一四四五号、第一四四六号、第一四五〇号、第一四七八号、第一五四三号、第一五六〇号、第一六一五号、第一七六六号、第一八〇四号　軍人恩給の加算制復元に関する請願
第八二八号　国立病院等の勤務医師の待遇改善に関する請願
第九〇三号　長野県飯田下伊那地区の寒冷地手当に関する請願
第九三九号、第九四二号、第九四三号、第九四四号、第九四八号、第九五〇号、第九五三号、第九五四号、第九六六号、第九六九号、第九七八号、第九八三号、第九九三号、第一〇〇二号、第一〇〇四号、第一〇〇五号、第一〇〇六号、第一〇〇七号、第一〇〇八号、第一〇〇九号、第一〇一〇号、第一〇一一号、第一〇一二号、第一〇四三号、第一〇四五号、第一〇四六号、第一〇四七号、第一〇五二号、第一〇六四号、第一〇六五号、第一一二七号、第一一四五号、第一一九号、第一一二八号、第一一二九号、第一一四二号、第一一四四号、第一一四五号、第一一六号、第一二七〇号、第一四〇六号、第一五二二号、第一七〇八号　元南満州鉄道社員に関する恩給法等の特例制定の請願
第一〇九九号　各務原旧軍用地

の一部を岐阜県松山中島村郷土復興団体に払下げの請願
第一一一九号、第一一三八号、第一一三九号、第一一四〇号、第一一九二号、第一一九三号　恩給法等の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願
第一二二〇号　定員外職員の定員化等に関する請願
第一二六九号　国家公務員の任用等の平等取扱等に関する請願
第一二七二号　海外引揚教員の退職金に対する勤務年数算定改訂の請願
第一四七五号　占領軍のための施設提供者の損害補償等の請願
第一五四二号　岩手県の寒冷地手当に関する請願
第一七四一号　軍人恩給受給資格拡大に関する請願

二、議院の会議に付するを要しないもの。

第一一一八号　恩給省設置等に関する請願
第一五〇二号　新潟市に北陸地方建設局設置反対の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十三年四月二十四日

内閣委員長　藤田　進

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書（大蔵委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第二二三号　日本不動産銀行拡充強化に関する請願
第九四号　公認会計士第三次試験受験資格検定試験合格者の第三次試験受験制度改正に関する請願
第二七九号、第五二六号、第五八三号、第六二九号、第六五四号、第六五五号　花火類に対する物品税軽減の請願
第三〇〇号　宮城県多賀城町旧海軍工しよう敷地返還等に関する請願
第四四二号、第四四三号、第四七二号、第五五一号、第五八二号、第六五八号、第六五九号、第七二九号、第七六三号　清涼飲料ラムネの物品税撤廃等に関する請願
第四七一号　美術工芸品の物品税改正に関する請願
第五五六号　滋賀県大津旧海軍用地返還に関する請願
第五九三号　節句用飾物等の物品税撤廃等に関する請願
第六〇八号　熊本県八代市に国民金融公庫支所設置等の請願
第七六四号、第一〇四八号、第一〇五三号、第一一二三号、第一一八二号、第一一八三号、第一一九〇号、第一二一七号、第一二三三号、第一二五九号、第一二九八号、第一三〇八号、第一三一三号、第一四一〇号、第一四五四号、第一五三五号、第一六三〇号

生命保険料控除額引上げに関する請願
第八六七号　公認会計士法等の一部改正に関する請願
第八六八号　税理士法の一部改正に関する請願
第一三五九号、第一三六六号、第一三七九号、第一四二四号　国の債権の管理等に関する法律の一部改正に関する請願
第一四〇三号　運動具に対する物品税撤廃等の請願
第一四〇九号　氷上舞踊の入場税軽減に関する請願
第一四六四号　サーカスの入場税軽減等に関する請願
第一四七七号、第一五〇五号、第一五一九号、第一五二一号、第一五三三号、第一五四五号、第一五四六号、第一五九二号、第一六〇〇号、第一六〇一号、第一六〇二号、第一六〇三号、第一六二六号、第一六二七号、第一六二九号、第一六三九号、第一六五三号、第一六五五号、第一六五六号、第一六六八号、第一六六九号、第一六七〇号、第一六七一号、第一六七二号、第一六七三号、第一六七四号、第一六八四号、第一六八九号、第一六九〇号、第一六九一号、第一六九六号、第一七二〇号、第一七二一号、第一七二二号、第一七二三号、第一七二四号、第一七二五号、第一七二六号、第一七二七号、第一七二九号、第一七三〇号、第一七三一号、第一七三二号、第一七三四号、第一七三五号、第一七三六号、第一七三七号、第一七四四号、第一七四五号、第一七四六号、第一七四七号、第一七四八号、第一七四九号、第一七五〇号、第一七五一号、第一七五二号、第一七五四号、第一七五五号、第一七五六号、第一七六六号、第一七六七号、第一七六八号、第一七六九号、第一七七〇号、第一七七一号、第一七七二号、第一七七三号、第一七七五号、第一七七六号、第一七七九号、第一七八八号、第一七九〇号、第一七九二号、第一七九三号、第一七九四号、第一七九五号、第一八〇七号、第一八〇八号、第一八二七号、第一八二九号、第一八三一号、第一八三二号、第一八三三号、第一八三四号、第一八三五号、第一八三六号、第一八四五号、第一八四六号、第一八五〇号　たばこ小売手数料引上げに関する請願
第一四八〇号　元陸軍需品しようの地下道路構築による佐賀県唐津市妙見神社の損害補償の請願
第一六一二号　熊本市河原町の火災に対する復興資金融通特別措置の請願
第一六八五号、第一六九七号、第一七〇九号、第一七一八号、第一七一九号　各種学校法人に対する贈与税等を非課税とするの請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十三年四月二十四日

大蔵委員長　河野　謙三

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

社会福祉事業等の施設に関する措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十五日

社会労働委員長　阿具根　登

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

斎藤　昇　木島　虎蔵
勝俣　稔　谷口弥三郎
横山　フク　中山　福藏
西岡　ハル　西田　信一
山下　義信　山本　經勝
片岡　文重　松澤　靖介
藤田藤太郎　坂本　昭
田村　文吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、社会福祉法人又は更生保護会が都道府県知事、市町

村長又は保護観察所の長の委託を受けて社会福祉事業又は更生保護の事業を行う場合は、その事業が本来公の責任の下に行われるべきものであることにかんがみ、その施設に要する費用を公の負担に帰することができるようにしようとするもので、適当な措置と認められる。

二、費用

本法施行のため、平年度約五百万円の歳入減となる。

審査報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十五日

社会労働委員長　阿具根　登

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

木島　虎蔵　勝俣　稔
谷口弥三郎　鈴木　万平
中山　福蔵　西岡　ハル
西田　信一　山下　義信
山本　經勝　片岡　文重
松澤　靖介　藤田藤太郎
坂本　昭　田村　文吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、障害年金及び遺族年金並びに留守家族手当の額を増額するとともに、旧国家総動員法により徴用された者等のいわゆる準軍属及びその遺族に障害年金又は遺族給与金を支給する等の措置をしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のために要する費用として、昭和三十三年度予算に三億五千八百七十五万円が計上されている。

審査報告書

失業保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十五日

社会労働委員長　阿具根　登

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

木島　虎蔵　勝俣　稔
谷口弥三郎　横山　フク
鈴木　万平　中山　福蔵
西岡　ハル　西田　信一
山下　義信　山本　經勝
片岡　文重　松澤　靖介
藤田藤太郎　坂本　昭
田村　文吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、雇用労働者五人未満の事業主に雇用される労働者が失業保険の任意包括被保険者となることを促進するため、失業保険事務組合及び特定賃金月額の制度並びに保険料の納期の特例を設けること等により、これらの小規模の事業主の行うべき事務の簡素化を図るとともに、失業保険事業の円滑な運営を確保するため、保険料等の徴収に関する規定を整備しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のために要する費用として、昭和三十三年度予算に六百九十四万三千円が計上されている。

審査報告書

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十五日

内閣委員長　藤田　進

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

松岡　平市　島村　軍次
大谷藤之助　大谷　贇雄
増原　惠吉　上原　正吉
劒木　亨弘　松村　秀逸
中野　文門　永岡　光治
矢嶋　三義　田畑　金光
伊藤　顕道　森中　守義
千葉　信

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、経済企画庁の附属機関として、経済研究所及び同庁に参与を新たに設けるとともに経済全般の適正な運営を図るために必要な経済企画庁の任務及び権限を明確にしようとするもので、適当な措置と認める。

二、費用

本法律施行に伴う必要な経費は、約一千五百万円であり、昭和三十三年度予算に計上されている。

審査報告書

外務省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年四月二十五日

内閣委員長　藤田　進

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

島村　軍次　大谷藤之助
大谷　贇雄　増原　惠吉
劒木　亨弘　上原　正吉
松村　秀逸　中野　文門
松岡　平市　永岡　光治
田畑　金光　伊藤　顕道
森中　守義　千葉　信
八木　幸吉　矢嶋　三義

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際協力局の事務が、大半、国際連合に関するものとなつている現状にかんがみ、同局の名称を国際連合局に改めるとともに、関西駐在外国公館との連絡のため、外務省大阪連絡事務所を設置しようとするもので、適当な措置と認める。

二、費用

本法律施行に伴う必要な経費は、二百三万九千円で、昭和三十三年度予算に計上されている。

審査報告書（社会労働委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第八号　保育所事務費限度中に予備保母費を認定するの請願
第一〇号　生活保護法に基く支弁経費を全額国庫負担とするの請願
第一一号　国民健康保険事業に対する国庫補助増額等の請願
第一二号　清掃法第十八、第十九条改正に関する請願
第二二号　売春防止法完全実施に関する請願
第一三〇号、第四三六号　簡易水道事業費国庫補助増額等に関する請願
第一四一号　最低賃金法等制定に関する請願
第一九五号　失業対策事業就労者に年末手当支給等の請願
第二〇四号、第四三四号　保健所費国庫補助増額に関する請願
第二〇五号　災害救助法の一部改正に関する請願

第二〇六号　引揚者給付金等支給法の事務取扱緩和に関する請願
第二八七号、第三六九号、第三八五号、第三九五号、第四四九号、第四六六号、第五二二号、第五六六号、第六四八号、第九九〇号　保育事業予算増額に関する請願
第二八八号、第四八八号、第五一九号、第八九四号、第八九九号、第一三四一号　国立療養所の給食費引上げに関する請願
第三一九号　失業対策事業労務者の賃金引上げ等に関する請願
第三三五号　未帰還者の早期帰還等に関する請願
第三七七号　結核後保護施策に関する恒久的制度の確立に関する請願
第三七八号　国民健康保険事業に対する国庫補助増額の請願
第三七九号　精神衛生対策促進に関する請願
第三九六号、第四三五号　未帰還同胞問題完全解決に関する請願
第四三三号　インドネシア共和国等所在の遺骨収集に関する請願
第四五二号　国民健康保険直営診療所経費助成に関する請願
第四六三号　環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律施行に伴う経費国庫補助等の請願
第四六七号　栄養指導車配置に関する請願
第五二〇号　国立岐阜療養所の看護員増員に関する請願
第五二一号　国民健康保険事業費国庫補助増額等に関する請願
第五三〇号、第一二五七号、第一六〇七号　国民年金制度実施に関する請願
第五六五号　失業対策事業費全額国庫負担に関する請願
第九六二号　生活保護法の保護基準等に関する請願
第一〇六八号　国立らい療養所の医師充員等に関する請願
第一〇六九号、第一三四六号、第一三四七号、第一三九二号、第一三九三号、第一四〇五号、第一四三四号、第一四三五号、第一四三六号、第一四六二号、第一四九八号　生活保護法の最低生活基準額引上げ等に関する請願
第一〇七〇号　国立病院等における看護婦産休のための定員確保の請願
第一二一〇号　未帰還者の帰還促進等に関する請願
第一二五三号　国立らい療養所軽快退所者の就職あつせん等に関する請願
第一二八一号、第一二八九号、第一三三〇号、第一三三一号　結核対策に関する請願
第一三一九号、第一三四八号　社会保険の給付内容改善等に関する請願
第一三二〇号　日雇労働者健康保険法による療養給付期間延長等の請願
第一三二一号　国立療養所の統合等に関する請願
第一三二二号　後保護施設予算増額等に関する請願
第一三二三号、第一三九四号、第一四九一号、第一五一七号　後保護施設の整備拡充に関する請願
第一三二四号、第一三三二号　健康保険法の一部改正に関する請願
第一三二六号、第一三八七号　結核予防予算増額等に関する請願
第一三二七号、第一三二八号、第一三八〇号、第一四〇四号、第一四八八号、第一五一六号　結核回復者の就職確保等に関する請願
第一三二九号、第一三六四号、第一四二八号、第一四二九号　結核回復者の就職確保に関する請願
第一三三四号、第一三八八号、第一三八九号　生活保護法の長期入院患者に期末扶助金支給の請願
第一三三五号　国民健康保険費国庫補助増額に関する請願
第一三三八号　国立病院等の燃料費増額に関する請願
第一三三九号　国立病院等の医師不足解消等に関する請願
第一三四〇号、第一三八四号、第一四二七号、第一四八七号、第一四八八号　国立病院等の給食費引上げ等に関する請願
第一三四二号　国立療養所施設関係予算増額に関する請願
第一三四三号　結核治療費全額国庫負担制度確立に関する請願
第一三四四号、第一三四五号、第一三九一号　生活保護法による入院患者の生活扶助金引上げの請願
第一三五二号　結核回復者寮増設に関する請願
第一三五三号　結核回復者男子寮増設に関する請願
第一三六三号　結核児童療育制度確立等に関する請願
第一三六五号　結核治療費国庫補助増額に関する請願
第一三八五号　療養所等の設備改善に関する請願
第一三八六号　療養所の医師等増員に関する請願
第一三九七号　社会保険医療の診療制限緩和に関する請願
第一四〇〇号　療養所に隣接する基地の爆音防止等の請願
第一四三二号、第一四九四号　国立療養所の看護人員増員に関する請願
第一四三三号　国民健康保険費国庫補助増額等に関する請願
第一四三八号　結核治療費全額国庫負担に関する請願
第一四三九号、第一四九〇号　結核治療費全額国庫負担に関する請願
第一四四〇号、第一四九九号　社会保険医療の診療制限撤廃に関する請願
第一四四一号　病院の完全給食等の内容明示に関する請願
第一四四二号　結核療養所の軽快作業ベッド増設等に関する請願
第一四四四号　国立療養所建物修繕費増額に関する請願
第一四八二号　私設保育所保母の待遇改善等に関する請願
第一四九五号　国立療養所入所費の軽減又は無料取扱拡大に関する請願
第一四九七号　国立病院等の完全給食制度の内容向上等に関する請願
第一五〇〇号　国立病院等の作業療法の内容充実等に関する請願
第一五九六号　日雇労働者の生活保障に関する請願
第一六二一号　生活保護法による最低生活基準額引上げの請願
第一七〇六号　子どもセンターの法制化に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十三年四月二十五日

社会労働委員長　阿具根　登

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書（通信委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第一三二号　日吉、蟻原両局間電話架設に関する請願
第一五五号　北海道礼文村浜中に無集配郵便局設置の請願
第一七九号　広島県尾道市東御所町に特定郵便局設置の請願
第二一八号　三重県御薗村高向に無集配特定郵便局設置の請願
第三八三号　鹿児島県鹿屋市西原簡易郵便局の無集配特定郵便局昇格に関する請願
第四三八号　茨城県長倉局電話増設促進に関する請願
第四三九号　茨城県石神外宿簡易郵便局の無集配特定郵便局昇格に関する請願
第四四〇号　茨城県内原村鯉渕地区の電話特別区域の普通区域編入に関する請願
第四九四号　高知県安田町小川部落に公衆電話架設の請願
第五九二号　福島県飯舘村に農村公衆電話架設の請願
第六一九号　熊本県松橋郵便局の普通局昇格等に関する請願
第六二〇号　熊本県伊萩局の集配局昇格に関する請願
第六三一号　郵政省九州電波監理局第一監視部職員宿舎増設に関する請願
第六九四号、第一一四七号　郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部改正に関する請願
第六九六号　大阪市西成郵便局舎新築に関する請願
第七二三号　栃木県鹿沼市村井町に無集配特定郵便局設置の請願
第七九一号　北海道室蘭電報電話局局舎増築に関する請願
第八六一号　新潟県佐渡弥彦国定公園記念切手発行に関する請願
第九〇一号　京都府亀岡市千代川郵便局移転等に関する請願
第九〇四号、第九四一号　鹿児島県鹿屋電報電話局局舎建設促進等に関する請願
第一〇四九号、第一〇五四号、第一一二四号、第一一八四号、第一一八五号、第一二〇二号、第一二一八号、第一二三四号、第一二六〇号、第一二九九号、第一三〇九号、第一三一二号、第一四一一号、第一四五六号、第一六三一号　簡易生命保険の制限額引上げに関する請願
第一〇五〇号、第一〇五五号、第一一二五号、第一一八六号、第一一八七号、第一二〇三号、第一二一九号、第一二三五号、第一二六一号、第一三〇〇号、第一三一〇号、第一三一一号、第一四一二号、第一四五七号、第一五八八号、第一六三二号　簡易生命保険、郵便年金積立金の融資範囲拡大等に関する請願
第一〇五六号、第一一一〇号　北海道釧路市新橋大通に無集配特定郵便局設置の請願
第一一八八号　茨城県赤塚村等の電話を水戸電話局区域に加入変更するの請願
第一二七六号　岩手福岡、戸田間電話回線増設に関する請願
第一二七八号　北海道岩見沢市二条西十丁目及び一条東一丁目付近に無集配特定郵便局設置の請願
第一三七八号　群馬県藪塚本町藪塚に特定郵便局設置の請願
第一四一八号　鹿児島県竹之浦簡易郵便局の無集配特定郵便局昇格に関する請願
第一四七四号　千葉市花園町に無集配特定郵便局設置の請願
第一五〇六号　東京都深川東雲町に特定郵便局設置の請願
第一六一一号　神奈川県川崎市上丸子山王町に特定郵便局設置の請願
第一六六五号　福島県浅川町山白石に四等郵便局設置の請願
第一六九二号　広島県松永市神村町に特定無集配郵便局設置の請願
第一七八五号　お年玉つき郵便葉書の発売による寄付金を沖縄へ特別配分の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十三年四月二十五日

通信委員長　宮田　重文

参議院議長松野鶴平殿

○調査報告書

調査報告書

国家行政組織に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十二年十二月十九日

内閣委員長　藤田　進

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

内閣委員会は、国会行政組織に関する調査として、第二十七回国会閉会中、二回にわたつて委員会を開き、各省庁における定員外職員の処遇問題特に定員化への措置について、石井国務大臣、赤城農林大臣及び根本建設大臣の出席を求めてその所信をただすとともに、定員外職員の実情について関係当局から詳細な説明を聴取した。次いで閉会中は委員派遣により、九州、信越両地方における定員外職員の勤務の実態及び国の地方出先機関の業務運営の実情を調査したが、この間極めて短期間であり、且つ、他の案件の審議に日時を要したため、本件の調査を完了するに至らなかつた。

調査報告書

国の防衛に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十二年十二月十九日

内閣委員長　藤田　進

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

内閣委員会は、国の防衛に関する調査として、第二十七回国会開会中、新戦略兵器の出現によるわが国防衛の基本方針及び防衛整備計画変更の有無について、津島防衛庁長官に対してその所信をただすとともに、その他防衛計画の内容について調査を行つた。更に、閉会中は、委員派遣によつて九州地方の自衛隊の実情を調査したが、この間極めて短期間であり、且つ、他の案件の審議に日時を要したため、本件の調査を完了するに至らなかつた。

調査報告書

国家公務員制度及び恩給に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十二年十二月十九日

内閣委員長　藤田　進

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

内閣委員会は、国家公務員制度及び恩給に関する調査のため、第二十七回国会閉会中委員派遣を行い、公務員制度改正問題調査の一環として、特に定員外職員の職務の内容及び勤務の実態について、九州、信越両地方に実地調査を行つたが、第二十七回国会及びこれに続く閉会中においては、その期間も極めて短かく、且つ、他の案件の審議に日時を要したため、本件の調査を完了するに至らなかつた。

調査報告書

地方行政の改革に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十二年十二月十九日

地方行政委員長　小林　武治

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、第二十七回国会から同国会閉会後にわたつて、地方行政の改革に関し、地方行政制度の改善、地方財政の確立、地方税制の整備、治安の維持並びに消防、選挙関係等につき調査し、政府より資料の提出並びに説明を求める等のことを行つた。その主要事項は概ね左記の通りであるが、調査の対象が広範且つ多岐にわたつているので、未だ調査を終了するに至らなかつた。

記

一、地方行政関係

1　福井、岐阜両県視察報告聴取

2　町村合併の状況

3　町村議会事務局設置の法制化

4　福岡県における地方公務員法の運営に関する件

二、地方税財政関係

1　昭和三十三年度地方財政基本方針並びにこれに基く予算要求の概要

2　合併市町村職員暫定手当に関する件

3　九州地方風水害その他災害の復旧状況

4　国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律に基く、交付金配分に関する件

三、治安関係

1　最近における治安状況

四、選挙関係

1　町村の議員並びに長の選挙運動の制限緩和に関する件

2　選挙管理委員会事務局設置の法制化並びに選挙管理委員の選任に関する件

調査報告書

検察及び裁判の運営等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十二年十二月十九日

法務委員長　青山　正一

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会においては、本調査について第二十七回国会閉会中売春防止法の施行運営状況及びこれに関連する諸問題、あつせん収賄罪に関する諸問題、少年犯罪の実態及び少年法等の改正問題、並びに女子刑務所職員の待遇改善問題等法務、検察行政の諸問題にわたり或いは昭和三十三年度法務省並びに裁判所関係予算についても慎重なる調査を行い、ついで閉会後においては売春防止法の施行運営状況、実情調査のため京都、名古屋地区に、矯正施設の改善及び裁判所、法務省関係営繕の実情調査のため夫々委員派遣を行つた。更に昭和三十三年度法務省並びに裁判所関係予算に関連して法務行政の諸問題について調査を行い、特に営繕関係予算について内閣に対し要望事項の申し入れを行つた。又裁判所法等の一部を改正する法律案に関連して最高裁判所の機構改革調査のためアメリカ・フランス・イギリス・ドイツ・イタリア五ケ国の上告裁判所、憲法裁判所の制度並びに運用状況の調査を行う等極めて多方面にわたり所要の検討を加え資料の収集を行つたが、いずれも調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

国際情勢等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十二年十二月十九日

外務委員長　寺本　廣作

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会においては、第二十七回国会閉会中日中貿易、インドネシヤ賠償、日韓会談、日豪との居住並びに移住、対米移民、核爆発実験禁止、軍艦、釈放戦犯者の帰国、里帰り婦人の送還、ミサイル基地設置等の当面せる諸問題について、岸内閣総理大臣、堀木厚生大臣の見解を質す等調査を行つて来たが、未だ調査を終了するに至つていない。

調査報告書

租税及び金融等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十二年十二月十九日

大蔵委員長　豊田　雅孝

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会においては、第二十七回国会昭和三十二年十一月一日議長の承認を得、法律案の審査と並行し、租税及び金融等に関し、種々の角度から検討を加えるとともに、たばこ専売法改正問題につき懇談会を開き調査研究を行う外各種調査資料の収集等を行つてきたが、その対象が広範多岐にわたり、調査すべき事項が山積しているため、調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

教育、文化及び学術に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十二年十二月十九日

文教委員長　秋山　長造

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

第二十七回国会閉会以来、教職員の勤務評定、大学制度及び大学関係予算、昭和三十三年度文教予算その他学校周辺における騒音防止等について、関係当局から説明を聴取し、質疑を行うとともに資料の収集を行うなど鋭意調査を行つたが、調査を終了するに至らなかつた。閉会後引きつづき、本問題及びへき地教育の現状等について委員派遣を行い、現地調査を行うとともに、資料の収集を行つたが、いずれも未だ調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

労働情勢に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十二年十二月十九日

社会労働委員長　阿具根　登

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

第二十七回国会閉会中及び閉会中においては、本調査の一環として、鉄鋼産業関係の労働争議、駐留軍労務者の離職対策、日雇労務者の越年手当、昭和三十三年度労働省関係予算、馬丁の労働問題、青果市場組合の労働賃金未払問題、炭鉱の災害、国税庁の労働問題等について政府当局から説明を聴取し、質疑を行つたが特に鉄鋼産業関係争議については参考人の出席を求めて意見を聴取した。

右の外関係資料の収集に努めたのであるが、短期間のため充分な調査を行うことができなかつた。

調査報告書

社会保障制度に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十二年十二月十九日

社会労働委員長　阿具根　登

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

第二十七回国会閉会中及び閉会中においては、本調査の一環として、福岡市水道の四エチル鉛による汚染に関する件及び紀南病院に関する件並びに昭和三十三年度厚生省関係予算等について政府当局から説明を聴取し質疑を行つた。

右の外、関係資料の収集に努めたのであるが、短期間のため充分な調査を行うことができなかつた。

調査報告書

農林水産政策に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十二年十二月十九日

農林水産委員長　重政　庸徳

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本調査に関して、当委員会は第二十七回国会において、農作物被害対策、農林水産物の輸出振興、麦作対策、林業対策、国際漁業及び水産物価格支持政策等の事項について参考資料を収集し、政府委員その他から説明をきく等調査に努めた。しかしながら本調査はその対象が広範多岐

にわたるため結了するに至らなかった。
閉会中においても農林水産長期計画及び五ヶ年計画、中央卸売市場、農林漁業組合等の役職員の年金制度、日ソ通商と農林水産業、漁業共済制度、流下式製塩と農作物の被害等の事項について調査に当つたが、これ又調査を結了するに至らなかつた。

調査報告書
経済の自立と発展に関する調査（継続事件）
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十二年十二月十九日
商工委員長　近藤　信一
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要
当委員会においては、第二十七回国会開会中及びこれに続く閉会中「経済の自立と発展に関する調査」に関し、主として左の事項について政府関係者の説明及び参考人の意見を聴取すると共に質疑を行い、鋭意調査を進めてきたのであるが、その間極めて短時日であり問題が広範多岐にわたつているため結論を得るに至らなかつた。
一、今後の通商産業政策に関する件
一、炭鉱災害に関する件
一、ガス中毒に関する件
一、日中貿易問題に関する件
一、鉄鋼需給に関する件

調査報告書
運輸事情等に関する調査（継続事件）
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十二年十二月十九日
運輸委員長　江藤　智
代理理事
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要
本件に関しては第二十七回国会において、国鉄の五ヶ年計画及び同電化計画に関する件、国鉄の運営に関する件、自動車行政に関する件等について政府当局より説明を聴取した。
なお新潟地区の地盤沈下に関する件については、特に参考人及び運輸省当局から意見を聴取した。
しかしながら本件の対象は広範多岐にわたつており、会期中に調査を終了するに至らなかつたので、本委員会は閉会中も継続して調査を行い、新潟地区の地盤沈下に関する件及び自動車行政に関する件等について運輸省当局に質疑を行つたが、閉会中の期間が短時日であつたため、未だこれが調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書
郵政事業の運営に関する調査（継続事件）
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十二年十二月十九日
逓信委員長　宮田　重文
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要
当委員会においては、第二十七回国会開会中、郵政大臣から郵政事業の概況について説明を聴取し、特に一般的郵政事業の運営及び郵政職員の定員問題等について郵政大臣及び郵政省当局に対し質疑を行い、更に閉会中においても引続き資料の収集整備等鋭意調査を進めてきたのであるが、問題が広範多岐にわたつているため結論を得るに至らなかつた。

調査報告書
電気通信並びに電波に関する調査（継続事件）
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十二年十二月十九日
逓信委員長　宮田　重文
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要
当委員会においては、第二十七回国会開会中、電気通信事業、電波監理及び放送の概況について郵政大臣から説明を聴取し、特に電波法及び放送法の改正に関する問題、電信電話拡充第二次五ヶ年計画に関する問題等について郵政大臣及び日本電信電話公社当局に対して質疑を行い、更に閉会中においても引続き資料の収集整備を行い、又東京市外電話局、東京中央電報局を視察する等鋭意調査を進めてきたのであるが、問題が広範多岐にわたつているため結論を得るに至らなかつた。

調査報告書
建設事業並びに建設諸計画に関する調査（継続事件）
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十二年十二月十九日
建設委員長　森田　義衛
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要
本件について、第二十七回国会開会中及び閉会中を通じて五回（内閉会中一回）にわたり、委員会を開き調査を進めたが、未だ結論を得るに至らなかつた。
その概要左記の通りである。
一、昭和三十三年度建設省関係予算について
（イ）河川関係について
治水対策については、昭和二十八年の治山、治水基本対策要綱に準拠して、三十一年度から治水事業緊急五ヶ年計画を実施しているが、過去二ヶ年の実績は約六百億円で計画の二二・九%の進捗率を示しているに過ぎない。これに対し、ここ数年災害が少くなつているときに積極的に治水計画を行い未然に災害を防止することの必要性、過年災に対する処置、治水費の継続費設定等について政府当局に対し質疑が行われた。
（ロ）住宅関係について
住宅関係予算は、道路予算拡張の結果、しわよせを受ける恐れはないかという見地から三十三年度予算の要求の状況を、また経済企画庁の経済五ヶ年計画中の住宅計画について調査した。
二、首都圏の計画について
首都圏整備に関しては、基本計画、整備計画、昭和三十三年度事業計画等及び首都圏整備委員会と各省の関係について調査した。
三、常勤職員及び常勤的非常勤職員の定員化について
常勤職員、常勤的非常勤職員は、何れもその職務の性質、勤務の条件等において、定員法による職員と実質上、何等異ならないものが多数ある。これらの職員の定員化の要請は従来からしばしば行われて来たところであり、さらに実状を調査するとともに、これら職員の定員化を強力に実行するよう委員会において決議し、関係各大臣にこれを申し入れた。

調査報告書
予算の執行状況に関する調査（継続事件）
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十二年十二月十九日
予算委員長　泉山　三六
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要
本委員会は、第二十七回国会閉会中、予算の執行状況に関し、茨城、栃木、群馬、高知、徳島の各県に、それぞれ委員を派遣して現地調査を行つたが、本調査は、その対象が広範多岐にわたり、且つ予算がまだ年度の中途にあるため、調査を終えることができなかつた。

調査報告書
国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査（継続事件）
右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十二年十二月十九日
決算委員長　高野　一夫
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要
本委員会は、第二十七回国会閉会中及び閉会中表記の件に関し次の通り調査した。
日本国有鉄道の経理及び財産管理状況に関する件については池袋民衆駅について調査を行い、従前より問題となつていた駅上屋の百貨店の許可面積、地下街の利用、その他当民衆駅の乗客及び一般民衆の利便のための機能発揮に関する諸問題について、通産省及び日本国有鉄道当局から説明を聴き、運輸大臣、通産省及び日本国有鉄道当局に対し質疑を行い、質疑を終了した。
なお、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査については、その他の事項についても調査を進めて来たが、対象の範囲が広範多岐にわたるので調査を終了するに至らなかつた。

昭和三十二年十二月二十四日
内閣総理大臣　岸　信介
参議院議長松野鶴平殿

国会法第八十一条第二項の規定に基き、第二十五回及び第二十六回国会の開会中貴院において採択され、内閣に送付を受けた請願の処理経過を別冊のとおり報告する。

第二十五回第二十六回国会参議院において採択された請願の処理経過（昭和三十二年十二月十六日調）

第二十五、二十六回の国会において、参議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてこれをそれぞれその請願の関係庁に送付し、関係庁からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に附して決定することとした。その結果処理案を決定したものは左記のとおりで、その他は目下調査中である。

右処理ずみのものの処理要領の要点を集録すれば、大体別紙のとおりである。

記

第二十五回国会　内閣受理件数　二八一件　処理案決定件数　一一三件

第二十六回国会　四三二件　三二一件

第二十五回国会参議院において採択された請願の処理経過

件名	主な主管庁	請願に対する処理要領
新潟県佐渡郡内の駐留軍使用道路の損害補償に関する請願（第一一四号）	総理府	駐留軍の使用による損害補修費として、昭和三十一年十一月七百万円を補助し、その道路の維持補修を実施済みである。
名古屋郵政局庁舎返還促進に関する請願（第二九〇号）	同	昭和三十二年十一月末日までに返還できる見通しである。
在外財産処理促進に関する請願（第八三号）	同	
長野市の地域給に関する請願（第一四三号）	同	一般職の職員の給与に関する法律の一部改正法律（昭三二法一五四号）により勤務地手当制度は廃止され暫定手当として固定化されたので、地域給として個々の地域の級地引上げについては、請願の意にそうことは困難である。
兵庫県太子町の地域給に関する請願（第二九四号）	同	同一市町村内の暫定手当支給の不均衡については、慎重に検討を行いたい。なお、従来の無給地に対しては昭和三十三年度三%昭和三十四年度五%の暫定手当がつくこととなつており、昭和三十四年四月一日以降はこれを整理して本俸に繰込むこととなつている。
兵庫県揖保川町の地域給に関する請願（第二九五号）	同	右に同じ。
兵庫県龍野市内一部区域等の地域給に関する請願（第二九六号）	同	右に同じ。
市町村道整備事業費特別長期債等に関する請願（第九〇号）	同	全面的に長期債をもつて充てることは、将来起債の償還元利金が公共団体の財政運営に非常な重圧を加えることになるので、適当でなく、一般財源の増強をはかつて整備に努めたい。利子補給については道路事業債のみの問題でなく、地方財政上の公債費対策として処理すべき問題であり目下検討中である。
公債利子の引下げ等に関する	同	地方債の金利については、原資の運用に支障のない範囲においてできるだけ低利にするよう目下検討中である。償還年限については、昭和三十一年度地方債から平均二、五年ていど延長することとした。
請願（第七五号）		
市庁舎の建築構造等に関する請願（第六九号）	同	市の庁舎建設については従来から原則として鉄筋コンクリート建として処理している。基準坪数は行政規模に応じ事務室、会議室、廊下等それぞれの用途について一定基準を設け起債を許可することとしており、職員一人当りの平均坪数はおおむね二坪ていどであつて市の行政事務の執行に遺憾のないよう処理している。
新町村建設促進等に関する請願（第一八一号）	同	一、新町村の建設については、請願の趣旨にそうようできるだけ努力したい。 二、町村議会事務局の設置については検討を加えることとしたが、いま直ちに、要望のような改正を行う必要はないと考える。 三、町村財政の確立については、請願の趣旨を尊重し、適当な措置を講ずることとしたい。
大阪府布施市に地方裁判所支部設置の請願（第一二四号）	法務省	最高裁判所の権限に属しているので、請願の趣旨を最高裁判所に伝達して充分の考慮を煩わすこととしたい。
沖縄の復帰に関する請願（一二件）（第三、一一三号）	外務省	要望を直ちに実現することは困難な現状である。今後も国際情勢の推移とにらみ合せ、その早期実現に努力したい。
沖縄、択捉及び国後復帰返還に関する請願（第四号）	同	一、沖縄の復帰については、今後ともその早期実現に努力している。 二、択捉島及び国後島の返還については国民的支持のもとにその早期達成に努力している。
中国渡航制限緩和に関する請願（第五号）	同	外交上の観点並びに諸般の国内問題の角度から邦人の中共渡航については慎重に審査の上処理している。なお、貿易促進文化交流等を目的とする渡航は毎年相当の増加ぶりを示している。
中国渡航制限解除に関する請願（第四七号）	同	右に同じ。
板付基地にF一〇〇セーバー・ジエット機持込み反対の請願（第四〇号）	同	政府は、航空機の離着陸に伴う音響が勉学の妨げとならぬよう特に考慮を払つており、九州大学においては防音装置の工事をすでに実施中である。 原水爆の持込は拒否する方針なのでF一〇〇型航空機の板付基地配置により同基地が原水爆基地となるとは考えられない。
米国難民救済法による移民割当拡大に関する請願（第四八号）	同	難民救済法はすでに失効しており、外交折衝では問題は解決されない。日本国民の本件に関する関心等については、米国議会方面及び関係行政機関に対し機会あるごとに印象づけるよう努力している。
日ソ復交促進に関する請願（第二一九号）	同	本年九月から東京においてソ連邦政府代表と、具体的な通商取極めの話合を行つている。

新潟市にソ連邦領事館設置の請願（第二九七号）	同	
ぶどう酒醸造業に対する酒造税軽減の請願（第一六四号）	大蔵省	現在においてはこれを決定する段階に立到っていない。 ぶどう酒に対する酒税率のみとりあげて軽減することは困難である。なお、現在ぶどう酒に対する酒税率は、他の酒類に対する酒税率に比較して、その税負担が最も軽減されている。
国民金融公庫山形支所の資金枠増額に関する請願（第一七一号）	同	地方の実情を勘案するとともに特定地方に偏することなく、広く国民大衆を潤すよう常に慎重な配慮のもとに資金の配分を行っているのであるが、今後においても可能な限り資金の充実につとめたい。
国民金融公庫に対する財政投資資金増額の請願（第二〇三号）	同	昭和三十二年度財政投融資計画において資金運用部より二〇〇億円の融資を行うことが予定されている（三十一年度より七五億円の増加）これにより公庫は昭和三十二年度において六八五億円の貸付を行う予定である。
教育費の財源措置に関する請願（第五〇号）	文部省	義務教育費については義務教育費国庫負担法により、実支出額の半額を国庫が負担しており目下のところこれを改正する考えはない。また地方交付税による地方財源の充実については、義務教育の運営に支障のないよう努力する所存である。
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正に関する請願（第一六五号）	同	高等学校の定時制教育及び通信教育の振興については、施設費の補助について昭和三十二年度予算において、五千万円を計上している。その他の点については、勤労青年教育振興の見地から今後とも努力したい。
公民館法制定に関する請願（第六号）	同	公民館の振興を促進するためその法律改正の必要の有無についてその問題を研究中である。
学校給食法に基く費用を全額国庫負担とする等の請願（第一四九号）	同	一、学校給食法に基く経費を全額国庫負担とするということはわが国現下の財政事情から困難であると考えられる。 二、学校給食法施行令第二条第一項の規定により義務教育諸学校において学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費は設置者の負担すべき経費として規定されている。これを地方財政窮乏のおりから全額国庫負担とするよう要望されているが、国家の財政事情から非常に困難なことと考えられるが十分検討することとしたい。
学校用地購入に対する特別措置の請願（第七七号）	同	一、国の財政の都合上、校舎建築の国庫補助金も不充分な現状から早急に措置することは困難であるが今後研究したい。 二、学校用地の問題については文部省と農林省との間において協議して決定したい。
公立文教施設費国庫補助等に関する請願（第一一七号）	同	一、国の財政の都合上補正予算の計上は困難である。 二、補助の対象となつた鉄筋、鉄骨造の分については、適正価格で入手できるよう鋼材クラブ及びプール鋼材緊急斡旋所においてあつせんしている。
義務教育学校建築に対する敷地の土地買収費等を国庫補助対象とするの請願（第一一八号）	同	一、国の財政の都合上校舎建築の国庫補助も不十分な現状から早急措置は困難であるが今後研究したい。 二、義務教育学校建築に要する敷地の買収費等はその敷地が農耕地等の場合もあるので、文部省と農林省との間において協議して決定したい。
鉄骨造校舎建築費国庫補助単価引上げに関する請願（第一一九号）	同	昭和三十一年度公立文教施設費の配分は全部完了しているため補助単価の引上げは不可能である。 補助対象となつた鉄筋、鉄骨造の分については適正価格で入手できるよう鋼材クラブ及びプール鋼材緊急斡旋所においてあつせんしている。
文教施設整備予算増額に関する請願（第一三一号）	同	昭和三十二年度予算において小中学校統合七億一千万円、小学校不正常授業解消五億九千万円、中学校分一四億九千万円、危険校舎改築二〇億円、中学校屋内運動場四億六千万円を計上している。
公立文教施設費国庫補助増額等に関する請願（第一八三号）	同	一、国の財政の都合上補正予算の計上は困難である。 二、補助の対象となつた鉄筋、鉄骨造の分については適正価格で入手できるよう鋼材クラブ及びプール鋼材緊急斡旋所においてあつせんしている。 右に同じ。
校舎建築資材の暴騰対策に関する請願（第一九六号）	同	
公立学校施設整備費国庫補助に関する請願（第三一九号）	同	
国立日本アイヌ史跡会館設立に関する請願（第二九九号）	同	
昭和三十一年四月、五月の凍霜害等被害農家に対する経営資金利子引下げの請願（第一〇号）	農林省	昭和三十一年度公共文教施設費の配分は全部完了しているため、補助単価の引上げは不可能である。なお、補助対象となつた鉄筋、鉄骨造の分については、適正価格で入手できるよう鋼材クラブおよびプール鋼材緊急斡旋所においてあつせんしている。
漁港修築予算増額等に関する請願（第九三号）	同	昭和三十一年十二月二十日政令第三六〇号で関係政令の一部改正を行い、長野県下の被害激甚地域の特に被害の著しい農家について年三分五厘の低利率の適用を行う措置を講じている。
漁業共済制度確立に関する請願（第五七号）	同	昭和三十一年度公共文教施設費の配分は全部完了しているため、補助単価の引上げは不可能である。なお、補助対象となつた鉄筋、鉄骨造の分については、適正価格で入手できるよう鋼材クラブおよびプール鋼材緊急斡旋所においてあつせんしている。 会館等の設立は国立がよいかどうか、文化財保護委員会としては検討を要することであり、目下研究中である。なお文化財の保護は、民俗資料としての指定をできる限り早く取り進めたいと考えている。
農業改良資金増額等に関する請願（第一八六号）	同	水産業発展のための基礎的施設である漁港を整備することの必要性は充分認められるので国庫財政の許す限り請願の主旨に副うよう努力する。 漁業共済制度の実施については、昭和三十二年度において、この制度を試験的に実施することにより問題となるべき事項について検討することとしたい。 昭和三十二年度の農業改良資金の貸付及び債務保証事業については、技術導入資金貸付額は約四百万円、施設資金債務保証額は約五億

米の配給制度改正反対に関する請願（第九号）	同	六千五百万円を前年より増額したが、昭和三十三年以降についても、なお事業量の増加に努力いたしたい。 利子補給の対象を債務保証の対象全事業に拡大することについて、この事業の運営の実績をみた上で検討したい。
さめはえなわ漁業の許可制度に関する請願（二件）（第一、一五八号）	同	基本配給については、配給日数は全国一律とすることとし、政府集荷米の増加の故をもつてこれを増加することは必ずしも適当でないので、準内地米二日以内をふくめて十日とした。労務加配米制度は廃止したが、工場事業場の給食用として職場配給制を設け量の確保ができるよう措置した。
水産物価格安定に関する請願（第五九号）	同	一、現在行われているさめはえなわ漁業は一般のかつお、まぐろ漁業と、その使用する漁船、漁具並びに漁法は同様であり、これを現行中型かつお、まぐろ漁業取締規則から分離する考はない。 二、中型かつお、まぐろ漁業との兼業を許可することについては、漁業の客観情勢及び昭和三十一年十二月十九日まぐろ漁業調査会の答申を考慮して、十分検討のうえ措置したい。
さつまいも価格対策に関する請願（二件）（第六四、一〇三号）	同	現状では一部において極端な魚価安の現象を生じている。これが対策として、水揚地における処理加工能力及び輸送能力の増強をはかるとともに農山村向消費の拡大を促進する等一般的な魚価安定の措置を講ずることとしている。 一、甘しよの原料基準価格及びでん粉の買入基準価格については、原料いもの生産費並びにその他経済事情を考慮の上、農産物の価格が安定するよう決定している。 二、砂糖、マイロ等の輸入については、甘しよの再生産に支障のないよう考慮している。 三、甘しよ、甘しよでん粉の政府買入については、生産者団体の自主的措置と相まち所期の目的を達成する方針であるが、市価の維持に万全を期せられぬ場合は、予算の増額等の措置も考えられる。 四、酒精、アルコール等の原料については、消費者団体並びに所轄官庁である国税庁及び農林省との連絡の下に協議を行い、農産物価格安定法の目的が達成されるよう措置を講じている。 五、精製ぶどう糖企業は、歩留り原料等の関係でコスト高のため生産が伸び悩んでいたが、試験研究の結果漸く工業化の促進並びに拡大の段階になつたので、工業化の資金あつせん並びにぶどう糖の消費普及のためパン、かん詰等の用途に対する新規用途開拓の技術講習等を実施する方針である。 現地について、実地踏査を行い干拓計画樹立の適否を判定の上今後処理する。
大分県長洲町の干拓事業助成に関する請願（第二六六号）	同	

中海干拓計画に関する請願（四件）（第三五、五二、一〇〇、一〇一号）	同	本事業は、その規模といい、構想といい画期的な事業であり、さらに他産業との関連もあつて事業の実施前に充分な調査を必要とするので、三十二年度より現地に調査事務所を開始している。
茨城県鹿島南部地区の農業水利事業を国営とするの請願（第一七五号）	同	県営事業から国営事業に振替の準備として、昭和三十二年度において全体設計樹立のための調査を実施する予定である。
岩手山ろく開拓建設事業促進に関する請願（第一三〇号）	同	昭和三十五年度においてはその主要工事である岩洞ダムを促進するとともに地区内工事の推進を図るよう重点的に予算配分を実施したい。
北海道羽幌町築別地区土地改良事業促進に関する請願（第二六四号）	同	本地区は国営直轄かんがい施設事業として昭和二十八年採択され、目下工事の準備中であるが、鉱区に指定されている関係上ダムの安全のための現地において打合せ中であり、これが解決をまつて極力事業の促進を図るべく措置する予定である。
飛越特定地区小矢部川水利開発事業促進に関する請願（第三八号）	同	本件は現在調査中であり、昭和三十二年度調査完了を目途としているが、調査完了次第、内容検討の上善処したい。
園芸関係行政機関の整備充実に関する請願（第八号）	同	昭和三十二年五月一日農林省組織令の一部を改正し、同日より振興局に園芸特産課を設置したが、同課を中心として園芸行政の強化を図る考えである。
麦類の売渡価格引下げに関する請願（第一九〇号）	同	最近における麦製品の市場価格の実勢を勘案し、卸、小売マージンの増額、工場経費の増額、副産物価格の評価引上げ及び加工歩留まりの是正等を行い、昭和三十二年二月六日麦麦の政府売渡価格の改訂を行つた。 右に同じ。
小麦の払下げ価格引下げに関する請願（第一九九号）	同	
開拓行政の適正化に関する請願（第二八号）	同	(一)　開拓不適地は、農地法第八〇条の規定に基き、認定事務を取り進め、売払手続を完了するように努めている。 (二)　未墾地買収に当つては慎重を期して行つている。またその買収価格については、山林素地売買価格、農地買収価格等の勘案の上、昭和三十年十二月六日農地買収価格の改訂と同時に改訂を行つたのであるが、現行未墾地価格は適正なものと考える。 これが定員化については、なお、検討中であり、法令の許す範囲内で措置した。
農林省農地局勤務の定員外職員の定員化に関する請願（第三一八号）	同	(一)　直接統制については、現在のところ撤廃の意思は全くない。 (二)　事前売渡申込制度は、今後ともこの制度の趣旨を尊重し、育成してゆく考えである。 (三)　配給量は、今後とも供給量の動きを十分見きわめた上で、不測の事態の招来せぬよう慎重な考慮を加えて、弾力的運用をはかつてゆく考えでいる。
米の統制存続に関する請願（第一〇五号）	同	

米穀予約売渡制継続に関する請願（第一八四号）	同	(四)　生産者米価は、パリティ方式を基準とし、生産費及び所得補償方式を基準とすることは、困難である。 (五)　歩留り価格差は、昭和三十二年産米については、石当り三十五円に決定した。 右に同じ。
有畜農家の家畜導入規準改正に関する請願（第一八九号）	同	現在は大家畜にあつては同種類の家畜十頭以上、中家畜にあつては同種類の家畜二十頭以上を導入し得る農業協同組合を対象として実施している。一農業協同組合当りの導入家畜頭数をこれ以上減少させることは考えていない。
山形県内地下資源の開発促進等に関する請願（第二一二号）	通商産業省	同県は亜炭をはじめ陶石、ろう石等可成りの埋蔵量を有するが、未開発地域が多いので、東北地方振興の見地から、また国内資源の有効利用のために同県資源開発の促進をはかるとともに、これに関連する企業の誘致についても十分検討を加えたいと考える。
鉱害賠償制度の強化等に関する請願（第三一七号）	同	一、和解の仲介制度については昭和三十二年度から予算措置を講じ、その運用を強化することとした。なお、鉱害測量制度についても三十二年から予算規模を大幅に増強して、その充実をはかつている。 二、鉱害復旧事業団に対する資金運用部資金の融資措置を続けていく方針である。また、地方公共団体の負担軽減については、賠償義務者が無資力又は所在不明の場合従来の負担を半減することとしたが、起債および交付税等地方公共団体の負担軽減のためとられた措置についても今後なお継続することとしたい。 三、家屋等を臨時石炭鉱害復旧法の対象に加え、国庫補助金が交付されるよう所要の法律改正を行つた。 四、安定鉱害の賠償費については、あらかじめ損金に算入することができるよう税法上の措置を講ずることとした。
佐渡海峡海底送電に関する請願（第一〇八号）	同	直流海底送電における変換装置の製作等において、実用に供するにはなお検討を要する点が多く内燃力発電所を建設する方が有利であると考えられる。なお、内燃力発電所の建設については、東北電力株式会社において昭和三十三年十二月末完成を予定した計画をもつている。
ココム制限緩和に関する請願（第一三号）	同	特認制度の積極的活用によつて中共貿易の実質上の拡大に努めるとともに、ココム制限の緩和についても引続き努力いたしたい。
四国通商産業局近永アルコール工場存続に関する請願（第一四号）	同	近永その他の八アルコール工場については、今のところこれを整理することは考えていない。
商工組合中央金庫利子引下げに関する請願（第一五二号）	同	昭和三十二年四月一日以降貸出金利を引き下げた。

機帆船の航行平水区域改正に関する請願（第二八四号）	運輸省	請願の地域につき調査した結果、平水区域を改正することは適当でないと思われる。
北海道羽幌、天売両港修築促進に関する請願（第二六七号）	同	その重要性を認め、鋭意工事の進捗につとめており、今後も予算の許す限りにおいて早期完成を図りたい。
北海道室蘭港西ふ頭築造工事促進に関する請願（第一〇二号）	同	国庫予算の許す範囲内でこれを促進させたい。 右に同じ。
北海道苫小牧工業港築設工事施行促進に関する請願（第二九〇号）	同	工事の困難が予想されるので、着工については今後研究したい。
大畑鉄道開通促進に関する請願（第一六号）	同	諸般の検討すべき問題もあるが、なるべく早く開業できるよう努力している。
国鉄赤穂線中日生、伊部両駅間開通促進に関する請願（第四一号）	同	今市、荒海間は工事の困難と多額の工費を要する見込である。熱塩、西米沢間は土工量も多く多額の工事費を要するので、本路線は更に研究したい。
国鉄野岩羽線敷設完成促進に関する請願（第一八二号）	同	今後十分研究したい。
国鉄石勝線鉄道新設促進に関する請願（第二〇九号）	同	目下慎重に研究中である。
国鉄生橋線復旧に関する請願（第二一〇号）	同	建設については更に研究したい。
国鉄篠栗線篠栗駅、山田線臼井駅間鉄道敷設に関する請願（二件）（第二三三、三〇二、三〇三号）	同	目下慎重に研究中である。
北海道白糠町、足寄町間鉄道敷設に関する請願（第二三四号）	同	早急には要望にそい得ない。
新庄、余目両駅間等ジーゼルカー運行促進に関する請願（第一七号）	同	目下のところ困難と思われる。
国鉄八戸線中平内外二地区に汽動車駅設置の請願（第五六号）	同	複線化については早急には実施困難であるが、列車運転の安全確保については慎重に方策を検討し実施している。
国鉄参宮線の複線切替促進に関する請願（第七九号）	同	大阪市内の旅客貨物全体の輸送力増強方策の見地から、今後十分に研究することとしたい。
国鉄城東線玉造駅貨物取扱設備拡張等に関する請願（第二五五号）	同	今後更に検討することとしたい。
国鉄公安職員を一般国鉄職員の繰入れするの請願（第一七〇号）	同	今後ともよく研究したい。
図鉄米坂線の電化促進に関する請願（第九九号）	同	出張所の急速な設置は困難であるが、差当り
新潟県出雲崎町に新潟海上保	同	

安部出張所設置の請願（第五一号）	同	船舶の臨時派遣その他適当な措置を講ずるよう努力する。
岩手県綾里岬灯台に霧笛信号を併設するの請願（第五四号）	同	国家財政の許す時期において措置したい。
岩手県首崎に灯台設置の請願（第五五号）	同	右に同じ。
岩手県釜石市に測候所を設置する等の請願（第二一一号）	同	今後その必要性を十分検討の上、趣旨に沿うよう努力する。
九州及び山口県地域の気象予報業務の整備に関する請願（第三〇一号）	同	中国の気象資料入手に伴う通信業務の増加に対しては、直ちに必要な措置を講じたので、現在特に支障はない、なお、地方気象官署の予報業務を合理化するため施設等の整備充実を図り、有効な中国気象資料の十分な活用に努めて、気象災害の防止軽減に寄与したい。
愛媛県松山市に簡易保険、郵便年金加入者ホーム設置の請願（四件）（第二〇、二二、二二、六一号）	郵政省	将来ともなるべく全国の加入者が均等に利用できるように設置したいと考えているので、今後計画の際参考にしたい。
簡易保険の保険金最高制限額引上げに関する請願（三件）（第一八、一九、六〇号）	同	本年四月一日から簡易保険の保険金最高制限額を二十万円に引き上げたのであるが、これをもつて十分とは考えていないので、さらに慎重に検討を続けることとしたい。
高知県安芸市元町に無集配特定郵便局設置の請願（第一三八号）	同	利用予定人口が少ないため、設置標準に達しないので現状においては実現は困難である。
福島県会津若松市内合併区域の電話交換施設改善に関する請願（第一〇七号）	同	昭和三十三年度以降なるべく早い機会に若松局との通話を即時通話とするよう考えている。
富山県婦中電話局の施設拡充等に関する請願（第一〇六号）	同	今直ちに実施することは困難であるが、将来できる限り早い機会に実施したい。加入区域の統合整備についてもその際考慮したい。
栃木県東那須野郵便局の黒磯郵便局統合反対に関する請願（第一三五号）	同	東那須野郵便局の集配事務を廃止して同局の集配事務を黒磯局に統合する必要があるものと認める。東那須野局の集配事務を黒磯局に統合するようになつた場合においても、東那須野局の窓口事務を廃止することはない。
奈良県吉野町の電信電話局統合に関する請願（第九四号）	同	昭和三十三年度以降なるべく早い機会に吉野、龍門、中荘の三局を上市局に統合し、中龍門および新子局はその際上市局との通話を即時通話とするよう考えている。
北海道阿寒村布伏内簡易郵便局の無集配特定局昇格に関する請願（第一五六号）	同	布伏内簡易郵便局を無集配特定局にすることは設置標準に達し、かつ、該局における取扱量も多いので目下設置方取り運び中である。
北海道中標津町にNHK釧路放送局の中継放送所設置の請願（第二二四号）	同	日本放送協会の予算面等から、右地区に中継放送局を設けることは、さしむきのところ困難の模様であるが本請願の趣旨を同協会に伝え、十分検討するよう要望した。
宮城県白石市内福岡長袋字山の下地区に無集配郵便局設置の請願（第三〇八号）	同	現状においては実現は困難である。なお、窓口機関利用上の不便があると思われるので、簡易郵便局の設置なれば将来考慮したい。

失業対策事業費全額国庫負担に関する請願（第八五号）	労働省	一定要件に該当する事業主については、国庫補助率を高率ならしめる措置を講じた。
失業対策事業就労者の賃金引上げに関する請願（第一一〇号）	同	昭和三十二年度予算においては、失業対策事業の賃金単価を二〇円引上げを行つた。
福岡県直方市の閉山三炭鉱の失業者救済対策に関する請願（二件）（第一五四、第一五七号）	同	(一)石炭鉱業合理化臨時措置法実施に伴う失業対策については、閣議決定、了解により総合対策を樹立すると共に公共事業等の集中実施をを決定したところである。 (二)昭和三十二年度北九州地区に発生する離職者に対しては、駐留軍関係離職者分を含め、公共事業等の集中的実施を図つたところである。 (三)生活困窮者に対しては生活保護法による保護の実施に遺憾なきを期する考えである。
日雇労働者の越年手当等に関する請願（三件）（第一六九、二二六、二三七号）	同	(一)七日分の就労日数の増加あるいは賃金増給等の特別の行政措置を講じた。 (二)常用形態を前提とする有給休暇は認められない。 (三)月間就労日数の増加は、現在のところ失業情勢上困難である。 (四)昭和三十二年度は前年度とほぼ同額の失業対策事業関係費を計上した。 (五)失業対策事業の賃金単価を二〇円の引上げを行つた。 (六)失業者の合理的就労をはかる見地から認められない。 (七)事業主体の財政事情を考慮して、一定要件に該当する事業主体については、国庫補助率を高率ならしめる措置を講じた。 (八)日雇失業保険については、失業保険法の一部改正により、第一級の保険金日額二〇〇円に引上げた。なお、待期期間の短縮については、保険金日額引上げに伴う保険経済の推移を考慮しつつ慎重に検討中である。 (九)傷病手当金制度を創設することについて目下調査検討している。 (十)(十一)昭和三十二年四月一日から改訂した。基準を六・五%引上げ、国民生活の実態に即応するよう改訂した。
青森県八戸市に労災病院設置の請願（第三一五号）	同	既設の未完成病院の整備完了するまで暫く設置を見合せたい。
新潟県信濃川改良工事促進に関する請願（第一二二号）	建設省	国の財政事情の許す限り努力したい。なお、補助率については、地方財政再建特別措置法により高率化され昭和三十一年から実施されている。
茨城県久慈川改修工事施行に関する請願（第一五八号）	同	国の財政事情の許す限り予算の増額をはかり、工事を促進させるよう努力したい。
新潟県中之島村地内魚野川沿岸堤防工事施行に関する請願（第二一二号）	同	国家財政の許す限り予算の増額をはかり要望にそいたい。
災害復旧及び離島振興法による施設促進の請願（第二一四号）	同	(一)公共土木施設については、昭和三十一年度予備金の支出等を行つて復旧の促進に努

二級国道和歌山松坂線の一級国道昇格に関する請願（第二三号）	同	めており、緊要な災害復旧箇所については、昭和三十一年以降三箇年で完成する方針である。 ㈡ 各港の港湾、海岸施設の復旧残事業については、今後予算の許す限りすみやかに復旧したい。
国道整備促進に関する請願（第九一号）	同	㈢ 道路整備については、昭和三十二年度道路改良事業二箇所、橋梁整備事業一箇所を実施しており、今後も事業の促進に努力する方針である。
長崎県西彼杵半島循環道路中三重、式見両村間改良工事施行に関する請願（第一二五号）	同	㈣ 昭和三十二年度の福江及び有川両港の修築事業補助費は三十一年度に比し一割の増となる。今後も本地方離島振興事業の促進について努力したい。
宮崎県県道都城狭野線中之房、谷頭間路線附替に関する請願（第一四四号）	同	㈤ 離島振興法に基く離島振興計画に掲げられている各種事業の実施については、政府においても請願の趣旨に副うように善処する。
山形県戸沢村内国道等改良工事施行に関する請願（第二二九号）	同	今後における産業の発達、交通状勢の変化等を十分考慮の上、措置することとしたい。
一級国道四号線中一部改良工事等施行に関する請願（第二一三号）	同	道路整備一〇箇年計画を策定中であり、特に一級国道については、全線にわたり整備を完了する考えである。 早急に完了するよう努力したい。
荒川中川総合開発促進に関する請願（第二九一号）	同	十分調査研究したい。 砂子沢橋は、昭和三十二年度新規工事として着工することとなつている。なお、その他の工事についても早急にその実現を図るよう努力したい。 一級国道四号線は、昭和三十一年度直轄事業として官内町―小島谷村間、二級国道秋田、盛岡線は、国庫補助事業として雫石町、県道盛岡、岩手線は、継続工事として、改良工事を施行中である。昭和三十二年度は、秋田、盛岡線については、雫石町、御明神村を県道盛岡、岩泉線については、岩泉町を実施中である。二級国道宮古、盛岡線改良工事は実現をはかるよう努力したい。なお、北上川上流改修工事については、国家予算の規模を勘案の上、緊急箇所より逐次実施したい。 荒川上流改修工事の竣工に引き続き、その維持工事に万全を期するとともに二瀬ダムは昭和三十四年度完成を目途に継続費をもつて実施中であり、又中川放水路工事は中小河川改修工事として特に重点施行するほか中川水系の河川調査元荒川改修工事の実施等鋭意その促進に努力している。
新潟県根知川災害土木事業助成工事施行に関する請願（第一二六号）	同	復旧に当つて、国の財政力の許す限り助成費を加え、災害復旧事業として実施することについて目下検討中である。

第二十六回国会参議院において採択された請願の処理経過

件名	主な主管庁	請願に対する処理要領
新町村の育成強化に関する請願（第一五九三号）	総理府	請願の趣旨にそうようできるだけ努力したい。
新町村建設促進のための財源措置に関する請願（二件）（第一五八九、一七〇四号）	同	請願の趣旨にそうようできるだけ努力いたしたい。
新市町村の育成強化に関する請願（第二〇九九号）	同	請願の趣旨にそうようできるだけ努力したい。
防衛施設所在市町村交付金に関する法律制定の請願（第五九七号）	同	昭和三十二年度から毎年度助成交付金を交付することになつたので、請願の趣旨は実現したものと認められる。
国有財産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に関する請願（二件）（第一五二三、一七〇五号）	同	昭和三十二年度においては五億円の予算措置をし、昭和三十三年度以降においては毎年度十億円程度を助成交付金として予算措置される予定であるので請願の趣旨は、おおむね実現したものと認められる。
新技術開発推進機関等設置に関する請願（第二〇八号）	同	㈠ 昭和三十二年度には新技術開発公団（仮称）の実現を見なかつたが目下政府及び民間の関係機関において外国の技術開発機関の実態を調査中であり、同調査の結論を俟ち、わが国の国情に適した具体的方法、条件等について鋭意検討を進める方針である。 ㈡ 第二十六回国会において日本科学技術情報センター法案が成立し、これに基きわが国における科学技術情報に関する中枢的機関として日本科学技術情報センターが設立された。
法令に基かざる寄附金等の抑制に関する請願（第一九七号）	同	官公庁に対する寄附金等の抑制については、昭和二十三年一月三十日閣議決定を行い、その後屢次にわたつてその徹底を期してきたが今後も行政指導方針として徹底したい。
傷病者の増加恩給等増額に関する請願（三十件）（第一七六、一七七、一七八、二一八、二二七、二三八、二五七、二八一、二九〇、二九五、二九九、三〇〇、三五一、三八六、三九六、四八四、五一八、五三三、五七六、六六五、七七八、八二八、八九四、一〇一五、一一二九、一三八三、一四三九、一四五六、一六〇二、一八一七号）	同	臨時恩給等調査会の答申により慎重に検討を要するものと考える。
増加恩給等を受給する傷病者の家族加給の範囲拡大に関する請願（二十四件）（第一七九、一八〇、一八一、二一九、	同	慎重に検討を要すべきものと思われる。

二二六、二三九、二四四、二八二、二九一、二九四、二九八、三五二、三九七、四五八、四九三、五一六、五一九、五三四、五七七、五七八、八二九、一〇一六、一三八二、一四四〇号）

戦没者遺族の公務扶助料増額に関する請願（三件）（第三八二、四四四、四六〇号）

旧軍人関係恩給の加算制復元に関する請願（五十二件）（第四五五、五三八、五九一、六三三、六六七、六八一、七三五、八九五、九四一、九九四、一〇三七、一一八七、一一八八、一二〇〇、一二二一、一二二四、一二二五、一二二八、一二四九、一二五〇、一二五一、一二五二、一二六四、一二六五、一三三四、一三三五、一三五五、一三七九、一四一五、一四一六、一四五五、一五三七、一五五八、一五五九、一六三三、一六三四、一六三五、一六五五、一六五六、一六五七、一七二一、一七三二、一七三三、一七四一、一七四七、一七五八、一七八二、一八四七、一八七八、一九〇八、一九一二、二〇八〇号）

旧海軍特務士官等の恩給改訂に関する請願（八件）（第二五九、二七四、四一一、六三二、一二五三、一七二一、一七三四、一八六五号）

退職公務員の恩給改訂に関する請願（一四一件）（第五三九、六八二、六八三、一一一一、一一三二、一一三七、一一四三、一一四四、一一五〇、一一五七、一一五八、一一六六、一一七五、一一七六、一一八九、一二二六、一二五九、一二六三、一二六六、一二六七、一二九二、一二九三、一二九四、一二九五、一二九八、一二九九、一三〇〇、一三〇一、一三〇二、一三〇三、一三二八、一三二九、一三三〇、一三三一、一三三二、一三三三、一三五六、一三五七、一三五八、一三八〇、一三八一、一四〇〇、一四一七、一四一八、一四一九、一四二〇、一四二一、一四四二、一四四三、

同

同

同

同

臨時恩給等調査会の答申により慎重に検討することとしたい。

国家財政の現状等諸般の事情にかんがみて困難であると考えるが、臨時恩給等調査会の答申により慎重に考慮することといたしたい。

請願のように措置することについては、臨時恩給等調査会の答申により慎重に検討することとしたい。

一、本件については、臨時恩給等調査会の答申により慎重に考慮することとしたい。

二、慎重に検討を要するものと思われる。

三、(イ)六十歳未満の者の恩給増額分の支給停止については、臨時恩給等調査会の答申により慎重に考慮することとしたい。

(ロ)旧号俸二十四号俸以上のものの恩給に、昭和三十一年法律第百四十九号を適用することは新たな不均衡を生ずることとなるから適当でないと考える。

(ハ)昭和二十三年七月一日以降同年十一月三十日までに退職した者の恩給については、請願のように措置することは適当でないと考える。

一四五〇、一四五一、一四五二、一四五三、一四五四、一四六六、一四七三、一四七四、一四七五、一四八八、一四八九、一四九三、一四九四、一五〇四、一五〇五、一五〇六、一五〇七、一五一六、一五三二、一五三三、一五三四、一五三五、一五三六、一五四八、一五四九、一五五〇、一五六一、一五六二、一五六三、一五六四、一五六五、一五六六、一五六七、一五八二、一六〇三、一六〇七、一六〇八、一六〇九、一六一〇、一六一一、一六一二、一六一三、一六一四、一六一八、一六二二、一六二三、一六二四、一六二五、一六二六、一六三六、一六三七、一六三八、一六三九、一六四九、一六五三、一六五四、一六五八、一六五九、一六六〇、一六七四、一六七五、一六七六、一六九八、一七二三、一七二七、一七二八、一七三九、一七四〇、一七四八、一七四九、一七五〇、一七五九、一七六〇、一七六九、一七七四、一七九二、一八一〇、一八一一、一八一二、一八一六、一八四一、一八六四、一八八一、一八九七、一九三一、一九七九、一九九三、二〇一二、二〇六九、二〇七〇、二〇八八、二〇八九号）

元満洲国日本人官吏等の恩給に関する請願（十八件）（第一〇三、一〇四、二一一、二二二、二五五、二五六、二七二、二八〇、五一七、八三〇、九四二、九四三、一〇三六、一一九九、一四四四、一八六二、一八六三号）

元満洲国日本人官吏等の処遇に関する請願（第一八七九号）

元南満洲鉄道社員等の恩給に関する請願（三件）（第一五六〇、一五八三、一五八四号）

元樺太特定郵便局長の恩給に関する請願（第一三三七号）

世論調査に関する請願（第三一三号）

福島県葛尾村の寒冷地手当に

同

同

同

同

同

にわかに賛成しがたい。

右に同じ。

右に同じ。

慎重に検討を要するものと考える。

政府の世論調査は、調査企画のみ政府で行い、調査実施は、民間の調査機関に委託しているが、特定の調査機関のみに委託していない。

一、寒冷地手当の最高支給率の引上げ、石炭

関する請願（二件）（第七五、三四二号）		手当の支給額の引上げ及び豪雪手当の新設については薪炭手当に対する処置と併せて、寒冷地給与の総合的な適正化を図ることに努力したい。 二、寒冷地手当の支給地域区分の変更及び指定方式は、人事院の勧告に基いて行う建前となつているので、この建前に従つて検討したい。 三、石炭手当及び薪炭手当の支給額は今年度人事院勧告どおり実施されたので請願の趣旨は達成された。又免税については、現在の税制の建前から困難である。 四、公共企業体職員及び地方公務員の給与の決定については、国家公務員の寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律をこれらの職員に適用することは困難である。
福島県浪江町津島地区の寒冷地手当に関する請願（二件）（第七六、三四三号）	同	右に同じ。
福島県下郷町の寒冷地手当に関する請願（三件）（第一〇六、四九四、五一五号）	同	右に同じ。
福島県会津高田町の寒冷地手当に関する請願（第一〇七号）	同	右に同じ。
福島県の寒冷地手当に関する請願（二件）（第一三六、三四一号）	同	右に同じ。
福島県湖南村の寒冷地手当に関する請願（第三八七号）	同	右に同じ。
山形県の寒冷地手当等に関する請願（第四七〇号）	同	右に同じ。
山形県酒田市、飽海郡の寒冷地手当等に関する請願（二件）（第四七一、七三八号）	同	右に同じ。
山形県鶴岡市及び東西田川郡の寒冷地手当等に関する請願（第四七二号）	同	右に同じ。
新潟県の寒冷地手当に関する請願（第五六〇号）	同	右に同じ。
新潟県上川村の寒冷地手当に関する請願（第五六一号）	同	右に同じ。
新潟県糸魚川市内下早川、西海両地区の寒冷地手当に関する請願（第五六二号）	同	右に同じ。
新潟県新井市内水上外二地区の寒冷地手当に関する請願（第五六三号）	同	右に同じ。
新潟県小千谷市内片貝地区等の寒冷地手当に関する請願（第五六四号）	同	右に同じ。
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部改正に関する請願（九件）（第五六五、九七八、一九八二、九七〇、一一、二〇三八、二〇五七、二〇八二、二一〇二号）	同	右に同じ。
新潟県関川村の寒冷地手当に関する請願（第六六四号）	同	右に同じ。
新潟県下田村森町地区の寒冷地手当に関する請願（第七三六号）	同	右に同じ。
岩手県盛岡市の薪炭手当に関する請願（第七三七号）	同	右に同じ。
福島県会津方部の寒冷地手当等に関する請願（二件）（第八四一、八四二号）	同	右に同じ。
滋賀県米原町の寒冷地手当に関する請願（第八六一号）	同	右に同じ。
滋賀県伊吹村の寒冷地手当に関する請願（第八六二号）	同	右に同じ。
滋賀県浅井町の寒冷地手当に関する請願（第八六三号）	同	右に同じ。
滋賀県びわ村の寒冷地手当に関する請願（第八六四号）	同	右に同じ。
滋賀県近江町の寒冷地手当に関する請願（第八六五号）	同	右に同じ。
滋賀県虎姫町の寒冷地手当に関する請願（第八六六号）	同	右に同じ。
滋賀県山東町の寒冷地手当に関する請願（第八六七号）	同	右に同じ。
滋賀県湖東地区の寒冷地手当に関する請願（五件）（第八六八、一〇六一、一〇六六、一〇九八、一一三一号）	同	右に同じ。
滋賀県中河内地区の寒冷地手当に関する請願（第八六九号）	同	右に同じ。
滋賀県湖北町の寒冷地手当に関する請願（第八七〇号）	同	右に同じ。
滋賀長浜市の寒冷地手当に関する請願（第八七一号）	同	右に同じ。
滋賀県犬上郡の寒冷地手当に関する請願（二件）（第一〇五九、一〇六七号）	同	右に同じ。
滋賀県高島郡の寒冷地手当に関する請願（二件）（第一〇六〇、一〇六八号）	同	右に同じ。
滋賀県彦根市の寒冷地手当に	同	右に同じ。

関する請願（二件）（第一〇六二、一〇六五号）	同	右に同じ。
岩手県の薪炭手当に関する請願（第一〇八三号）	同	右に同じ。
岩手県の寒冷地手当に関する請願（第一〇八四号）	同	右に同じ。
兵庫県の寒冷地手当に関する請願（五件）（第一一〇九、一一二三、一一二六〇、一一六八号）	同	右に同じ。
積雪寒冷地の公務員給与改善に関する請願（第一六九七号）	同	右に同じ。
青森県の寒冷地手当等に関する請願（第一八七七号）	同	右に同じ。
群馬県嬬恋村等の寒冷地手当に関する請願（第二二八号）	同	右に同じ。
公務員の給与引上げ等に関する請願（第一六二七号）	同	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により平均六・二%の俸給の引上げが行われ、勤務地手当は廃止され、暫定手当に切替えられたので、現段階においては困難である。
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案中一部修正等に関する請願（第一八〇三号）	同	現段階においては困難である。
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部改正等に関する請願（第五六六号）	同	一、寒冷地関係の諸手当に関しては、現行諸手当を総合的に検討し、適正化をはかるべく努力したい。なお、薪炭手当及び石炭手当の免税は現在の税制の建前からみて適当とは認められない。 二、勤務手当の級地区分を改訂することは困難である。 三、超過勤務手当、特殊勤務手当は、現在のところ廃止する考えはない。
茨城県大子町の地域給等に関する請願（第一〇八号）	同	一、勤務地手当については一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により廃止されたのでこれを改定することは困難である。又従来の無級地についても暫定手当が昭和三十二年十月以降支給されることになつたので、請願の趣旨は達せられた。 二、寒冷地手当の支給地域の指定については、慎重に検討することとしたい。
寒冷地手当等の現行維持に関する請願（第五六七号）	同	一、寒冷地関係諸給与に関しては総合的に適正化をはかりたいと考えているが、現在の既得権はできるだけ尊重する建前で慎重に検討したい。 二、勤務地手当に関しては、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により勤務地手当は廃止され暫定手当に切り替えられたので現段階においては困難である。
離島振興計画促進に関する請願（第一五九一号）	同	三十三年度から離島振興対策事業のうち公共事業については経済企画庁の所管に一括計上することとし予算の増額については努力したい。
離島振興法の一部改正に関する請願（第一四三八号）	同	請願の趣旨にそうよう努力したい。
国土総合開発法による阿武隈山系開発実現の請願（六件）（第七三、一二七、一三四、一五〇、三六九、四二五号）	同	東北開発促進法に基く促進計画が本年度より実施されることとなり目下計画策定中であるので、これに基いて積極的に開発を推進するよう努力したい。
中信地区総合開発促進に関する請願（第一〇一号）	同	明年度以降において調査を行うべく考慮中である。
北奥羽調査地域の総合開発促進に関する請願（第八三五号）	同	一、昭和三十二年十月十五日指定した。 二、東北開発促進法に基き、重要事業の選定については目下考慮中である。 三、必要な調査を行い開発事業の円滑な推進をはかるよう努力したい。
北奥羽地域を国土総合開発法に基き特定地域に指定するの請願（二件）（第八三六、九四六号）	同	昭和三十二年十月十五日指定したので、早急に特定地域計画を決定し、開発を推進したい。
宮崎県小林市等を南九州総合開発特定地域に指定するの請願（第一九〇七号）	同	特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法に基く特殊土じょう地帯として指定されているが、国土総合開発法に基く特定地域に指定することについては調査研究のうえ国土総合開発審議会の意見も聞いて処置いたしたい。
恩赦審議会設置に関する請願（二件）（第二〇五三、二〇七一号）	法務省	この種の審議会を設置することを内容とする法案が第二十六回国会参議院に提出され、目下継続審議に付されているので、慎重に検討することとしたい。
巣鴨刑務所在所戦犯者の釈放促進に関する請願（第二五〇号）	同	政府は米国関係戦犯者六二名について引き続き米国政府に対しその釈放を強く訴え、全員釈放の早期実現を期する所存である。
司法官等の優遇に関する請願（第一八一九号）	同	今後充分に検討し善処したい。
印鑑法制定等に関する請願（第六〇一号）	同	印鑑法を今直ちに制定することは適当でないと考える。
群馬県前橋地方法務局沼田支局庁舎新築促進に関する請願（第三三七号）	同	戸籍手数料の増額については、目下法務省において検討中である。
岡山地方法務局高梁支局庁舎新築に関する請願（第六八七号）	同	国家財政の許す時期において処置いたしたい。
香川県丸亀拘置支所新築移転反対に関する請願（第一三八五号）	同	右に同じ。
原水爆実験禁止に関する請願	外務省	拘置支所の移転先については、当初の予定敷地を変更し、高松地方裁判所丸亀支部の敷地内に移築することになつた。

（二件）（第二八、二九、一六二九号）	同	に送付するとともに、第十一回国連総会には、第十二回国連総会には核爆発実験の禁止ひいては全般的軍縮達成のため、「軍縮交渉継続と核実験停止」を提出し、目的達成に努力している。
原水爆実験禁止等に関する請願（四件）（第三三二、四八九、九七三、一五八七号）	同	右に同じ。
原水爆の国際管理実現に関する請願（第一八九八号）	同	国連第十一総会においては、いわゆる登録制を提案し、国連第十二総会においては、軍縮交渉を促進し同時に核実験停止をもたらすための提案をも行い、あらゆる努力をしている。
英軍の水爆実験中止に関する請願（二件）（第一一二七、一一八六号）	同	政府は数回にわたつてその中止を英国政府に要請し、また、総理大臣の特使を同国に派遣して強く訴えたが、今日までわが国の要請はいれられていない。政府としては今後ともあらゆる機会に実験中止を要請する考えである。
英軍の原水爆実験禁止に関する請願（第一八八二号）	同	右に同じ。
李承晩ラインにおける不法漁捕防止等の請願（第二六〇号）	同	国際連合への提訴は考究を要するので、日韓両国の平和的話合によつて円満解決をはかりたいと考える。特に抑留漁船乗組員の釈放送還は早急実現を要するという見地から鋭意交渉を続けているが未だ妥結を見ていない。早期救出については今後とも努力する考えである。
近海漁業暫定協定締結に関する請願（第二一二九号）	同	新しい日ソ漁業暫定協定案を作成し、本年八月ソ連側に手交したが、ソ連側は目下これを慎重に検討中の趣で、まだ回答がなく、政府は数次にわたつてソ連政府に本件回答を督促中である。
南部沿海州漁場の安全操業に関する請願（第二〇五〇号）	同	わが方は厳重抗議を行つているがソ連側はビヨトール大帝湾は地理的にも、また軍事的にも久しい以前から歴史的なソ連領と認められているとして従来の主張を繰り返している。政府としては速やかに本件の解決を図りたい考えである。
沖縄の施政権回復等に関する請願（第一八六九号）	同	政府としては今後も国際情勢の推移とにらみ合せその早期実現に努力する所存である。
沖縄の米軍用地代一括払反対に関する請願（第一九六九号）	同	琉球側から本件解決について具体案の請願があれば要望を米側に伝達し円満解決処理を行うよう今後とも米側当局の善処を要請する考えである。
移民施策振興に関する請願（第一九八号）	同	関係補助金は三十二年度は前年度に比し二千五百万円増額となつているが、その増額については引き続き努力している。
福島県に国立たばこ試験場設置の請願（六件）（第六九、一二三、一三〇、一四六、三六五、四二一号）	大蔵省	公社たばこ試験場を東北地方に新設することは、現在のところ困難である。

福島県東和村に葉たばこ収納所設置の請願（第一八二三号）	同	現在太田葉たばこ取扱所を廃止する意向はないので、同取扱所と別に新たに葉たばこ取扱所設置の必要は認められない。
福島県太田葉たばこ仮収納所継続に関する請願（三件）（第一八一五、一八二二、一八五九号）	同	太田葉たばこ取扱所については、本年も従来どおり引き続いて存置することとしている。
薪炭手当の免税に関する請願（二件）（第七三九、一〇八五号）	同	一、非課税とすることは、次の諸点からみて妥当でない。薪炭手当に所得税を課するときは、手取額が減少して必要な生計費を補てんすることができないから非課税にせよとの議論は、薪炭手当に限られた問題ではなく生計費補給的給与全般に通ずる問題であり、おしすすめれば生活的な給与は課税すべきでなく、所得税の基本原則をくつがえし、負担の公平を害することとなる。 二、薪炭手当を非課税とするときは、地域的差異等による生計費の増加を考慮してそれぞれに特別な控除の制度を認めなければならないこととなり収拾がつかない結果となる。 三、現物給与は小額なものに限つて課税しないこととしているのであつて、現金で支給される薪炭手当をこれらの現物給与と同一視することはできない。
ラジオ放送設備の耐用年数短縮等に関する請願（第七〇五号）	同	
東京都小岩町旧晴一九〇一部隊小岩第一大隊跡の土地家屋所有権に関する請願（第一一六八号）	同	昭和三十二年七月三十一日、固定資産の耐用年数等に関する大蔵省令の一部を改正し、既に請願の趣旨にこたえている。
旧朝鮮銀行及び旧台湾銀行の預貯金全額支払等に関する請願（第一九七〇号）	同	敷地は、旧陸軍が民有地を賃借していたものであるが、この賃貸契約は終戦とともに失効したので、現在は国が借上げている土地でない。建物は昭和二十年十一月当時の国の機関であつた江戸川区長が土地所有者に払い下げたものである。現在は民有物である。
電気機械工業の固定資産償却に関する請願（第一一〇六号）	同	閉鎖機関の外地債務の支払については、当該預入通貨が流通していないため、それらの本邦通貨への換算については、閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七四号）において特に換算率が法定されているものである。本請願に係る朝鮮台湾地区の預金換算率は、この法律によつて預入額の三分の二とすることと定められており、全額これを支払うことは等はできないものと考える。旧役職員に対する離職手当、対政府納付金、清算法人税及び株主に対する残余財産の分配は、預金債務の適正な支払の後適法に処理されたものである。
		固定資産の減価償却制度については、一般的再検討を行う作業に着手している。なお、電気機械工業関係の固定資産の耐用年数、陳腐化資産の取扱、資本的支出の範囲等についても減価償却制度全般の問題とあわせて検討したい。又電気機械工業関係の機械設備のうち特別償却制度の対象となる機械設備については、昭和三十二年十月三十一日付大蔵省告示第二三四号及び大蔵省告示第二三五号によ

国家公務員共済組合法の一部改正に関する請願（二件）（第六二二、一四五七号）	同	り、その適用業種及び対象機械設備を拡充し、処理を行つている。
社会保障費増額に関する請願（二件）（第一〇〇一、一三二四号）	厚生省	一、請願第六二二号について (一)　保険経済上及び健康保険その他の社会保険との均衡上、現状では困難と思われる。 (二)　共済組合の給付が保険組織に基くものであること及び他の社会保険との均衡上、困難と思われる。 二、請願第一四五七号について (一)　現行制度の給付条件では、困難である。なお、共済組合専従職員に組合員資格を認めることについては、検討中である。 (二)　現状では困難である。 (三)　他の社会保険との均衡を考慮して、行われるべきである。 (四)　健康保険組合との均衡を考慮して、検討中である。 (五)　健康保険との均衡上、困難である。
磐梯朝日国立公園施設整備事業費国庫補助に関する請願（二件）（第二一〇五、二三二一号）	同	昭和三十二年度予算においては社会保障関係費は、三十一年度に比して八・一％増額されており、失業対策費が若干減額されたほか各項目はいずれもかなりの増額となつている。
原爆被害者救援に関する請願（一六件）（第二二、二三、二四、二五、四八、六六、一六五、二七、二二三、二四二、四八七、一五三〇、一五七〇、一五七八、一七〇二号）	同	従来より継続施設中の羽黒―月山線連動については、昭和三十二年度に百五十万円の補助を行い、明年度も引き続き実施するべく努力中である。
原水爆被害者救援に関する請願（二件）（第二六、二七、四八号）	同	広島、長崎の原子爆弾による被爆者については、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律に基き、被爆者に対する健康診断を行い、医療を要する者に対しては、無料で医療を行つている。
東京都世田谷保健所管内に保健所増設の請願（第八四三号）	同	右に同じ。
清掃法施行令第六条改正に関する請願（第三六〇号）	同	本年度は予算措置を講じていないため不可能であるが、将来その実現について努力したい。
簡易水道施設費国庫補助に関する請願（第三一五号）	同	昭和三十二年度において、清掃施設の整備拡充を根幹とする環境衛生対策が重要施策の一つとして取り上げられ、し尿消化そう、下水終末処理施設の整備費、補助等約六億八千五百万円が計上されたところであるが、一層これら補助金の増額、補助率の引上げ補助対象の拡大に努力したい。
簡易水道施設費国庫補助増額に関する請願（第四〇六号）	同	昭和三十二年度簡易水道国庫補助額は十億円に決定されたが今後とも一層努力したい。 昭和三十二年度簡易水道国庫補助額は十億円に決定されたが、現在なお、飲料水使用の実態は予想外に悪く伝染病発生の主因になつている等の事情もあるので、今後とも一層国において助成するよう努力したい。
北海道豊富村兜沼地区の簡易水道工事費国庫補助に関する請願（第六七九号）	同	昭和三十二年度簡易水道国庫補助対象事業として実施する予定である。
結核予防予算増額等に関する請願（二件）（第一〇〇四、一三一九号）	同	現行の医療費公費負担制度は、長期かつ多額の支出を必要とする結核医療に対する経済的ささえとしては、未だ充分とは考えられないので公費負担率及び国庫補助率の引上げ、公費負担医療の範囲の拡大につき現在努力中である。
結核予防予算増額に関する請願（第九〇四号）	同	右に同じ。
結核医療費全額国庫負担制度の立法化に関する請願（第九六〇号）	同	右に同じ。
結核在宅療養者の社会保障に関する請願（第一九〇二号）	同	療養環境の悪い開放性患者に対する隔離療養室の無償貸付につき現在検討中である。また回復者の就職あつせん機関等についても今後十分検討したい。
結核予防諸対策に関する請願（第一八五七号）	同	一、一般住民の集団検診については昭和三十二年四月から全額公費負担で実施されることになつたが、これに対する国庫補助率の引上げ及び保健所の人員施設の拡充についても全国民検診を促進する趣旨に照し、実現に努力したい。乳幼児を定期健康診断の対象とすること及び児童生徒に対し健康診断の回数を二回とすること等については、実施能力との関連において考慮したい。 二、結核医療費に対する公費負担率及び国庫補助率の引上については努力中である。 三、結核療養施設にメヂカルソーシャルワーカー等を設置し、治療の段階から医療のほか、経済、職業、教育等について広く指導を行うことが必要と認められるので、これが設置の促進については十分考慮したい。 本件については昭和三十二年度に実施すべく準備中である。 昭和三十二年度分はすでに決定済であり、今後もできる限り早期決定したいと考えている。
東京都砂川町に簡易水道布設促進の請願（第一二九一号）	同	
簡易上水道事業の決定促進に関する請願（第二〇三一号）	同	一、入学希望者及びその分布状況等を勘案の上考慮したい。 二、資格取得のために教育を受けるのであるから、従来の身分のままで教育を受けさせることは考えていない。 三、国立療養所附属の進学コースにおいては、他の看護婦養成所生徒と同様の扱いを行つている。
国立病院、療養所に准看の進学コース設置の請願（四十五件）（第一、三、四、五、六、七、八、五〇、七九、九四、一〇〇、一五九、一九〇、二四八、三〇三、三七九、四〇二、七〇九、七二四、七二五、七二六、七五三、七五四、七六二、七八〇、八〇九、八一〇、八一一、八二二、八一三、八一六、八五八、八五九、八	同	

六〇、八七四、八七五、九〇〇、九一六、九一七、九七六、一〇〇一、一〇二三、一〇五一、一一七九、一二八九号）	同	
国立病院、療養所における看護婦産休のための定員確保の請願（三十七件）（第二、九一〇、一一一、一二一、一三一、一四一、四九、七八、九五、九九一、一六〇、一九一、二四九、三〇四、四四一、七二七、七二八、七五一、八〇二、八〇三、八〇四、八〇五、八〇六、八〇七、八〇八、八二七、八五七、八六六、八七六、八八九〇、九七四、一一九、一四九一、一八〇、一二九〇、一五七六号）	同	
国立療養所における看護婦産休等のための定員確保の請願（第一一四八号）	同	
国立療養所の賄費増額に関する請願（六件）（第五二六、五四七、一三四三号）	同	昭和三十二年度においては既定賃金予算の枠内でその代替要員分の確保を図つたが、昭和三十三年度においてもこの方法をさらに推進し、代替要員の確保について適当な措置を講ずるよう努力したい。
国立療養所等の賄費増額に関する請願（十三件）（第六四三、六四四、六九五、七二九、七九六、七九七、八四七、九四〇、一〇〇八、一一一七、一二七六、一三一四、一三一五号）	同	右に同じ。
国立療養所の看護要員増員に関する請願（二件）（第八二五、一二八〇号）	同	国立療養所における賄費の増額については、今後とも努力したい。
新看護体制に伴う看護要員増員の請願（第三五〇号）	同	右に同じ。
国立病院、療養所の医師増員等に関する請願（二件）（第一〇〇二、一三一七号）	同	他の官公私立病院等の充足状況からみれば現段階としてはむしろその配分自体を更に適正かつ合理的に運営するとともに看護婦の教育訓練の実施、看護器機の整備改善等により看護内容の向上に一層の努力をしたい。
国立療養所の軽快作業ベッド内容充実等に関する請願（四件）（第九〇五、一〇〇七、一二七九、一三一六号）	同	附添看護婦制度廃止に伴つて必要とされる看護職員の増員については、常勤職員の枠を拡げることによつて補つている。 今後もその定員の補充に全力をつくすとともに、医師定員の配分について根本的な検討を加えたい。なお、待遇改善については、今回の新給与切替に当つて相当の考慮を払つたほか、更に処遇の向上を期したい。
国立療養所の軽快作業ベッド	同	作業種目は特別に専門的技術や特別の設備を要せず作業負荷量の測定し易いものとすることが医学的に望ましいことであり、職業補導的種目は後保護施設で行われるべきものである。 期間は原則として六カ月を単位とするが必要に応じてその期間は更に延長することができる。 右に同じ。

内容充実に関する請願（第九五九号）	同	
国立病院等の軽快作業ベット内容充実に関する請願（第九八六号）	同	
国立療養所の完全看護に関する請願（二件）（第一〇〇三、一三二二号）	同	
国立療養所施設費増額に関する請願（第九〇三号）	同	
国立病院、療養所施設改善等に関する請願（第九七〇号）	同	
国立病院等勤務の常勤労務者の定員化に関する請願（第一四八四号）	同	
らい療養所の重症患者に支給する特別慰安金増額等に関する請願（第三三〇号）	同	
らい療養所の重症患者に支給する特別慰安金増額に関する請願（第五四六号）	同	
附添看護制度廃止反対に関する	同	

	右に同じ。
国立療養所における看護体制は既に看護職員の増員並びに看護に要する設備、器機の整備によりその円滑を期しているが更に看護婦の教育訓練の実施、看護婦の適正配置、看護器機の整備改善等により看護内容の向上に一層の努力をいたしたい。	
昭和三十二年度国立結核療養所整備予算は、建物の現状から見て必ずしも十分ではないので昭和三十三年度においては増額するよう努力する。	
毎年度整備予算を計上し重点的にこれが改善に努力中であるが、今後とも整備に努めたい。	
看護業務については、看護婦の教育訓練を行うとともに看護設備の整備改善による能率化を図り、看護内容の向上に努力中である。	
国立病院等の職員の定員については、その合理的配布を中心として再検討すべき点があると考えられるので、常勤労務者についてもこれとあわせ検討いたしたい。	
一、不自由者慰安金は、本年度は二〇〇円に増額されている。なお、今後とも患者の生活実態に応じ適正を図るべく検討中である。	
二、施設整備費については建物保安度及び延焼防火度等の調査の結果に重点をおいて今後とも整備する方針である。	
三、高等学校学生に対する教材費は三十二年度は三、〇〇〇円（月二五〇円）に増額されている。今後なお必要が認められれば増額についている。	
四、寝具被服の整備費は、昭和三十二年度において新たに年額一人四〇〇円の所要経費が計上されているが、なお今後とも逐次改善を図るべく努力したい。	
五、燃料費、被服寝具費については全般的な問題として検討中である。	
六、患者の家族に対する医療扶助については、生活保護法によるべきが妥当と考える。申出により都道府県のらい担当係で必要な手続きをとることになつている。なお患者や家族の心配している秘密事項は守られるようになつている。	
七、医師の充足については鋭意努力中である。	
右に同じ。	
患者に対する看護その他身辺の世話は一切施	

国立愛媛療養所の軽快病床増床復活に関する請願（第五三号）	同
角膜移植に関する単独法制定の請願（第一八四九号）	同
国立療養所等の生活保護法による重症結核患者の栄養補給費に関する請願（第一九六〇号）	同
養老年金制度に関する請願（十四件）（第一四八一、一八二九、一八六六、一九八〇、一九八一、一九九二、二〇一七、二〇四一、二〇五五、二〇七五、二〇七六、二〇七七、一九七五号）	同
生活保護法の最低生活基準額引き上げ等に関する請願（十四件）（第六四二、八一七、八一八、八四五、八七二、九一三、九一四、九六三、九八三、一一四六、一二七八、一三四四、一八五一号）	同
生活保護法の最低生活基準額引き上げに関する請願（十件）（第六九四、七九九、八四四、九〇二、九六二、一〇一〇、一一〇二、一一一八、一三二八、一九〇三号）	同
生活保護法の療養扶助料引き上げに関する請願（第九八四号）	同

設の職員で行うことがのぞましく、これに伴つて必要とされる職員については、常勤職員の枠を拡げることにより補つている。

国立愛媛療養所の軽快病床は、昭和三十二年度において二十床増床し七十床とした。

同法案は第二十六国会に議員提出により提案され継続審議に付されている。

国立療養所における賄費の増額について今後とも努力したい。

老齢者福祉の増進は、極めて重要な問題であるので、これが対策については十分検討を行い、総合的施策の確立に努めたい。

一、昭和三十二年四月一日から保護基準を六・五％引き上げ、国民生活の実態に即応するよう改訂した。

二、家賃、間代等の住宅費の額が、一般基準額により難い場合の特別基準の設定について目下検討中である。

三、入院患者の費用は、従来月額六百円であつたものを六百四十円に改めた。これ以上の引き上げについては、今後とも検討したい。

四、勤労に伴う必要経費の控除については、基礎控除、特別控除、実費控除に区分し、

イ　基礎控除は、月額四百六十円から一千二百円の範囲内で業種別に定められた額を控除できることとし、通常の勤労時間を超え通常以上の努力を払つて就労している場合はこの基礎控除額に三百五十円を加えて控除できるよう改訂した。

ロ　特別控除は原則として年額一千五百円の範囲内で収入から控除できるよう改訂した。

ハ　実費控除は社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費を控除できるものとした。

五、盆、正月の扶助については検討したい。

右に同じ。

昭和三十二年四月一日から生活保護基準の第十四次改訂が行われ、従来月額六百円であつたのを、六百四十円に引き上げた。なお今後とも検討したい。

生活保護法の一部改正に関する請願（第三九一号）	同
生活保護法による医療扶助のひきしめ反対の請願（二件）（第九六一、九八五号）	同
生活保護法の医療扶助費支払促進に関する請願（第二〇〇八号）	同
生活保護法の最低生活費級地基準是正に関する請願（第二〇七八号）	同
結核後保護施設費等国庫補助増額に関する請願（第一五三一号）	同
結核後保護施設入園者の処遇に関する請願（第八四六号）	同
結核後保護施設の拡充等に関する請願（三件）（第九六四、一〇〇六、一三二一号）	同
売春防止関係予算に関する請願（二件）（第一二三七、一八五〇号）	同

(一)　昭和三十二年四月一日から保護基準を六・五％引き上げ国民生活の実態に即応するよう改訂した。

(二)　入院患者の費用は従来月額六百円であつたのを六百四十円に引き上げた。なお、これ以上の引上げについては今後も検討したい。

(三)　及び(四)勤労に伴う必要経費の除控については、基礎控除、特別控除、実費控除に区分し、

イ　基礎控除は、月額四百六十円から一千二百円の範囲内で業種別に定められた額を控除できることとし、更に通常の勤労時間をこえ通常以上の努力を払つて就労した場合は、基礎控除額に三百五十円を加えて控除できるよう改訂した。

ロ　特別控除は原則として年額一千五百円の範囲内で控除できるよう改訂した。

ハ　実費控除は、社会保険料、所得税労働組合費、通勤費等の実費を控除できるものとした。

(四)　家賃、間代等の住宅費の額が、一般基準額により難い場合の特別基準の設定について目下検討中である。

及び(七)生活保護法は困窮の程度に応じて無差別平等に最低生活を保障する建前であるから、これらの収入のみを収入として認定の枠から除外することは困難である。

付添看護を真に必要とする重篤な患者に対しては、看護の給付を認めている。

入院料の前渡し等は、現段階では困難である。

昭和三十二年四月一日から級地区分を一級地から四級地までの四段階に改訂した。市町村の級地指定についても個々の実態を検討のうえ、実情にそうようにいたしたい。

結核回復者に対しては、アフターケア施設を設置し、これが援護に努めているが、運営費の補助率引上げについては、極めて緊要な問題であるので十分考究し、その対策について検討したい。

結核回復者後保護施策の重要性にかんがみ、今後一層その充実を図るとともに、雇傭、住宅、入所者の処遇等についても検討のうえ福祉の増進を図りたい。

結核対策の一環としてアフターケア施設設置計画を樹て、現在までに十五カ所を設置しているが、今後共結核病床の増設計画と併行し、少くとも各県一カ所の設置を計画している。また国庫補助額の増額にも努力したい。

三十二年度予算において、全都道府県に婦人相談所、婦人相談施設を設置させるために必要な費用及びその運営に必要な

結核回復者の就職確保に関する請願（三件）（第七九八、九六五、九八七号）	同	経費として三億円の国庫補助金を計上した。 職業あっせんについては職業適性の発見と職業指導、職業補導等によりその雇用促進を図っているが強力雇用、優先雇用の法制化については、慎重に検討している。住宅対策についても十分検討したい。 右に同じ。
結核回復者の就職等確保に関する請願（六件）（第九〇六、九六六、九八八、一〇〇九、一〇二一、一三三三号）	同	
都道府県保険課勤務職員の身分移管に関する請願（第一六五〇号）	同	政府の管掌する社会保険は、政府が保険者としてその経営に当つているのであるから、現在のところ適当でないと考えられる。 趣旨にそい努力したい。なお薬価問題については検討中である。
健康保険の赤字対策に関する請願（第一五七七号）	同	
下関市の社会保険診療報酬の甲地区復帰に関する請願（第三八九号）	同	中央社会保険医療協議会に諮問しているので、この審議の結果をまつて善処したい。 右に同じ。
札幌市社会保険診療報酬地域区分の甲地指定替に関する請願（第五四号）	同	
国民健康保険に対する療養給付費一部国庫負担の請願（第二五二号）	同	国民健康保険の療養給付費に対する国庫補助の引き上げについては、給付内容の改善等と関連してその実現をはかるよう慎重に検討している。
日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願（第一一二三号）	同	傷病手当金制度の創設、受診手続の簡素化については調査検討中である。なお療養の給付期間の延長については実現は困難である。厚生年金保険の適用については特殊性等からして実施できない。
国民健康保険保健婦設置費国庫補助率改訂に関する請願（第一八八五号）	同	国民健康保険における保健婦活動の重要性にかんがみ、保健婦補助金の拡充については慎重に検討したい。 右に同じ。
国民健康保険事業の保健婦養成費国庫補助増額に関する請願（第二〇九四号）	同	一、健康保険の給付費に対する二割以上の定率国庫負担については現段階では困難である。 二、単価については現在中央社会保険医療協議会において審議中であるのでこの結果をまつて善処したい。 三、目下点数の改訂案について中央社会保険医療協議会で審議中であるから答申を待つて善処したい。 四、地域差の等差を従来に比し相当狭めたものを中央社会保険医療協議会に諮問しているので、審議の結果をまつて善処したい。 五、療養担当手当としての暖房料については診療報酬の地域差等とともに全国的に再検討を要するものと考えられるので、中央社会保険医療協議会の審議に関連して充分検討を進めたい。
医療保障制度の拡充強化に関する請願（第二〇四号）	同	一、医療の水準をおとさないで一部負担は、医療の必要な制度である。 二、いくために必要な制度である。 七、今日の医療の実態に即して健康保険の医療組織を整備することは必要なことであり、このため改正されたものである。 八、保険医療を担当する者に関しては医師と歯科医師とを特に区別する必要はないと考えるので、歯科医療担当者を代表する委員だけに直ちに何らかの考慮を行うことはない。 九、差額徴収の拡大については関係諸団体の意見も充分尊重して検討したい。 十、支払基金制度の再検討は将来の問題として研究したい。 十一、診療報酬の遅払は、現在では解消している。 十二、さし当つては現行の結核医療費公費負担制度につき公費負担率及び国庫補助率の引き上げ、公費負担医療の範囲の拡大等に十分努力したい。 十三、支払体系については未だ結論を得ていないがその合理化については今後も研究を続けたい。 十四、診療報酬に対する租税特別措置については中央社会保険医療協議会の診療報酬総額の改訂並びに点数表の改正の審議に関連して検討したい。
国立療養所の完全給食及び完全看護に関する請願（第一九七一号）	同	完全給食及び完全看護については都道府県において充分事前調査のうえ承認を行つているが、その後の監督も厳重に行つていきたい。 また、診療報酬における完全給食及び完全看護の加算については、中央社会保険医療協議会において診療報酬点数表の改正案について審議中であるから、この結果をまつて善処したい。
未帰還者、留守家族等援護等に関する請願（三十件）（第四一七、五八三、六四一、七〇八、七一四、七一五、七一六、七一七、七一八、七一九、七二〇、七二一、七二二、七二三、七五〇、七五九、七六〇、七六五、七七三、七七七、八二六、八五五、八七七、九三七、一〇五七、一一一六、一三七一、一四二四、一一八三六、一八七一号）	同	一、未帰還者の帰還促進及び消息不明者の調査究明については、今後とも更に努力したい。 二、未帰還者留守家族の援護について、 (一)　国家補償の明文をおく必要はないと考える。 (二)　現行の支給条件を緩和することは妥当でないと考えられる。 (三)　葬祭料については目下増額を検討中である。 (四)　特別未帰還者給与法により未帰還者に準じた処遇を受けている者を除き一般邦人については遺骨の引取に要する経費を支給する必要はないと考える。 (五)　附則第四十三条による手当を一年間支給することは考えていない。 三、帰還者の応急援護及び定着後の援護については従来より努力を重ねているのであるが、今後も一層努力する。

戦傷病者の再発診療費全額国庫負担に関する請願（二十四件）（第一八二、一八三、一八四、二二〇、二二八、二三六、二八五、二九二、二九六、二九七、三三三、三四八、三五九、三八五、三九八、四三五、四八五、五二四、五二五、五三五、五八一、六〇九、一〇一一、一四三〇号）	同	四、遺族に対する弔慰金並びに慰謝についても十分に検討したい。 五、未帰還公務員の恩給法上における処遇改善については、検討のうえ善処したい。 六、開拓民及び青少年義勇隊員に直ちに軍属と同ようの処遇を与えることは適当でないと考える。開拓民の在外資産の補償は困難である。ソ連参戦後の引揚者に対しては、在外期間にかかわらず引揚者給付金支給の途が開かれている。なお開拓民戦没者の遺骨引き取りについては、中共地域一般戦没者に対する措置と合せ、今後の問題として十分考慮することとしたい。 七、昭和三十三年度より葬祭料を相当額増額するよう努力中である。 未帰還者留守家族等援護法に該当しない者については、目下のところ療養の給付を行うことは考えていない。
海外抑留同胞引揚者の援護施策拡充に関する請願（第四四九号）	同	戦犯帰還者を含め引揚者の援護については、かねてより努力を重ねているが、今後とも一層努力したい。
奄美大島地区死没者の供託死亡給与金の早期支給等に関する請願（第一八八七号）	同	奄美大島地区戦没者の遺族に対する死亡時給与金は既に鹿児島県において支給を開始している。
帰還患者の生活保障に関する請願（二件）（第一〇〇五、一三二〇号）	同	未帰還者留守家族等援護法においては、療養の給付以外に患者に対する生活の保障を行うことにはなつていないので、患者の療養中の生活費を支給することは困難である。また今後どのように法の改正を行うことも目下のところ考えていない。
インドネシア共和国等所在の遺骨収集に関する請願（第一〇四六号）	同	遺骨収集については、在外公館に依頼し実施する考えであり、戦犯処刑者の遺骨収集については、在外公館の努力により近く実現する見通しである。
元満洲開拓民等の処遇改善等に関する請願（二件）（第三七八、一三〇九号）	同	一、今直ちに軍属と同様の処遇を与えることは適当でないと考える。なお、満洲開拓民で戦闘に参加して、戦没したものに関しては、遺族援護法により三万円の弔慰金を支給し、ソ連参戦後外地で死亡した者に関しては、引揚者給付金等支給法により遺族給付金支給の途が開かれている。 二、満洲開拓民の在外財産に対する補償は、在外財産問題審議会の答申内容に照し困難であると考える。 ソ連参戦後の引揚者はすでに在外期間にかかわらず引揚者給付金支給の途が開かれている。
元満洲国軍日系軍官戦病没者遺家族の援護に関する請願（第一七七〇号）	同	三、満洲開拓民を含めた未帰還者の実態調査については、未帰還調査部において鋭意続行中である。 四、満洲国において死亡した開拓民戦没者の遺骨引取りについては、満洲蒙古等地域における一般邦人等死没者に対する措置と合せ今後の問題として充分考慮することとしたい。
戦傷病者等に対する国家補償の範囲拡大に関する請願（七件）（第一八七、一八八、二三〇、二三七、二四三、三五七、四三六号）	同	臨時恩給等調査会において慎重審議されているので、その結論をまつて検討したい。なお、陸海軍の要請により戦闘に参加して死亡した者の遺族については、遺族等援護法による弔慰金を支給している。
特殊漁船船員の戦没遺家族援護に関する請願（第二〇七九号）	同	臨時恩給等調査会において慎重審議されているので、その結論をまつて検討したい。
動員学徒犠牲者援護に関する請願（三件）（第一五七三、一七三一、一七七五号）	同	特殊漁船船員で戦時災害により死亡したものについては、現行遺族等援護法により遺族に弔慰金が支給されているが、その処遇の改善については、臨時恩給等調査会において慎重審議されているので、結論をまつて検討したい。
学徒動員による障害者の障害年金支給に関する請願（第二七八号）	同	旧国家総動員法に基いて徴用され又は総動員業務につき協力させられた徴用工、動員学徒等で、戦時災害により死亡した者の遺族には現行遺族等援護法により弔慰金を支給しているが、その処遇の改善については目下臨時恩給等調査会において慎重審議されているので、同調査会の結論をまつて検討したい。
旧豊川海軍工しようの動員学徒戦没者等遺家族援護に関する請願（第五八〇号）	同	右に同じ。
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願（二件）（第一〇九四、一四六八号）	同	右に同じ。
戦傷病者の身分等に関する法律制定促進に関する請願（四件）（第一八五、一八六、二二九、三五八号）	同	今ただちに法規及び援護機関の統一を企図することは適当でないと考える。
大阪府高槻市市営家政婦紹介所設置反対に関する請願（第六三一号）	同	中央職業安定審議会の答申をまつて処理することとしたい。
満蒙地区所在の遺骨収集実現に関する請願（第一九三七号）	同	昭和三十二年五月十三日中華人民共和国政府に調査を依頼したので、それらの成果を得たのち具体案を検討する考えである。
でん粉の政府買上げわく拡大等に関する請願（第二三三号）	農林省	(一)甘しよでん粉の政府買入は生産者団体の自主的措置と相まち所期の目的を達成する

外国余剰農産物の輸入規制に関する請願（第二三四号）	同	
地方競馬制度審議会設置に関する請願（第二一〇一号）	同	
農業改良資金等の融資額拡大及び貸付利子低減に関する請願（第四六六号）	同	
鹿児島県枕崎漁港修築工事促進に関する請願（二件）（第九五四、一〇四二号）	同	
特別第三種漁港の規定追加制定に関する請願（第一八九九号）	同	
新潟県出雲崎町の災害復旧促進に関する請願（第六六三号）	同	
水産資源保護のため水質汚濁防止に関する法律制定促進に関する請願（第一八八九号）	同	
沿岸漁船整備促進要綱に基く農林漁業資金借入条件緩和の請願（第二〇〇二号）	同	
簡易潜水器使用者の登録制実施に関する請願（第一九九四号）	同	
未点灯部落の点灯工事費国庫補助に関する請願（二件）（第三七二、四二八号）	同	
阿蘇総合開発特定地域に国立牧野改良試験場設置の請願（第一四四六号）	同	
有明海漁業の農薬被害対策に関する請願（二件）（第五〇三、五二八号）	同	
鶏卵肉の価格安定に関する請願（第一一五九号）	同	
水産業協同組合法の一部改正に関する請願（第一九九六号）	同	
福岡県下の水害復旧費国庫補助金早期交付等に関する請願（第三一一号）	同	
岩手県の冷害による被害農家救済の請願（第九五三号）	同	
桑園等の凍霜害対策に関する請願（第二一〇九号）	同	

よう予算措置についても遺憾のないようにする方針である。

(二) 結晶ぶどう糖企業は、漸く工業化の促進並びに拡大の段階になつたので工業化のための資金あつ旋並びにぶどう糖の消費普及のため、パン、かん詰等の用途に対する新規用途開拓の技術的講習等を実施する方針である。

(三) 政府手持でん粉の払下げは需給事情等を勘案の上、政府買入価格及び市価に悪影響を及ぼさぬよう実施する方針である。

米国余剰農産物の受入は食糧等農産物の輸入計画の枠内で行つているので、数量的に国内農業を圧迫することはない。また価格については、余剰農産物の価格は、一般の輸入食糧と同様に食糧管理制度等によつて、国内価格に悪影響を及ぼさないように調整している。

将来地方競馬の改正につき立法化を図るさいには、請願の趣旨にみられるような審議会、調査会のごとき機関を設けて、広く学識経験者の意見を聞くことといたしたい。

一、融資額は昭和三十二年度において一、三三八、九九六円（予算額）と増加することとしたが今後ともその拡大をはかるべく努力する施設資金の貸付金利は急激な低下は望めないが金利負担の低減措置を講じている。また昭和三十二年度において従来一割五厘で貸出をしてたものを、五厘引き下げて一割で貸付けるよう措置を講じた。据置期間及び償還期限の延長は困難である。

二、自作農維持創設資金融資額は累年増加している。貸付利率の低減は考えていない。

昭和二十六年度着工以来現在も引き続き工事実施中で、今後も国家財政の許す限り早期に完成できるよう努力したい。

特別第三種漁港の整備を国の直轄事業で実施することについては国家財政の都合もあるので慎重に検討して定めたい。

昭和三十二年度に完了の予定である。

目下経済企画庁を中心とし関係各省で次期通常国会に法案上提を目標として、水質汚濁の規制に関する措置要綱を検討中である。

農林漁業金融公庫からの資金貸付の条件緩和については、昭和三十年度から実施しており、借入の手続についても既に従来より大幅な簡素化を行つている。償還期限の延長については、他との関連もあり慎重に検討したい。

岩手県においては、簡易潜水器使用による密漁の取締は現行制度においても可能であると考える。

極力未点灯解消ないし不足解消を推進しているのであるが、現行の助成方式においては、へき地における未点灯解消等の対策に十分でない点も考えられるので、適切なる対策について検討中である。

現在全国的に予備調査を実施中で、この結果に基いて全国的に試験研究の実施計画を立案する予定である。よつて阿蘇地域の牧野改良試験について、この一環として充分に検討する予定である。

漁獲高の減少については、その原因を究明中であるが、漁業転換その他増殖事業による漁業生産の回復については、要望の趣旨にそうよう努力している。農薬による被害に関しては、今後更に調査研究を進めたいが、水産生物に有害な農薬の被害防止についても善処したい。

(1)及び(3)については、当該施策の方法及び当該施策を実施した場合の諸影響等について検討を重ねる所在であり、(2)については、生産飼料対策と併行して優良廉価な鶏卵が増産されるに従つて、その施策についても考慮したい。

(一) 現行総代定数を更に緩和することは、原則的には妥当でないと考えるが、更に実情を調査の上検討することとしたい。

(二) 総会及び総代会の招集期日については、組合員である漁業者の就業状態を考慮し、組合運営の実情に適応した期間の設定について検討することとしたい。

福岡県下の昭和二十八年度災農地、農業用施設災害復旧事業費のうち団体営事業費については昭和三十二年度までにその八十二%の予算措置がなされている。

残事業費については、財政の許す限り、昭和三十三年度に完了するようにしたい。なお、施越工事費借入金に対する利子補給は更に検討したい。

(一) 昭和三十一年の冷害に対しては、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」を適用し、利子補給、損失補償に要する経費の一部を国が補助する措置を講じた。

(二) 三十一年産水稲については、県農業共済組合連合会において、一〇〇、六二六千円の保険金支払を行つた。

(三) 救農土木事業については、被害程度に応じ就労の機会を与えることを旨とし、既定経費の活用を図るとともに、新たに土地改良、開こん建設及び小団地開発事業等による救農土木事業を実施した。

一、被害程度三十%以上の桑園の面積が桑園全面積の二十%以上の市町村を対象とし、当該市町村の被害程度三十%以上の桑園に対し反当二一一円二五銭（三分の一補助）の助成措置を講ずる意向である。

二、被害養蚕農家に対しては、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基き、新たに政令を制定して低利の営農資金の融通措置を講ずる予定である。

三、凍霜害による共済金の早期支払については保険金の仮渡並びに国の支払を必要とする被害であれば所定の手続を経て再保険金の概算払の措置を講ずる。

四、被害程度三十%以上の桑園面積が桑園全面積の二十%以上の市町村を対象とし、当該市町村の被害程度三十%から九十%の桑園に対し、根本せん定を行わなかつた桑園については反当二二六円以内（二分の一補助）根本せん定を行つた桑園については、反当一一六円以内（二分の一補助）の桑樹病虫防除施設費に対する助成措置を講ずる意向である。

五、被害農家を構成員とする養蚕団体の技術員で国の補助金による嘱託手当を受けて県の嘱託技術員となつているものが凍霜害の善後措置等の指導を行う場合における超過勤務手当の助成措置を講ずる意向である。

六、被害程度三十%以上の果樹の被害面積が果樹の全面積の二十%以上の市町村を対象とし、当該市町村の被害程度三十%以上の果樹面積に対し町当一六一四円三三銭以内（二分の一補助）の助成措置を講ずる意向である。

昭和三十二年度において従来一割五厘以内で貸し付けていたものを、一割以内で貸し付けるよう措置した。また、耕作用トラクター等七種目については末端金利が八分一厘になるよう利子補給の措置しているが、今後種目の増加を検討したい。

一(一)(イ)　目下のところ原料大豆の輸入資金を大豆油かすの輸入に振り替える考はない。

(ロ)　ふすまについては、今後も極力これが輸入の確保に努力するとともに給与方法の合理化の指導により、ふすま代替飼料の普及を図り、その確保に努めたい。

(ニ)(イ)　輸入飼料の売渡価格の基準は、畜産物価格その他飼料価格変動の要因となる基礎資料の整備をまつてさらに研究したい。

(ロ)　飼料用麦類の払下価格は、現在食糧とは別に、含有成分からみて飼料価値が麦類に類似する主要飼料数品目の価格と見合う価格を算定し、これによつている。

(ニ)　食料の実需団体重点に割当売却を実施する考はない。

二(1)(イ)　いも類の飼料化はカロチン含有量の高い品種の栽培普及を図るほか、適地においては甘しよは栽培等の新技術の導入により生産性の向上をはかることとしたい。草類の飼料化については、ラジノクローバーイタリアンライグラス等の栽培を奨励して行きたい。

(ロ)　水産廃棄物等の飼料化については、その試験研究に援助を与えるとともに、現在企業化の段階に達しつつある一部のものに対しては、設備資金の融資等助成措置を講ずるとともに、製品の普及についても援助を与えて行きたい。

(2)　今後サイロ、いも磨砕機、チヨッパー、乾燥施設等の普及について対策を講じ、自給飼料の合理的利用を促進することとしたい。

水揚地における処理加工能力及び輸送能力の増強をはかるとともに、農山村向消費の拡大を促進する等一般的な魚価安定の措置を講ずることとしている。

本漁業の実態にかんがみこれを現行中型かつおまぐろ漁業取締規則から分離することは困難である。

中小漁業融資保証保険特別会計の収支上可能な範囲で保険料を引き下げて、中小漁業者の金利負担の軽減を図るべく、検討中である。

漁業法は漁業に関する基本法であるので、これが改正については慎重に検討したい。

昭和三十二年五月二十七日付で北海道漁業調整規則の一部改正を認可し、五トン以下の小型漁船によるさけ、ます流網漁業を屈出漁業として太平洋沿岸の漁家層の経営安定を図るよう措置した。なお、五トンをこえる漁船に対する特別措置は更に慎重検討の上処理いたしたい。

一、請願第一七五三号について

(一)　沿岸漁民の生活保障については県当局と協議の上善処したい。

(二)　現在奇病の原因及び治療法の早期発見に努めているがその予算措置についても努力したい。

二、請願第一六五、一六八号について

(一)　浅海増殖事業実施については県当局と協議の上補助金交付を決定したい。

(二)　漁業転換促進要綱、沿岸漁船整備促進要綱に基き検討の上処理いたしたい。

(三)　他海域への入漁あつ旋については熊本、鹿児島両県当局において目下交渉中であるのでその結果をまつて善処したい。

早生、短稈、良質の新品種を育成するために国の直轄による充実した規模の育種試験事業を行うことの必要性の検討と、試験の場所と

農業改良資金施設資金の利子補給金国庫補助等に関する請願（第二〇三二号）	同
養鶏飼料の供給確保に関する請願（第一一六〇号）	同

水産物価格安定措置に関する請願（第二〇〇一号）	同
さめはえなわ漁業を中型かつおまぐろ漁業取締規則から分離するの請願（第一九九九号）	同
中小漁業融資保証保険料逓減に関する請願（第二〇〇〇号）	同
漁業法の一部改正に関する請願（第一九九八号）	同
太平洋岸十トン未満さけます流網漁業の合理的操業に関する請願（第一九三八号）	同
熊本県水俣市における奇病発生に伴う漁業対策の請願（第一七五三、一六六五、一七六八号）	同
栃木県立農業試験場南河内分場にビール麦育種試験地併設の請願（第一一六一号）	同

歩留加算金の引上げに関する請願（第五七〇号）	同	して地域的に広い適応性のある新品種を育成し得る適所の選定を含めて、昭和三十三年度にこれが予算化につき検討中である。
中型機船底びき網漁業のにしん漁獲禁止に関する請願（第一九三九号）	同	米価審議会に諮問したところ歩留格差について加算すべしとの答申があつたので、石当り三十五円に三十二年七月五日閣議決定されたものである。なお、食糧管理制度の現段階においては銘柄格差を設定するのは、時期尚早であると考える。
公共事業用鋼材の価格安定等に関する請願（第三六二号）	通商産業省	中型機船底びき網漁業によるにしん漁獲が沿岸漁業に影響を及ぼさないよう慎重に検討したい。
石油資源開発株式会社に対する国家投資の請願（六件）（第一七〇、三一二、三九二、四一二、五六九、一〇九三号）	同	昭和三十一年十月にはプール鋼材緊急あつ旋所を設けたが、最近は、鉄鋼需給も緩和し市中価格も値下りしたので特別な措置を講ずるまでもなく公共事業用の鋼材は確保されるものと考えられる。
揮発油価格値上げ反対に関する請願（第二〇七号）	同	昭和三十二年度の政府出資については、産業投資特別会計から一五億の出資が計上され、民間からの出資七億七、五〇〇万円を合せて、五カ年計画達成を目指して、探鉱作業を行つている。
電気料金の地域差設定促進に関する請願（二件）（第三七一、四二七号）	同	揮発油の大幅な値上りに際しては政府は、直ちに原油の緊急輸入、元売業者の仕切価格抑制等の措置を講じた。現在はガソリン価格も安定化の動きをみせている。
東北地区の電力確保に関する請願（第一七六三号）	同	各需用場所にいたる供給原価は千差万別であつて、これを一々料金に反映させることは技術的に極めて困難を伴うのみならず、電気事業の公益性からみて妥当かどうか、地域差料金を設定した際の影響はどうか等の問題をも併せ考慮する必要があるので、今後とも慎重に検討したい。
仙台火力発電所建設促進に関する請願（第四五二号）	同	(1) 電力の融通については、地域的に不公平のないよう必要なる措置をとるよう配慮し、これに伴う受電設備についてもその整備を図つているところであるが、なお今後とも努力する所在である。 (2) 現在開発中の奥只見、田子倉および黒又川第一発電所については目下工事を促進し、早期完成に努力しているが、このうち黒又川第一発電所は本年十二月運転開始の運びとなる予定である。 有望な未開発地点についても早期開発を行うべく目下検討をおこないつつある。政府は必要に応じ開発銀行資金の融資のあつせんまたは外貨の導入を認可する等の措置をとつているが、今後とも資金の確保に努力する所存である。 (3) 火力発電所については、電気事業の公益性からみて妥当かどうか、地域差料金を設定した際の影響はどうか等の問題をも併せ考慮する必要があるので、今後とも慎重に検討したい。 第一期工事が、昭和三十一年十二月十九日第二十一回電源開発調整審議会において三十一年度電源開発計画に追加され、目下東北電力株式会社において工事の促進に努力中である。

愛媛県新居浜、西条両市間四国電力株式会社の高圧線架設による土地の損害補償の請願（二件）（第一六七一、一七八〇、一九五二号）	同	なお、第二期工事については、最近の金融情勢等にかんがみ、その着工時期について慎重に検討中である。 昭和三十二年四月、愛媛県ならびに新居浜市の任意調停により、すでに円満な解決を見た。
熊本県市房、古田両ダム発電施設県営実施促進に関する請願（二件）（第一五二九、一五八〇号）	同	市房ダム発電施設については、昭和三十二年四月二十六日に第二十二回電源開発調整審議会の議を経て熊本県営による昭和三十二年度新規着工として決定されたい。 古田ダム発電施設については、調査不充分であり且つかんがい計画も確定していないので実施体勢の確立をまつてから着工についての検討をおこなう予定である。
新潟県黒又川第二発電所建設促進に関する請願（二件）（第一六六、六一四号）	同	黒又川第二発電所建設の着工時期については最近の金融情勢をも勘案し乍ら目下慎重に検討中である。
熊本県市房ダム発電施設県営実施促進に関する請願（第一九四五号）	同	昭和三十二年四月二十六日第二十二回電源開発調整審議会の議を経、熊本県営として昭和三十二年度中に新規着工することに決定された。
電力料金値上げ反対に関する請願（第一八四五号）	同	政府としては特に電気料金の値上げが一般消費者に与える影響を極力避けるため定額電灯料金については据置きとし大口電気料金を中心として止むを得ない範囲において料金改訂を図つたものである。 目下、検討中である。
天災による被害中小企業者に対する資金融通に関する立法措置の請願（二件）（第五六八、一二一四号）	同	一、税負担の軽減について (一) 国税関係 (イ) 所得税については、諸控除額の引上げ、税率の引下げ等により税負担の大幅な軽減をはかつた。 (ロ) 法人税については、軽減税率の適用範囲を拡張することにより中小法人の税負担の軽減に資した。 (ハ) 中小企業に対し資産再評価および指定機械について特別償却措置を認めることとした。 (二) 地方税関係 法人、個人を通じて、低額所得部分に対する事業税の税率を引下げることにより、中小企業の負担の軽減をはかつた。 二、昭和三十二年度において政府関係各金融機関の貸出額を大幅に増加した。 三、昭和三十二年度においては、六一、九一〇千円と補助額を大幅に増額した。 一、昭和三十二年度当初財政投融資計画において次のように大幅な財政投融資を行うこととした。
中小企業振興緊急対策に関する請願（第二六五号）	同	
中小企業に対する融資わく拡大に関する請願（第一七二号）	同	

バナナ輸入外貨資金の適正割当実施に関する請願（三十六件）（第一、一九〇九、一九一四、一九五一、一九三〇、一九六八、二〇一五、二〇二二、二〇二三、二〇二一、二〇二四、二〇二五、二〇二四、二〇二三、二〇四四、二〇四六、二〇四七、二〇四五、二〇五九、二〇六〇、二〇六三、二〇六一、二〇六二、二〇六四、二〇六五、二〇六六、二〇六七、二〇六八、二〇八四、二〇八五、二〇八六、二〇八一、二一一二、二一一三、二一二二、二一二八号）	同	
島根県浜田港の重要港湾指定に関する請願（第二六六号）	運輸省	(1)　中小企業金融公庫資金運用部から二〇〇億円の融資を行い、自己資金二一五億円を合せて四一五億円の貸付を行う。 (2)　国民金融公庫資金運用部から二〇〇億円の融資を行い、自己資金四五億円を合わせて六八五億円の貸付を行つている。 (3)　商工組合中央金庫政府出資一五億円、資金運用部資金より二〇億円の商工債券を引き受け、貸出金利の引き下げに資するとともに貸出資金量の増強をはかつた。 二、最近における金融情勢の逼迫にかんがみ前記各機関の貸出量を増強するため次のような措置を講ずることとした。 (1)　中小企業金融公庫 四半期別貸付計画を繰り上げ実行し、年度間の貸付を増加させる。 (2)　国民金融公庫 四半期別貸付計画を繰り上げ実行し、年度間を通じて当初計画より七〇億円程度の貸付を増加させる。 (3)　商工組合中央金庫 資金運用部の債券引受計画を繰り上げ実行し、引受額を四〇億円とする。 昭和三十二年度上期割当の結果を慎重に検討した上で決定したい。
熊本県八代港の重要港湾指定に関する請願（第一八四〇号）	同	昭和三十二年五月重要港湾に指定された。
東北ドック再開に関する請願（第四五〇号）	同	今後港勢の進展に応じて考慮したい。
瀬戸内海における海難事故防止のための監督強化等に関する請願（第二〇九七号）	同	東北開発株式会社が浦賀ドック株式会社等の援助によつて新会社を設立し、ドック再開計画を進めているのでその事業内容等を十分検討し、再建の方向に努力したい。 事故防止については、政府としてもできる限りの必要な措置を講じている。海難犠牲者に対する国家補償については、困難な点が多い。

桜木町、大船両駅間鉄道敷設に関する請願（第二四〇号）	同	昭和三十二年度において着工するが、横浜市の港湾計画及び埋立計画等を十分考慮して計画を進めたい。
国鉄氷見、羽咋両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第三三九号）	同	昭和三十二年四月の鉄道建設審議会で着工するより建議されたが、着工の時期及び方法については、奥能登地域の開発計画並びに予算の規模等を勘案して決定したい。
熊本県小国、隈府両町間鉄道敷設促進に関する請願（二件）（第一一六一、一二二二号）	同	鉄道建設審議会の建議もあり経過地における山間部については着工の時期方法等を今後十分研究したい。 なお、小国・中津江間十一、三キロは、昭和三十二年度に着工する。
国鉄名羽線鉄道全通促進に関する請願（第二一〇号）	同	鉄道建設審議会において調査線としてとり上げられた路線であるので、建設については調査の結果をまつて研究したい。
国鉄石勝線鉄道新設促進に関する請願（第六二号）	同	右に同じ。
国鉄野岩羽線開通促進に関する請願（六件）（第七一、一二五、一三二、一四八、三六七、四二三号）	同	なお、熱塩、西米沢間については、今後研究したい。
国鉄前谷地駅、津谷町間鉄道敷設に関する請願（第七八一号）	同	鉄道建設審議会において調査線としてとり上げられた路線であるので、建設については調査の結果をまつて研究したい。
国鉄篠栗、臼井両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第一二一三号）	同	右に同じ。
国鉄二俣佐久間線鉄道敷設促進に関する請願（第一五三九号）	同	右に同じ。
国鉄飯田、下呂両駅間鉄道敷設に関する請願（二件）（第一七八三、一八七三号）	同	右に同じ。
国鉄瀬の上、槻木両駅間鉄道敷設に関する請願（第一七九九号）	同	右に同じ。
左沢、荒砥両駅間鉄道敷設促進に関する請願（二件）（第二七一、三二七号）	同	今後なおよく研究したい。
大畑鉄道開通促進に関する請願（第一九八八号）	同	着工については今後研究したい。
国鉄殿田、小浜両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第六一七号）	同	右に同じ。
同（第二〇〇六号）	同	右に同じ。
国鉄岩代川俣線の常磐線接続に関する請願（六件）（第七二、一二六、一三三、一四九、三六八、四二四号）	同	右に同じ。

山形県神町、谷地間鉄道敷設に関する請願（二件）（第二〇六、三二六号）	同	早急に建設は困難と思われるが、今後研究したい。
国鉄矢部線羽犬塚駅、大分県竹田市間鉄道敷設に関する請願（第一五二八号）	同	右に同じ。
国鉄常磐線の複線及び電化促進に関する請願（二件）（第三七四、四三〇号）	同	複線化については東北本線の方ともにらみ合せて具体化を計りたい。電化については種々検討中である。
国鉄鹿児島本線複線化促進に関する請願（二件）（第一五二七、一九八三号）	同	輸送事情の最もひつ迫している東小倉、折尾間の工事から逐次着手したいと考えている。
水産物の輸送力増強等に関する請願（第二〇〇四号）	同	極力要望にそうよう措置したい。
国鉄大船渡、釜石両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第二一〇五号）	同	今後よく研究したい。
国鉄山陽本線の電化促進に関する請願（第二〇〇五号）	同	右に同じ。
鉄道踏切に交通安全施設等設置に関する請願（第一八九三号）	同	事故防止については現在根本対策を審議中であり、これらの結果をまつて踏切事故防止に万全を期したい。
国鉄参宮線の列車事故調査等に関する請願（第六三号）	同	参宮線の列車事故については国鉄本社に査問委員会を設け、事故の原因、責任の所在等につき調査審議中であり、まだ最終結論を得てない。この種事故の防止対策については国鉄本社内に運転事故防止対策委員会を設置し各種の措置をとつている。
西武線中井駅附近踏切に踏切番常置の請願（第二一〇六号）	同	第六号踏切道に踏切警報機を設置することになつた、第一号から第九号までの他の踏切道については保安設備を設けるよう事業者を指導している。
同（第一七〇〇号）	同	右に同じ。
積雪寒冷地域における鉄道施設整備促進等に関する請願（第一七八八号）	同	気動車の運転については今後とも十分研究することとしたい。輸送強化については目下国鉄五カ年計画を樹てているので漸次輸送事情も緩和されるものと考える。
南九州地区の国鉄整備に関する請願（第一八九二号）	同	特急「あさかぜ」の鹿児島までの延長については早急に実現することは困難である。複線化については輸送事情の最もひつ迫している地域から逐次実施したい。
山陰本線上り八三二列車を米子駅まで運行復活するの請願（第二一六八号）	同	今後時刻改正の際には十分検討する。
国鉄豊肥線ジーゼル化促進に関する請願（第五五八号）	同	今後十分研究したい。
国鉄草津線にジーゼルカー運行等の請願（第一七〇八号）	同	右に同じ。

国鉄大分、犬飼両駅間ジーゼルカー運行に関する請願（第一七五一号）	同	右に同じ。
国鉄上田、豊野両駅間に気動車運行の請願（第一八七四号）	同	右に同じ。
青森県大畑港、北海道室蘭港間国鉄航送航路開設に関する請願（第一〇四三号）	同	右に同じ。
国鉄横浜線相原駅の西口改札所開設に関する請願（第四七四号）	同	早急の実現は困難である。
国鉄大石田、芦沢両駅間に鷹巣駅新設の請願（第一八四六号）	同	右に同じ。
国鉄東北本線白石、北白川両駅間に新駅設置の請願（第二一〇七号）	同	右に同じ。
国鉄宇和島線の機構整備に関する請願（第四五号）	同	中務田、二名の両駅における小口扱貨物の取扱復活は考えていない。
ハイヤータクシー営業権返還に関する請願（第二一〇一〇号）	同	ハイヤータクシー事業については具体的な申請に基き、事業開始の適切性等につき調査した結果道路運送法第六条に規定する免許基準に適合すると認められる場合は免許される。
石川県小松飛行場整備促進に関する請願（第一三九八号）	同	日本側に返還されれば早急に整備完了するよう努力したい。
福岡県板付飛行場を国際空港とする等の請願（第二〇二六号）	同	同飛行場は米軍に提供中なので、国際ライン開設は困難の情勢にある。
山口県防府市向島黒瀬等に航路標識設置促進の請願（三件）（第二七九、四一三、六四八号）	同	黒瀬については、昭和三十二年九月二十五日燈浮標を設置した。大畑島瀬戸については、目下具体策を検討中である。
東北地区の航路標識整備促進に関する請願（第二八六号）	同	燈台は九カ所、燈浮標は五カ所、霧信号所は三カ所ロラン局は一カ所、無線方位信号所は一カ所を新設すべく努力中である。
三陸沿岸の航路標識整備等に関する請願（第二〇〇三号）	同	白糠に霧信号所を、大三沢に燈台を設置すべく努力中である。
北陸、山陰各地の航路標識整備促進に関する請願（第三一三号）	同	常神埼、白浜、三尾大島、酒津港、網代崎、十六島及び四敷島の航路標識整備は、昭和三十二年度において実施し、米子港、赤灘鼻（帯ケ埼）猫埼の各燈台及び浜田無線方位信号所は今後新設すべく努力する。
瀬戸内海航行危険水域に航路標識増設の請願（第二〇三四号）	同	燈台は十四カ所、燈浮標は七カ所を新設すべく努力中であり、佐木島沖については、昭和三十二年において寅丸礁立標を設置する計画である。
国鉄鶴岡駅、山形交通間沢駅間鉄道敷設を東北開発促進計画に包含するの請願（第一八五六号）	同	東北開発促進法による開発計画策定の際考慮したい。

自動車庁設置に関する請願（第四八三号）	同	今後とも十分研究の上、自動車行政機構の整備の強化を図ることといたしたい。	
長野県美ヶ原にテレビ中継所設置促進の請願二件（第九三、一一四号）	郵政省	本年十月日本放送協会及び信越放送株式会社のそれぞれのテレビジョン放送局に予備免許を付与した。	
福島郵便局庁舎の改築促進に関する請願（第一四四号）	同	昭和三十三年度において新築するよう努力中である。	
合併町村の郵便集配区変更実現促進に関する請願（第四三一号）	同	地況等の関係を考慮し、できる限りこれを整理統合することとして逐次郵便物集配受持区域の調整方取り運んでいる。	
合併市町村における電信、郵便等の集配区域調整に関する請願（第一七八九号）	同	右に同じ。	
高知県夜須町に農村公衆電話架設の請願（第五〇六号）	同	三十二年度中に設置することとし、目下計画中である。	
高知県大津郵便局管内電話の高知電話局区域編入に関する請願（第五八七号）	同	高知局に編入することは困難である。	
電話加入権の担保制度確立に関する請願（第一六九五号）	同	現在関係各省において協議中である。	
簡易郵便局の待遇改善に関する請願（第一一〇七号）	同	当然受託者の責任においてなさるべき性質のものである。	
神戸市有馬町に簡易保険、郵便年金加入者ホーム設置の請願（第一一四二、一三四〇号）	同	今後計画の際参考にしたい。	
福島県勝常村に郵便局設置の請願（第一二五八号）	同	現状においては実現は困難である。なお、簡易郵便局の設置ならば将来考慮することとしたい。	
郵便切手類売さばき所および印紙売さばき所に関する法律の一部改正に関する請願（第一二一五号）	同	実態を調査のうえ料率改訂の要否を決定することとし、目下取り運び中である。	
北海道小樽市朝里温泉郷に簡易保険、郵便年金加入者ホーム設置の請願（第一四〇四号）	同	北海道には昭和三十三年度予算の成立をまつて建設の予定である。	
徳島、松山区間のマイクロウエーブ施設工事促進に関する請願（第二一三〇号）	同	目下のところ三十四年度頃になる見込である。	
高知県後免町の電話通信機関統合等に関する請願（第一九二九号）	同	後免、領石二局の統合は困難である。両局相互の市外通話サービスについては実施は遅れる見込みである。	
高知県大正町に農村公衆電話架設の請願（第一九四三号）	同	三十二年度中に設置する予定である。	
高知県中村市常六に公衆電話架設の請願（第一九七六号）	同	早急に公衆電話を設置することは困難であるが片魚部落については三十三年度においてできるだけ趣旨にそうよう努力したい。	
千葉県八千代台町に無集配特定郵便局設置の請願（第二〇五一号）	同	他との振合上現状においては早急に実現困難と思われる。	

宮崎県延岡地域の電話線ケーブル化等に関する請願（第一九〇六号）	同	福岡―熊本ルートを昭和三十五年度頃までに逐次大分―延岡―宮崎と延長する予定である。なお、これにより順次宮崎と福岡、大分、延岡等の間を即時通話とするよう計画している。	
和歌山県白浜町に簡易保険、郵便年金加入者ホーム設置の請願（第二八七号）	同	請願の趣は今後計画の際参考にしたい。	
名古屋港開港五十年記念郵便切手発行に関する請願（第五〇五号）	同	他との権衡からみまして適当でないと考える。	
茨城県日立市入四間町木の根坂に特定郵便局設置の請願（第九二九号）	同	現状においては実現は困難と思われる。なお、簡易郵便局の設置ならば将来考慮することとしたい。	
横浜市鶴ケ峰等の地域を神奈川電話局特別加入区域から解除するの請願（第一二五七号）	同	鶴ケ峰、西谷、川島地域は普通加入区域に編入した。二俣川地域については将来独立の電話局を設置して電話架設の要望に応ずることができるよう検討中である。なお、二俣川地域希望ケ丘地区については、川井または瀬谷局の普通加入区域に編入するよう目下検討中である。	
電気通信臨時作業員の待遇改善に関する請願（第一四三三号）	同	一、すでに継続雇用された期間は健康上の理由による解雇は行わないこととした。 二、賃金表を改正し、本年五月一日から適用した。 三、本人のみ部内医療機関の利用ができることとした。 四、(1)扶養手当を追加し、本年五月一日から一部臨時作業員に対しては職員と同額支給することとした。 (2)夏期の特別手当は、臨時作業員の種別および雇用期間に応じて職員の八割相当額を支給した。 (3)越冬手当は臨時作業員の種別および雇用期間に応じ職員と同額またはその八割相当額もしくは六割相当額の三段階に区分して支給した。	
熊本県久木野村に農村公衆電話架設の請願（第一四三四号）	同	ただちに設置することは困難である。	
北海道旭川市東三条に特定郵便局設置の請願（第一六四四号）	同	現状においては実現は困難と思われる。	
北海道苫小牧市北部地区に郵便局設置の請願（第一六六六号）	同	右に同じ。	
宮城県気仙沼市内之脇地区に無集配特定郵便局設置の請願（第一六六七号）	同	他との振合いをみて設置することを考慮したい。	
茨城県東海村に無集配特定郵便局設置の請願（第一八五二号）	同	設置標準に達しないので、実現は困難と思われる。	
ラジオ山口のテレビ放送局及びラジオ放送中継局開設に関	同	テレビジョン放送局については、徳山地区は株式会社ラジオ山口に、関門地区は同会	

する請願（第一八六一号）		
福島県会津若松市にテレビ中継放送局設置の請願（第一九一五号）	同	社が参加する西部毎日テレビジョン株式会社にそれぞれ予備免許を付与した。ラジオ中継放送局については、萩放送局は予備免許を付与したが、下関、岩国の二地区は困難な実情にあり検討中である。福島郡山及び会津若松の各地区には各二局を置くことになつており、福島郡山地区の二局は予備免許を付与ずみであるが、本請願の趣旨は十分尊重して行きたいと考えている。
身体障害者のラジオ聴取料減免に関する請願（第一九三五号）	同	現在以上対象範囲を拡げることは日本放送協会の予算面への影響等からみて困難な実情にあると考える。
高知県津大村中半に農村公衆電話架設の請願（第一九四一号）	同	岩間部落に設置することとし、計画中である。
高知県津大村玖木に農村公衆電話架設の請願（第一九四二号）	同	三十二年度中に設置する予定である。
大分県豊後高田郵便局庁舎新築促進に関する請願（第一九四四号）	同	昭和三十四年度以降なるべく早い機会に新築方を考慮することとしたい。
兵庫県香住町にラジオ放送中継局設置の請願（第二一一七号）	同	放送局の設置は困難と思われるが諸事情をじゆうぶん検討のうえ、同地域の聴取状態の改善に努力してゆきたい。
労使法制定に関する請願（第一八二七号）	労働省	本月五月、中央賃金審議会を再開し、本問題について慎重な審議をかさねている。政府としては、本審議会の結論等を尊重し、真にわが国の実情に即する最低賃金制の実施に努力したい。
労働省都道府県労働基準局等勤務の臨時職員の定員化に関する請願（第一四八五号）	同	臨時職員の勤務状況の実態把握に努めることともに公務員制度改正の作業の進捗状況ともにらみあわせて善処した。
財団法人労働科学研究所助成に関する請願（二件）（第一九四〇、二〇七四号）	同	同研究所の維持運営に要する経費の一部を補助するとともに、毎年この研究所に所属する研究者の行う研究に対して科学研究費を交付している。今後とも助成に努めたい。
失業対策事業就労者の賃金引上げに関する請願（第一七三号）	同	(一) 緊急失業対策法の規定により常に地域的特性を考慮して決定に当つているところである。 (二) 失業対策事業就労者の賃金単価を二〇円の引上げを行つたところである。
失業対策事業就労者に寒冷地補給金支給の請願（二件）（第一七四、九五七号）	同	緊急失業対策法の規定により常に地域的特性を考慮して決定に当つているところである。
失業対策事業就労者の賃金引上げ等に関する請願（第一〇八七号）	同	(一) 緊急失業対策法の規定により常に地域的特性を考慮して決定に当つている。なお、失業対策事業の賃金単価を二〇円の引上げを行つた。 (二) 月間就労日数の増加は現在のところ失業情勢上困難である。
失業対策事業費全額国庫負担等に関する請願（第一五四七号）	同	(一) 昭和三十一年度とほぼ同額の失業対策事業関係費を計上した。 (二) 失業対策事業の賃金単価を二〇円の引上げを行つた。 (三) 事業主体の財政事情を考慮し、一定要件に該当する事業主体については、補助率を高率ならしめる措置を講じた。
失業対策事業就労労務者の待遇改善に関する請願（五件）（第一四〇、一二六二、一三七二、一七七一、一八三七号）	同	一、請願第一四〇号について (一) 失業対策事業の賃金単価を二〇円の引上げを行つた。 (二) 昭和三十二年度予算において、前年度とほぼ同額の失業対策事業関係費を計上した。 (三) 適格基準の拡大は困難である。 (四) 失業保険法の一部改正により、第一級の保険金日額を二〇〇円に引上げた。なお、待期期間の短縮は保険金日額の引上げに伴う保険経済の推移を考慮しつつ検討中である。 (五) 国民生活の実態に即応するよう改訂した。 (六) 目下調査検討中である。 二、請願第一二六二号について (一) は前項(一)、(三)に同じ (二) は前項(一)に同じ (三) 昭和三十二年度予算において、事業主体の財政事情を考慮し、一定要件該当の事業主体については、国庫補助率を高率ならしめる措置を講じた。なお、失業事業就労者の月間就労日数の増加は現在の失業情勢上困難である。 (四) 就労日数の増加、賃金増給等特別の行政措置を講じた。 (五) 目下調査中である。 (六) 今後とも制度の改善に関しては充分検討することとしたい。 三、請願第一三七二、一七七一号について (一) 第一項(一)に同じ。 (二) 失業事業就労者の月間就労日数増加は、現在の失業情勢においては困難である。 (三) 失業者の合理的就労をはかる見地から認められない。 (四) 第一項(四)に同じ。 (五) 目下調査検討中である。 (六) 昭和二十二年四月一日から従来の保護基準を六・五％引上げ、国民生活の実態に即応するよう改訂した。 四、請願第一八三七号について (一) 第一項(一)に同じ。 (二) 第三項(二)に同じ。 (三) 第一項(四)に同じ。 (四) 傷病手当金制度を創設することについては、目下調査検討中である。 (五) 国民生活の実態に即応するよう保護基準を改訂すると共に、母子加算の引上げを行つた。

日雇労働者の賃金値上げに関する請願（第五四七号）	同	(一)　昭和三十二年度予算で失業対策事業就労者の賃金単価を二〇円の引上げを行つた。 (二)　昭和三十二年度予算において、前年度とほぼ同額の失業対策関係費を計上し、民間公共事業への就労を含め月間二十一日の日数を確保するよう措置した。 (三)　夏期三日分、年末七日分の就労日数の増加、賃金増給等の特別の行政措置を講じた。
失業保険法施行規則第四十六条の二及び三改正等に関する請願（第一二九七号）	同	(四)　失業保険法の一部改正により第一級の保険金日額を二〇〇円に引上げた。なお、待期期間の短縮は、保険金日額の引上げに伴う保険経済の推移を考慮し検討中である。 (五)　傷病手当金制度を創設することは検討中である。 (六)　適格基準の撤廃は現下の失業情勢下において失業者の合理的就労をはかる見地から認められない。
駐留軍宿舎要員に労働基準法等適用の請願（四件）（第一九五六、一九五七、一九五八、一九五九号）	同	一、口頭の届出によることとすれば厳正な失業の認定が不可能となり、それが不正受給の原因ともなるので現在の取扱を改めることは適当ではない。 二、今後人員の増加については努力したい。 三、現施設に対する施設の改善については、北海道庁とも協議の上できる限り考慮することとしたい。
大工職等の社会保障に関する請願（九件）（第一〇二四、一一六四、一一七〇、一二六一、一二六九、一三四二、一四二二、一四八七号）	同	労働基準法及び健康保険法等の社会保険法を適用することはできない。
山形県野川総合開発木地山ダム建設促進に関する請願（第三六号）	同	一、現行の制度においては、これらの大工、左官等を労災保険及び失業保険の被保険者とすることは困難である。 二、未だ健康保険を実施していない市町村もあるのでその普及については、鋭意努力中である。 なお、保険料を本人全額負担として社会保険制度を確立することについては研究する。
長野県信濃川水系砂防工事促進に関する請願（第九一八号）	同	野川（木地山ダム）は昭和三十二年度において実施計画調査費一五、〇〇〇千円の予算をもつて調査を行うことになつている。これは事業施行の前提としての精密調査であつて来年度は事業化できるよう努力したい。
災害復旧国庫負担金交付促進に関する請願（第一七〇九号）	同	継続事業として、昭和三十二年度においても引き続き工事を実施する予定である。
瀬戸内海沿岸地帯の地盤変動対策事業促進に関する請願（第二〇三五号）	同	今後とも国庫負担金の増額をはかり、すみやかに交付するよう努力する方針である。
下水道事業費国庫補助に関する請願（第三六一号）	同	今後とも予算の増額に努力し、成るべく短期間に事業の完成をはかりたい。
		昭和三十二年度においては、一部公共事業費をも充当することとなつたのであるが、事業主体からの要望もあり、今後一層努力したい。
都市施設整備街路事業山形県天童温泉線事業認可に関する請願（第六四〇号）	同	昭和三十二年度から国庫補助事業として実施中である。

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

参議院会議録第二十七号中正誤

五八五ページ二段一五行の次に西郷吉之助君を加える

参議院会議録第二十八号中正誤

ページ	段	行	誤	正
五八	三	末	逆当	適当
五八九	五	終りから七	地方、	他方、
五九八	四	〃 一六	表名	表明
六〇四	三	一五	徴量	徴量
〃	四	終りから六	増進	推進

定価一部十五円（但し良質紙は二十円）（配送料共）
発行所　大蔵省印刷局　東京都新宿区市谷本村町一五　電話九段（33）三一一一番　官報課